

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月29日提出
【事業年度】	自 2008年1月1日 至 2008年12月31日
【会社名】	ファイザー・インク (Pfizer Inc.)
【代表者の役職氏名】	副社長、コーポレート・ガバナンス主任顧問兼準法律顧問 マシュー・レポー (Matthew Lepore, Vice President, Chief Counsel-Corporate Governance, Assistant General Counsel)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国10017-5755 ニューヨーク州 ニューヨーク、イースト42番ストリート 235 (235 East 42nd Street, New York, NY 10017-5755, U.S.A.)
【代理人の氏名又は名称】	東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー＆マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 近 藤 浩
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区永田町二丁目13番10号ブルデンシャルタワー 東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー＆マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業)
【電話番号】	(03)5157 - 2700
【事務連絡者氏名】	弁護士 望 月 健 弁護士 松 田 貴 男
【連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目13番10号ブルデンシャルタワー 東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー＆マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業)
【電話番号】	(03)5157 - 2700
【縦覧に供する場所】	なし

- 注(1) 本書において、文脈上別段の指示がある場合を除き、「当社」、「ファイザー」、「ファイザー社」とは、文脈に応じてファイザー・インクまたはファイザー・インク及びその子会社を指す。
- 注(2) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「米ドル」及び「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1米ドル＝96.48円の換算率（平成21年5月29日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場仲値）により換算されている。
- 注(3) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

1 【会社制度等の概要】

(1) 当社が属する国及び州における会社制度

当社を規制する法体系は、アメリカ合衆国連邦法及びデラウェア州法である。アメリカ合衆国連邦法は、独占禁止、破産、労使関係、有価証券及び税務に関する法律を含む、会社の事業活動の広範囲にわたって影響を及ぼしている。アメリカ合衆国の連邦証券関係諸法の施行は、アメリカ合衆国証券取引委員会(SEC)がこれを司っているが、同法は、その数多い役割の一つとして、詐欺的手段による有価証券の提供及び販売を禁ずるものである。またSECは、当社を含む株式公開会社に対し、定期的に財務その他の報告をSEC及び株主に行うことを要求している。

アメリカ合衆国においては、会社は、一般に州法に基づいて設立される。当社は、デラウェア州の法律に基づいて設立されたが、このデラウェア州一般会社法（以下「デラウェア会社法」という。）は会社に関する様々な法律を一つに編纂したものである。以下は、デラウェア会社法並びに当社の基本定款及び付属定款の骨子である。

(a) 基本定款及び付属定款

デラウェア州の会社は、デラウェア州州務長官に基本定款を届け出ることによって設立される。基本定款は、最低限、会社の基本的事項 - 名称、デラウェア州における登録営業所、事業目的、授權資本株式数及び（もしある場合には）株式の種類またはクラスを定めなければならない。基本定款の他に、会社は、その事業、事務処理、権利及び権限、並びにその株主、取締役、その他役員または従業員の権利及び権限について、基本定款の規定並びに適用される州法及び連邦法と矛盾しない種々の規定を内容とする付属定款を採択しなければならない。

(b) 株式の種類

デラウェア会社法には、会社は、その基本定款に定めるところに従って、一種または数種の株式を発行することができる他、株式を発行する場合には額面株式としても無額面株式としてもこれを発行することができ、また基本定款に定める議決権株式としても無議決権株式としてもこれを発行することができ、さらに基本定款の規定、その修正に定めのある、あるいは基本定款の明示規定に従って取締役会により承認された名称、優先権、関連する権利、利益への参加権、選択的権利その他の特別な権利、条件、制限または制約付きの形で発行することができると定められている。基本定款に別段の定めがない限り、株式はその所有株式1株につき1議決権を有する。会社は、基本定款に定められた授權枠内において株式を発行することができる。当社の株式の引受の対価は、取締役会が決定するが、額面株式のときに額面未満の価格とすることを禁じる制限がある。

(c) 株主総会

定時株主総会は、取締役の選任及びその他業務の適宜処理を目的として、会社の付属定款に定めるところに従って開催される。臨時株主総会は、取締役会の決議によってこれを招集することができる他、基本定款または付属定款に定めるところに従ってこれを招集することができる。会社は、取締役会の決議によって、総会の前10日以上60日以下の日を、株主総会において議決権行使できる株主を確定するための基準日とすることができる。その基準日に名簿に登録されている登録株主が議決権を行使できる。株主総会の法律上の定足数は、付属定款に別段の規定がない限り、議決権のある株式の過半数を有する株主が自らまたは代理人によって出席すれば、満たされる。但し、いかなる場合でも定足数を議決権のある株式の3分の1に満たない株式の株主としてはならない。

(d) 取締役会

デラウェア会社法に基づいて設立された会社の場合には、基本定款に別段の定めがある場合を除き、その事業の管理運営は取締役会がこれを司る。一般に取締役会には、デラウェア会社法、基本定款及び付属定款によって課されている制限の範囲内において、会社の事業の管理運営に関しては広範囲な裁量が認められている。取締役は、各定時株主総会において選任される。取締役の死亡、辞任または定員の増加によって欠員が生じたときは、その状況に応じて株主が定時株主総会またはその目的で招集された臨時総会において、または取締役会が自ら、空席を補充すべき取締役を選任することができる。基本定款または付属定款で認められている場合には、取締役はこれを2つまたは3つのグループに分割することができ、2つ以上のグループがあるときには、グループごとに任期をずらすことができる。取締役は、理由の有無を問わず、株主の過半数の議決によって解任され得る。但し、取締役がグループに分けられているときには、基本定款に別段の定めのない限り、株主は取締役を理由のあるときにのみ解任できる。

取締役会は、基本定款及び付属定款の定めるところに従ってこれを招集する。基本定款または付属定款で特に制限されていない限り、取締役会に義務づけられまたは許されている全ての決定は、全取締役の書面による同意に基づきこれを有効に決議することができる。

(e) 委員会

基本定款または付属定款に規定のあるときには、取締役会は、1人以上の取締役が構成する委員会に、一定の権限を委譲することができる。

(f) 役員

デラウェア会社法に基づいて設立された会社は、付属定款または取締役会の議決により決定された役職及び職務付きの役員を設置することができる。会社の日常の業務執行を担当する役員は、通常取締役会の決議によって選任される。各役員の権限は、付属定款に定められ、または取締役会が認めたものとされる。

(2) 当社の基本定款及び付属定款に規定する会社制度

当社の会社制度は、アメリカ合衆国連邦法及びデラウェア州法によって決せられるほか、当社の基本定款及び付属定款により定められている。当社の基本定款及び付属定款の現在の概要は、次のようなものである。

(a) 株式

() 発行可能株式総数

当社の発行可能株式総数は、1株当たり額面金額0.05ドルの普通株式12,000,000,000株と、無額面優先株式27,000,000株からなる。

() 普通株式

普通株式1株につき1議決権が与えられる。普通株式の株主は、デラウェア会社法の規制の範囲内で、取締役会の定めるところに従って配当の支払いを受けることができる。

() 優先株式

デラウェア会社法及び当社の基本定款に従うことを条件として、当社は、優先株式について1以上のシリーズで発行することが許されている。取締役会は、その権限により、各シリーズに含まれるべき株数を設定し、そのシリーズに関する議決権、名称、優先権、関連する権利、利益参加権、選択的権利、その他の権利及びそれらの権利の条件、制限、制約について決定する。

() 株券

当社の株券の形式は、基本定款に反しない範囲で取締役会がこれを定める。

() 基準日

取締役会は、株主総会の招集及び散会の通知を受領し、当該総会において議決権を行使できる株主、配当その他分配金の支払いもしくは権利の付与を受けることのできる株主、または株式の変更、転換、交換に関する権利を有する株主を決定するため、もしくはその他の適法な行為をなすことをその目的として、予めある日をもって基準日と定めることができる。この基準日は、株主総会開催日の前60日を超えてはならず、かつ10日を下回ってはならない。また他の全ての行為については、その前60日を超えてはならない。

(b) 株主総会

() 定時株主総会

取締役の選任及びその他株主総会前に適切に提示される議事の処理を行うための株主総会は、取締役会が定めるデラウェア州内外のいずれかの場所において毎年取締役会の定める日時及び場所で開催される。

() 臨時株主総会

臨時株主総会は、取締役会会長または過半数の取締役が、何時でもこれを招集することができる。

() 総会通知

全ての株主総会の通知は書面により、総会の開催される場所、日時及び臨時株主総会の場合にはその招集目的を記載し、会日の60日前以内かつ10日以上前に、郵便またはその他付属定款の定める方法により、当該総会日において議決権を有する各株主になされる。

() 定足数

法律に別段の定めのある場合を除き、当該株主総会において議決権を有する発行済株式の過半数を有する株主の、本人または代理人による出席が定足数を構成する。

() 議事の運営

議長は、いかなる株主総会においても、取締役会で定めた規則に反しない範囲において、投票及び議事の運営方法をはじめとする議事次第並びに手続に関し決定権を有する。

() 投票

株主総会において議決権を行使できる株主は、普通株式1株に1議決権を本人または代理人により行使できる。転換優先株式については、かかる優先株式が転換可能な普通株式1株につき1議決権を行使することができる。全ての議決は、法令、定款または附属定款に定めのある場合を除き、その場の議決権の過半数によってなされる。株主は定時または臨時株主総会以外の場において、いかなる法律行為をなすこともできないばかりか、書面による同意に基づく法律行為もこれを為すことができない。

(c) 取締役会

(i) 員数

当社の事業は、取締役会の指示に基づき運営される。取締役の員数は、最少10人、最大24人とするが、取締役数は、その時点で就任する取締役の過半数の決議により、この範囲内で変更することができる。

() 任期

各取締役は、その取締役の後任者が選任され取締役としての資格を授与されるまで、またはその取締役が辞任するまでもしくはその取締役が解任されるまで、その地位を保持する。

() 欠員

取締役欠員が生じた場合あるいは何らかの理由で増員する場合、その時点において在任する取締役の過半数の選任により補充することができる。

() 定時取締役会

定時取締役会は、取締役会が指定した日にデラウェア州内外において開催される。各定時取締役会の通知はこれを行う必要はない。

() 臨時取締役会

臨時取締役会は、取締役2名の書面要請により、取締役会長、1名の取締役会副社長もしくは社長、または秘書役がこれを開催する。臨時株主総会の通知は、手渡し、電話、電信、第1種郵便または電報により各取締役に対してこれを発しなければならない。通知が郵便により発せられる場合、少なくとも当該臨時取締役会の開催日の48時間前にこれを投函しなければならない。手渡しあるいは電話もしくは電報の場合には、当該臨時取締役会開催24時間前までの通知が必要となる。

法律、基本定款、または付属定款に別段の規定のない限り、臨時取締役会においてはいかなる議題でも処理することができる。

() 定足数

授權取締役数の三分之一が取締役会の定足数である。

議決時に定足数に達する出席がある場合、出席している取締役の過半数の賛成投票により、議題は可決される。但し、法律、基本定款または付属定款によって別段の定めがある場合にはこの限りでない。

(d) 委員会

取締役会は、その過半数の決議により、1名以上の取締役から構成される委員会を設置することができる。各委員会は、取締役会の議決又は付属定款による授權の範囲内で、デラウェア会社法の制限を受け、取締役会の有する当会社のあらゆる事業活動及び事務に関する管理・運営を行う権限を行使する。

(e) 役員

当社の役員は、取締役会会長及び/または社長、1名以上の副社長、コントローラー1名、トレジャラー1名、秘書役1名である。これに加えて当社は、その他の役員を設けることができるが、これには取締役会により別途規定される場合を除き当社の取締役ではない1名以上の副会長が含まれる。付属定款の規定に従って選任された場合を除いて、役員は取締役会により選任される。取締役会は、会社の事業遂行上必要と判断した場合には、その必要とされる役員を選任し、あるいは選任の手続について定めることができる。これらの役員の権限及び責務については、付属定款の定めるところにより、あるいは取締役会が随時これを決定する。

(i) 取締役会長

取締役会長は、その出席する全ての株主総会及び取締役会の議長を務める。取締役会長は、取締役会または付属定款で随時定める内容のその他の権限及び責務を有する。

() 社長

社長は、取締役会長または（在職している場合には）副会長が不在の場合に、取締役会の議長を務める。社長は、その他、取締役会が随時定める内容の権限及び責務を有する。

() 副社長

副社長は、取締役会、取締役会長、社長または付属定款が随時定める内容の責務を有する。

() 秘書役

秘書役は、取締役、委員会及び株主の全ての集まりについて、その議事録を作成しなければならない。秘書役は、付属定款の規定に従い、株主総会及び取締役会の必要な通知を行う。秘書役は、その他、取締役会長、取締役会または付属定款により定められた内容の責務を有する。

() 財務役

財務役は、当社の資金及び有価証券を保管する。財務役は、当社の附属定款で定めるまたは取締役会長、社長により割り当てられた職務を遂行し、取締役会で別途定める場合を除き、財務役の職務に一般的に付随する権限及び職務を有する。

() コントローラー

コントローラーは、当社の財産及び業務上の取引につき、その適性かつ正確な記録を作成し、保管しなければならない。コントローラーは、その他、取締役会会長、社長、取締役会が決議または付属定款により定められた内容の責務を遂行する。

2 【外国為替管理制度】

アメリカ合衆国には、非居住者による国内法人の株式の取得並びに配当金及び清算に際しての分配資産の売却代金の海外送金に関する外国為替管理上の規制は存在しない。

3 【課税上の取扱い】

(1) アメリカ合衆国における課税上の取扱い

本項では、本報告書の日の現在の当社の株主に対する米国の所得税の重要な影響について、その概要を記述する。本項では、株主は投資目的で株式を保有するものであり、特別規則を適用される可能性のある所有者には属していないことを想定しているが、同所有者は証券ディーラー、パートナーシップもしくはパススルー主体、銀行または当社の株式の10%以上を所有するもしくは所有すると見なされる個人を含むがそれ等に限定されない。本項では、株主の特別の状況によって異なる課税上の影響については記載していない。株主は、当社の株式を特別の状況において所有及び売却することにより受ける米国の課税上の影響に関して、各自が税務顧問に相談すべきである。

日本の居住者たる株主が当社の株式に関して認識する所得には、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約（以下「2004年日米租税条約」という）の規定が適用されることがある。2004年日米租税条約の有利な規定または現行の相続税に関する条約のいずれが適用されるかは、株式を保有する日本の投資家が租税条約に基づいて日本の居住者とみなされる要件を満たしていることをアメリカ合衆国の税務当局に対し十分立証するためのアメリカ合衆国の国内法に基づく所定の手続きをとるか否か次第である。

(a) 当社普通株式に対する配当についての所得税の源泉徴収

一般的に、アメリカ合衆国の連邦所得税法に基づき、当社の普通株式に関して支払われる配当金からは、かかる配当金が株主のアメリカ合衆国における取引または事業と事実上関連性を有する場合を除き、30%の税率によりアメリカ合衆国の連邦所得税が源泉徴収されるが、関連性を有する場合には、これに代って配当金には通常のアメリカ合衆国の税率によるアメリカ合衆国連邦所得税が純額ベースで課せられる。しかしながら、2004年日米租税条約により、日本の居住者（アメリカ合衆国市民または居住者を除く）または日本の法人が実質的に所有する配当金については、適用される源泉徴収率が10%に減額される。但し、日本の実質株主がアメリカ合衆国内に恒久的施設を有し、かかる実質株主の受領する配当金が当該恒久的施設に帰属する場合には、当該実質株主に対しては通常のアメリカ合衆国の税率によるアメリカ合衆国連邦所得税が純額ベースで課せられる。

(b) 当社株式の売却に関する所得税

一般的に、当社の株式の売却に関連して日本の実質株主により認識された所得は、株式の売却により認識された利益が日本の実質株主のアメリカ合衆国における恒久的施設に帰属していない限り（株主が個人の場合、かかる個人が売却が行われた年に183日を超えてまたはその前2年間に相当な日数、アメリカ合衆国に滞在していなかった場合）アメリカ合衆国連邦所得税を免除される。

(c) 当社株式についての配当及び譲渡所得に対する州及び地方の所得税

上記(a)及び(b)に記載のアメリカ合衆国連邦所得税のほかに、日本の実質株主がアメリカ合衆国の一つ以上の州と、いく通りかの形で関連性を有している場合、かかる株主は、株式の配当金または譲渡所得に対し州及び/または地方の所得税が課せられる。一般的に、2004年日米租税条約では、外国の法人または個人に対する州または地方の課税を禁止または制限していない。日本の株主による関連性で、州または自治体の管轄権による課税を生じる形態には、法人の場合は、駐在所の維持または事業の一部をアメリカ合衆国で実施していることであり、また個人の場合は、1年の一部をアメリカ合衆国で労働または生活すること、が含まれている。

(d) 相続税

現行法によれば、当社株式の実質株主である日本人が死亡した場合には、同人の所有にかかる当社株式はアメリカ合衆国内にある財産とみなされ、アメリカ合衆国内の連邦相続税の課税対象となる。アメリカ合衆国の部分的税額控除または条約による一部軽減が、ある状況において適用される。

(2) 日本における課税上の取扱い

日本国内の所得税法、法人税法、相続税法及びその他の関連法令の遵守を条件として、かつその限度内で、日本の個人または法人は、上記(1)「アメリカ合衆国における課税上の取扱い」(a)、(b)及び(c)に記載した個人または法人の所得（個人の場合には相続財産を含む）を対象とするアメリカ合衆国の租税については、適用される租税条約に従い、日本における支払税額からの外国税額控除の適用を受けることができる。

4【法律意見】

当社の副社長、コーポレート・ガバナンス主任顧問兼準法律顧問であるマシュー・レポーより下記の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 当社は、アメリカ合衆国デラウェア州法に基づく法人として適法に設立され、有効に存続している。
- (2) 同氏の知り且つ信ずる限りにおいて、本書に記載されているアメリカ合衆国及びデラウェア州の法律に関する記述は正確である。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(上段：一株当たり金額を除き百万ドル)
(下段：一株当たり金額を除き百万円)

	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
収益	48,988	47,405	48,371	48,418	48,296
	4,726,362	4,573,634	4,666,834	4,671,368	4,659,598
当期利益	11,361	8,085	19,337	8,144	8,104
	1,096,109	780,040	1,865,633	785,733	781,873
資本金	631	608	582	535	516
	60,878	58,659	56,151	51,616	49,783
発行済み普通株式数(百万株)	8,754	8,784	8,819	8,850	8,863
純資産	68,433	65,764	71,358	65,010	57,556
	6,602,415	6,344,910	6,884,619	6,272,164	5,553,002
総資産	125,848	116,970	115,546	115,268	111,148
	12,141,815	11,285,265	11,147,878	11,121,056	10,723,559
1株当たり当期利益 - 基本的	1.51	1.10	2.67	1.18	1.20
	145	106	257	113	115
1株当たり当期利益 - 希薄化後	1.49	1.09	2.66	1.17	1.20
	143	105	256	112	115
株主持分比率	54.38%	56.22%	61.75%	56.40%	51.78%
1株当たり現金配当	0.68	0.76	0.96	1.16	1.28
	65	73	92	111	123
継続的営業活動により生じた 純キャッシュ	16,340	14,733	17,594	13,353	18,238
	1,576,483	1,421,439	1,697,469	1,288,297	1,759,602
投資活動により生じた(使用された) 純キャッシュ	(9,422)	(5,072)	5,101	795	(12,835)
	(909,034)	(489,346)	492,144	76,701	(1,238,320)
財務活動に使用された純キャッシュ	(6,629)	(9,222)	(23,100)	(12,610)	(6,560)
	(639,565)	(889,738)	(2,228,688)	(1,216,612)	(632,908)
現金及び現金同等物	1,808	2,247	1,827	3,406	2,122
	174,435	216,790	176,268	328,610	204,730
従業員数*	約115,000名	約106,000名	約98,000名	約86,600名	約81,800名

2 【沿革】

1849年	チャールズ・ファイザー・アンド・カンパニーが精製化学薬品事業を開始。ファイザー初の医学的大発明となった飲み易く糖蜜加工された駆虫薬サントニンの製造を開始。
1862年	食品・化学産業に必要な不可欠な酒石酸及び酒石クリーム在国内初生産を他社に先駆けて開始。
1868年	南北戦争中連邦軍が使用した多くの医薬品を製造。戦時中の成長に合わせてマンハッタンのウォールストリート地区メイデン・レイン81番地に新事務所を開設。
1880年	輸入レモン・ライム濃縮を使用しクエン酸の製造を開始。その後のファイザーの主要製品となると同時に成長の跳躍台となる。
1882年	合衆国の西部開拓の波に乗りイリノイ州シカゴに事務所・倉庫を開設。ファイザー初のニューヨーク州外への進出となる。
1900年	ファイザーは、ニュージャージー州に正式な基本定款を提出した。授權株式2百万ドルは、1株当たり100ドルの20,000株に分割された。
1919年	発酵によるクエン酸の大量生産に成功。これによりヨーロッパの柑橘類生産業者への依存度を軽減。
1924年	チャールズ・ファイザー・アンド・カンパニー創立75周年。従業員306名
1928年	アレクサンダー・フレミングがペニシリン黴の抗生作用を発見。ファイザーの将来に多大な影響を与える医学史上の大発見となる。
1939年	ファイザーが開発した砂糖の発酵によるクエン酸の製造により1919年では1ポンド1.25ドルだったクエン酸の価格が20セントにまで値下がり。発酵技術における先駆者としての地位を確立。
1941年	合衆国政府の要請に応え第二次大戦中の連合軍兵士の治療に必要なペニシリンの製造を拡大。ペニシリンの大量生産に尽力する企業のなかで唯一ファイザーが発酵技術を利用。
1944年	深水槽発酵によりペニシリンの大量生産に成功。世界最大の「ミラクル・ドラッグ」製造業者となる。D-Day（北フランス侵攻開始日）の連合軍のために輸出されたペニシリンの大半を製造。
1949年	ファイザー創立100周年。
1950年	ファイザーのファースト・ディスカバリー・プログラムの成果である幅広い実用性を持つ抗生物質のテラマイシン（オキシテトラサイクリン）が初の「Pfizer」銘柄製品として合衆国内で販売開始。国際市場にも進出を開始し、国際部門を設置。
1951年	キューバ、イギリス、インド、メキシコ及びプエルトリコにおいて事業を展開。
1952年	動物の疾病に対する最先端の治療技術の提供を目的として農業部門を設置。インディアナ州テラホートに初の農業部門専用の研究施設を建設。

1953年	栄養補給剤メーカーのJ.B. ローリグ・アンド・カンパニーがファイザーの傘下に、マーケティング部門の重要な一員となる。
1955年	英国における発酵工場の創業を開始。ファイザーの英国における研究開発の礎となる。日本の台糖と業務提携。1993年には吸収合併によりファイザーの100%子会社に。
1960年	コネチカット州グロトンに医療研究所を開設し、ファイザーの研究に対する更なる熱意をアピール。
1961年	10年にわたる大幅な実質成長が始まる。マンハッタンの中心街に新しい本社ビルを建設。
1971年	世界各地の医薬品、農業及び化学研究部門を統合し中央研究部門を開設。イギリス、フランス、日本およびアメリカ合衆国の研究所もその傘下に。
1972年	売上10億ドルを達成。ジョン・パワー・ジュニアが退職し、エドモンドT.ブラット・ジュニアが最高経営責任者、ジェラルドD.ローバークが社長に就任。
1980年	フェルデン（ピロキシカム）が、世界で最も良く売れている抗炎症処方薬の一つとなり、総売上高が10億ドルに到達したファイザー初の製品となった。
1988年	農業部の名称をアニマルヘルス部門に変更。以後数年間に渡りデクトマックス（ドラメクチン）などの画期的な製品を発売。
1989年	1日1回投与で効く革新的な狭心症及び高血圧用持続放出錠剤プロカードィアXL（ニフェジピン）の販売を開始。
1991年	ウィリアム・C・スティア・ジュニアが社長に任命され、1年後に最高経営責任者にも指名される。
1992年	スティアが取締役会会長に就任。ファイザーの得意分野をさらに強化する方針を固める。ゾロフト（セルトラリン塩酸塩）ノルバスク（アムロディピン・ベシレイト）及びジスロマック（アクスロミシン）を同時に量産。
1993年	医薬品業界においては最初の医薬品寄付プログラム ― シェアリング・ザ・ケア ― を開始。アメリカ合衆国内で100万人を超える対象の低所得層及び非保険加入者に医薬品を提供。
1994年	研究開発費が10億ドルを突破。
1995年	アニマルヘルス・グループがスミスクライン・ビーチャムのアニマルヘルス事業を買収。世界最大の家畜及びペット用医薬品開発・製造業者となる。
1997年	フォーチュン誌の最優秀医薬品企業に選ばれる。翌年も最優秀医薬品企業の地位を維持。
1998年	勃起不全治療を飛躍的に進歩させたバイアグラ（シルデナフィル・シトレイト）の発売によりファイザーの製品ラインアップがさらに充実。研究費が25億ドルに迫る。

2000年	ファイザーとワナーランバートが合併し新生ファイザーとなり、世界で最大手の製薬会社が誕生した。
2001年	ウィリアム・C・スティア・ジュニアは2001年1月1日最高経営責任者退任を発表し、さらに当社の年次株主総会後の4月に取締役会会長を辞任した。ヘンリー・A・マッキンネル・ジュニアがスティア氏の後任として取締役会会長と最高経営責任者を引継いだ。2001年6月、ハンク・マッキンネルは、患者、顧客、同業者、投資家、事業提携者そして我々が働きかつ生活している地域社会にとって、ファイザーが世界で最も価値の高い会社になるべくその新しい使命を発表した。
2003年	ファイザーはファルマシア・コーポレーションの取得を完了した。取得は、パーチェス会計法に基づいて株式交換で会計処理された。
2004年	ファイザーは、ダウ・ジョーンズ・アンド・カンパニーにより、世界でも最も有名な株価指標である、ダウジョーンズ工業株30種平均の構成銘柄に加えられた。ファイザーはエスペリオン・セラピューティクス・インクの買収を完了した。かかる買収はパーチェス法により会計処理された。
2005年	ファイザーはイドゥン・ファーマスーティカルズ・インクの買収を完了した。かかる買収はパーチェス法により会計処理された。 ファイザーはバイキュロン・ファーマスーティカルズ・インクの買収を完了した。かかる買収はパーチェス法により会計処理された。
2006年	転移性腎細胞がん（mRCC）を含む進行腎細胞がん及び疾患の進行または及びメシル酸イマチニブへのアレルギーに対する消化管間質腫瘍（GIST）を適応症として、経口型のマルチターゲット型チロシキナーゼ阻害剤であるスーテント（スニチニブ）の発売により、当社の誇る優れた医薬品にスーテントが新たに加えられた。 当社は、危険な院内感染または免疫不全を引き起こすイースト状真菌であるカンジダ菌による特定の感染症の新しい治療薬であるエラクシス（アニデラファンギン）を発売した。 1型及び2型成人糖尿病患者用吸入インスリンであるエクスペラ（『rDNA由来』ヒトインスリン治療法）を発売した。 成人向けの禁煙のための処方薬であるチャンティックス（バレニクリン）を発売した。 7月、当社の取締役会はジェフリー・B・キンドラーを最高経営責任者に選任した。キンドラーは、取締役会会長ハンク・マッキンネルの後任となった。 12月、当社の取締役会は、当社の最高経営責任者であるジェフリー・B・キンドラーをハンク・マッキンネルの後任の取締役会会長に任命した。 12月、当社は、当社のコンシューマー・ヘルスケア事業のジョンソン・エンド・ジョンソンへの166億ドルの売却を完了した。

2007年 1月、当社は、エンブレックス・インクの買収を完了した。

2月、当社は、バイロレクス・ファーマシューティカルズ・コ＝ポレーションの買収を完了した。

2009年 1月、当社は、1株当たり50.19ドル、総額680億ドルの価格で2009年1月26日に評価された現金及び株式の取引により、ワイスを買収する最終合併契約を締結した。ファイザー及びワイス両社の取締役会は、当該取引の実行を2009年度第3四半期末または第4四半期中に終結させる見込みである。

日本における活動：

1955年 台糖ファイザー株式会社、大阪市東区に誕生 資本金 1 億円、従業員278名、取締役会長に武智勝、社長に益田克信、専務取締役にC.A. ブラムが就任
主力製品はテラマイシン、テトラシン、ペニシリン、食品添加物

1956年 テラマイシン培養工場（神戸）完成、初の国内一貫生産を開始
自社販売網の確立に踏み切る 東京、大阪、広島に営業所を設置
初のプロパー（現在はMR）要員 7 名入社
本社を東京に移す

1958年 飼料添加物、動物薬市場に進出、
TM-5、TM-10、テラエッグを飼料店を通じて発売

1965年 より印象を強めるために1つのマークのみ使用。世界にはばたく企業を目指すことから、ファイザーグループ共通のオーバルマークを選択

1967年 名古屋工場完成 発送センターを名古屋に一本化

1971年 社長に紫野巖が就任

1973年 名古屋工場基礎生産設備の大幅増強を完了、
公害防止設備も完成

1974年 本社を新宿三井ビルに移転

1975年 薬局向医薬品分野（OTC）に本格進出

1983年 持株比率変更、ファイザー社100%出資になる

1985年 中央研究所を完成
医療機器部門（ハウメディカ事業部）を新設

1989年 社名変更 台糖ファイザーからファイザー製薬へ
深在性真菌症治療剤ダイフルカン発売

1990年	無限の可能性と革新性を表現するため、「f」の下部がオーバルをつき破る力強いデザインに変更
1991年	社長に谷口準が就任、紫野巖は会長に就任
1992年	(財)ファイザーヘルスリサーチ振興財団設立
1993年	持続性Ca拮抗薬 高血圧症・狭心症治療剤ノルバスク発売
1995年	売上高1000億円達成
1996年	基礎生産工場増設 お客様相談室開設
1997年	社長にレスリー・R・パターソンが就任、谷口準は会長に就任 中央研究所拡張計画発表 新経口製剤工場完成

3【事業の内容】

ファイザー・インク（以下「当社」という。）は、研究開発指向型の世界規模の製薬会社である。当社は、人間及び動物用の代表的な処方薬の発見、開発、製造及び販売を行っている。

当社は、1942年6月2日にデラウェア州法に準拠して設立された。

2004年2月、当社は、エスペリオン・セラピューティックス・インク（以下「エスペリオン」という。）を買収した。かかる買収はパーチェス法により会計処理された。エスペリオンは、心血管疾患治療の為に高比重リポタンパク質(HDL)（善玉コレステロール）に照準を当てた治療法の開発を重点的に行っている生物医薬品会社である。

2005年9月、当社は、新しい抗感染薬の開発を重点的に行っている生物医薬品会社であるバイキュロン・ファーマシューティカルズ社を買収した。かかる買収はパーチェス法により会計処理された。

2006年2月、当社は、エクスペラ（吸入インスリン製剤）の全世界における権利、並びにかつて当社とサノフィ・アベンティス社が共同で所有していたドイツのフランクフルトに位置するエクスペラ・インスリン製造施設をサノフィ・アベンティス社より取得した。かかる買収はパーチェス法により会計処理された。2007年度第3四半期、当社は、エクスペラ事業からの撤退を決定し、合計28億ドル（税引後21億ドル）の費用を計上した。

2006年5月、当社は、中枢神経系に対するいくつかの新製品候補を有する生物製剤会社であるRinat Neurosciences Corp.の買収を完了した。かかる買収はパーチェス法により会計処理された。

2006年12月、当社は、インフルエンザ及び慢性ウィルス疾患の治療用DNA基盤ワクチンの新生科学を専門とする英国企業パウダーメッド・リミテッドの買収を完了した。

2006年12月、当社は、当社のコンシューマー・ヘルスケア事業を166億ドルでジョンソン・アンド・ジョンソンに売却した。2006年度通年のコンシューマー・ヘルスケア事業の収益は40億ドルであった。

2008年1月、当社は、Toll様受容体の研究開発に最重点を置いた免疫療法を専門分野とするコーリー・ファーマシューティカル・グループを買収した。かかる買収はパーチェス法により会計処理された。

2008年1月、当社は、がん及び代謝に関する前臨床研究を重点的に取り組む生物治療技術の研究及び技術プラットフォームの開発を行う非公開会社コブックス・リサーチ・LLCの買収を完了した。かかる買収はパーチェス法により会計処理された。

2008年6月、当社は、肺動脈高血圧症の治療を専門とする生物医薬品会社エンサイシブ・ファーマシューティカルズ・インクの買収を完了した。かかる買収はパーチェス法により会計処理された。

2008年6月、当社は、熱ショックタンパク質90の開発ポートフォリオを有する株式非公開のバイオテクノロジー会社であるセレネックス・インクの買収も完了した。かかる買収はパーチェス法により会計処理された。

2009年1月26日、当社が同日の価格1株当たり50.19ドル（総額680億ドル）で、同日に評価された現金及び株式による取引でワイスを買収する最終合併契約を締結したことを発表した。当社及びワイスは、ワイスの株主、政府や規制当局の承認、取引に係る負債による資金調達に関する条件の充足その他通常の慣行である終結のための各種条件に従い、当該取引の実行を2009年第3四半期末または第4四半期中に終結させる予定である。

事業セグメント

当社は、医療用医薬品及びアニマルヘルスの2つの事業セグメントで運営している。

当社は、ゼラチン・カプセルの製造、委託製造及び大量医療薬品を含むその他いくつかの事業も営んでいる。その事業規模により、これらは当社のセグメント情報の「全社／その他」の分野として扱われている。

2008年度、2007年度及び2006年度のセグメント毎の収益及び関連財務情報の比較は、連結財務諸表に対する注記20の「事業別及び地域別収益情報」のセグメント別の表及び治療領域別収益情報の表に記載されている。

当社が事業を展開しているほとんどの国において、当社の事業は厳しい規制を受けている。米国の場合、当社事業の主要規制当局は食品医薬品局（以下「FDA」という。）である。FDAは、当社が提供する製品の安全性及び効能、研究の質、製造工程、販売促進活動、宣伝及び製品表示について規制を行っている。他のほとんどの国においても同様の規制が存在し、また多くの国で政府による価格統制が行われている。後述の「政府規制及び価格統制」を参照のこと。

医療用医薬品

当社の医療用医薬品事業は、世界最大の医薬品事業である。毎年世界中で100百万人を超える人々がより長くより健康に生活できるよう支援し、11の治療分野の医薬品をもって、現代で最も一般的で最も治療するのが困難な疾患の多くを治療し予防する手助けを行っている。当社製品には、心血管代謝疾患、中枢神経系疾患、関節炎痛、呼吸器感染症、泌尿生殖器疾患、がん、眼病及び内分泌不良の治療に関わる製品が含まれている。

2008年度の医療用医薬品の売上高は442億ドルで、2007年度の売上高より若干減少したが、これはノルバスク（2007年3月）、ジルテック（2008年1月にファイザーは販売を停止した）及びカンプトサル（2008年2月）の米国における独占権が喪失したことによるものであった。リリカ、スーテント及びセレブレックス等の特許権により保護された製品の広範囲にわたるポートフォリオ全体の堅調な業績、並びに外国為替の好影響により、これらの減少は一部相殺することができた。当社の総収益に占める当該セグメントの収益は、2008年度は91.5%、2007年度は91.8%、2006年度は93.2%であった。2008年度、リピートル、リリカ、セレブレックス及びノルバスクは、それぞれ20億ドル超の売上高を、パイアグラ、キサラタン／ザルコム、デトロール／デトロールLA、ザイボックス及びジオドンは、それぞれ10億ドル超の売上高を計上した。後述の表「収益 — 医療用医薬品主要製品」を参照のこと。

当社の主要な医薬品製品及び最近承認された製品の一部は、以下のとおりである。

心血管代謝疾患

- ・ 高コレステロール血症の治療薬であるリピトールは、最も広く使用されているコレステロールを低下させる治療薬であり、世界のあらゆる種類の医薬品中、最も売れている製品である。
- ・ 高血圧症の治療薬であるノルバスクは、2007年3月に米国における独占権が喪失し、カナダを除きその他のほとんどの主要市場で特許が満了した。
- ・ カデュエットは、心血管系疾患予防の為のリピトール及びノルバスクを単一の錠剤に配合した医薬品である。
- ・ チャンティックス/チャンピックスは、ほぼ10年ぶりの禁煙のための新処方薬であり、現在世界のほとんどの地域で利用可能である。米国における最近の製品ラベル表示法の変更を含むチャンティックス/チャンピックスに関する詳細は、後述の「医療用医薬品 - 代表的な製品について」を参照のこと。

中枢神経系疾患

- ・ リリカは、2005年にFDAにより承認され、成人の局所的発作症状の付加療法として、また痛みを伴う糖尿病末梢神経障害及びヘルペス発症後神経痛という最も一般的な2つの神経因性疼痛の治療用として販売された。2007年6月、リリカは、米国において、最も一般的な慢性疼痛のひとつである線維筋痛の抑制を適応症として承認され、その後販売された。この承認は、従来FDAが承認した治療法がなかった衰弱性疾患に苦しむ5百万人の米国人にとって、画期的な進歩となった。リリカはまた、神経因性疼痛、一般的な不安傷害及び限局的に発現する癲癇性発作を患う成人の付加療法として、米国外でも販売されている。米国におけるラベル表示の変更予定等のリリカについての詳細は、後述の「医療用医薬品 - 代表的な製品について」を参照のこと。
- ・ 向精神薬ジオドン/ゼルドックスは、統合失調症及び双極性障害に関連した急性躁病の治療用であるドーパミン及びセロトニン受容体拮抗薬である。ジオドンは、経口カプセル及び即効性のある筋肉注射のいずれでも入手可能である。
- ・ エーザイ株式会社が発見及び開発したアリセプトは、アルツハイマー病の症状を治療する世界有数の医薬品である。当社は、米国やその他数ヶ国でエーザイとアリセプトの共同販促を行っており、また一部のその他の国々ではアリセプトの独占的販売実施権を有している。

関節炎痛

- ・ セレブレックスは、関節炎痛、炎症性関節炎及び急性疼痛の治療薬である。2005年7月にFDAにより、2007年2月にヨーロッパにおいて、脊髄炎の一種である強直性脊椎炎の治療薬として承認された。また2006年12月に米国において、若年性関節リウマチの治療薬として承認された。

呼吸器感染症

- ・ ブイフェンドは、一部の重篤の及び潜在的致死性の真菌性感染症、食道カンジダ症並びに（白血球数が低下していない）非好中球減少症患者の血液感染症に対し、経口または点滴により投与可能な治療薬である。錠剤を嚥下できない患者用の経口懸濁液剤型も利用可能である。
- ・ エラクシスは、血液、胃または食道内の重篤なカンジダ性（イースト菌）感染症の治療に使用される抗真菌性抗生物質注射剤である。エラクシスは、2006年に米国で、2008年にはヨーロッパで患者に利用可能となった。
- ・ ザイボックスは、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌として知られる薬剤耐性細菌による院内肺炎及び複合皮膚感染症の治療薬である。ザイボックスは、静脈注射、錠剤及び経口懸濁液の剤型で使用される。
- ・ セルゼントリーは、10余年ぶりの新しいクラスの経口HIV治療薬であり、CCR5拮抗薬として知られている。CCR5拮抗薬は、ウイルスがT細胞に入り込む際の主要経路であるCCR5コレセプターを遮断することによって作用する。その他全てのクラスの経口HIV治療薬はいずれも細胞内でウイルスと戦うが、セルゼントリーは、細胞の外面でR5ウイルスを阻止し侵入を防ぐ。米国及びヨーロッパでは2007年に、日本では2008年に承認された。適応は、ウイルス複製が証明されかつ複数の抗レトロウイルス薬耐性のHIV-1菌株を有する、CCR5指向性のHIV-1のみが検出された治療歴のある成人感染者に対する抗レトロウイルス治療の併用治療である。

泌尿生殖器疾患

- ・ バイアグラは、勃起不全（ED）治療薬であり、世界で最も認知されている医薬品ブランドである。
- ・ デトロールは、過活動膀胱の治療薬として世界の代表的な製品である。デトロールLAは、1日1回服用の拡張型放出剤型である。
- ・ Toviazは、切迫尿失禁、尿意逼迫及び頻尿の症状を伴う過活動膀胱治療用のファイザーが提供する最新治療薬である。これは1日1回投与し2種類で利用可能であり、柔軟性のある投与を通じて治療効果を最大限に高める能力を医師及び患者に対し提供する。Toviazは、2007年4月にヨーロッパで、2008年10月に米国で承認された。現在ヨーロッパの15カ国で販売されており、2009年前半には米国でも販売が開始される予定である。

がん

- ・ 米国外の多くの国においてカンプトという名称で販売されているカンプトサルは、5 - フルオロウラシル及びロイコボリンの合剤で転移性結腸直腸がんの一次治療に適応される。カンプトサルの米国における基本特許は、2008年2月に特許期間が満了した。
- ・ スーテントは、抗血管形成活性と抗腫瘍活性を併せ持ち、腫瘍への血液供給を阻害するための経口マルチターゲット型チロシキナーゼ阻害剤である。スーテントは、転移性腎細胞がんを含む進行腎細胞がん及び病勢進行後のまたはメシル酸イマチニブ抵抗性の消化管間質腫瘍（GIST）を適応症として、FDAにより承認され、2006年1月に米国で発売された。2007年1月、スーテントは、EUにおける完全な製造承認、及びGISTの二次治療としての適用承認と同様に、進行腎細胞がん及び／または転移性腎細胞がんの一次治療の延長として適用承認を得た。日本においては、耐性によるイマチニブ療法が不成功となった後のGIST治療並びに治癒的切除及びmRCCに適応としない腎細胞がん治療について、2008年4月に承認された。

眼病

- ・ キサラタン／ザルコムは、世界有数のブランド医薬品であり、開放隅角緑内障及び高眼圧症の治療薬である。キサラタンとベータ遮断薬ティモロールの固定配合薬であるザルコムは、現在米国外で入手可能である。

内分泌疾患

- ・ ジェノトロピンは、世界の代表的なヒト組換え成長ホルモン剤である。成長ホルモン欠損症を患う成人のみならず、成長ホルモン欠損症による小人症、ブラダーウィリー症候群、ターナー症候群、子宮内発育遅延症候群、成人ホルモン分泌不全（米国のみ）及び慢性腎不全（米国外）の治療用として子供へ処方されている。

アニマルヘルス

当社のアニマルヘルス事業は、世界最大のアニマルヘルス事業である。当社は、家畜及びペット動物の病気予防及び治療のための製品を発見、開発及び販売を行っている。2008年度のアニマルヘルス事業による収益は、7%増加し28億ドルとなったが、これは主にレボリューション／ストロングホールド、ドラキシン及びその他の製品の継続した業績、並びにコンベニア（犬猫用の単回投与抗生物質）、セレニア（犬用嘔吐防止・治療薬）及びインプロバック（雄豚腐敗予防ワクチン）等重要な新製品の発売及び当社に有利な外国為替の影響によるものであった。

当社が販売している製品は、下記の製品を含む寄生虫駆除剤、抗炎症薬、抗生物質、ワクチン、嘔吐防止薬及び肥満抑制薬である。

寄生虫駆除剤は、ペット動物用のアニマルヘルス市場最大のセグメントであり、主にノミ及びフィラリア等の寄生虫の駆除薬が含まれる。当社製品レボリューション／ストロングホールドは、最も売上の高い犬猫用の寄生虫駆除剤である。

リマダイルは、犬の変形性関節症と軟組織整形外科に関連した疼痛及び炎症を緩和するものである。リマダイルは、獣医が処方する唯一の関節炎治療薬で、チュアブル錠、通常のカプセル及び注射剤型がある。

クラバモックス/シニュロックスは、犬猫用の皮膚及び軟組織の感染症に対する抗生物質である。

当社の家畜用ワクチン群は広範囲に及び、豚の肺炎予防に使用される単回投与ワクチンであるレスピシュアワン/ステラミューンワン、並びに牛の生殖器、呼吸器保護用ワクチンであるボビシールド・ゴールドが含まれる。2008年度、ボビシールド・ゴールドが、皮下投与、ウシ呼吸器合胞体ウイルス感染症予防に使用される単回投与ワクチン、及び子牛の持続感染予防について認可を受けた。

デクトマックスは、食肉牛の体内及び体外寄生虫の駆除及び制御薬であり、注射タイプと口から注ぐタイプがある。

ドラキシンは、牛や豚の感染病治療において有効性があり便利な単回投与抗生物質である。2008年度、ドラキシンは、モラクセラ・ボービスによるウシ伝染性角結膜炎の治療及びウシ腐蹄症（壊死桿菌及びポルフィロモナス種によって引き起こされる）治療について追加適応症が、また豚における呼吸器疾患の適応症に関する標的病原体リストへのマイコプラズマ肺炎原因菌の追加が認められた。

エクシードは、乳牛、食肉牛及び豚の感染病を治療する有効性があり便利な単回投与抗生物質である。2008年度、エクシードは、ウシ腐蹄症治療についての追加適応症が認められた。

研究及び製品開発

当社の研究開発業務のもたらす革新は、当社の成功に非常に重要である。当社の目標は、充足されていない主要な医療ニーズに対応する画期的な製品を発見、開発し、市場に導入することにある。この目標は、当社の多額の研究開発投資によって支えられている。当社は、2008年度は79億ドル、2007年度は81億ドル、2006年度は76億ドル、を当社の医療用医薬品及びアニマルヘルス事業の研究開発に費やした。

当社は、社内研究の他、第三者との契約、大学及びバイオ技術関連企業との連携を通じて、また他の製薬会社と協力して研究を行っている。当社はまた、事業取得、ライセンス契約またはその他の取決めにより、第三者が開発した有望な化合物及び革新的技術を追求め、当社の発見もしくは開発過程または開発計画のみならず当社の製品ラインに組み入れることも行っている。

新薬の発見及び開発は、多大な時間と費用を要し、予測不能である。平均的には、研究者が発見する何千もの化合物の内、薬品として承認を受けるため十分な医学的有効性及び安全性の両方が立証されるのはたった1つである。初期の発見から開発を経て規制当局の承認に至る過程は、10年以上を要する場合がある。新薬候補はこの過程のいかなる段階においても失敗する可能性があり、研究に何年も費やしたとしても、規制当局の承認を取得できない場合もある。

当社の研究に対する投資は、あらゆる開発段階にある医薬品化合物数により成果があったと確信している。2008年度末現在、84の新しい分子体及び22の製品ライン拡大を含め、当社は、106件の開発段階のプロジェクトに取り組んでいる。さらに、当社は170件を超える創薬段階にあるプロジェクトを抱えている。近年、当社の発見担当の科学者は、125を超える新規化合物を開発初期段階まで発展させた。またさらに、年度末現在における第 相ポートフォリオのプログラムが16から26へと約60%増加した。これらの新薬候補が最終的に規制当局の承認を受けられるか否かは定かではないものの、開発段階に入った新薬候補は将来における製品の基盤となるものである。

新薬の発見及び開発に加え、当社の研究業務は、既存製品の効能を改善し、新たな適応を発見することによりその付加価値を向上させることである。

開発段階にあるいくつかの新薬候補及び既存製品の追加申請に関する情報は、「第3．事業の状況 6．研究開発活動」の「製品開発」の項に記載されている。

当社の強力なパイプラインを通じた開発化合物の追跡については、ウェブサイト<http://www.pfizer.com/pipeline>で詳細を年に二度更新している。

当社の競合他社も、研究開発には多額の資金及び資源を投じている。さらに、製薬業界内の統合により莫大な研究開発資源を有する会社が誕生した。当社はまた、潜在的な新薬候補を開発するにあたり、数々の小規模なバイオテクノロジー会社と競争している。競合他社による研究の成果の程度により、当社製品の売上高の低下または製品の予期せぬ陳腐化が生じる可能性がある。

海外業務

当社は、米国外で大々的に事業を展開している。事業は、米国と同一の事業セグメント、すなわち医療用医薬品及びアニマルヘルスにより運営される。

米国外の業務による2008年度の収益は、279億ドルであり、総収益の57.7%を占めた。2008年度は、米国外の14ヶ国における収益がそれぞれ500百万ドルを超えた。米国は、当社総収益の10%を超える唯一の国であり、2008年度は収益の42.3%、2007年度は47.8%、2006年度は収益の53.4%を占めた。日本は、当社にとって2番目に大きい市場であり、2008年度は当社総収益の7.7%、2007年度は当社総収益の7.0%、2006年度は6.7%を占めた。

収益の地域別内訳及び収益の変動については、当社の連結財務諸表に対する注記20「事業別及び地域別収益情報」の表「地域別情報」及び「第3．事業の状況 1．業績等の概要」の表「セグメント別及び地域別収益の変動」を参照のこと。

当社の海外事業は、程度の差はあれ、他国で事業を営む場合に多数の固有のリスクを伴う。そのリスクには、為替変動、資本及び為替管理規制、収用及びその他の規制的な行政措置が含まれる。また当社の海外事業は、当社製品の価格決定、還付及び当社製品の使用に関する法律を含む政府による規制の対象となっている。

これらの事項については、「第3．事業の業績 4．事業等のリスク」の「政府の規制及び価格統制」を参照のこと。

為替の変動により、外貨建て価値が、当社の純資産価値及び営業成績の計上された米ドル価値が増減する場合がある。2007年度、多くの国で米ドル関連の為替変動が当社の収益及び純利益を増加させた結果、収益及び純利益は外国為替により好影響を受けた。外国為替相場の将来の変動またはそれが当社に及ぼす影響について確実に予想することはできないが、営業上の手法を通じてかつ各種の金融商品を用いて、その影響を軽減する努力をしている。詳細は、当社の連結財務諸表に対する注記9-D「金融商品：デリバティブ及びヘッジ活動」を参照のこと。また金融商品に関連する評価及びリスクについては、連結財務諸表に対する注記9-E及び9-Fを参照のこと。

マーケティング

当社は、世界規模の医療用医薬品事業において、医療提供者及び患者を対象に製品の販売促進を行っている。当社はマーケティング組織を通じ、当社製品の承認された用途、利点及びリスクについて医師、臨床看護師、準医師資格者、薬剤師、病院、薬剤給付管理会社（PBM）、管理医療組織（MCO）、雇用者及び政府機関等の医療提供者に説明を行っている。また、承認された用途、利点及びリスクを伝達する消費者向け直接広告を通して、米国内の消費者に直接販売促進を行っている一方、医師との意義ある会話を持つよう人々に継続的に訴えかけている。さらに、疾病の認知、重大な公共的保健問題及び当社の患者支援プログラムについて一般市民の知識を高めるための一般広告のスポンサーとなっている。

当社の事業運営には、複数の医薬品販売組織が組み込まれている。当社の組織は、同じ治療薬製品グループと協力して密接に業務を行い、組織全般にわたり共通した調整、焦点、責務を強化するように、販売、マーケティング及び医療機能を配備している。

当社の処方薬製品は、主として卸売業者に販売されているが、直接小売業者、病院、診療所、政府機関及び薬局にも販売を行っている。当社は、保健当局、PBM及びMCOの処方集（推薦もしくは承認された医薬品及びその他の製品のリスト）への掲載を求めている。また、疾病管理、患者教育、及び日常の医療業務に役立つその他の手段をもって助力すべく、MCO、PBM、雇用者及びその他適切な医療提供者に協力している。

当社のアニマルヘルス事業も、製品の販売促進に独自の販売組織を利用している。宣伝及び販売促進は、通常医療専門家を対象として直接または獣医学雑誌を通じて実施される。アニマルヘルス製品は、獣医、医薬品卸売業者、販売代理人及び小売店を通じて販売される他、使用者に直接販売される。これらの製品は、適宜印刷物やテレビによる宣伝を通じてマーケティングを行う場合もある。

当社の顧客上位3社に対する2008年度の売上高は、以下のとおりである。

- ・ マッケソン・インク — 当社総収益の16%
- ・ カーディナル・ヘルス・インク — 当社総収益の10%
- ・ アメリゾースパーゲン・コーポレーション — 当社総収益の10%

上記の卸売業者に対する販売は医療用医薬品に集中していた。これらの場合を除けば、特定の1社または1グループ企業の顧客に依存している事業セグメントはない。

特許及び知的所有権

当社の製品は、当社が総合的に重要と考えるブランド名、ロゴ及び特定の製品デザイン商標の下、世界中で販売されている。商標は、ある国では使用される限り保護され、別の国では登録されている限りにおいて保護される。登録は、通常期限付きであるが更新可能である。

当社は、多くの米国特許及び外国特許を所有またはライセンス供与している。特許の範囲は、医薬品及びその他の製品並びにその使用、医薬品の処方、製品製造工程、製造に使用される中間化合物に及んでいる。

個々の製品に対する特許の延長期間は、特許の出願または認可の日付及び特許保護を取得した国々の特許の法定期間に応じた様々である。特許によって実際に与えられる保護は国により様々であり、特許の種類、対象範囲及びその国の法的救済手段の適用によっても異なる。

総体的にいえば、当社の特許及びその関連する権利は、米国やその他のほとんどの国々における当社の事業にとって非常に重要である。現在の製品の売上高に基づき、また他社が販売する製品との熾烈な競争を考慮して、当社がその事業全体に関連して重要であるとする特許権及び米国における基本製品特許が満了する期限（小児科での6ヶ月間の独占権追加有効期間がある場合はそれを含む）は、以下の医薬品に関するものである。

医薬品名	米国の基本製品特許の期限
アリセプト	2010年
リピトール	2010年
キサラタン	2011年
ジオドン	2012年
バイアグラ	2012年
デトロール	2012年
セレブレックス	2014年
ザイボックス	2015年
リリカ	2018年
チャンティックス	2020年
セルゼントリー	2021年
スーテント	2021年

医薬品によっては、その特定の処方もしくは成分に対し、または製造方法もしくは特定の疾病もしくは症状の治療に使用方法に対し、当社製品に関する特許期限がこれ以降になるものもある。しかしながら、そのような特許は、基本製品の特許期間満了後に当社の医薬品をジェネリック医薬品競争から保護しない場合がある。

カンプトサールの米国における基本特許は、2008年2月に満了した。

アリセプトは、エーザイ株式会社が特許を取得している。当社は、米国及びその他の数ヶ国でエーザイと共同販促を行っており、その他諸国においては本薬品の独占的販売実施権を有している。

2010年3月に特許満了となるリピトールの米国基本製品特許（小児科での独占権有効期間を含める。）の他に、当社は、2011年6月に満了する鏡像異性の医薬品を特に対象とした特許（小児科での独占権有効期間を含める。）を有している。米国におけるリピトールの特許に対する係属中の異議申立てについては、連結財務諸表に対する注記19「訴訟及び偶発事象」を参照のこと。

他社は、特にリピトール、セレブレックス及びデトロール/デトロールLAを保護する当社の特許を侵害していると思われる製品の承認申請をFDAに行っている。さらに、ある企業では、エーザイ株式会社が特許を取得しているアリセプトのジェネリック製品の販売についてFDAに承認申請を行っている。

当社はまた、上表に記載される収益性の高くないその他の製品を対象とした特許権を他に有している。

基本製品特許の失効または法的な異議申立てによる特許保護の喪失は、一般的に当初特許対象であった製品に対するジェネリック医薬品との競争を激化させ、非常に短期間に当該製品の売上高が大幅に減少することもありうる。しかしながら、製品製造上の企業秘密、製品の使用に関する特許、有効成分を経済的に製造するための過程及び中間生成物に関する特許、製品の特別処方または投与に関する特許、並びに有効成分の市販薬への転換から引き続き商業的利益を得られる場合もある。

米国外においては、当社製品に対する有効な知的所有権保護がなされていない国があることは、当社業務の主な限界の一例である。ここ数年の国際条約及び米国の自由貿易協定に基づいて、世界における知的所有権の保護は改善されつつある。世界貿易期間の貿易関連知的所有権協定は、加盟国に対し、2005年までの医薬品についての特許保護を提供し、後発発展途上国については2016年まで延長する自国の知的所有権法を改正するよう要求している。当社事業は、これらの一部の国において大幅な伸びを示したが、その他の参加国における継続的な事業拡大は、特許保護の一層の改善に大きく左右される。

競争

当社の事業運営は、熾烈な競争及び多くの場合厳しい規制が課せられている市場で行われている。当社のヒト用医薬品製品は、類似した疾患または適応症を取り扱うブランド薬品またはジェネリック薬品との競争に直面している。主な競争形態は、効能、安全性、使いやすさ及び費用対効果等である。競争手段は、製品分野及び事業グループにより異なるが、当社製品の価値を実証することが当社の全主要事業で成功するための重要な要因である。

当社の医療用医薬品事業は世界最大規模である。当社は、他の国際的な研究開発指向型の製薬会社、より限定された治療法を集中的に研究している小規模な企業及びジェネリック医薬品メーカーと競合している。当社は、当社の主要製品と類似した疾病や適応症を治療する製品の製造及び販売を行うその他の会社と競合している。

かかる競争は、まだ対応されていない医療上の需要を満たし、治療上の改善をもたらす製品の発見及び販売に重点を置いた当社の中核製品事業に影響を及ぼす。当社が刷新事業を重視していることは、過去10年間にわたり研究開発に対して数十億ドルを投資していることから明らかである。その結果、当業界で最も強力な製品パイプラインの一つとなった。当社は、医薬品の認可を得てからも、潜在的な新しい疾病のみならず治療法のある疾病に対しても当社の製品価値をより良く理解するために、引き続き研究へ投資を行う。当社は、当社の医薬品の便益及びリスクに関する健全な医学知識が理解され、患者、医師及び世界中の医療当局へ伝達されていることを確認することにより、患者の健康と福祉を守っている。当社はまた、顧客に対し当社製品を販売促進する販売員の活動支援を調整しつつ、医薬品の機能の組織的実効性を強化し続ける。

競争、業界に対する規制及び費用抑制への高まる世界的圧力の下で、営業条件はより厳しくなりつつある。当社は、顧客及び公共のニーズをより良く満たすために、これまでに当社の組織及びビジネス手法を評価、導入し、改善してきており、今後もそれを行う。例えば当社は、米国における消費者向け直接広告、医療関係者とのコミュニケーション、医療関係者に対する支払い及び医学教育助成金への取組みを発展させるために、業界の主導的役割を果たしてきた。また当社は、よりよい医療の解決法を支援することで根本的な医療制度改革の推進を図り、患者による購入のしやすさ及び入手方法に対する障壁に対処するためのプログラムを今後も資金援助する。

当社のアニマルヘルス事業は、世界最大事業の一つであるが、競合製品を提供しているその他の会社も多数ある。世界中には全部で何百というアニマルヘルス製品の製造業者が存在する。主な競争方法は個々の製品によって若干異なるが、製品刷新、品質、価格、サービス並びに獣医及び消費者に対する効果的な販売促進が含まれる。

管理医療組織

米国におけるMCOの成長が、ヘルスケア市場の競争構造上の重要な要素である。現在米国にて約249百万人が何らかの管理医療組織に加入している。MCOの対象患者人口の規模の大きさから、患者及び多くのこうした組織に属するPBMに対する処方薬の販売は、引き続き当社事業にとって重要性が増している。

MCOには、医療保険会社、医療計画管理業者、健康維持組織、病院及び医師の連合団体、並びにその他の医師団体等が含まれる。MCOの加入患者数の増加により、その購買力はここ数年の間に増大した。また同時に、これらの組織が統合され、少数のより大きい団体が形成されている。これによって、組織の購買力が高まり、当社にとっての重要性も増している。

MC0の成長で、薬価に対する圧力が強くなった。MC0は、ヘルスケア支出を抑え、可能な場合はこれを削減することを目標の一つとしている。MC0は、通常処方集、大量購入及び長期契約を利用して、医薬品業者と値引き交渉を行い、仕入価格の引下げの交渉に自らの購買力を利用する。また初期医療及び予防医療、外来治療、並びに医院及び診療所での処置も重視している。一般的に最も高額な治療形態とされる入院及び手術については、慎重な運営管理を行っている。特定の薬品の使用により、入院、専門治療または手術の必要性を回避出来るため、このような薬品は、特定の疾病については積極的に最重要治療となり得る。

前述の「マーケティング」の項のとおり、MC0及びPBMIは、通常処方集を作成している。処方集は、入手可能な製品の価格及び治療効果に基づき編成されている。一般的に低コストであるという理由で、ジェネリック薬品が好まれることが多い。処方集において扱われる製品の範囲は、各MC0によって大幅に異なり、多くの処方集には、特殊な医学的症状の治療に対する代替製品及び競合製品が含まれている。MC0は、患者に対し、自らの処方集に掲載されている製品の使用を促すために、様々な方法をとっている。

処方集から製品が除外された場合または事前承諾の要求等のその他の制限が設けられた場合、当該製品のMC0患者人口に対する使用の激減を誘導しかねない。したがって、製薬会社は、自社製品が処方集に掲載されるよう激しい競争を展開する。場合によっては、自社製品の優れた効能、患者にとっての使い易さ、または副作用の少なさ等の他社製品とは異なる特徴を挙げて、処方集への掲載を競う。治療の費用全体が抑えられることも重要な要素である。治療効果の少ない製品は、主に価格を抛りどころに、処方集への掲載を競わなければならない。当社は、例外がないとは言えないものの、総じて自社の主要製品をMC0の処方集に掲載することに成功している。

薬価及び数量に対するMC0の影響は、2006年1月1日に有効となった外来患者の処方薬給付（メディケア・パートD）に関連したメディケアの受益者を代表し交渉を行うMC0の役割により増大した。MC0及びPBMIは、処方薬プラン（PDP）として連邦政府の代わりに交渉を行う。当社は、例外がないとは言えないものの、総じて年配層が使用する当社の主要製品を2006年度、2007年度及び2008年度の新しいメディケアPDPの処方集に掲載することに成功している。

ジェネリック薬品

当社が直面している最大の難問の一つは、ジェネリック医薬品メーカーとの競合である。製品に関する特許保護の失効または喪失に伴い、極めて短期間に当該製品の売上高の大部分が失われる可能性がある。競合するメーカーの何社かは、特許の失効前から当社製品の特許に対し挑戦を仕掛けてくる。当社と競合するジェネリック医薬品メーカーは、当社のような多額の研究開発費用や医学界への製品に関する医学情報の提供に費用をかけることなく経営を行っている。それに加えFDAは、ジェネリック医薬品の承認手続において、費用と時間を要する安全性及び効能を立証する臨床試験が免除されており、それによってジェネリック医薬品メーカーは、先発医薬品の安全性及び効能に依拠することができる。ジェネリック医薬品に必要とされるのは、血流における効能レベルがパイオニア製品と同等であることの立証のみである。つまりジェネリック医薬品メーカーは、当社の特許期間の満了後又は喪失後に安価な競合製品を販売することが可能なのである。

さらに、特許保護されている当社製品は、競合他社のジェネリック版ブランド製品による競争に直面し、その市場での独占権を喪失する。例えば、リピトールは2006年からジェネリック版ブラバスタチン（ブラバコール）及びジェネリック版シンバスタチン（ゾコール）との競争に直面している。

前述したとおり、主として薬品の当座の費用を重視するMCOは、ブランド薬品よりもジェネリック医薬品を選択することが多い。また多くの行政機関も、米国のメディケイド等その機関の保険制度でブランド薬品の代替品としてジェネリック医薬品の使用を奨励している。米国法は、薬剤師に対し、行政手続きに基づいてブランド薬品と同等の治療効果を有すると評価されたジェネリック医薬品の代用を通常は許可し、場合によっては義務づけることがある。薬を処方する医師が明示的に禁止しない限り、代用は必須となる。米国においては、適切な場合、市場における独占権を失った後に、当社のグリーンストーン子会社を利用して、当社の競合他社の医薬品のみならずファイザーのジェネリック製品を販売する。

原材料

当社の事業に不可欠な原材料は、世界各地において通常取引過程を通じて多数の供給業者から購入される。一般に、これらの原材料は、複数の供給元から仕入可能である。2008年は仕入れに深刻な不足や遅滞は生じておらず、2009年にもそのような事態は予想されていない。原油高の影響により、石油から得られ当社事業に使用される原材料に対し、価格圧力がかかっている。

4【関係会社の状況】

(1) 親会社

当社には親会社はない。

(2) 主な子会社

当社の子会社・関連会社は、全世界で約430社ある。下表では、当社の主要な子会社及び関連会社の特定の情報を示している。

子会社の名称	本店所在地	設立地 (国または州)	議決権 所有比率	主要な業務
C.P.ファーマスーティカルズ・インター ナショナル・C.V.	米国ニューヨーク州 ニューヨーク	オランダ	100%	持株会社
ファイザー・(S.A.S.)	フランス、パリ	フランス	100%	医薬品
ファイザー・オーストラリア・Pty・リミ テッド	オーストラリア、 ウェスト・ライド	オーストラリア	100%	医薬品
ファイザー・カナダ・インク	カナダ、ケベック州	カナダ	100%	医薬品
ファイザー・エンタープライジズ・SARL	ルクセンブルグ	ルクセンブルグ	100%	医薬品・ 持株会社
ファイザー・エクスポート・AB	スウェーデン、 ストックホルム	スウェーデン	100%	医薬品
ファイザー・ホールディングス・イン ターナショナル・ルクセンブルグ (PHIL)・Sarl	ストラッセン、 ルクセンブルグ	ルクセンブルグ	100%	持株会社
ファイザー・インターナショナル・LLC	米国ニューヨーク州 ニューヨーク	ニューヨーク	100%	医薬品・ 持株会社
ファイザー・インベストメント・キャピ タル	アイルランド ダブリン	アイルランド	100%	持株会社
ファイザー・アイルランド・ファーマ スーティカルズ	アイルランド ダブリン	アイルランド	100%	医薬品
ファイザー・イタリア・S.r.l.	イタリア ラティーナ	イタリア	100%	医薬品
ファイザー株式会社	日本国東京都	日本	100%	医薬品

子会社の名称	本店所在地	設立地 (国または州)	議決権 所有比率	主要な業務
ファイザー・リミテッド	英国サンドウィッチ	英国	100%	医薬品
ファイザー・ラクスコ・ホールディングズ・SARL	ルクセンブルグ、 ストラッセン	ルクセンブルグ	100%	持株会社
ファイザー・オーバーシーズ・LLC	米国ニューヨーク州 ニューヨーク	デラウェア州	100%	医薬品
ファイザー・ファルマ・GmbH	ドイツ、 カールスルーエ	ドイツ	100%	医薬品
ファイザー・ファーマスーティカルズ・ B.V.	オランダ、カペルa/d イ ジセル	オランダ	100%	持株会社
ファイザー・ファーマスーティカルズ・ LLC	プエルトリコ	デラウェア州	100%	医薬品
ファイザー・S.A.	スペイン、 マドリッド	スペイン	100%	医薬品
ファイザー・サービス・カンパニー・ア イルランド	アイルランド ダブリン	アイルランド	100%	金融サービ ス
ファルマシア・アンド・アップジョン・ カンパニー・LLC	米国ミシガン州 カラマズー	デラウェア州	100%	医薬品・コ ンシュー マー
ファルマシア・アンド・アップジョン・ LLC	米国ミシガン州 カラマズー	デラウェア州	100%	医薬品
ファルマシア・ホールディング・AB	スウェーデン ストックホルム	スウェーデン	100%	持株会社
ワーナーランバート・カンパニー・LLC	米国ニューヨーク州 ニューヨーク	デラウェア州	100%	ヘルスケア 製品

5【従業員の状況】

当社の改革重視型事業において、従業員は、成功の決め手となる重要な要因である。当社は、当社と従業員との関係は良好であると確信している。2008年12月31日現在、当社は、世界中で約81,800名を当社の業務に雇用していた。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

収益

2008年度の総収益は483億ドルであり、2007年度と比較すると横ばいであった。その主な要因は、以下のとおりである。

- ・ 2006年度以降、米国で発売された医療用医薬品による収益の増加及び2008年度の多数の既存品による全体的な増加。
- ・ 2008年度の収益が約16億ドル（3.3%）増加する要因となった、ユーロ、日本円及びカナダドル等の多くの外国通貨に対する米ドル安。
- ・ 2008年度の当社アニマルヘルス事業部門及びその他の事業の128百万ドルの収益増加。

これらは以下により相殺された。

- ・ 主に米国における独占権喪失、及び当社のコンシューマー・ヘルスケア部門の事業分割、2008年1月下旬の当該製品の販売中止による、2008度におけるジルテック / ジルテックDの14億ドルの収益減少。
- ・ 主に2007年3月の米国における独占権喪失による、2008年度のノルバスクの757百万ドルの収益減少。
- ・ メディケア制度改革法に基づく実際の請求によって2007年度に計上されたプラスの調整額、並びに米国の政府機関及び非政府組織との契約戦略の影響が要因である、2008年度のリベート増加。
- ・ 主に2008年2月の米国における独占権喪失による、2008年度のカンプトサールの457百万ドルの収益減少。
- ・ 主にジェネリック製品からの圧力による、2008年度のリピトールの863百万ドルの収益減少。
- ・ 2008年度第3四半期に計上された217百万ドルの返品に対する過年度の負債の調整。

2008年度、リピトール、ノルバスク（2007年3月に米国独占権が喪失した。）、リリカ及びセレブレックスは、それぞれ20億ドル以上の収益を計上し、ジオドン / ゼンドックス、ザイボックス、バイアグラ、デトロール / デトロールLA及びキサラン / ザルコムは、収益がそれぞれ10億ドルを超えた。

2007年度総収益は484億ドルであり、2006年度と比較すると横ばいであった。その主な要因は、以下のとおりである。

- ・ 2005年度以降、米国で発売された医療用医薬品による20億ドルの収益増加及び2007年度の多数の既存品による全体的な増加。
- ・ 2007年度の収益が約15億ドル（3.0%）増加する要因となった、ユーロ、英国ポンド及びカナダドル等の多くの外国通貨に対する米ドル安。
- ・ 2007年度のアニマルヘルス事業部門及びその他の事業の706百万ドルの収益増加。

これらは以下により相殺された。

- ・ 2007年3月に米国における独占権を喪失したことが主な要因である、2007年度のノルバスクによる19億ドルの収益減少。
- ・ 2006年8月に米国における独占権を喪失したことが主な要因である、2007年度のゾロフトの16億ドルの収益減少。
- ・ ジェネリック製品による競争圧力が主な要因である、2007年度のリピトールの米国における654百万ドルの収益減少。

- ・ 米国における価格決定紛争で当社に有利な展開となったことに関連する、2006年度に行われた1回限りの売上高減少引当金の戻入れ約170百万ドル。

2007年度、リピートル、ノルバスク（2007年3月に米国独占権が喪失した。）及びセレブレックスは、それぞれ20億ドル以上の収益を計上し、リリカ、バイアグラ、デトロール/デトロールLA、キサラタン/ザルコム及びジルテック/ジルテックD（2008年1月に米国独占権が喪失した。）は、収益がそれぞれ10億ドルを超えた。

米国以外では、2008年度は14ヶ国、2007年度は12ヶ国において、収益が500百万ドルを超えた。米国は、各年の総収益の10%以上を占める唯一の国であった。

国内卸売業者及び海外の主要市場における医薬品在庫の供給に関する当社の方針は、在庫水準を平均1カ月分以下に維持し、毎月の在庫水準を利用パターンに基づき毎年一定に保つことである。当社はこれまで、顧客から直接情報を購入し、またはその他の第三者情報を入手することにより、顧客の在庫水準の詳細な監視を行うことが可能であった。当社は、情報源は方向性としては信頼できると考えているものの、その正確性は確認できない。さらに当社は、当該第三者データを管理していないため、データの継続的な入手は保証されていない。通常とは異なる購入パターンや利用については、直ちに調査が行われる。

収益を減少させたリポートは、以下のとおりである。

	(単位：十億ドル)		
	12月31日に終了した年度		
	2008年	2007年	2006年
メディケイド及び関連する州のプログラムに 基づくリポート	\$ 0.5	\$ 0.6	\$ 0.5
メディケアに基づくリポート	0.8	0.4	0.6
業績に基づく契約によるリポート	2.0	1.9	1.8
合計	\$ 3.3	\$ 2.9	\$ 2.9

2008年度における上記リポートは、2007年度に比べ増加しており、以下を反映している。

- ・ 米国の政府及び非政府事業体との契約戦略の影響
- ・ 2006年度に施行されたメディケア制度改革法に基づく実際の請求によって2007年度に計上されたプラスの調整額

これらは、特に製品構成の変更により一部相殺された。

業績に基づく契約は、製品に関する契約上の業績条件の達成に基づき、リポートを受け取る管理医療に従事する顧客（健康管理機関及び薬剤給付管理会社を含む）と締結する。リポートは特定製品について行われるため、任意の年度に販売された製品構成により影響を受ける。チャージバック（主として第三者への契約価格を守ることによって卸売業者に支払う報酬）により、収益が2008年度に19億ドル、2007年度に16億ドル、2006年度に14億ドル減少した。チャージバックは、2008年度、2007年度及び2006年度の当社のグリーンストーン子会社による特定のジェネリック製品の発売により影響を受けた。

当社のメディケイドに基づくリポート、業績に基づく契約によるリポート及びチャージバックの未払金は、2008年12月31日現在15億ドルであり、その他の流動負債に計上される。

事業セグメント別収益

当社は、以下の事業セグメントにおいて運営を行っている。

医療用医薬品

- 医療用医薬品セグメントには、心血管・代謝疾患、中枢神経系疾患、関節炎・疼痛、感染症・呼吸器疾患、泌尿生殖器疾患、がん、眼病及び内分泌不良の予防薬及び治療薬が含まれる。

アニマルヘルス

- アニマルヘルス・セグメントには、家畜及びペット動物の病気の予防薬及び治療薬が含まれる。

事業セグメント別収益合計

	12月31日に終了した年度		
	2008	2007	2006
医療用医薬品	91.5%	91.8%	93.2%
アニマルヘルス	5.8	5.4	4.8
コーポレート / その他	2.7	2.8	2.0
総収益	100.0	100.0	100.0

セグメント別及び地域別収益の変動

(単位：百万ドル)

	12月31日に終了した年度								
	全世界			米国			海外		
	2008年	2007年	2006年	2008年	2007年	2006年	2008年	2007年	2006年
収益：									
医療用医薬品	\$44,174	\$44,424	\$45,083	\$18,851	\$21,548	\$24,503	\$25,323	\$22,876	\$20,580
アニマルヘルス	2,825	2,639	2,311	1,168	1,132	1,032	1,657	1,507	1,279
コーポレート / その他	1,297	1,355	977	416	473	287	881	882	690
総収益	\$48,296	\$48,418	\$48,371	\$20,435	\$23,153	\$25,822	\$27,861	\$25,265	\$22,549

	変動率（％）					
	全世界		米国		海外	
	08/07	07/06	08/07	07/06	08/07	07/06
収益：						
医療用医薬品	(1)	(1)	(13)	(12)	11	11
アニマルヘルス	7	14	3	10	10	18
コーポレート／その他	(4)	39	(12)	65	-	28
総収益	-	-	(12)	(10)	10	12

医療用医薬品収益

当社の医療用医薬品事業は世界最大規模である。当社の総収益に占める本セグメントの収益は、2008年度は約91％、2007年度は約92％、2006年度は93％であった。2008年9月30日現在、当社の医薬品製品の内9製品は、収益についてそれぞれの治療分野で首位を占めた。

当社は、2008年度は9製品、2007年度は8製品、2006年度は9製品について、それぞれ10億ドルを上回る売上高を計上した。これらの製品は、2008年度の当社の医療用医薬品事業の60％を、2007年度の58％を、2006年度の64％を占めた。

2008年度の医療用医薬品セグメントの全世界収益は、主として以下の理由により、2007年度と比較して1％減少し、442億ドルとなった。

- ・ 主に米国における独占権喪失、及び当社のコンシューマー・ヘルスケア部門の事業分割、2008年1月下旬の当該製品の販売中止による、2008度におけるジルテック／ジルテックDの14億ドルの収益減少。
- ・ 主に2007年3月の米国における独占権喪失による、2008年度のノルバスクの757百万ドルの収益減少。
- ・ メディケア制度改革法に基づく実際の請求によって2007年度に計上されたプラスの調整額、並びに米国の政府機関及び非政府組織との契約戦略の影響が要因である、2008年度のリベート増加。
- ・ 主に2008年2月の米国における独占権喪失による、2008年度のカンプトサールの457百万ドルの収益減少。
- ・ 主にジェネリック製品からの圧力による、2008年度のリピトールの863百万ドルの収益減少。
- ・ 2008年度に計上された217百万ドルの返品に対する過年度の負債の調整。

これらは以下により一部相殺された。

- ・ 2006年度以降米国で発売された医療用医薬品（特にスーテント）及び2008年度に41％増加する要因となった、リリカを含むの多数の既存品による全体的な収益増加
- ・ 2008年度の医療用医薬品収益が約15億ドル（3.3％）増加する要因となった、ユーロ、日本円及びカナダドル等の多くの外国通貨に対する米ドル安

地域別に見ると、

- ・ 米国における2008年度の医療用医薬品からの収益が、2007年度に比べ13％減少した。これは主に、ノルバスク、ジルテック／ジルテックD及びカンプトサールの独占権喪失の影響、2008年度第3四半期に計上した返本に対する過年度の負債（約160百万ドル）の調整、リベートの増加、リピトールの売上高減少、並びに2008年度に米国におけるラベル表示の変更に伴うチャンティックスの売上高減少によるものであった。これらは、チャンティックスを除く2006年度以降に発売された製品及び多くの既存品による収益増加により一部相殺された。

- ・ 海外市場における2008年度の医療用医薬品からの収益は、2007年度に比べ11%増加した。これは主に、2008年度における約15億ドル（6.5%）の海外収益への外国為替の好影響、2006年度以降発売された製品の収益、及び一部の既存製品による売上高増加によるものであった。これらは、2008年度第3四半期に計上した返品に対する過年度の負債（約60百万ドル）の調整により一部相殺された。

2008年度の医療用医薬品の海外市場は、2007年度の51.5%と比較すると、医療用医薬品の全収益に対し57.3%を占めるまで成長した。この増加は、海外市場における価格圧力にもかかわらず、生産高の増加及び外国為替の好影響によって加速したものである。

2009年1月3日、2008年8月1日、2008年5月2日、2008年1月1日、2007年7月13日及び2007年1月1日付で、当社は、米国における一部の医薬品製品の正規価格の値上げを行った。この値上げにより、前年度と比較して卸売在庫水準に重大な影響はなかった。

収益 — 医療用医薬品主要製品

当社の主な医療用医薬品の収益は、以下のとおりである。

（単位：百万ドル、比率を除く）

製 品	主な適応症	12月31日に終了した年度			変動率(%)	
		2008	2007	2006	08/07	07/06
心血管・代謝疾患：						
リプト - ル	LDLコレステロール降下	\$ 12,401	\$ 12,675	\$ 12,886	(2)	(2)
ノルバスク	高血圧	2,244	3,001	4,866	(25)	(38)
チャンティックス /					)	
チャンピックス	禁煙用治療薬	846	883	101	(4	773
カデュエット	LDLコレステロール及び高血圧低下	589	568	370	4	54
カーデュラ	高血圧/良性前立腺肥大	499	506	538	(1)	(6)
中枢神経系障害：						
	癲癇、ヘルペス発症後神経痛及び					
リリカ	糖尿病末梢神経障害	2,573	1,829	1,156	41	58
ジオドン /	統合失調症及び急性躁病または躁鬱					
ゼルドックス	病に関連した混合エピソード	1,007	854	758	18	13
ゾロフト	鬱病及び不安障害	539	531	2,110	2	(75)
アリセプト(a)	アルツハイマー病	482	401	358	20	12
ニューロンチン	癲癇及び神経障害性疼痛	387	431	496	(10)	(13)
ザナックス /						
ザナックスXR	不安障害及びパニック症候群	350	325	316	8	3
レルパックス	偏頭痛	321	315	286	2	10
関節炎・疼痛：						
セレブレックス	関節炎痛、炎症、急性疼痛	2,489	2,290	2,039	9	12

(単位:百万ドル、比率を除く)

製 品	主な適応症	12月31日に終了した年度			変動率(%)	
		2008	2007	2006	08/07	07/06
感染症・呼吸器疾患：						
ザイボックス	細菌感染症	1,115	944	782	18	21
ブイフェンド	真菌感染症	743	632	515	18	23
ジスロマック /						
ジーマックス	細菌感染症	429	438	638	(2)	(31)
ダイフルカン	真菌感染症	373	415	435	(10)	(5)
泌尿器疾患：						
パイアグラ	勃起不全	1,934	1,764	1,657	10	6
デトロール /						
デトロールLA	過活動膀胱炎	1,214	1,190	1,100	2	8
腫瘍：						
	転移性腎細胞がん(mRCC)及び悪性					
スーテント	消化管間質腫瘍(GIST)	847	581	219	46	166
					)	
カンプトサル	転移性結腸直腸がん	563	969	903	(42	7
アロマシン	乳がん	465	401	320	16	25
眼科：						
キサラタン /						
ザルコム	緑内障及び高眼圧症	1,745	1,604	1,453	9	10
内分泌障害：						
ジェノトロピン	ヒト成長ホルモンの代替	898	843	795	6	6
その他：						
ジルテック /						
ジルテックD	アレルギー症	129	1,541	1,569	(92)	(2)
提携による収益						
	アルツハイマー病(アリセプト)、新 生血管(湿性)加齢性黄斑変性症(マ キュジェン)、パーキンソン病(ミラ ベックス)、高血圧(エクスフォージ 及びオルメテック)、多発性硬化症 (リビフ)、慢性閉塞性肺疾患(スピ リーバ)	2,251	1,789	1,374	26	30

(a) エーザイ株式会社とのライセンス契約に基づく直接販売高を示す。

一部の金額及び比率は四捨五入により調整している場合がある。

医療用医薬品 - 代表的な製品について

- ・ **リビトール**は、高LDLコレステロール血症の治療薬で、世界で最も広く使用されているコレステロール値低下用処方薬であり、全世界のあらゆる種類の医薬品の中で最も売上の高い医薬品である。2008年度の全世界における売上高は124億ドルに達し、増益310百万ドル（2%）をもたらした外国為替の好影響にもかかわらず、2007年度と比較して2%減少した。2008年度の米国における売上高は63億ドルで、2007年度と比較して12%減少した。リビトールの2008年度の海外における売上は、外国為替の好影響6%を含め2007年度と比較して11%増加した。

2007年度に対する2008年度の全世界におけるリビトールの減益は、以下を含む複合的要素によるものであった。

- ・ 米国におけるジェネリック版シンバスタチン及びブランド製品における競争及び脂質低下薬市場の競争激化による影響
- ・ 米国における顧客からの圧力増加
- ・ メディケア・パートDの加入者の成長率の鈍化及び米国における患者の価格感受性の全体的な増加による市場全体の需要の軟調が一因であった脂質低下薬市場の成長鈍化

これらは、以下により一部相殺された。

- ・ 外国為替の好影響
- ・ 海外における事業の成長

リビトールに関連する一部の特許及び製品訴訟についての最近の進展は、連結財務諸表に対する注記19「訴訟及び偶発事象」を参照のこと。

- ・ **ノルバスク**は高血圧治療薬であり、2007年3月に米国における独占権が喪失した。ノルバスクはまた、カナダを除くその他の主要市場のほとんどで特許権が満了した。2008年度のノルバスクの全世界の収益は、2007年度と比較して25%減少した。

ノルバスクに関連する一部の特許訴訟についての最近の進展は、連結財務諸表に対する注記19「訴訟及び偶発事象」を参照のこと。

- ・ **チャンティックス/チャンピックス**は、ほぼ10年ぶりの禁煙のための新処方薬で、2006年8月、米国の患者に服用可能になり、2006年12月より一部のEU市場で、その後主要な全市場で発売された。チャンティックス/チャンピックスは、その発売以来、チャンティックスを服用した患者は世界中で10百万人以上となった。全世界における収益は、前年同期比で4%減少して846百万ドルを計上した。米国においては、2008年度の米国におけるラベル表示の変更に伴い、前年同期比で30%減少して489百万ドルとなった。海外においては、主に新たに発売した国々及び英国、スペイン、カナダ、ベルギー及び日本における継続成長により、2007年度と比較して95%増加し357百万ドルとなった。

2008年1月、当社は、チャンティックスの服用により禁煙を試みる患者が、行動の変化、興奮、憂うつ感、自殺念慮及び自殺行動のような神経精神症状について医師による観察が必要であるという警告を、米国におけるチャンティックスのラベルに追加表示した。チャンティックスとこれらの報告されている症状の因果関係についてはまだ立証されていない。

2008年5月、当社は、米国におけるチャンティックスのラベル表示を更新し、チャンティックスの服用についてのガイダンスを追加した。当該追加ラベル表示では、患者は、通常では見られない興奮、憂うつ感もしくは行動の変化が生じた場合、または自殺念慮もしくは自殺行動が発現した場合、チャンティックスの服用を中止し、直ちに医療機関に連絡を取るよう忠告がなされている。

チャンティックスの米国における処方状況及び収益は、米国における当該製品のラベル警告の追加に伴い減少している。当社は、チャンティックスの有益性及びリスクに関する問題、喫煙による健康への多大な影響及び患者の禁煙を手助けする際の医師と患者の対話の重要性に重点を置いた当社の教育及び促進活動を継続している。2008年9月、米国におけるブランド製品の消費者向け直接広告が、印刷物、テレビ及びウェブサイトを紹介した広告により再開された。

チャンティックスに関連する一部の製品訴訟についての最近の進展は、連結財務諸表に対する注記19「訴訟及び偶発事象」を参照のこと。

- ・ **カデュエット**は、ノルバスク及びリビトールを単一の錠剤に配合したものであり、2008年度の全世界における収益は、2007年度と比較して4%増加し589百万ドルとなった。これは主に、新たに発売した国々における増加によるものであったが、ジェネリック版ベシル酸アムロジピンの発売及び高血圧分野の市場での競争激化が要因である米国での収益減少により一部相殺された。
- ・ **リリカ**は、帯状疱疹後の神経痛(PHN)、糖尿病性末梢神経障害(DPN)及び線維筋痛の治療に、また米国において局部的に発現する癲癇を患う成人への補助療法として、並びに米国外における神経障害性疼痛及び全般性不安障害(GAD)に適応されており、2008年度の全世界における収益は、2007年度と比較して41%増加し26億ドルとなった。2007年6月、リリカは、線維筋痛の治療について米国で承認された。線維筋痛は、5百万人を超える米国人が苦しむ最も一般的で広範性の慢性疼痛症状である。リリカは、米国における線維筋痛、PHN及びDPNの主要なブランド治療薬である。

2008年7月、FDA諮問委員会は、リリカ及びニューロンチンを含む再審査された11の癲癇薬のクラスについて、FDAが発見した自殺念慮及び自殺行動に関する増加しつつある潜在的兆候に対し同意見を示した。しかしながら、同委員会は、入手データではFDAが推奨したブラックボックス警告の根拠とはならないと判断した。当社は、リリカ及びニューロンチンについて承認された適応症における効能及び安全性に関するデータに確信を持っている。当社は、両治療薬について比較臨床試験の広範囲に及ぶ再検討及び市販後報告を行っており、それらは、自殺念慮及び自殺行動に関する兆候の増加についての証拠を全く示さなかった。当社はFDAと密接に協力し、これらの製品のラベル表示を更新しており、ラベル表示の変更によって、治療オプションを考慮する際に患者と医師との重要な対話がさらに促進されることを願っている。

- ・ 向精神薬である**ジオドン/ゼルドックス**は、統合失調症及び躁鬱病と関連した急性躁状態または混合エピソードの治療のためのドーパミン及びセロトニン受容体拮抗薬である。ジオドンの投与には、経口カプセル及び即効性のある筋肉注射という2つの方法がある。2008年度、ジオドンの全世界における収益は、2007年度と比較して18%増加した。ジオドンは、ファイザーが最近立ち上げた精神医学分野チーム、ジオドンの効能及び有利な耐性により支えられている。
- ・ **セレブレックス**は、成人における骨粗しょう症及び関節リュウマチ並びに急性疼痛の兆候及び症状の治療薬であり、その全世界における収益は、セレブレックスの効能及び安全性に関するデータを強調する継続的な教育及び販売促進活動により支えられ、2008年度には9%増加し25億ドルに達した。

セレブレックスに関連する一部の特許及び製品訴訟についての最近の進展は、連結財務諸表に対する注記19「訴訟及び偶発事象」を参照のこと。

- ・ **ザイボックス**は、世界で最も売上げの高いブランド医薬品である。ザイボックスは、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）感染症を含む、重篤なグラム陽性病原体の治療薬である。MRSAは、院内及び市中において深刻かつ増加する脅威である。ザイボックスは、MRSAと診断された結果またはMRSAの疑いがあることにより、複合皮膚感染症及び皮膚組織感染症、並びに院内肺炎を患った成人及び子供に対して行われる優れた一次治療の選択肢のひとつである。ザイボックスは、これらの適応症について静脈注射及び経口製剤を提供するMRSAに対し、FDAが唯一承認した医薬品である。その独特な作用メカニズムにより、交差耐性の可能性を最小限に抑える。現在までに、世界中で3百万人以上の患者が治療を受けている。2008年度のザイボックスの全世界における収益は、18%増加し11億ドルに達した。
- ・ **セルゼントリー**（マラビロック錠剤）は、10余年ぶりの新しいクラスの経口HIV治療薬であり、CCR5拮抗薬としても知られている。CCR5拮抗薬は、ウイルスがT細胞に入り込む際の主要経路であるCCR5コレセプターを遮断することによって作用する。他のクラスの経口HIV治療薬はいずれも細胞内でウイルスと戦うが、セルゼントリーは、細胞の表面でR5ウイルスを阻止する。2007年に米国及びヨーロッパで、2008年に日本で承認された。適用は、抗レトロウイルス治療の併用治療であり、ウイルス複製が証明されかつ複数の抗レトロウイルス薬耐性のHIV-1菌株を有する、CCR5指向性HIV-1のみが検出され治療歴のある成人感染者である。診断テストにより、患者が「R5ウイルス」としても知られるCCR5指向性HIV-1に感染しているかどうかを確認される。当社は、治療薬を必要とする患者が入手できるようにセルゼントリーの開発プログラムを加速した。入手経路の増加並びに親和性試験、対象を絞った推進活動及び新医薬品との併用治療の補償により業績が大幅に増加した。
- ・ **バイアグラ**は、代表的な勃起不全治療薬で、10年以上世界で最も認知されている医薬品ブランドである。2008年度のバイアグラの全世界における収益は、2007年度と比較して10%増加した。

バイアグラに関連する一部の製品訴訟についての最近の進展は、連結財務諸表に対する注記19「訴訟及び偶発事象」を参照のこと。

- ・ **デトロール/デトロール LA**は、ムスカリン性受容体拮抗薬であり、世界で最も処方されている過活動膀胱炎のブランド医薬品である。デトロールLAは、1日1回服用の拡張型放出剤型である。2008年度のデトロール/デトロールLAの全世界における収益は、2007年度と比較して、2%増加し12億ドルに達した。

デトロール/デトロールLAに関連する一部の特許訴訟についての最近の進展は、連結財務諸表に対する注記19「訴訟及び偶発事象」を参照のこと。

- ・ **スーテント**は、転移性腎細胞がん腫を含む進行性腎細胞がん腫及び疾患の進行後の消化管間質腫瘍（GIST）またはメシル酸イマチニブへの不耐性を適応症とした治療薬であり、2006年1月に米国で発売された。現在、日本を含む主要な全市場において発売されている。日本においては、2008年4月、耐性によるイマチニブ治療が不成功に終わった後のGISTの治療薬として、また治癒的切除及びmRCCに適応されない腎細胞がん腫の治療薬として承認された。2008年度、スーテントの全世界における収益は、2007年度と比較して、46%増加し847百万ドルであった。当社は、mRCCの一次治療における費用対効果及び効能に関するデータ（2年の生存率に関するデータを含む）によって支持され、引き続き米国及び海外における成長を促進する。生存率に関するデータは、進行性腎臓がんの治療において初めて全体で2年の生存率を示し、これは強力な販売促進活動並びに入手経路及び医療費の保険適用の推進によるものである。2008年9月30日現在、スーテントは、mRCCの一次治療として、世界で最も販売されている医薬品であった。

- ・ **カンプトサル**は、5 - フルオロウラシル及びロイコボリンの組み合わせによる転移性結腸直腸がんの一次治療として用いられるが、2008年2月、米国における独占権が喪失した。また、フルオロウラシルによる治療後も転移性結腸直腸がんが再発または進行した患者にも用いられる。カンプトサルは静脈注射のみで使用される。2008年度の全世界における収益は、2007年度と比較して、42%減少し563百万ドルとなった。
- ・ **キサラン**は、開放隅角緑内障及び高眼圧症の患者における眼圧の低下に使用される世界有数のブランド医薬品である。長期の完全性を示し立証されたキサランの臨床的有益性及び臨床研究は、この重要な医薬品の継続成長を支えている。**ザルコム**は、プロスタグランジン（キサラン）とベータ遮断薬(チモロール)の固定配合薬であり、米国外で入手可能である。2008年度のキサラン/ザルコムの全世界における収益は、2007年度と比較して9%増加した。
- ・ **ジェノトロピン**は、世界の代表的なヒト組換え成長ホルモン剤であり、成長ホルモン欠損症を患う成人のみならず、成長ホルモン欠損症による小人症、プラダーウィリー症候群、ターナー症候群、子宮内発育遅延症候群、成人ホルモン分泌不全（米国のみ）及び慢性腎不全（米国外のみ）の治療用として子供に処方されている。
- ・ **ジルテック/ジルテックD**は、アレルギー治療薬であり、2008年度の全世界における収益は、2008年1月の米国における独占権喪失に伴い、2007年度と比較して92%減少した。当社は、当社のコンシューマー・ヘルスケア事業の売却に関連してジルテック/ジルテックDのOTC薬の販売権を売却したため、2008年1月下旬、当該製品の販売を停止した。
- ・ 提携による収益は、アリセプト、レピフ及びスピリーバの共同販促を主とした関連収益を反映したものである。
 - **アリセプト**は、当社の提携先であるエーザイ株式会社が発見及び開発したアルツハイマー病の症状を治療する世界の代表的な医薬品である。アリセプトに関連する一部の特許訴訟については、連結財務諸表に対する注記19「訴訟及び偶発事象」を参照のこと
 - **レピフ**は、EMD・セローノ・インク（以下「セローノ社」という。）が発見及び開発した多発性硬化症の再発症状の治療薬である。米国において、当社とセローノ社は、レピフの共同販促を行っている。
 - **スピリーバ**は、当社の提携先であるベーリンガーインゲルハイムにより発見及び開発された、慢性気管支炎及び気腫を含む慢性の呼吸器疾患である慢性閉塞性肺疾患の治療に使用される。

提携により、当社は、これらの製品を一定の国で販売するための共同販促またはライセンス供与が可能である。共同販売促進契約に基づき、当該製品は、当社の提携先と共に販売活動及び販売促進が行われている。当社は、現金、従業員その他の資源を通じて、当該製品の販売、市販化、販売促進、一層の開発のために資金を提供する。

アニマルヘルス

アニマルヘルス事業による収益は、以下のとおりである。

	(単位：百万ドル、比率を除く)				
	12月31日に終了した年度			変動率%	
	2008	2007	2006	08/07	07/06
家畜製品	\$ 1,784	\$ 1,654	\$ 1,458	8	13
ペット動物製品	1,041	985	853	6	15
合計	\$ 2,825	\$ 2,639	\$ 2,311	7	14

当社のアニマルヘルス事業は世界最大級である。

2007年度と比較した2008年度のアニマルヘルス事業の収は、主として以下により増加した。

- ・ 家畜製品における、2008年度の牛の生物製剤及び乳腺内抗感染薬フランチャイズの好調な業績
- ・ ペット動物製品における、レボリューション（犬猫用の寄生虫駆除剤）、コンベニア（犬猫用で初の単回投与抗生物質）、セレニア（犬用嘔吐治療・防止薬）及びインプロバック（雄豚腐敗予防ワクチン）等の新しい治療薬の好調な業績
- ・ 外国為替の好影響による3%の収益増加。

2006年度と比較した2007年度のアニマルヘルス事業による収益は、主として以下により増加した。

- ・ 家畜製品における、2007年度第1四半期に取得したエンブレックスによる収益、並びに2007年度の牛の生物製剤及び乳腺内抗感染薬フランチャイズの好調な業績
- ・ ペット動物製品における、レボリューション（犬猫用の寄生虫駆除剤）、リマダイル（犬の変形性関節症及び軟組織整形外科に関連した疼痛及び炎症の治療薬）、並びにコンベニア、スレントール（犬用体重管理薬）及びセレニア等の新しい治療薬の好調な業績。
- ・ 外国為替の好影響による5%の収益増加。

経費及び費用

売上原価

2008年度における売上原価は28%減少し、収益は横ばいであったが、2007年度における売上原価は47%増加し、収益は横ばいであった。2007年度と比較した2008年度の収益に占める売上原価の割合は減少し、2006年度と比較した2007年度は増加した。

2007年度と比較した2008年度の売上原価の減少は、以下の事由によるものであった。

- ・ 2007年度に計上したエクスペラに関連する資産減損費用、償却費用及びその他の撤退費用26億ドル
- ・ 当社のコスト削減イニシアチブに関連した節減
- ・ 費用への外国為替によるプラスの影響

これらは、当社のコスト削減イニシアチブに関連した実施費用が、2007年度の700百万ドルと比較して、2008年度は745百万ドルと増加した影響により一部相殺された。

2006年度と比較した2007年度の売上原価の増加は、以下の事由によるものであった。

- ・ 2007年度に計上したエクスペラに関連する資産減損費用、償却費用及びその他の撤退費用26億ドル
- ・ 費用に対する外国為替のマイナスの影響
- ・ 当社のコスト削減イニシアチブに関連した実施費用が、2006年度の392百万ドルと比較して、2007年度は700百万ドルと増加した影響
- ・ 2006年12月に完了した当社のコンシューマー・ヘルスケア事業の売却に関連した2007年度の事業移行活動の関連費用194百万ドル

これらは、当社のコスト削減イニシアチブに関連した節減により一部相殺された。

販売、情報及び管理（SI&A）費用

2008年度のSI & A費用は、以下を反映して2007年度と比べ7%減少した。

- ・ 当社のコスト削減イニシアチブに関連した節減
- ・ 2007年度に計上したエクスペラの関連費用85百万ドル

これらは、以下により一部相殺された。

- ・ 費用に対する外国為替のマイナスの影響
- ・ 当社のコスト削減イニシアチブに関連した実施費用が、2007年度の334百万ドルと比較して、2008年度は413百万ドルと増加した影響

2007年度のSI & A費用は、以下を反映して2006年度と同等であった。

- ・ 当社のコスト削減イニシアチブに関連した節減

これは、以下により一部相殺された。

- ・ 費用に対する外国為替のマイナスの影響
- ・ 当社のコスト削減イニシアチブに関連した実施費用が、2006年度の243百万ドルと比較して、2007年度は334百万ドルと増加した影響
- ・ 2007年度に計上したエクスペラの関連費用85百万ドル

研究開発（R&D）費

2008年度のR&D費は、以下を反映して2007年と比較して2%減少した。

- ・ 2007年度に計上した、アピキサバンの開発及び商品化の連携関連の製品開発への取組みに関するブリストル-マイヤーズ・スクイブ・カンパニー(BMS)への当初支払額250百万ドル及び追加支払額
- ・ エクスベラに関連した、契約終了費用等の撤退費用100百万ドル
- ・ コスト削減イニシアチブに関連した節減

これらは、以下により一部相殺された。

- ・ 当社のコスト削減イニシアチブに関連した実施費用が、2007年度の416百万ドルと比較して、2008年度は433百万ドルと増加した影響
- ・ 2008年度に計上したディメボンを開発及び商品化する提携に関連してメディベーションへ対する当初支払額225百万ドル
- ・ 当社の第 相拡大ポートフォリオの臨床試験に関連した2008年度におけるR&D費の増加

2007年度のR&D費は、以下を反映して2006年と比較して6%増加した。

- ・ 当社のコスト削減イニシアチブに関連した実施費用が、2006年度の176百万ドルと比較して、2007年度は416百万ドルと増加した影響
- ・ 2007年度に計上した、アピキサバンの開発及び商品化の連携に関連した製品開発の取組みに対する、BMSへの当初支払額250百万ドル及び追加支払額
- ・ 費用に対する外国為替のマイナスの影響
- ・ 2006年度に計上したサノフィ・アベンティスが当社に対して支払予定の1回限りのR&D目標達成報奨金(約118百万ドル)
- ・ 2007年度に計上した、エクスベラに関連する契約終了費用等の撤退費用100百万ドル

これらは、当社のコスト削減イニシアチブの関連した節減により、一部相殺された。

R&D費にはまた、2007年度及び2006年度の知的財産権に対する支払額（2007年度は377百万ドル、2006年度は292百万ドル）が含まれている。

買収に関連した仕掛研究開発費

買収に関連した仕掛研究開発費の見積価値は、買収日現在で費用計上される。2008年度、当社は、主にセレネックス、エンサイシブ、コブックス、コーリー及びシェリング・プラウからの多数のアニマルヘルス製品ライン、並びにアニマルヘルスに関連した小規模の2件の買収に関連して、仕掛研究開発費633百万ドルを費用計上した。2007年度、当社は、主にバイオレクシス及びエンブレックスの買収に関連して、仕掛研究開発費283百万ドルを費用計上した。2006年度は、主にリナット及びパウダーメッドの買収に関連して、仕掛研究開発費835百万ドルを費用計上した。

コスト削減イニシアチブ

2005年初めに開始され2006年10月及び2007年1月に拡大された、コスト削減イニシアチブ及び変革プログラムに関連して、当社が事業の経営方法を変更し、変わりつつあるビジネス環境の課題に対応し、また市場の多様な機会を活用すべく、当社の経営陣は、業績及び効率を改善する全社的な取組みにおいて、当社のプロセス、組織、システム及び意思決定手続きの包括的な見直しを行った。当社は、R&D及び製造拠点の合理化、簡素化した組織構造、販売チーム及びスタッフ機能の縮小、並びにアウトソーシングの拡大及び調達活動を通じて、コスト削減を行っている。

2008年度及び2007年度、当社は、2006年度と比較して、為替変動の影響を考慮しない場合（2006年度の実際の為替レート）、調整後利益の税引前費用部分の純減額28億ドルを達成した。

拡大したコスト削減イニシアチブに関連した措置には、資産減損、撤退費用及び退職金費用（清算及び縮小等の当社の給付プランに関連した影響を含む）等の事業再構築費用並びに主に供給ネットワーク変革計画に関連した加速償却費用、並びにシステム及び工程の標準化並びに全世界共有サービスの拡大に関連する費用が含まれている（連結財務書類に対する注記5「コスト削減イニシアチブ」を参照のこと。）。ドルに対するユーロその他の通貨の上昇は、収益にとって有利となる一方、これらのコスト削減イニシアチブにおける影響額を含め、当社の総費用額（売上原価、販売、管理及び情報関連費用並びに研究開発費用）に対し悪影響を及ぼした。

2009年1月26日、当社は2011年度末までに、2008年度の調整後総費用額と比較して、2008年度の実際の為替レートで約30億ドルの調整後総費用額の削減を達成すると予測する新コスト削減イニシアチブの実施を発表した。当社は、当該プログラムを2010年度末までに完了し、2011年度末までに完全に削減が実現できると見込んでいる。当社は、削減したうち約10億ドルを事業に再投資する計画であり、2008年度調整後総費用額と比較して、20億ドルの純減額を見込んでいる。

当該新コスト削減イニシアチブの一環として、当社は、世界中で約10%の人員削減を行う意向である。この人員削減は、営業、製造、研究開発及び管理部門に及び予定である。当社では、約60億ドルの当該新コスト削減イニシアチブの関連費用（税引後）が発生すると予測しており、そのうち15億ドルを2008年度に計上した。

当社のコスト削減イニシアチブに関連して、下記の費用を計上した。

	12月31日に終了した年度		
	2008	2007	2006
実施費用(a)	\$ 1,605	\$ 1,389	\$ 788
事業再構築費用(b)	2,626	2,523	1,296
当社のコスト削減イニシアチブに関連する費用合計	\$ 4,231	\$ 3,912	\$ 2,084

(単位：百万ドル)

(a) 2008年については、売上原価（745百万ドル）、販売、情報及び管理費用（413百万ドル）、研究開発費（433百万ドル）及びその他の（収益）／費用 - 純額（14百万ドル）が含まれている。2007年度については、売上原価（700百万ドル）、販売、情報関連及び管理費用（334百万ドル）、研究開発費（416百万ドル）、及びその他（収益）／費用 - 純額（61百万ドルの収益）が含まれている。2006年度については、売上原価（392百万ドル）、販売、情報及び管理費用（243百万ドル）、研究開発費（176百万ドル）、及びその他（収益）／費用 - 純額（23百万ドルの収益）が含まれている。

(b) 事業再構築費用及び買収関連費用が含まれている。

2005年に開始されたコスト削減イニシアチブ及び変革イニシアチブから2008年12月31日までの事業再構築費用は、主に当社の供給ネットワーク変革計画、並びに世界のマーケティング及び研究開発事業の再構築に関連するものであり、実施費用は、主に特定資産の加速償却、システム及びプロセスの標準化、並びに共有サービスの拡大に関連している。

コスト削減イニシアチブに関連する事業再構築費用の構成要素は、以下のとおりである。

	計上コスト				12月31日 までの 使用額	12月31日 現在の 未払額
	2008	2007	2006	2005-2008	2008年(a)	2008年(b)
従業員解雇費用	\$ 2,004	\$2,034	\$ 809	\$ 5,150	\$ 3,045	\$ 2,105
資産減損費用	543	260	368	1,293	1,293	-
その他	79	229	119	440	390	50
合計	\$ 2,626	\$2,523	\$ 1,296	\$ 6,883	\$ 4,728	\$ 2,155

(a) 外国為替換算調整額を含む。

(b) その他流動負債（15億ドル）及びその他長期負債（636百万ドル）を含む。

2005年に開始されたコスト削減イニシアチブ及び変革イニシアチブから2008年12月31日までの従業員解雇費用は、主に製造、営業及び研究部門における従業員30,700名の予想人件費削減額であり、このうち約19,500名が既に解雇されている。従業員解雇費用は、その行為が予測可能かつ見積可能である場合に計上され、未払退職給付金、年金及び退職後給付が含まれる。資産減損費用には、主に固定資産の評価減に対する費用が含まれる。その他費用は主に、特定の撤退費用が含まれる。

その他の（収益）/費用、純額

ベクストラに関する過去の承認適応症外使用実施の申立てについての調査及びその他一部の未解決の調査、並びに約900百万ドルの費用は、一部のNSAID訴訟及び申立てを解決する契約及び基本合意に関連したものであった。また2008年度における受取利息純額は、2007年度の11億ドルと比較して772百万ドルと減少したが、これは、主に2006年12月下旬のコンシューマー・ヘルスケア製品事業の売却による手取金166億ドル及び金利低下を反映した、平均純金融資産の減少によるものであった。これらは、将来におけるロイヤルティ受領権を含むライセンス契約の終了と引き換えに、一括現金払い425百万ドル（税引後）を受領したことにより一部相殺された。

2007年度における受取利息純額は、2006年度の437百万ドルと比較して11億ドルと増加したが、これは主にコンシューマー・ヘルスケア製品事業の売却による手取金166億ドル及び金利上昇を反映した、平均純金融資産の増加によるものであった。また2007年度、当社は、韓国に所在する建物の売却益211百万ドルを計上した。2006年度は、デポ・プロペラの無形資産の減損に関連した費用320百万ドルを計上した。詳細は、連結財務書類に対する注記6「その他の(収益)費用 - 純額」を参照のこと。

法人税等引当金（利得）

当社継続事業の全体実効税率は、2008年度は17.0%、2007年度は11.0%、2006年度は15.3%であった。2008年度の実効税率は、より低い税率で控除不可又は控除可能である2008年度の一部の法的案件を解決する契約及び基本合意の影響、基本的に税金控除不可である2008年度の買収関連仕掛研究開発費、並びに収益の管轄区域構成の変更を反映している。これらは、下記の税金利得により一部相殺された。

2008年度第2四半期、当社は、主に2000年から2005年までに関連した、様々な外国税務当局に関わる多国籍企業間で共通の問題を効率的に解決した。その結果、当社は税金利得305百万ドルを認識した。また2008年度第2四半期、当社は、当社の生物薬剤会社のひとつであるエスペリオン・セラピューティクス・インコーポレイテッド（以下「エスペリオン」という。）をベンチャー・キャピタル企業グループが過半数を所有する新規設立会社に売却した。一般的な対価での売却は、当社の税金費用を426百万ドル減少させる税務上の損失をもたらした。この税金利得は、2004年におけるエスペリオンへの多額の初期投資によるものであり、主に買収日現在における「買収関連仕掛研究開発費」として連結損益計算書に計上されている。

2008年10月3日、課税延長及び代替的最小課税救済法により、2008年1月1日から2009年12月31日の研究開発に対する税還付が延長された。研究開発に対する税還付により、2008年度の法人税費用が約110百万ドル減少した。

2006年度と比較した2007年度の税率低下は、主にエクスペラの撤退決定に関連した費用の影響、2007年度の当社のコスト削減イニシアチブに関連した費用の増加、非控除の買収関連仕掛研究開発費の減少、並びに売上高別及び地理別の製品販売構成及び2006年度と比較した2007年度の事業再編費用によるものであるが、これらは下記のとおり、2006年度に1回限りの税金利得により一部相殺された。

2006年度第3四半期、海外利益の本国送金に関連する2005年度の米国における見積法人税引当金が減少した。これは、主にある一定の税務ポジションが技術上のメリットについて認められる可能性が高いと判断されるという情報を受領したことにより、当社は税金利得124百万ドルを計上した。

2006年度第1四半期に、当社は、米国内国歳入庁（IRS）不服審査部門より、当社が申立てを行っていた2000年ワーナーランパートにより支払われた買収関連違約金の税控除可能性について解決した旨通知された。その結果、2006年度第1四半期、当社は、当該問題の解決に関連して約441百万ドルの税金利得を計上した。

2006年1月23日にIRSは、過去の特定期間における取引に影響を及ぼした法定合併及び連結について、最終的な規制を発表した。2006年度第1四半期、当社は、かかる規制の総合的な影響を反映して217百万ドルの税金利得を計上した。

非継続事業 - 税引後

以下の金額は、主に当社の以前のコンシューマー・ヘルスケア製品事業に関連したものであり、継続事業から分離され、連結損益計算書の「非継続事業 - 税引後」に含まれている。

	(単位：百万ドル)		
	2008年	2007年	2006年
収益	\$ -	\$ -	\$ 4,044
税引前収益/(損失)	(3)	(5)	643
法人税引当金 (a)	1	2	(210)
非継続事業の事業収益/(損失) - 税引後	(2)	(3)	433
非継続事業の税引前売却益/(売却損)	6	(168)	10,243
売却益に係る法人税引当金/(利得) (b)	74	102	(2,363)
非継続事業の売却益/(売却損) - 税引後	80	(66)	7,880
非継続事業 - 税引後	\$ 78	\$ (69)	\$ 8,313

(a) 2008年度及び2007年度の繰延税金費用は0ドル、2006年度は24百万ドルが含まれる。

(b) 2008年度及び2007年度の繰延税金利得は0ドル、2006年度は444百万ドルが含まれる。

調整後利益

調整後利益法の一般的記述

調整後利益は、経営陣が用いる業績の別の指標のひとつであり、当社は、この方法による業績の開示により、当社の業績に対し投資者のより深い理解が得られるものと確信する。当社は、損益計算書上の一部項目による影響の考慮前の、人間及び動物用の処方薬の発見、開発、製造、マーケティング及び販売と言った当社の主要業務の実績を示すために、調整後利益を表示する。当社は、調整後利益を、パーチェス法による買収の会計処理、買収関連費用、非継続事業及び特定の重要項目の影響前の純利益と定義している。調整後利益は、米国で一般的に認められている会計原則（GAAP）による純利益に代わるものとはみなされておらず、またみなされるべきではない。

調整後利益の測定は、当社にとって重要な社内評価方法である。当社は、これに基づいてその他の業績評価指標と併せて全社の業績を分析する。下記は、調整後利益評価の使用例である。

- ・ 上席経営陣は、調整後利益ベースで作成された当社事業の経営成績について月間分析報告を受領する。
- ・ 当社の年間予算は、調整後利益ベースで作成される。
- ・ 上席経営陣の年間報酬は、この調整後利益の測定を一部用いて算出される。調整後利益は、ファイザー・インク・エグゼクティブ・年次インセンティブ・プランに基づく賞与の決定に利用される業績評価指標のひとつである。これは、内国歳入法第162条(m)の目的上、経営幹部チームに支払われる賞与を制限するために策定されたものである。内国歳入法第162条(m)の制限に従い、賞与は、調整後利益から算出される調整後の希薄化後1株当たり利益を含む、3つの財務指標の達成に基づくプールから資金供給されている。調整後利益から算出されたこれらの指標は、()経営幹部チームメンバーの目標賞与の17%、及び()経営幹部チームメンバーその他の経営陣が利用できる賞与プールの33%を占める。

目標設定及び業績評価において、この方法は経営陣にとって重要であるにもかかわらず、調整後利益測定法は、GAAPが定める標準化された意味を有さない非GAAP財務評価法である。そのため、投資家にとっての有益性には限度がある。非標準定義のため、調整後利益は（GAAPによる純利益とは異なり）、他の企業の同様の評価法による計算と比較することができない場合がある。調整後利益は、経営陣が当社の業績をどのように評価しているかについて、投資家がより深く理解出来るようその目的の為にのみ表示される。

当社はまた、業績の社内評価法としての調整後利益測定法には限界があることについても認識しており、当社の業績管理プロセスをこの評価基準のみに限定してない。調整後利益測定法の限界は、買収または取得無形資産の償却の影響等の期間内の全事象を包含しない当社の経営についての概要を提供しており、当社の業績と医薬品業界の他社を比較した見解を示していないことにある。当社はまた、最高水準の業績確保を意図して特別に調整されたその他の手段を用いる。例えば、当社の研究開発組織は、生産性の目標を立て、それに基づき効率性が測定される。さらに、2006年度、2007年度、2008年度及び将来において付与される業績株式報奨は、総株主還元額を用いて当社業績を測定する不任意の公式に基づいている。

パーチェス法による調整

調整後利益は、企業結合及び純資産の取得に関連したもの等、パーチェス法による重大な影響を考慮する前に算出される（連結財務書類に対する注記2「買収」を参照のこと。）。こうした影響には、取得仕掛研究開発費、公正価値まで引上げられた取得棚卸資産の販売による売上原価の増額費用、公正価値まで引上げられた有限耐用年数の無形固定資産の償却に関連した増額費用が含まれる可能性がある。したがって、調整後利益の評価には、前述の重要な費用を考慮しない取得製品の販売による収益が含まれる。

2003年度のファルマシアの買収に関連して取得した無形資産の償却等、企業結合に関連したパーチェス法による特定の調整には、最大40年（当該資産の加重平均耐用年数は約9年である。）かかるものがあるが、この指標は経営陣が業績の社内評価に使用している当社業績に対する別の見解を示すものである。当社は、取得無形資産に帰属する償却額の消去が、以前研究開発費用を費用計上した社内開発の無形資産を均等に扱おうとすることで、当社業績の別の見解を経営陣及び投資家に対し提供するものと確信する。

しかしながら、社内開発した無形資産及び取得した無形資産との完全に正確な比較は、調整後利益によって実現することは不可能である。調整後利益の内容は、本セクションの第一項に列举する項目の影響からのみ引き出せる。当社は、これらの無形資産を独力で発見及び開発した場合から生じる相違による影響を分析しておらず、また調整後利益測定法は、こうした状況下で生じた結果を示すことを意図していない。例えば、当社の研究開発費の合計及び表示期間の額が異なっていたかもしれず、当社の商品化の速度及びその結果としての売上（もしあれば）が異なっていたかもしれず、または当社の製造原価が異なっていたかもしれない。さらに、当社のマーケティング活動は、顧客から違った捉え方をされていたかもしれない。したがって、全体としての調整後利益額は、当社が取得無形資産を発見及び開発した場合、表示額と同一であったとの保証は出来ない。

買収関連費用

調整後利益は、企業結合に関連した統合及び事業再編費用の考慮前に算出されるが、これは当該費用が取引毎に異なり、買収の決定による事業再編及び2事業の統合のために発生した費用を示しているためである。さらに明確化すると、買収事業の結合または純資産の取得に関連した事業再編及び統合活動のみが、買収関連費用に含まれる。当社は、相乗効果の分析は行っていない。

企業結合で発生した多額の費用は、主に完全統合された活動を取得することによる当然の結果としての重複施設、活動または従業員の除去の必要から主に生じるため、当社では、これらの費用の考慮前利益を表示することは、投資家に有益な追加展望情報を提供することになると確信する。こうした理由により、（例えば企業結合における）異種システムの変換、重複施設の閉鎖または重複職務の除去で発生する費用は、その他のより通常の事業状況で発生する費用とは異なった視点で見ることができる。

企業結合に関連した統合及び事業再編費用は数年にわたり発生する場合があるが、実質的な影響は取引後3年以内に終了する。外部の承認を必要とする措置があるため、一定の事業再編及び統合活動の達成に必要な期間は長期にわたる可能性がある。例えば、厳しく規制されている医療用医薬品事業の性質により、余剰施設の閉鎖は、製造上の全変更が広範囲に及び認可及び検査を条件とし、またFDA及び／またはその他の世界の規制当局による承認を取得しなければならないため、数年かかることもある。

非継続事業

調整後利益は、非継続事業に含まれる2006年12月に当社が売却したコンシューマー・ヘルスケア製品事業等の営業成績及びこれに関連した当該事業の売却損益の考慮前に計算される。当社は、当社業務との戦略的適合を諮って定期的に当社事業及び製品ラインの見直しを行う一方で、売却の意図をもって事業を構築または運営していないため、こうした表示を行うことは投資家にとって意味があると考える。

特定の重要項目

調整後利益は、特定の重要項目の考慮前に計算される。特定の重要項目とは、個々に評価される実質項目、異常項目を表す。かかる評価においては、異常な定量的及び定性的両面が考慮される。ここで言う異常とは、当社の継続事業の一部でない項目を示すこともあれば、その性質もしくは規模から、当社の日常業務の一部として通常発生が見込まれない項目、経常外の項目、または当社がもはや販売していない製品に関連した項目をさすこともある。全部は包含されないものの、特定の重要項目として包含される項目には、主要な非買収関連事業再編費用及び当社のコスト削減イニシアチブ等の性質上特別であるプログラムの関連実施費用、米国のGAAPの定義による非継続事業の要件を満たさない製品もしくは施設の売却または処分の関連費用、売却後の非継続事業への支援における移行サービス契約の関連額、特定の無形資産の減損額、税務ポジションの解決に関連した調整額、2004年雇用創出法に従った海外利益の本国送金に起因する費用の関連調整等、事象駆動の重要な税法の適用による影響、または本書「第6．経理の状況」の「訴訟及び偶発事象」に記載するもの等、法的事項関連の潜在的費用が含まれる。通常の継続的な抗弁費用、または通常の事業過程で発生した法的案件の和解及び未払費用は、特定の重要項目とはみなされない。

再分類

米国GAAPに基づき報告された純利益と調整後利益間の再分類は、以下のとおりである。

(単位：百万ドル、比率を除く)

	12月31に終了した年度			変動率(%)	
	2008年	2007年	2006年	08/07	07/06
計上純利益	\$8,104	\$8,144	\$19,337	-	(58)
パーチェス法会計調整 - 税引後	2,439	2,511	3,131	(3)	(20)
買収関連費用 - 税引後	39	10	14	305	(30)
非継続事業 - 税引後	(78)	69	(8,313)	*	*
特定の重要項目-税引後	5,862	4,379	813	34	438
調整後利益	\$16,366	\$15,113	\$14,982	8	1

* 算出は有意でない

一部の金額及び比率は四捨五入されているものがある。

上記の調整された利益からは、次の項目が除外されている：

(単位：百万ドル)

	12月31日に終了した年度		
	2008年	2007年	2006年
パーチェス会計法調整—税引前：			
無形資産償却及びその他(a)	2,546	3,101	3,220
仕掛研究開発費(b)	633	283	835
パーチェス会計法調整合計—税引前	3,179	3,384	4,055
法人税等	(740)	(873)	(924)
パーチェス会計法調整合計—税引後	2,439	2,511	3,131
買収関連費用—税引前：			
統合費用(c)	6	17	21
事業再編費用(c)	43	(6)	6
買収関連費用合計—税引前	49	11	27
法人税等	(10)	(1)	(13)
買収関連費用合計—税引後	39	10	14
非継続事業 - 税引前			
非継続事業の事業(利益)損失(d)	3	5	(643)
非継続事業の(売却益)/売却損(d)	(6)	168	(10,243)
非継続事業合計 - 税引前	(3)	173	(10,886)
法人税等	(75)	(104)	2,573
非継続事業合計 - 税引後	(78)	69	(8,313)
重要項目：			
事業再編費用 - コスト削減イニシアチブ(c)	2,626	2,523	1,296
実施費用 - コスト削減イニシアチブ(e)	1,605	1,389	788
弁護士費用(f)	3,249	56	(15)
返品負債調整額(g)	217	-	-
資産減損費用及びその他の関連費用(h)	213	2,798	320
コンシューマー・ヘルスケア製品事業の移行活動(i)	(7)	(26)	-
サノフィ・アベンティスからの研究開発達成報奨金(j)	-	-	(118)
その他(k)	187	(230)	(158)
重要項目合計—税引前	8,090	6,510	2,113
法人税等	(2,228)	(2,131)	(735)
特定の税務ポジションの解決(j)		-	(441)
海外利益の本国送金に対する税務上の影響(j)		-	(124)
重要項目合計 - 税引後	5,862	4,379	813
パーチェス会計法調整、買収関連費用、非継続事業、会計方針の変更に よる累積的影響、及び重要項目合計 - 税引後	\$ 8,262	\$ 6,969	\$ (4,355)

(a) 無形資産の償却に含まれる。(連結財務書類に対する注記12「のれん及びその他の無形資産」を参照のこと。)

(b) 買収関連仕掛研究開発費に含まれる。(連結財務書類に対する注記2「買収」を参照のこと。)

- (c) 事業再編費用及び合併関連費用に含まれる。(連結財務書類に対する注記5「コスト削減イニシアチブ」を参照のこと。)
- (d) 非継続事業 - 税引後は、主にコンシューマー・ヘルスケア事業に関連している。(連結財務書類に対する注記3「非継続事業」を参照のこと。)
- (e) 2008年度については、売上原価(745百万ドル)、販売費、情報関連費及び一般管理費(413百万ドル)及び研究開発費(433百万ドル)及びその他の(収益)/費用-純額(14百万ドル)に含まれる。2007年度については、売上原価(700百万ドル)、販売、情報関連及び一般管理費(334百万ドル)、研究開発費(416百万ドル)及びその他の(収益)/費用-純額(61百万ドル)に含まれる。2006年度については、売上原価(392百万ドル)、販売費、情報関連費及び一般管理費(243百万ドル)、研究開発費(176百万ドル)及びその他の(収益)/費用-純額(23百万ドル)に含まれる。(連結財務書類に対する注記5「コスト削減イニシアチブ」を参照のこと。)
- (f) 2008年度については、その他の(収益)/費用-純額に含まれ、ベクストラに関する過去の承認適応症外使用実施の申立てについて、過去に報告された調査及びその他一部の未解決の調査を終了するための米国法務省との基本合意による費用約23億ドル、並びに一部のNSAID訴訟及び申立てを解決する契約及び基本合意に関連した約900百万ドルの費用を含む。(連結財務書類に対する注記4A「特定費用：ベクストラ及びその他の調査」及び注記4B「特定費用：特定の製造物責任に関する訴訟 - セレブレックス及びベクストラ」を参照のこと。)
- (g) 売上高に含まれ、製品返品に対する過年度の負債の調整を反映している。(連結財務書類に対する注記4C「特定費用：製品返品に係る過年度に計上した負債の調整」を参照のこと。)
- (h) 2008年度におけるこれらの費用は、主にイタリアに所在する製造工場の閉鎖に関連したものであり、その他の(収益)/費用-純額に含まれる。2007年度におけるこれらの費用は、主にエクスペラ撤退の決定に関連するものであり、無形資産減損約11億ドル、棚卸評価減661百万ドル、固定資産減損454百万ドル及びその他撤退費用578百万ドルで構成されている。また、売上原価(26億ドル)、販売、情報関連及び一般管理費(85百万ドル)及び研究開発費(100百万ドル)に含まれている。2006年度については、デポ・プロペラの無形資産の減損に関連した320百万ドルが、その他(収益)/費用-純額に含まれている。(連結財務書類に対する注記12B「のれん及びその他の無形資産：その他の無形資産」を参照のこと。)
- (i) 2008年度については、売上高(172百万ドル)、売上原価(162百万ドル)並びに販売、情報関連及び一般管理費(3百万ドル)に含まれる。2007年度については、売上高(219百万ドル)、売上原価(194百万ドル)、販売、情報関連及び一般管理費(15百万ドル)、並びにその他(収益)/費用-純額(16百万ドルの収益)に含まれる。
- (j) 研究開発費に含まれる。
- (k) 主にその他(収益)/費用-純額に含まれる。(連結財務書類に対する注記6「その他の(収益)費用-純額」を参照のこと。)
- (l) 法人税引当金に含まれる。(連結財務書類に対する注記7「法人税等」を参照のこと。)

2【生産、受注及び販売の状況】

上記の「第3．事業の状況、1．業績等の概要」を参照のこと。

3 【対処すべき課題】

将来の業績に影響を及ぼすことのある注意すべきリスク・ファクター及び要因

本項の記載事項は、当社の事業に対する主要なリスクを記述したものであり、慎重に考慮されるべきである。加えて、同記載事項は、1995年米国民証券訴訟改革法に基づいた注意事項を記述したものである。

本有価証券報告書に含まれる当社の開示情報及び分析には、経営陣の計画及び仮定に基づいて予測された結果を記載した将来の見通しに関する記述が含まれている。当社は、随時、当社が公表するその他の資料において、また口頭により将来の見通しに関する見解を提供している。かかる記述は、将来の事象に対する当社の現在の予測や見通しを提供しているが、必ずしも過去または現在の事実と密接に関連していない。当社は、可能な限り、かかる記述に「予測する」、「見積る」、「見込まれる」、「予想する」、「意向である」、「計画する」、「確信する」、「であろう」、「目標にする」、「見通しを立てる」及び将来の経営成績、財務成績、経営計画または見通しの記述に関連した類似の表現を使用することにより、それと分かるよう試みた。特にこれらには将来の措置、経営計画及び見通し、見込み製品または製品の承認、既存の及び今後予想される製品の将来の実績、販売努力、費用、金利、外国為替レート、訴訟等の偶発事象の結果、並びに財務成績に関する記述が含まれている。

当社は、当社の計画及び仮定について慎重であったと確信するものの、将来の見通しに関する記述はそれがいかなるものであっても実現を保証することはできない。将来の実績の達成は、リスク、不確実性及び潜在的に不正確な仮定の影響を受ける。既知のもしくは未知のリスクもしくは不確実性が実際に起こった場合、または前提となる仮定が不正確であると判明した場合、実際の業績は、過去の業績や予測、見積、または業績予想と大幅に異なる可能性がある。将来の見通しに関する記述を考慮する場合は、このことを留意すべきである。

当社は、新たな情報、将来の事象またはその他の結果にかかわらず、将来の見通しに関する記述の公的な更新義務を負わない。米国証券取引委員会宛ての当社の10Q報告書及び8K報告書中の関連事項に関する新たな開示の参照を推奨する。また当社は、以下のとおり、当社の事業に関連したリスク、不確実性及び潜在的に不正確な仮定に関する注意事項を提示する。これらの要因により個別にまたは全体として、実際の結果が、業績予測または過去の実績から大幅に異なる場合がある。当社は、1995年米国民証券訴訟改革法で認められているように、これらの要因を投資者のために特筆する。投資者は、かかる全ての要因を予想または特定することは不可能であることを理解すべきである。したがって、以下の情報が、潜在的リスクまたは不確実性の全てを完全に記述しているとみなすべきではない。

政府の規制及び管理医療の傾向

価格統制及び患者による当社製品へのアクセス制限を強制する米国及び外国の政府当局による規制は、当社の事業に影響を及ぼし、かかる規制の変更により、当社の将来の実績が悪影響を受ける可能性がある。米国では、当社医薬品の多くがさらなる価格圧力を受けている。このような価格圧力は、2003年メディケア改革法の結果、メディケア受給者を代理して交渉する民間企業給付プランの購入力強化により増大している。さらに、2003年メディケア改革法が改正され、直接的な政府による価格統制及びアクセス制限が課された場合、当社事業に多大な悪影響が及ぶ可能性がある。またMCO、メディケイド及びその他政府機関が引き続き値引きを求めている。一部の州では、メディケイド・プログラムに基づく価格統制または患者のアクセス制限を実施しており、他の州でもこれを検討している。また、メディケイド対象外者にもより幅広く適用される価格統制制度を検討している州もある。その他の事項もまた、当社の事業に悪影響を及ぼす連邦もしくは州の法的または規制上の措置の対象となるが、それには特許法の変更、諸外国政府の統制価格による処方薬の米国外からの輸入、米国における消費者向け直接広告または医療従事者との関係に対する制限、及び相対的有效性方法論に使用が含まれる。これらは、主に価格相違を重視し、医療薬間の治療上の相違を最小限に抑える方法で実施される。

メディケイド・プログラムがED医療の払戻しに連邦資金を利用するが2006年1月1日付で禁止され、またメディケア・パートD・プログラムに対する同様の連邦資金の使用禁止が2007年1月1日に発効されたが、これらは当社事業に悪影響を及ぼしてきた。将来において、その他のクラスの薬品の払戻しに連邦資金を使用することが禁止された場合もまた、マイナスの影響を及ぼすかも知れない。

当社は、その他の多くの国々で類似する規制上の及び法律上の問題に直面している。ヨーロッパ及びその他の国際市場の一部では、政府が、消費者に対し安い直接経費で医療を提供し、また政府が主催する医療制度の経費を管理するために、医薬品の価格または患者への保険料返還水準を規制している。こうした各国の様々な価格統制により、価格差が生じ、一部の第三者が価格のより低い市場から当社製品を購入している。そうした各国間の価格差を悪用した取引により、価格の高い市場における当社の売上高は打撃を受ける可能性がある。その結果、経営成績の価格部分に対する圧力は今後も続くと予測される。

ジェネリック医薬品競争

当社にとって、ジェネリック医薬品メーカーとの競争は、世界中で大きな課題である。当社製品の特許保護が失効もしくは喪失した場合、またはジェネリック医薬品メーカーが当社製品のジェネリック版製品を（ジェネリック製品に対する特許侵害訴訟が係属中であるにもかかわらず）「危険性を伴う」発売を行った場合、極めて短期間に当該製品の売上高の大部分を失い、当社の事業に悪影響が及ぶ可能性がある。令としては、カンブトサールの米国基本特許が2008年2月に満了した。

また、リピトール、セレブレックス、デトロール/デトロールLA及びアリセプトを含む当社の最も重要な医薬品に対する特許は、ジェネリック医薬品メーカーにより申立てがなされている。さらに、特許保護されている当社製品は、市場での独占権を喪失させる競合会社のブランド製品のジェネリック版との競争にも直面することがある。例えば、リピトールについては、2006年度にジェネリック製品プラバスタチン（プラバコール）及びジェネリック製品シムバスタチン（ゾコール）との競争が始まった。

競合製品

当社は、競合製品の発売の時期もしくは影響または当社の売上高に及ぼしうる影響を正確に予測することはできない。当社の医薬品で最も売れている医薬品を含む、当社の薬品と競合する製品は、随時発売されている。近年多くの競合製品が発売されており、特定の潜在的な競合製品は様々な開発段階にあり、その一部は、FDA及びその他の国の規制当局に対し承認申請がなされている。

主要な既存製品及び新製品への依存

2008年度、当社は9つの医薬品（リピトール、ノルバスク、リリカ、セレブレックス、バイアグラ、デトロール/デトロールLA、キサラン/ザルコム、ジオドン及びザイボックス）の各々につき、10億ドル超の売上高を計上した。それらの製品は、当社の2008年度における医療用医薬品事業総収益の60%を占めた。リピトールの2008年度の売上高は約124億ドルで、当社の2008年度における医療用医薬品事業総収益の28%を占めた。その他の製品または当社の他の主要製品は、特許保護の喪失、処方薬の成長率の変動、重大な製品物責任訴訟、予期せぬ副作用、規制当局への届出、医師もしくは患者の信頼に影響を与える評判、既存の競合製品からの圧力もしくはラベル表示の変更等の問題にさらされた場合、または、より有効性の高い新薬が導入された場合、当社の収益に与える悪影響は膨大なものとなる。例えば、チャンティックスの米国における売上高は、2008年度のチャンティックスの米国でのラベル表示の変更に伴い、2007年度と比較して大幅に減少した。記載のとおり、売上が最も高いいくつかの医薬品を対象とする特許は、最近失効したか数年後に失効し、売上が最も高い医薬品の多くを対象とする特許は、係属中の法的申立の対象となっている。さらに当社の収益は、セルゼントリー及びToviazを含む主要な新製品の商業的受容の時期及び程度により大きな影響を受ける可能性がある。

特殊医薬品

特殊医薬品とは、一定のがん、多発性硬化症及びHIV等の患者数が比較的少ない稀な疾患または生死にかかわる症状の治療薬のことである。革新的な特殊医薬品の入手可能性及び利用の増大は、他の種類の医薬品と比較して相対的に費用が高いため、同セクターを対象とした費用抑制戦略を策定することに対し、支払者は大きな関心を寄せ始めている。特殊医薬品のアクセス及び価格設定を抑制する支払者の取組みがファイザーに与える影響は、現在まで限られたものであるが、当社の特殊医薬品ポートフォリオの拡大は、世界中の市場における医療技術評価の利用の増加及び政府の財政悪化により、将来における事業に対しより大きな悪影響を及ぼす可能性がある。

研究開発への投資

新製品の発見及び開発並びに既存製品の新たな用途の開発は、当社の成功にとって非常に重要である。しかしながら、現在の成長及び将来の投資の均衡を保つことは、引き続き重大な課題である。新製品の導入及び新製品の研究開発並びに既存製品の寿命の延長に対する継続的な投資が、対応する売上高の伸びを超えることがある。つまり費用は増加するが、それに比例して収益が増加しない事態が生じる可能性がある。

製品の開発、規制当局の承認及びマーケティング

リスクや不確実性は、特に製品に関連した将来の見通しに関する記述に適用される。新化合物の認識及び新製品の開発にかかる複雑で長期にわたる過程の結果は、本質的に不確実性を伴う。当社が新製品、または既存製品の新しい適応症もしくはその剤形に対する規制上の承認を得られるか否か、またはその時期について何ら保証はできない。規制当局によるラベル表示及びその他の事項に関する決定は、当社製品の利用可能性または商業的な可能性に悪影響を及ぼす場合がある。また、世界中の医薬品製品のマーケティングに影響を与え得る多くの検討事項がある。規制上の遅延、臨床試験の失敗、安全性及び効能に関する申立て及び懸案、新規発見、特許紛争、並びに副作用に関する申立ては、研究開発及び製品に関連した将来の見通しに関する記述の実現に悪影響を及ぼす可能性のある要因である。

調査研究

新薬候補の開発初期段階に行われる研究活動に関する決定は、薬品が承認された後、マーケティング戦略に多大な影響を及ぼす可能性がある。より詳細な研究から、マーケティングで役立つ追加の有益性が明らかになる場合もあるが、それには時間及び資源を費やし、新薬候補の最初の承認申請の提出が遅延する可能性がある。当社は、臨床試験の計画には慎重であるが、各事例について速度と試験の適切なバランスが取られるという保証はない。この分野で当社の下した決定の性質により、将来の業績に影響が及ぶ可能性がある。

金利及び外国為替リスク

当社の2008年度の収益の58%は海外営業から稼得され、その内31%はヨーロッパ地域、15%は日本及びアジア地域からである。これらの海外収益及び相当額の海外純資産により、当社の売上高及び利益は、外国為替レートの変動リスクにさらされている。さらに利付投資、融資及び借入は、金利の変動リスクを受ける。これらのリスク及びそれを抑制するために当社が講じた施策については、当社の連結財務諸表に対する注記9-D「金融商品：金融派生商品及びヘッジ活動」を参照のこと。

会計状況の変化の影響を予測し緩和しようとする当社の努力にもかかわらず、当社は、通貨レート及び金利の変動、インフレ、または当社の事業に影響を及ぼすその他の関連要因を確実に予測できない。

海外業務に影響を及ぼすリスク

当社の海外業務もまた、知的財産の法的保護及び救済の変更、取引規制及び手続きの変更並びに製品の承認、製造、価格設定、運付及びマーケティングによってのみならず、不安定な政府及び法制度並びに政府内の紛争により影響を受ける可能性がある。こうした変更は、当社の事業にマイナスの影響を与える場合がある。

世界経済情勢

世界金融市場の最近の変動は、当社の流動性に多大な影響を及ぼしておらず、またこの先影響を受けるとは予測していない。当社の重大な営業活動によるキャッシュフロー、資本市場へのアクセス並びに与信契約及び回転信用契約の利用可能信用枠により、当社は、予測可能な将来に資金調達のニーズを満たす能力を有していると引き続き確信している。市場の変動に伴い、当社の流動性ポジションへの監視を継続するが、当社の流動性または経営成績が、世界金融市場及び世界経済情勢における最近の及び潜在的な将来の変動に影響を受けないという保証はできない。

さらに当社は、その他の企業と同様に、世界経済の停滞による潜在的影響に直面している。非流動的な信用市場、不安定な株式市場、外国為替レートの急激な変動及び景気後退を含む未曾有の市況悪化が、将来の経営成績に影響を及ぼすおそれがある。

製品の製造及びマーケティングに関するリスク

需要に対応した製造能力の拡大不能、または承認済み製品の需要もしくはその市場受容性の予測ができない場合を含むがそれに限定されない製品製造上またはマーケティング上の困難または遅延は、将来の業績に影響を及ぼす可能性がある。

経費及び費用の管理 / 異常事態

経費及び費用の増加、製品構成、セグメント構成及び地域構成の変化、並びに買収、事業売却、事業再編、製品撤退その他の異常事態は、事業戦略、資産の実現化評価及び組織の再編に起因するが、将来の業績に悪影響を及ぼす可能性がある。かかるリスク及び不確実性には、特にコスト削減イニシアチブによる予測利益を実現させる当社の能力が含まれる。

法律及び会計基準の変更

当社の将来の業績は、米国及びその他の国々における会計基準、税務上の要件（税率の変更、新税法及び税法の新解釈を含む）、競争法及び環境法の変更を含む法律及び規制上の変更により悪影響を受ける可能性がある。

テロリストの活動

当社の将来の業績は、米国及び世界のその他の地域におけるテロリスト活動の脅威及び関連する海外での米国軍事活動による事業、政治及び経済状況（保険の費用や適用を含む）の変化により悪影響を受ける可能性がある。

法的手続き

当社及び当社の一部の子会社は、様々な特許、製造物責任、消費者、商業、証券、環境及び税務に関する訴訟及び申立て、政府調査、並びに当社事業の通常の過程で随時発生するその他の法的手続きに関与している。訴訟は本質的に予測不可能であり、度を越えた評決が下される。当社は、これらの案件において十分な防御を備えていると考えているが、将来において特定の期間に当社の経営成績に重大な悪影響を及ぼす判決又は和解合意に至る可能性もある。

特許訴訟には、様々な製品もしくは製法に対する当社特許の対象及び／または有効性に対する申立てが含まれる。当社は、当社の重要な特許全てに関するこれらの申立てに対し十分な防御を備えていると考えているが、これらの訴訟の結果について保証はできず、また敗訴した場合、該当の薬品に対する特許保護を喪失し、当該薬品の売上げが大幅に減少し、将来の経営成績に重大な悪影響を与える可能性がある。

事業開発活動

当社は、買収、ライセンス供与及び提携を通じて、当社の既存製品及び製品パイプラインを拡大する計画である。しかしながら、これらの拡大計画は、適切な機会の利用可能性及び費用、並びに同様の機会を追求しているその他の医薬品会社からの競争に左右される。

情報技術

当社は、大部分を高度なITシステム及びIT基盤に依拠している。当社のコンピュータ・システムの規模及び複雑性により、故障、悪意の侵入及び無作為攻撃に脆弱となる可能性がある。同様に、従業員によるデータのプライバシー侵害及び当社システムへのアクセスが許可された者による侵害が、機密データを権限のない者または公共にさらすというリスクをもたらす可能性がある。当社は、データ及び情報技術の保護に多額の投資を行っているが、当社の取組みにより、当社事業へ悪影響を及ぼす当社システムの故障または侵入を阻止できるという保証はできない。

ワイス買収案に関連するリスク要因

交換比率が固定され、ファイザー普通株式の市場価格は変動するため、ワイスの株主は、受領する合併対価の価格を確定することができない。

合併完了時に、合併直前の発行済ワイス普通株式は、それぞれ制限された状況の下に調整される条件で、1株につき現金33.00ドル（無利息）及び0.985株のファイザー普通株式を受領する権利に転換される。ファイザー普通株式への交換比率0.985は固定（制限された状況の下に調整される）されているため、合併対価の株式部分の価格は、買収完了時のファイザー普通株式の市場価格に左右されることとなる。合併対価の株式部分の価格は、合併契約が発表された日、ワイスの株主に委任勧誘状/目論見書が郵送された日、ワイス年次総会が開催される日、及び合併が完了した日以降のものとは異なる。したがって、ワイス年次総会日現在、ワイスの株主は、合併完了時に受領する合併対価の市場価格を認識できず、また算出することもできない。ファイザー普通株式の価格は、公開株の市場において一般的な価格変動にさらされ、従来ファイザー普通株式の価格は多大なボラティリティを有している。当社は、いずれかの株式の市場価格が変動したという理由のみにより合併契約を解除することも、ワイス株主の投票を再度懇請することも許可されていない。ファイザー又はワイスの普通株式のいずれかの市場価格が変動した場合、合併対価の調整はなされない。株価は、特に市況及び経済情勢全般、ファイザー及びワイスのそれぞれの事業、経営及び見通しの変動並びに法的考察等の様々な要因により変動する可能性がある。これらの要因の多くは、ファイザー及びワイスが管理できないものである。よって、ファイザー普通株式及びワイス普通株式について、現在の市場相場を取得すべきである。

当社は、買収の予想される利益を全て実現できず、買収により受領するファイザー普通株式価格に悪影響が及ぶ場合がある。

買収の成功は、ファイザーとワイスの事業結合によって予想される利益及び費用節減を実現する当社の能力に一部依拠している。しかしながら、これらの予想される利益及び費用節減を実現するために、当社は、ファイザーとワイスの事業結合を成功させなければならない。当社がこれらの目標を予想した時間枠内または全く達成できない場合、買収によって予想される利益及び費用節減は、一部のみもしくは全て実現されないかまたは実現までに予想以上時間がかかり、ファイザー普通株式価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

ファイザー及びワイスは事業を行っており、引き続き買収完了まで個別に事業を行う。統合過程により、主要従業員の喪失、各会社の進行中の事業の混乱、または基準、管理、手続き及び方針における不一致が、当社の顧客、供給業者、流通業者、債権者、賃貸人、臨床試験者もしくは臨床試験の責任者との関係を維持する能力、または買収によって予想される利益を達成する能力に悪影響を及ぼすおそれがある。

特に、合併により予想される利益を実現するために、ファイザーの事業へワイスの事業を統合される際に対処すべき問題は、以下のものが含まれる。

- ・ ファイザー及びワイスの研究開発、製造、流通、マーケティング及び販売促進活動並びにITシステムの統合
- ・ 両社間の基準、管理、手続き及び方針、企業風土並びに報酬構造の一致
- ・ 企業インフラ及び経営インフラの整備
- ・ 販売及びマーケティング事業の統合
- ・ 既存顧客の保持及び新規顧客の勧誘
- ・ 重複し不採算事業及び資産の特定及び排除
- ・ 地理的に分散した組織の統合
- ・ 合併会社の事業統合に関連した税金費用または非効率性の管理
- ・ 2002年サーベンス・オクスリー法並びにそれに基づき公布された規則及び規制に準拠するために必要な運営管理基準の修正

当該2社間の統合努力はまた、経営陣の注意及び資源をそらすことにもなる。統合過程に直面する遅延のみならず、合併により予想される利益を全てまたは一部でも実現できない場合、ファイザーの事業及び経営成績に悪影響を与え、よって合併官僚後のファイザー普通株式の株価に影響を及ぼすおそれがある。

さらに、実際の統合により追加出費及び不時の出費が発生し、統合計画により予測される利益が実現できない場合がある。実際の費用及び販売による相乗効果が達成された場合、それらがファイザーの予想より低く、また達成するまでの期間が予想より長期になる可能性がある。ファイザーがこれらの課題に適切に対処できない場合、ワイスの事業を当社事業に成功裏に統合できない、または当該2社間の統合により予想される利益を実現できないおそれがある。

ワイスの取締役及び執行役員の中には、合併に対しワイス株主とは異なる利害関係を有する者がいる。

合併契約に対し賛成票を投じるワイス取締役会の推奨を検討する際、株主は、ワイスの取締役及び執行役員は、一般的にワイス株主とは異なるまたはそれに追加した利害関係を有することを認識すべきである。合併後、合併契約日現在にワイス取締役会のメンバーであったワイス取締役会の2名のメンバーは、ファイザー取締役に任命される予定である。ワイスの非従業員取締役及び執行役員は、合併完了時に、ストックオプション及びその他の未行使株式報奨の権限上利確定及び支払い（現金または合併対価として）を含む、一定の利益を受領する権利を有する。合併後のワイス執行役員全員の所定の雇用終了を仮定すると、執行役員は、退職支払金及び給付金を受領する資格を有することになる。2009年5月22日当社がSECに提出したS-4登録届出書の第2修正案の「提案1：合併における一部の者の利害」に記載される仮定に基づくと、ワイスの現指名執行役員は、合併時のストックオプション並びにその他の未行使の株式報奨及び長期インセンティブ報奨の繰上権利確定及び支払金として、最大約58.9百万ドルの現金支払総額を受領する資格を有する場合がある。また合併完了直後に所定の雇用終了があると仮定すると、かかる指名執行役員は、支配権の変動による退職契約（及び関連物品税についての保護）に基づき、最大総額約64.8百万ドルの支払金及び給付金を受領する資格を有する場合がある。2009年4月7日、ファイザーは、合併完了後、ファイザーの最高幹部の役務に一部のワイス執行役員を保持する意向があることを発表した。この発表に関連して、ファイザーは、合併完了を条件として、これらの執行役員と新規雇用契約を締結した。この契約は、合併後、執行役員の基本給与の増額、雇用契約ボーナス（現金の一部及びファイザーの制限付株式ユニットの一部が支払われる）、グローバル・パフォーマンス・プラン及びエグゼクティブ長期インセンティブ・プログラムに参加する資格、ファイザーとワイスからの終身年金給付金の組み合わせが、年間で一定額以上となるような年金保証、並びにファイザーの執行役員と同様に適用される条件に合致したその他一部の給付金、を受領する資格を有する。それに加えて、これらの執行役員が、合併の結果として報酬の性質上の支払いに直接関連した内国歳入法第4999条により課せられる物品税の支払いが求められた場合、各人が個々に課せられたかかる物品税に対するグロスアップ支払金を受領する権利を有する。さらにファイザーは、存続会社が一部の免責契約を継続することに合意し、存続会社は当該契約を継続し、合併完了前にワイスが取得しない限り、存続会社にワイスの取締役及び執行役員について、それぞれの損害賠償保険を取得させる。ワイス取締役会は、これらの利害官益を認識（ファイザーが2009年4月7日に発表した、合併完了後にファイザーが保持する一部のワイス執行役員によるファイザーとの新規雇用契約の締結を除く。）し、合併契約及び合併の評価、交渉及び承認におけるこれらの利害を検討した。

合併後のファイザー普通株式の市場価格が、現在ワイスまたはファイザーに影響を与えているものとは異なる要因により影響を受ける場合がある。

合併完了後、ワイス普通株式の保有者は、ファイザー普通株式の保有者となる。ファイザーの事業は、重要な点でワイスの事業とは異なり、したがって、合併会社の経営成績及び合併後のファイザー普通株式の市場価格が、現在ファイザー及びワイスの個々の経営成績に影響を与えているものとは異なる要因により影響を受ける場合がある。

買収が完了しない場合、株価、並びにファイザー及びワイスの将来における事業及び財務成績に悪影響を与える可能性がある。

買収が完了しない場合、ファイザー及びワイスの進行中の事業が悪影響を受け、また合併完了による利益が実現せず、ファイザー及びワイスは、以下を含む多数のリスクにさらされることとなる。

- ・ 一定の状況下において合併が解消した場合、ワイスは、最大20億ドルの解約手数料をファイザーに支払うことが要求される（及びワイス取締役会が推奨する変動に関連する一定の状況下においては、ワイスは合併に関連して生じたファイザーの実費用の最大700百万ドルを払い戻すことが義務付けられる。）、または合併契約に詳述され委任勧誘状に要約されているとおり、一定のその他の状況下で合併が解消された場合、ファイザーが45億ドルの解約手数料をワイスに支払うことが要求される。
- ・ ファイザー及びワイスは、合併が完了するか否かにかかわらず、合併に関連する一定費用の支払いが要求される。

- ・ 合併契約に基づき、ワイスは、合併完了前の事業の運営に対する一定の規制に従うが、これによりその事業戦略の一部を履行する能力に影響を及ぼす場合がある。
- ・ 合併関連事項（統合計画を含む）は、当社及びワイスに有益となるべきその他の機会に充てられるはずの当社及びワイスの経営陣による十分な時間及び資源の投入を要求される。

ファイザー及びワイスはまた、あらゆる合併の失敗に関連したまたは合併契約に基づく各々の義務を履行するため、ファイザーまたはワイスに対して開始する履行手続きに関連する訴訟の対象になる可能性もある。買収が完了しない場合、これらのリスクは現実化し、ファイザー及びワイスの事業、財務成績及び株価に悪影響を与える場合がある。

必要な規制当局による承認を取得できない場合またはそれが負担となる状況がある場合、当社に悪影響が及ぶ可能性がある。

買収の完了は、ハート・スコット・ロディノ法に基づく適用待機期間の満了または終了、共同市場に対応した買収を宣言するEC合併規制による欧州委員会の判断、中国独占禁止法に基づく買収の承認、並びにカナダ及びオーストラリアにおける反トラスト規制当局による買収の承認を含むがそれに限定されない、一定の政府当局による承認の取得が条件となっている。ファイザー及びワイスは、必要な政府当局による承認を取得すべく合理的な最大限の努力をし、合併契約を締結しているが、これらの承認が取得されるとの保証はできない。さらに、これらの承認を求める政府当局は、買収完了に条件を課すか、または買収条件の変更を求める場合がある。買収契約の条件の下、当社は、反トラストに関する承認を取得する必要がある場合、ファイザーまたはワイスの資産売却により、かかる売却額が、個々にまたは総額で30億ドルを上回る純売上高の1年分の損失とならない限り（2008年度の純売上高により評価される）、当該売却が要求される。当社が買収を完了させるために必要な承認を取得すべく重大な条件に従う場合、合併会社の事業及び経営成績は悪影響を受ける可能性がある。

ワイス、ワイス取締役会メンバー、ファイザー及び/またはワグナー・アクイジション・コープに対して、合併について申立てを行う数件の訴訟が提起されており、当該訴訟の不利な判決によって、合併が無効となるかまたは予想時間枠内に有効とならない可能性がある。

ワイス、ワイス取締役会メンバー、ファイザー及び/またはワグナー・アクイジション・コープは、合併案について申立てを行い、特に被告に対し合意した条件での合併完了を禁止することを求め、ワイス株主により提起された推定クラスアクションの被告となっている。

合併の最終合意は、合併が違法となるまたは合併完了を禁止する米国もしくは欧州連合の裁判所またはその他の政府事業体によって発行された判決、命令、差止命令（一時的差止命令、仮差止命令または終局差止命令かを問わず）、判断、意見または命令のいずれも有効ではないことが条件のひとつとなっている。よって、被告による合意された条件での合併完了を禁止する差止命令を、原告が成功裏に獲得した場合、当該差止命令により、合併は無効となるか予想時間枠内に有効とならない可能性がある。

当社は、合併の資金調達のため多額の追加債務を負い、合併完了時にワイスの既存の債務を引き継ぐことにより、ファイザー事業の柔軟性が減少し、借入費用が増加する場合がある。

買収完了時には、（2009年3月24日に生じた135億ドルのうち）約225億ドルの買収に関わる負債資金調達及びワイスの負債義務約117億ドルの引継ぎを含み、債務が増加する。ワイスの負債義務には、特定の例外条項と共に、先取特権、販売及びリースバック取引並びに一部の統合、合併及び資産売却に対する禁止条項を含むワイス及びその子会社による一部の活動を制限する条項が含まれる。買収のための負債資金調達、並びにファイザーの負債増加及び最近の取得原価基準によるファイザーのものと比較して高い負債資本比率に関連してファイザーが合意したこれらの条項、財務その他の条項は、特に変動する景況及び経済状況に対応する当社の柔軟性を低下させ、当社の借入費用を増加させる可能性がある。さらに、買収のための負債資金調達条件は、ファイザーにとって有利でない場合もあり、よって、当社及び当事業の柔軟性への債務による負担全般のみならず、合併費用がさらに増加するおそれがある。不利な負債資金調達条件はまた、ファイザーの財務成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

ファイザー、ワイス及びその後の合併会社は、引き続き執行役員及びその他の主要従業員を保持し、意欲を起こさせまた採用しなければならず、合併についての不確実要素を考慮するとこれは困難であり、またそれができない場合は合併会社に悪影響が及ぶ可能性がある。

合併を成功させるために、合併が完了する前の期間中、ファイザーもワイスも、引き続き執行役員及びその他の主要従業員を保持し、意欲を起こさせ、また採用しなければならない。合併会社もまた、合併完了後、成功裏に主要従業員を保持する必要がある。製薬業界において経験のある従業員に対する需要は高く、その能力に対する競争もまた熾烈となる可能性がある。ファイザー及びワイス両社の従業員は、合併会社に関する戦略が発表または実行されるまで、またはそれ以降でさえも、合併会社における自身の将来の役割について不安に感じているかもしれない。これらのように合併によって生じる混乱は、執行役員及びその他の主要従業員を引き付け、その意欲を起こさせ、また保持し、適用される戦略及び目標へ集中させるファイザー、ワイスまたは合併会社による能力に悪影響を及ぼす可能性がある。合併完了前の期間または合併完了後にファイザー、ワイスまたは合併会社が、執行役員及びその他の主要従業員を保持し、その意欲を起こさせることができない場合、ファイザー、ワイスまたは合併会社の事業に悪影響を与えるおそれがある。

合併の結果、ワイス株主が受領するファイザー普通株式は、ワイス普通株式とは異なる権利を有する。

合併完了時に、ワイス株主はファイザー株主となり、株式保有者としての権利は、ファイザーの基本定款及び付属定款に支配される。ワイス普通株式に関連する権利は、ファイザー普通株式に関連する権利とは異なる。

ファイザーにおいて、多額の取引費用及び合併関連費用が生じる。

ファイザーは、当該2社の事業統合に関連して多数の経常外費用が生じると予想している。合併による経常外費用の大部分は、合併に関連したと取引費用、施設及びシステムの統合費用並びに雇用関連費用で構成される。また、統合計画の策定に関連した取引費用も発生する。当該2社の事業統合に際し、予測せぬ追加費用が生じる可能性がある。ファイザーは、重複費用の削減、及び事業統合に関連したその他の効率化の実現により、時間とともに増加する取引費用及び合併関連費用を相殺できると見込んでいるが、この正味利益は、短期間でまたは全く達成できないかもしれない。

合併が財産価値の増加とならず、当社の1株当たり利益を希薄化し、ファイザー普通株式の市場価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

現在ファイザーでは、合併により合併後の第2暦年中に1株当たり利益が増大すると予測している。この予測は、大幅に変化する可能性のある概算見積りに基づくものである。また当社では、追加取引費用及び統合関連費用または合併時に予測される全ての利得を実現できないようなその他の要因に直面する可能性がある。これらの要因全てにより、当社の1株当たり利益が希薄化し、または合併により期待される増大効果が減少もしくは遅延し、またファイザー普通株式の価格が下落する可能性がある。

4【事業等のリスク】

政府の規制及び価格統制

米国

概要 製薬会社は、事業を行う国、州、地方行政機関から広範な規制を受ける。このうち最も重要なものが米国のFDAである。FDAは、当社のヒト用の医療用医薬品事業を管轄し、また当社医薬品の試験、安全性、効能、製造、ラベル表示、販売活動、宣伝、市販後調査に適用される要件を管理する。FDAはさらに、当社のアニマルヘルス製品についても、米国農務省及び米国環境保護庁と共に管理を行なっている。

加えて、当社の活動の多くが、保健社会福祉省(HHS)、連邦取引委員会及び司法省等、その他様々な連邦規制及び執行省官庁の管轄下にある。州検事総長を通じて行為を行う各州は、積極的に消費者保護及び誇大広告に関する州法に基づき、処方薬の販売活動を規制するよう努めている。

当社は、様々な規制当局の潜在的な行政上及び法律上の手続き及び措置を受ける（当社の連結財務諸表に対する注記19「訴訟及び偶発事象」を参照のこと）。かかる措置には、製品リコール、差押え並びにその他の民事及び刑事制裁が含まれる。

連邦議会及びFDAは、FDAの「後発生物製剤」の評価方法に関する変更案について検討中である。特定の規定により、かかる製品の承認を促進する法的または規制上の変更は、当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

メディケア 2003年12月、2003年医療の処方薬の改善及び近代化に関する法律（2003年メディケア改革法）が制定された。現在メディケア受給者は、助成された処方薬の補償を民間保険制度から選択し取得する資格を有する。現在メディケア受給者の約90%が、政府にとっても受給者にとっても満足度が高く予想以上に低価格で購入できる処方薬の保険適用者である。2003年メディケア改革法が製薬会社に及ぼす長期的な影響を予測することは、現在も困難である。患者の間では医薬品利用が、メディケアに基づく保険適用により医薬品へのアクセスが拡大したことで若干増加している。しかしながら、その利用増加が、メディケア受給者を代理し交渉する民間保険制度の購入力強化によって、また当該人口におけるジェネリック医薬品に利用増大によって、価格圧力及び競争が増大し相殺されているところが多い。メディケア・パートDの成功にもかかわらず、メディケアにおける政府リベートを義務付け、連邦政府が医薬品メーカーと直接価格を交渉できるように法律上の変更が提案されている。メディケア・パートDにおけるリベートを義務付ける、または直接政府と交渉する法律が施行された場合、当社製品へのアクセス及びその払戻しは制限されることになる。

当社は、処方薬の保険適用がない全ての米国人が当社製品を利用できるよう力を尽くしている。2004年度、当社は、この目的のために、ファイザーの長期支援プログラムに「ファイザー・ピーフレンズ」を取り入れた包括的プログラムである「ヘルプフル・アンサー・プログラム」を実施した。同プログラムは、処方薬の保険適用のない全ての米国人に対し、年齢または収入に関係なく、ファイザーの処方薬を割引価格で購入できるディスカウント・カードを提供するものである。さらに2005年1月、当社は、一定の収入基準以下の65歳未満で、メディケア適格であるが無保険である個人に対し、275を超える医薬品を割引価格で提供するため、製薬会社9社と「トゥギャザー・アールエックス・アクセス」に参加した。ファイザーはまた、475以上の公的及び民間の患者支援プログラムを唯一利用できる「パートナーシップ・フォー・プリスクリプション・アシスタンス」に加入している。

医薬品の輸入 様々な外国政府の規制価格で販売されている処方薬を米国へ輸入することが可能となる米国の法律の修正案が引き続き提出されている。文書化された安全性に対する懸念に加えて、かかる輸入は、米国の医薬品価格に影響を及ぼす可能性がある。2003年メディケア改革法では、輸入に対する禁止規定を維持する一方で、その輸入が安全であり、消費者の経費節減となり得ることを保健社会福祉省長官が認定した場合は、カナダからの輸入は許可されている。2003年メディケア改革法前は、連邦法により、保険社会福祉省長官が、同様の安全性及び経費削減について認定することを条件に、米国への医薬品の輸入が許可されていた。

クリントン政権下及びジョージ・W・ブッシュ政権下の保険社会福祉省長官は、医薬品の輸入が安全かつ節減になるとの認定を拒否した。新保険社会福祉省長官が、輸入は安全かつ節減となると認定した場合、海外において価格統制がなされている医薬品の国際取引が増加する可能性がある。

2004年12月、保健社会福祉省（HHS）及び商務省は、薬品の輸入及び外国における価格統制に関する報告を発表した。HHSの報告書では、「個人消費者により個人的に輸入された薬品」は、かかる輸入の安全性を裏付ける安全基準を満たしていることを「保証することは非常に困難」としている。また当該報告書では、米国は、薬品の商業的輸入を実行可能にする基盤を構築できるが、法律の変更は、「新しい法的権限、莫大な追加的資源及び輸入される可能性のある薬品の種類に対する厳しい制限」が必要であると結論付けている。さらに当該報告書では、商業的輸入制度により見込まれる削減総額は比較的小さく、米国における薬品総支出の1%または2%であるとしている。商務省の報告書では、多くの国々における低価格は、政府の価格統制によるものであり、これらの価格統制は、新薬発見のために利用可能な資金調達額に悪影響を及ぼしていることが確認されている。RANDコーポレーションの一部門であるRANDヘルスは、2008年12月に研究発表を行い、米国での価格統制は、新薬発見を導く投資を抑止することにより、米国及び海外の両方において健康への多大な悪影響を有することを示している。

メディケイド及び関連事項 連邦法は、当社が、メディケイド・プログラムに従った各州の医薬品の補助制度に基づき、州のメディケイド機関に対するリポートの提供を義務付けている。ここ数年、連邦及び州レベルでメディケイド・プログラムを大幅に変更する様々な提案がなされている。短期的には、予算に対する懸念により、多くの州で制限医薬品リスト及びメディケイド・プログラムに基づく州の追加プログラムを実施している。減退する経済によりメディケイド・プログラムの増加予想と共に、州の財源の減少は、2009年度のリポート支払額を増加させる可能性がある。それらの州の大半は、メディケイド受給者の一部医薬品へのアクセスを制限する推奨処方薬リストを使用している。一部のファイザー製品に対する制限が存在する州もある。メディケイド管理医療プログラムにおけるアクセスは、通常州のサービス規定について契約しているメディケイド受給者への保険適用を行う医療制度によって決定される。アクセスは制度により異なる場合がある。しかしながら、義務付けられた政府のメディケイドにおけるリポートをメディケイド管理医療プログラムに適用する法案が提出されている。

2007年1月1日より、メディケイドにおけるリポート額を算出する目的で承認済ジェネリック医薬品の取扱いが変更され、独占権喪失後のブランド医薬品の売上高及びメディケイド・プログラムへの承認済ジェネリック医薬品の売上高に対して当社が支払うリポート額が増加した。多くの州では、保険が適用されない低所得者の適用を拡大する取組みにおいて、メディケイドにおいてリポートが課せられる可能性が高くなるメディケイド・プログラムの適格者の拡大を考慮に入れているが、大部分は現在処方薬の適用を受けていない人口に対するものである。

メディケイドの適格者ではない人々のセグメントを拡大するために適用する価格統制を検討している州もある。

多くの州では、無保険者の割引プログラムにおけるリベート支払額を増加させ、当社製品へのメディケイド受給者のアクセスを当該割引プログラムと連動させた場合、患者の医薬品へのアクセス及びファイザーに対する影響が多分に及ぶ可能性がある。

当社はまた、他の連邦及び州の機関及びプログラムによる医薬品の購入または払戻しに対する割引またはリベートに応じなくてはならない。リベートについては、「第3．事業の状況、1．業績等の概要」の「収益」及び連結財務諸表に対する注記1-G「重要な会計方針：収益」を参照のこと。

マーケティング活動への制限 多くの州では、最近改訂され強化された医療関係者との交流に関する米国研究製薬工業協会の規約の準拠に関連してなされた公約の範囲を超えた医薬品マーケティング活動を管理するプログラムを検討している。実施された場合、その取組みは、当社の医薬品を処方する医療関係者との適切な連絡活動に制限が課せられる可能性がある。

医療制度改革 マサチューセッツ州は、医療制度改革へのプログラムの実施を継続して進行している。2009年1月1日より、マサチューセッツ州プログラムに参加する医療制度は、薬剤給付の提供が求められた。しかしながら、給付要件は、歳入に対する最小限の影響が見込まれている。2008年度末現在、マサチューセッツ州で可決された経費抑制に関する追加法案には、マーケティング活動の制限を含み、それによって適用要件のポジティブな部分が最小評価される場合もある。

米国外

当社は、その他のほとんどの国において、同様の規制上及び法制上の問題に直面している。ヨーロッパ、カナダ及びその他の一部の国際市場において、政府が消費者に低い直接価格で医療を提供し、政府主導の医療制度についての費用を抑制するために、医薬品の価格または患者への保険料返還水準を規制している。こうした各国の様々な価格統制により、価格差が生じ、また一部の第三者が価格の低い市場から当社製品を購入することとなった。かかる不当取引による各国間の価格差は、価格の高い市場における当社の売上高に打撃を与える可能性がある。

EU全域での新薬の承認は、「相互認証手続／分散型審査許可方式」または「EU委員会／ヨーロッパ医薬品庁（EMA）の中央審査方式」を用いた場合のみ実現することができる。これらの方式は、EU加盟国27カ国、並びにこれらの登録プロセスに全面的に参加しているノルウェー及びアイスランドで適用されている。かかる方式を使用することにより、承認手続が各加盟国で独自に運営される場合よりも、より迅速で一貫性をもって行われる。

EUは、加盟国における患者への保険料返還または価格設定事項の管轄権を有していないため、当社はかかる事項については、引き続きその地域毎に個別に対処する。

2004年度、承認手続及び安全性に関する報告等、様々な分野における医薬品の規制に関するEU法を修正する包括的改革パッケージ（「新医薬品立法」と呼ばれる。）が採択された。特に注目すべきは、革新的な会社の規制対象データが保護されるデータ独占期間を全ての加盟国で統一することが求められている点である。ほとんどの加盟国での実施は完了または現在進行中であり、これによってジェネリック医薬品の承認及び発売が促進される。さらにかかる改革により、「生物学的に類似している」または「後発生物製剤」製品の承認に関する明確な法的基盤が、EUにおいて導入された。これらの新規制の実効性を受け（2005年11月）、2006年度、ジェノトロピンのバイオシミラー版を含む最初の製品がEUで承認された。また新規制により、承認までの期間が短縮され、最優先評価薬指定の条件付中央審査方式が導入された。ファイザーのステントは、2006年度の新法に基づき条件付で承認された最初の製品であった（現在は完全な承認に変更されている。）。

2007年1月26日、小児用医薬品に対するEU規制が新たに施行された。これにより、製薬会社が、小児用医薬品に対する研究を行い、様々な状況を対象として独占権の延長を含むインセンティブの可能性を提供することが義務化された。かかる新規制は、新薬の開発を促進、用途を承認できるインフラを構築、及び小児用医薬品に関する情報を拡充し、高度な研究を通じてヨーロッパにおける小児の健康を改善することを目的としている。EMA内には、小児用医薬品に対する科学的観点による意見及び開発計画を提供するため、小児科委員会（PDCO）が創設された。

2007年11月28日、EU委員会はFDAと共に、EMA及びその代表者らの協力のもと、大西洋行政簡素化ワークショップを主催した。これは、医薬品規制の分野において、米国とヨーロッパの間で行政的簡素化の機会を特定することを目的としている。これらの機会には、規制を変更することなく現在の公衆衛生保護のレベルを維持または向上させ、潜在的な行政実務及びガイドラインの統一を含んでいる。この協力により、資源の制限をなくすことで、同業界がより多くの資源を患者のニーズを満たす医薬品の開発及び供給に費やすことが可能となる。

カナダにおいては連邦政府が、薬品承認、特許取得済医薬品の価格、知的財産体制及び主にカナダ先住民に重点を置いた払戻金を管理している。カナダ保健省は、薬品及び治療薬に関する規制及び販売認可を下す政府機関である。2006年10月、カナダ保健省は、更新計画「健康食品及び食糧政策の枠組みに関する現代カナダの規制制度」に基づく近代化計画を発表した。当該計画には、10の目標が含まれており、それには、医薬品及び生物製剤に関する発展的ライセンス供与の枠組み(PLF)、規制に対する製品ライフサイクルによるアプローチの採用、市販後の完全性及び監視体制の強化、透明性及び開放性の向上、特定人口の重視（小児科に関する諮問委員会の設立）、準拠及び施行の強化、統合医療制度への移行（アクセスという点からの州及び地域との協力及び連絡の促進）等がある。2007年12月、連邦政府は、食品医薬品法の修正案を含むC-51法案（2008年4月）に続く食品及び消費者安全に関する新しい行動計画を発表した。当該法案は2009年度に再度発表される予定であり、可決された場合、カナダの薬品認可制度にとって最も重要な薬品規制制度の改革及び大きな変化となるであろう。PLFに基づき、カナダ保健省は、患者に対する最善の結果を重視するだけでなく、患者がより早期により適切に有望な治療薬へアクセスできる医薬品販売認可手続きにおいて、柔軟性の確立を目指している。優先承認及び条件付承認等の現在の規制政策及びプログラムは、国際的に競争力のある承認申請期間を既に備えている。さらに、近代化計画では、米国の「後発生物製剤」に類似する「Subsequent Entry Biologics」と呼ばれる「バイオシミラー」の規制上の経路を導入する提案がなされている。

導入される「法外ではない」価格及び価格上昇は、連邦特許医療価格委員会により管理される。カナダの医薬品に関する知的財産体制は、最近データ保護規制に基づき実施され、最低8年間の新規化学物質に関するデータ保護が規定されているが、ジェネリック医薬品メーカーに有利な最近の訴訟により申立てが行われている。連邦政府はまた、国際取引について、よって医薬品及びインターネット薬局における国際取引の問題について管轄権を有している。

環境法の遵守

当社の事業運営は、そのほとんどが連邦、州、及び／または地方自治体の環境法の影響を受ける。当社は、適用法の遵守に必要な出費を行っており、今後も続ける意向である。当社はまた、一部の製造施設における過去の産業活動による環境汚染を浄化している（当社の連結財務諸表注記19「訴訟及び偶発事象」を参照のこと。）。その結果、2008年度は、以下のとおり、環境保護順守のため及び一部の過去の産業活動の浄化のため、資本支出及び営業支出を計上した。

- ・ 環境に関連する資本支出 - 64百万ドル
- ・ その他の環境に関連する支出 - 156百万ドル

当社は、環境法令の遵守に費やされる将来の資本支出及び営業支出を確実に予測することはできないが、これらの支出が当社の資本支出または競争力に大きな影響を及ぼすことはないと考え、

5【経営上の重要な契約等】

米国デラウェア州法の下で設立されたファイザー・インク（以下「当社」という。）、当社の直接の完全子会社であり米国デラウェア州法の下で設立されたワグナー・アクイジション・コープ（以下「合併準備子会社」という。）、米国デラウェア州法の下で設立されたワイス（以下「ワイス」という。）は、ファイザーがワイスを現金と株式の取引（以下「当該株式交換」という。）で買収する2009年1月25日付の正式買収契約及び合併計画（以下「本合併契約」という。）に合意した。本合併契約及びそれに記載される条件に従い、合併準備子会社は、当社の完全子会社として存続するワイスに合併（以下「本合併」という。）される予定である。

2009年1月26日、当社は、1株当たり50.19ドル（総額680億ドル）で同日に評価された現金及び株式の取引により、ワイスを買収する最終合併契約を締結した。ファイザー及びワイス両社の取締役会は、当該取引を承認した。

合併

ワイス及びファイザーの各取締役会は、合併契約の条件に基づき合併準備子会社のワイスへの合併を規定する合併契約を承認した。ワイスは、合併において存続会社となり、合併後は、ファイザーの完全子会社となる。合併完了後、合併準備子会社の取締役は、存続会社の最初の取締役となり、ワイスの役員は、存続会社の最初の役員となる。

合併の実行

合併契約の条件の下、合併の実行は、最終合意条件の履行後または（適用法に従った）免除後（本質的に合併が最終合意されるまでに満たされないが条件の履行または免除に従う条件を除く。）第5取引日になされる。しかしながら、その第5取引日に、誓約書に予定された資金調達（または代替的資金調達）の手取金が利用できない場合、（ ）ワイスがファイザーに対して選択通知を送付した後第10取引日及び（ ）2009年12月31日、のどちらか早い方の日まで、実行を行う必要はない。

選択通知とは、ファイザーに対して特に合併契約に基づく義務を履行させる権利、またはファイザーが予定最終合意日に合併を完了しない場合に合併契約を終了する権利をワイスが行使する意向であることをファイザーに通知する目的上、一定の条件下でワイスがファイザーに送付する通知のことである。ワイスは、（ ）最終合意条件の履行後または（適用法に従った）免除後（本質的に合併が最終合意されるまでに満たされないが条件の履行または免除に従う条件を除く。）第10取引日及び（ ）2009年12月31日、のいずれか早い方の日まで、選択通知を送付することはできない。よって、誓約書に予定されたファイザーの資金調達（または代替的資金調達）による手取金が、当初予定された最終合意日に利用できない場合、当初予定された最終合意日から最低15日まで、または2009年12月31日が早い場合はその日まで、最終合意を行う必要はない。いかなる場合も、2009年7月31日より前に合併を実行する義務はファイザーにはない。

さらに、不可抗力、戦争、テロ行為、洪水、銀行行の一時停止または米国における連邦もしくは州の銀行について支払停止（強制的か否かを問わない）の理由により、予定通り合併の最終合意が不可能となった場合、最終合意は、かかる事象の終結後合理的実施可能な最も早い日まで延期され、またかかる日が契約解除日後（下記のとおり）である場合、契約解除日はかかる日まで自動的に延長される。

合併の有効時

合併の最終合意時に、ワイスは、デラウェア州総務長官に合併証明書を提出する。合併は、合併証明書がデラウェア州総務長官に提出された時点で、またはファイザー及びワイスが合意し合併証明書に記載された日が遅い場合はその時点で有効となる。

(A) ワイスについての事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ワイス (Wyeth)
本店の所在地	米国ニュージャージー州 07940 マディソン郡 ファイブ・ジアルダ・ファームズ (Five Giralda Farms, Madison, NJ 07940, U.S.A.)
代表者の役職指名	副会長兼コントローラー ジョン・C・ケリー (John C. Kelly, Vice Chairman and Controller)
資本の額 (2008年12月31日現在)	7,927,400,000ドル (764,835,552,000円)
純資産の額 (2008年12月31日現在)	19,173,842,000ドル (1,849,892,276,160円)
総資産の額 (2008年12月31日現在)	44,031,724,000ドル (4,248,180,731,520円)
事業の内容	ワイスは、研究を基盤とする医薬品及びヘルスケア製品の会社であり、世界中の人々の生活水準を向上させる医薬品、ワクチン、バイオテクノロジー製品、栄養管理製品及び市販薬の発明、開発、製造及び販売活動を行う主導的立場にある。

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単位：千ドル)

	2008年12月31日 に終了した年度	2007年12月31日 に終了した終了年度	2006年12月31日 に終了した終了年度
売上高	22,833,908 (2,203,015百万円)	22,399,798 (2,161,132百万円)	20,350,655 (1,963,431百万円)
営業利益	9,747,782 (940,466百万円)	9,332,413 (900,391百万円)	8,260,828 (797,004百万円)
税引前利益	6,338,087 (611,498百万円)	6,456,682 (622,940百万円)	5,429,904 (523,877百万円)
純利益	4,417,833 (426,232百万円)	4,615,960 (445,347百万円)	4,196,706 (404,898百万円)

(単位：1株当たりを除き千ドル)

3月31日に終了した
四半期

	2009年	2008年
純売上高及び収益の概要		
純売上高	\$ 5,376,973	\$ 5,710,649
継続事業による収益(損失)(a)(b)	1,198,160	1,196,947
継続事業による希薄化後1株当たり利益(損失)(a)(b)	0.89	0.89
普通株式1株当たり配当金	0.30	0.28
期間終了時の財務状況		
流動資産	\$ 23,739,097	\$ 23,142,165
流動負債	6,249,088	6,624,069
総資産	43,998,392	43,456,557
長期債務	10,740,734	11,669,921
平均株主持分	19,450,436	18,759,347
発行済株式数		
希薄化後1株当たり利益(損失)の算出に使用された加重 平均株式数(1,000株)	1,354,297	1,360,311

(単位：1株当たりを除
き千ドル)

12月31日終了した年度

	2008年	2007年	2006年	2005年	2004年
純売上高及び収益の概要					
純売上高	\$ 22,833,908	\$ 22,399,798	\$ 20,350,655	\$ 18,755,790	\$ 17,358,028
継続事業による収益 (損失)(a)(b)	4,417,833	4,615,960	4,196,706	3,656,298	1,233,997
継続事業による希薄化 後1株当たり利益(損 失)(a)(b)	3.27	3.38	3.08	2.70	0.91
普通株式1株当たり配 当金	1.14	1.06	1.01	0.94	0.92
期間終了時の財務状況					
流動資産	\$23,481,340	\$22,983,598	\$17,514,241	\$18,044,841	\$14,438,029
流動負債	6,850,423	7,324,279	7,221,848	9,947,961	8,535,542
総資産	44,031,724	42,717,282	36,478,715	35,841,126	33,629,704
長期債務	10,826,013	11,492,881	9,096,743	9,231,479	7,792,311
平均株主持分	18,692,189	16,431,645	13,323,562	10,921,136	9,571,142
発行済株式数					
希薄化後1株当たり利 益(損失)の算出に使用 された加重平均株式数 (1,000株)	1,357,466	1,374,342	1,374,053	1,363,417	1,354,489

- (a) 2008年、2007年及び2006年12月31日に終了した年度、並びに2009年3月31日及び2008年3月30日に終了した四半期における生産性イニシアチブ及びその他の重要事項については、ワイスの2008年12月31日に終了した年度のアニュアル・レポートに含まれる「財務状態及び経営成績に関する経営陣の論考及び分析」を参照のこと。
- (b) ダイエット薬ReduxまたはPondiminの使用に関するワイスに対して提起された訴訟に関連して、2004年度は、4,500,000ドルの税引前費用が継続事業による収益(損失)に含まれている。

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
ウエリントン・マネジメント・カンパニー・LLP	4.56%*

* ウエリントン・マネジメント・カンパニー・LLPが2009年2月17日に提出したスケジュール13G/Aに基づく、ウエリントン・マネジメントは、当該提出日現在、投資顧問会社としての立場において、ウエリントン・マネジメントの顧客が登録株主として保有するワイス普通株式60,653,458株の受益権所有者とみなすことができる。ウエリントン・マネジメントは、これらの株式のうち、21,539,221株について共有議決権を有し、また全株式について共有財産処分権を有している。

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当なし(本報告書に記載する投資関係を除く)
人的関係	該当なし(本報告書に記載する投資関係を除く)
取引関係	該当なし(本報告書に記載する投資関係を除く)

(B) 当該株式交換の目的

ファイザーの合併理由

ファイザー取締役会の合併契約を締結した理由には、以下のものが含まれる。

- ・ ワイス買収が提案される前、ファイザーは、戦略的目標を策定し公表した。ワイスの買収は、ファイザーにとって、個々の取引における当該戦略的各目標を進める機会を提供するものである。ファイザーの戦略的目標及びそれに対するワイス買収案の効果は、以下のとおりである。
- ・ 生物製剤分野における第一人者：ワイスは、Enbrel、優良な製造技術及びパイプラインを提供する。
- ・ ワクチン市場への参入：ワイスは、Prevnar及び強力な最終段階のワクチン・パイプラインを提供する。
- ・ 競争に勝利する分野への投資拡大：ワイスは、炎症、神経科学、腫瘍及び感染症における既存ポートフォリオ及びパイプライン・ポートフォリオを拡大させる。
- ・ 新興市場へのリーダーシップ強化：ワイスは、新製品によるファイザーの先導的立場を強固なものにする。
- ・ 確立された製品の新たな機会創出：ワイスは、ポートフォリオをより広範にまた奥行きのあるものにする。
- ・ 補足事業への投資：ワイスによりコンシューマー及び栄養製品事業が追加され、ファイザーのアニマルヘルス事業が拡張される。

- ・ 合併会社は、業界で最も多様化された事業体となり、強力なコンシューマーヘルス事業及び栄養製品事業だけでなく、補足的な特許中心の事業ユニットから利益を得ると考えている。
- ・ 合併により、ファイザーは、価格設定及びアクセス、知的財産権、製品競争、規制環境及びパイプラインの生産性並びに変動する事業環境等のその他の主な機会及び課題に対する対応が改善できると考えている。
- ・ 合併会社は、一貫し安定した収益成長及び強固な営業活動によるキャッシュフローが提供でき、患者、医師及び顧客に対する製品提供を向上させるために、世界へ新しい多数の製品投入機会をもたらすと考えている。
- ・ ファイザーは、合併の相乗効果として約40億ドルを全て合併日からおよそ36ヶ月以内で実現すると予想している。ワイス買収の費用相乗効果は、(1)ファイザーが企業レベル及び費用項目レベルの両方で相乗効果を見積もっている同等の取引によるベンチマーク、(2)以前の大規模取引時に達成した費用削減の経験、並びに(3)重複する資源と特定するため、ワイスから引き継ぐ費用構造及びファイザーの実際の費用構造の詳細に関する分析の3つの手法を組み合わせで見積もられた。これらの手法の組み合わせにより、販売、情報及び一般管理から約50%並びに研究開発及び製造から約50%の見積相乗効果を40億ドルとした。
- ・ 合併により、一次治療薬への依存を減らし、有数の特殊医薬品会社を創生すると見込んでいる。
- ・ 合併により、一次治療薬からの収益の割合を収益の半分強にまで(約20%)削減し、いずれの場合も2012年度には合併会社の収益の10%以上を占める医薬品はなくなると予想している。
- ・ 2012年のリピトールの独占権の喪失による大きな課題に対処する機会となる。
- ・ ワイスの一連のワクチン及び強力なワクチン研究能力を持ってファイザーのアニマルヘルス事業の地位を強化することができる。
- ・ ワイス及びファイザーの製品の新興市場への販売を向上させるために、ファイザーの幅広いグローバルなインフラを利用することにより、ワイスの製品ポートフォリオの可能性を最大化することができる。

合併の評価及びこれらの事項の複雑性に関連して、広範囲にわたる様々な要因を考慮し、ファイザー取締役会は、合併及び合併契約を承認する判断を下す際に考慮した様々な要因に対し、相対的比率または特定比率を割り当てることは有益でないと考え、それを試みることはしなかった。さらに、ファイザー取締役会の各メンバーは、異なる要因に対し異なる比率を割り当てた可能性もある。ファイザー取締役会は、上記事項の一部に関して、ファイザーの経営陣及び外部の法律及び財務のアドバイザーとの討議また照会を通じて、上記要因の全般的な分析を実施した。

(C) 当該株式交換の方法及び内容

合併対価

合併が有効となった時点で、制限付株式（その保有者は、合併契約に記載される個別の条件に従い現金対価を受領する権利を有する。）を除くワイスの発行済株式、ワイス及びファイザーが直接保有及び間接保有する株式、並びに評価益受領権が有効に行使される株式（合併契約に記載される）は、合併契約に記載される一定の調整を条件として、33.00ドルの現金（無利息）及び0.985株のファイザー普通株式を受領する権利に転換される。ファイザーは、合併に際して端株を発行しない。その代わり、ファイザー普通株式を受領したワイスの株主は、端株ではなく現金を受領する。この現金による支払金額は、株主が適格となるファイザー普通株式の端株の株数に、ニューヨーク証券取引所の取引レポーティング・システムに報告される価格のとおり、合併有効時の2日前に終了する連続する5取引日のファイザー普通株式の取引量加重平均価格を乗じて決定される。下記のように、制限された状況下に調整される可能性を除き、ファイザー普通株式の交換比率0.985は固定され、現在から合併日の間に、ファイザー普通株式またはワイス普通株式の取引価格の変動の結果を含め、変更されることはない。よって、ワイスの株主が合併時に受領するファイザー普通株式の価格は、合併が完了した時点のファイザー普通株式の市場価格に左右される。

合併により発行可能なファイザー普通株式の合計株式数は、委任勧誘状に転換社債として記載される、合併対価の株式部分は、ワイスの2ドル転換優先株式及びワイスの2024年満期変動利率優先転換社債の保有者に発行されるファイザーの2ドル転換優先株式の転換時に発行可能なファイザー普通株式（もしあれば）と共に、合併有効時の直前に発行済ファイザー普通株式の19.9%を超えた場合、発行済または合併により発行可能なファイザー普通株式数が、発行済普通株式の19.9%以下に相当するよう最小限必要な金額に減額され、合併対価の現金部分は、相当価格を増額される（ニューヨーク証券取引所の取引レポーティング・システムに報告される価格のとおり、合併有効時の2日前に終了する連続する5取引日のファイザー普通株式の取引量加重平均価格に基づく。）。再分類、資本再構成、株式分割、分離、結合もしくは株式交換、または株式配当もしくはかかる期間内もしくは同様の事象が生じた期間内の配当基準日にその他の有価証券に対し支払われる配当金の宣言により、合併が完了する前にファイザー普通株式の株数が変動した場合、交換比率は、ワイス普通株式の保有者が、合併契約により予定されたものと同様の経済効果を取得できるように調整される。

合併契約履行時に、ファイザー普通株式数（及びファイザー普通株式に転換されるまたは行使される有価証券）は、発行済ファイザー普通株式の19.9%を下回るよう合併時に発行されると予想され、ファイザー及びワイスは、現時点では交換比率の調整は必要ないと考えている。合併契約の適用に関するワイスの株主による賛成票は、交換比率及び現金部分が上記のように調整されるか否かにかかわらず、合併の承認とみなされる。

合併有効時の直前に発行されるワイスの2ドル転換優先株式は、ワイス及びファイザーが直接保有または間接保有するワイスの2ドル転換優先株式（合併により消却される）を除き、ワイスの2ドル転換優先株式と同様の権限、任命権、優先権及び権利を有するファイザーの新シリーズ1株を受領する権利に転換される。ワイスの2ドル転換優先株式が合併直前に発行された場合、ワイスの2ドル転換優先株式の保有者に発行されるファイザー優先株式は、（ ）合併有効時の直前にワイスの2ドル転換優先株式が転換可能なワイス普通株式の株式数に、（ ）(A)0.985（または交換比率が調整された金額）と(B)33.00ドル（またはワイス普通株式保有者に支払われる現金対価が調整された金額）とニューヨーク証券取引所の取引レポーティング・システムに報告される価格のとおり、合併有効時の2日前に終了する連続する5取引日のファイザー普通株式の取引量加重平均価格との商の合計を乗じた金額に相当するファイザー普通株式の金額へと転換される。しかしながら、2009年4月23日、ワイスは合併契約に従ってなされたファイザーの要請により、2009年7月15日付けでワイスの発行済2ドル転換優先株式を全て償還するとの発表をおこなった。よって、合併有効時にワイスの発行済2ドル転換優先株式はなく、その場合ファイザーは、ファイザーの2ドル転換優先株式の新シリーズも設定せず、また合併に関連して当該株式も発行しないと予想される。

合併案は、ワイス株主による承認及び一定の独占禁止法令に基づく認可を含め、通常取引完了条件に従う。さらに合併案は、ファイザーに関して重大な不利な変動、またはA2/A長期債務の安定的/安定的及びA1/P1短期債務の据え置き信用格付が維持できないことにより、資金提供が拒否されないファイザーの資金源に左右される。合併契約の最終合意についてのその他の資金調達に関する条件はない。ファイザー及びワイスは、2009年度第3四半期終了時または第4四半期中に合併の最終合意を行う予定である。

(D) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

当該取引条件の下、ワイスの発行済普通株式は、本合併契約の条件に従い、1株当たり33ドルの現金及びファイザー普通株式0.985株を受領する権利に転換される。2009年1月23日のファイザー普通株式の終値に基づき、株式部分は、1株当たり17.19ドルと評価される。当該取引は、現金を通じてワイスの株主に対し即時に価値を提供し、当該株主は、ファイザー株の約16%の所有権により、企業結合の結果として見込まれる将来の可能性への参加を継続できることとなる。

6【研究開発活動】

製品開発

当社は、新製品の開発を通じ、また既存のインライン製品及び提携製品の一層の使用を通じ、将来の収益源を生み出す研究開発への投資を継続し、価値を最大限にするべく当社の研究開発を優先する措置を取ってきた。当社の治療薬分野の全てを再評価した後、2008年度、当社は、貧血症、アテローム性動脈硬化症／脂質異常症、骨の強度、胃腸病、心不全、肝線維症、筋肉、肥満、変形性関節症（概念を修正している疾病のみ）及び末梢動脈障害等の一部の疾病分野から撤退し、アルツハイマー病、糖尿病、炎症／免疫学、主要額、疼痛及び精神病（統合失調症）の分野に優先的に取組む決定を発表した。また当社は、特にぜんそく、慢性的閉塞性肺疾患、尿生殖器疾患、感染症、眼科学、禁煙、血栓症及び移植等のその他多数の疾病分野において研究を継続する。これらの決定は、当社の市販製品ポートフォリオ、現在第 Ⅲ相の化合物の開発または今後3年にわたり計画されている発売製品に影響なかった。当社の取組みにもかかわらず、当社は、既存製品の追加適応症に関するもしくは開発中のその他の製品に関する規制当局による承認の時期、または承認の可否についての保証はない。下記は、FDA並びにヨーロッパ及び日本における規制当局による規制措置及びこれらに提出している重要な申請中の新薬についての情報である。

米国FDAによる最近の承認

製品	適応	承認日
Toviaz(フェソテロジン)	過活動膀胱治療薬	2008年10月
ジーマックス	市中肺炎 - 小児科申請中	2008年10月

米国の承認待ち新薬申請（NDAs）及び補足新薬申請

製品	適応	申請日
セルゼントリー	治療歴のないHIV患者	2008年12月
ジオドン	躁うつ病の躁状態の維持療法	2008年12月
ジオドン	双極性障害治療薬 - 小児科申請中	2008年10月
フェブリン(ラソフォキシフェン)	骨粗しょう症治療薬	2007年12月
スピリーバ	慢性的閉塞性肺疾患のレスピマット吸入器	2007年11月
ジーマックス	持続放出型細菌感染症治療薬 - 小児急性中耳炎(AOM)申請中	2006年11月
ブイフェンド	真菌感染症 - 小児科申請中	2005年6月
テリン	肺動脈高血圧症(PAH)の治療	2005年5月

当社は、2005年9月に閉経後の骨粗しょう症の予防薬として、また2006年1月に膣萎縮治療薬として申請したフェブリン（ラソフォキシフェン）について「非承認」通知をFDAから受領した。2007年12月、当社は、閉経後の女性における骨粗しょう症の治療薬として新たにNDAを提出し、補足資料として「閉経後女性を対象としたラソフォキシフェンに関する検証及びリスク低下」（PEARL）研究による3年間の中間データも提出した。2008年9月、FDA諮問委員会の13名のメンバーのうち9名が、フェブリンによる治療の有益性がリスクを上回る、閉経後の骨粗しょう症の女性患者の一集団が存在するとの結論を下した。2009年1月、当社は、フェブリンの申請について、FDAより「完了報告通知」を受領した。FDAは追加データを求めており、当社はFDAと協力して当社の申請について適切な次の手続きを決定する。

2008年9月、当社は、スピリーバのレスピマットの申請について、FDAより「完了報告通知」を受領した。FDAは追加データを求めており、当社はFDAと協力して追加情報を提出する。

2007年9月、当社は、ジーマックスについて、薬物動態データに基づく小児急性中耳炎について承認取得要件が記載された「承認見込み通知書」をFDAより受領した。小児急性中耳炎及び副鼻腔炎についての補足申請は、現在も審査中である。

2005年12月、当社は、ブイフェンドの小児科申請について、追加承認取得要件が記載された「承認見込み通知書」をFDAより受領した。当社は、2008年11月の追加薬物動態研究の開始を含め、これらの要件についてを組織的に対処し、FDAの懸念に取り組んでいる。

2008年6月、当社は、主要製品がテリンであるエンサイシブの買収を完了した。2007年6月、エンサイシブは、肺動脈高血圧症の治療薬としてのテリンについて、FDAより第3回「承認見込み通知書」を受領した。当社は、当該通知書に記載されている効能に対するFDAの懸念に対処するために、2008年度第4四半期に、肺動脈高血圧症の追加第 Ⅲ相臨床試験を開始した。

2008年9月、当社は、成人における複合皮膚及び皮膚組織グラム陽性病原体感染症の治療薬として、米国における新薬承認申請及びヨーロッパの医薬品販売承認申請を含め、世界中全てのダルバパンシンに関する販売承認申請を、取り下げた。当社は、将来における規制当局への申請計画を支持する追加第 Ⅲ相臨床試験を実施する計画である。ダルバパンシンの小児科プログラムもまた予定されている。

ヨーロッパ及び日本における規制当局による承認および申請

製品	状況	承認日	申請日
ジスロマック	細菌感染症の治療薬として日本で承認済	2009年1月	-
セルゼントリー（マラビロック）	治療歴のないHIV患者の治療薬としてEUで申請中	-	2009年1月
	治療歴のあるHIV患者の治療薬として日本で承認済	2008年12月	-
ジェノトロピン	小人症及び成長障害の治療薬として日本で承認済	2008年12月	-
ジオドン	小児の双極性障害の治療薬としてEUで申請中	-	2008年10月
リファブチン	抗マイコバクテリア感染症薬として日本で承認済	2008年7月	-
マキュジェン	加齢性黄斑変性症の治療薬として日本で承認済	2008年7月	-
リリカ	ヘルペス発症後神経痛に関連した疼痛治療薬として日本で申請中	-	2008年5月
	線維筋痛治療薬としてEUで申請中	-	2008年3月
スーテント	転移性腎細胞がん（mRCC）及び悪性消化管間質腫瘍（GIST）の治療薬として日本で承認済	2008年4月	-
ザルコム	緑内障治療薬として日本で申請中	-	2008年2月
シルデナフィル	肺動脈高血圧症の治療薬として日本で承認済	2008年1月	-
フェブリン（ラソフォキシフェン）	骨粗しょう症の治療薬としてEUで申請中	-	2008年1月
(a)			
チャンティックス/チャンピックス	禁煙補助薬として日本で承認済	2008年1月	-
カデュエット	高血圧の治療薬として日本で申請中	-	2007年11月

製品	状況	承認日	申請日
セレブレックス	強直性脊椎炎の治療薬として日本で申請中	-	2007年2月

- (a) 2008年12月、欧州医薬品審査庁の医薬品委員会(CAMP)は、欧州委員会が、ヨーロッパにおける骨折リスクの増大する閉経後の女性の骨粗しょう症治療薬として、フェブリン(ラソフォキシフェン)の販売を承認すべきであると提言する肯定的な意見書を発表した。

追加適応及び剤型について臨床試験が現在進行中または計画中の当社既存製品：

製品名	適応
セレブレックス	急性痛風関節炎
エラクシス/ブイフェンド複合剤	アスペルギルス真菌感染症
リリカ	癲癇単剤、術後疼痛、全般性不安障害、下肢静止不能症候群
マキュジェン	糖尿病性黄班浮腫
レバティオ	小児肺動脈形成不全
スーテント	乳がん、結腸直腸がん、非小細胞肺がん、前立腺がん、肝臓がん
ジスロマック/クロロキン	マラリア

開発の後半段階にある新薬候補には、甲状腺がん治療用多目的キナーゼであるアクシチニブ、アルツハイマー病の治療薬としてMedivation社と共同開発中の新しいミトコンドリア保護剤及びエンハンサーであるディメボン、非小細胞肺がん治療用抗インスリン様成長因子受容体1(IGF1R)ヒトモノクローナル抗体であるCP-751871、皮膚及び皮膚組織感染症の治療薬であるダルババンシン、疼痛治療用の神経成長因子を標的とするモノクローナル抗体tanezumab、及びBMS社と共同開発中の静脈血栓塞栓症治療用及び心房細動の患者に対する脳卒中予防薬であるアピキサバンが含まれる。

2009年2月、当社は、全般性不安障害治療用のアルファ2デルタ・リガンド複合剤であるPD-332334、及び線維筋痛症治療用レボキセチンの開発プログラムを停止した。これは、いずれの化合物も現在の治療水準を超える意義のある有益を患者に提供できないとみなされたためであった。

2009年1月、当社は、中間データを検証した結果、その臨床試験は現在の治療水準に対する優位性を示さないことが明らかとなったため、膵臓がん治療用多目的キナーゼであるアクシチニブの開発プログラムを停止した。

2008年11月、当社は、カンナビノイド1クラスに関する有益性及びリスクのデータに対する規制当局の見解の変更及び規制当局による新しい承認要件の可能性に基づき、肥満治療用カンナビノイド1受容体拮抗薬であるCP-945,598の開発プログラムを停止した。

2008年4月、当社は、進行性メラノーマの患者を対象とした抗CTLA4モノクローナル抗体である単剤tremelimumab(CP-675,206)の第3相臨床試験の中止を発表した。

さらなる製品関連プログラムが、発見及び開発の各段階にある。

7【財政状態及び経営成績の分析】

財務状況、流動性及び資本源泉

純金融資産

12月31日現在の当社の純金融資産の状況は以下のとおりであった。

(単位：百万ドル)

	2008年	2007年
金融資産：		
現金及び現金同等物	\$ 2,122	\$ 3,406
短期投資	21,609	22,069
短期貸付	824	617
長期投資及び貸付	11,478	4,856
金融資産合計	36,033	30,948
債務：		
短期借入（一年以内返済予定長期借入債務を含む）	9,320	5,825
長期債務	7,963	7,314
債務合計	17,283	13,139
純金融資産	\$ 18,750	\$ 17,809

当社は、研究開発活動を含む当社事業の運転資本に充当するために、営業キャッシュフロー、短期投資、短期コマーシャル・ペーパーによる借入及び長期債務に大きく依存している。当社は、予測可能な将来の資金需要を充足するために、短期借入金及び長期借入金のいずれも調達が可能であると確信する。

2009年1月26日、当社は、ワイスを現金及び株式により買収する最終合併契約を締結したことを発表した。買収金額は、同日の価格で1株当たり50.19ドル、総額680億ドルとなる。当社は、当該買収を、現金約225億ドル、負債による資金調達225億ドル及び普通株式の発行約230億ドル（1月26日の発表より前の直近取引日である1月23日現在の当社普通株式価格に基づく）で資金を調達する計画である。当社は、当該取引に関連した負債による資金調達のため、銀行団より確約を得ている。資金調達の確約は、特に、ファイザー並びにファイザーが維持する信用格付け（長期債務A2/A安定的及び短期債務A1/P1据え置き）への重大な悪影響がないことが条件となる。

2008年12月31日現在の当社の投資、信用格付け及び債務負担能力に関する情報は、以下のとおりである。

投資

当社の短期投資及び長期投資は、主として優良な投資適格レベルにある売却可能な債務証券により構成されている。2008年12月31日現在、当社の長期投資には、満期が実質1年から5年の総額91億ドルの債務証券が含まれる。可能な場合は、現金は集中管理されて、関係会社間融資は、当社の事業に運転資本を提供するために用いられる。現地当局の規制で関係会社間融資が禁止されている場合、運転資本需要は、営業キャッシュフロー及び／または外部借入により充足される。当社の金融資産ポートフォリオは、2008年度には堅調な営業キャッシュフローにより増加した。

信用格付

企業債務格付機関最大手2社、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムーディーズ」という。）及びスタンダード・アンド・プアーズ（以下「S&P」という。）は、当社の短期債券及び長期債券の格付けを行っている。下表は、当社が発行した拡張型無担保・無保証長期上位債及びコマーシャル・ペーパーに対する各社の格付けを記載している。

格付会社	コマーシャル・ペーパー	長期債券		最新格付日
		格付	見通し	
ムーディーズ	P-1	Aa1	ネガティブ	2007年10月
S&P	A1+	AAA	ネガティブ	2006年12月

2009年1月26日、当社がワイスを買収する最終合併契約を締結したことを発表したが、その後ムーディーズは、当社を格下げ検討対象とし、S&Pは見通しをネガティブの方向へ見直し中となった。当社は、コマーシャル・ペーパーの格付けについては買収による影響はないものと予想しているが、長期債券の格付けが、ムーディーズはAa/ネガティブからA1/安定的に、S&PはAAA/ネガティブからAA/安定的へと引き下げると予測している。

債務負担能力

当社は、銀行グループ及びその他の金融仲介機関との間で利用可能な信用枠契約及び回転信用契約を有する。当社は、コマーシャル・ペーパーその他の短期借入金を上回る現金及び現金同等物の残高並びに短期投資を維持している。2008年12月31日現在、72億ドルの信用枠が利用可能で、その内51億ドルは1年以内に失効する。これらの信用供与枠の内71億ドルは未使用であり、貸手は当社の要求があれば当該金額から61億ドルを融資することを誓約している。60億ドルの信用供与枠のうち、40億ドルは2009年に、20億ドルは2013年に失効するが、当社のコマーシャル・ペーパーによる借入を支える為に使用することができる。

2007年3月、当社は証券取引委員会に証券発行登録届出書を提出した。かかる届出書は、参照方式を利用できる適格著名発行者が選択可能な自動一括登録制度に基づき提出され、3年間有効である。当社は、証券発行登録届出書に基づき、一定の状況において当社の取締役会の承認を条件として、いかなる時も様々な種類の証券を発行できる。

世界金融市場の変動

2008年度第3四半期の終盤から始まった世界金融市場の急変により、世界経済は減退した。これらの変動は、当社の流動性に多大な影響を及ぼすことはなく、また今後も及ぼすことはないと予測している。当社の多額の営業キャッシュフロー、金融資産、資本市場へのアクセス並びに信用枠契約及び回転信用契約の利用によって、予測可能な将来における資金調達ニーズを満たす能力を有していると引き続き考えている。市況が変動しているため、当社は継続して当社の流動性を監視する。

のれん及びその他無形資産

2008年12月31日現在、のれんは、合計215億ドル（当社総資産の19%に相当）及び識別可能無形資産（累積償却費控除後）は合計177億ドル（当社総資産の16%相当）であった。

2008年12月31日現在、セグメント毎ののれん及びその他の識別可能無形資産の構成要素は、以下のとおりである。

（単位：百万ドル）

	医療用医薬品	アニマルヘルス	その他	合計
のれん	\$ 21,317	\$ 129	\$ 18	\$ 21,464
耐用年数のある無形資産（純額）（a）	14,313	406	69	14,788
耐用年数のない無形資産（純額）（b）	2,823	109	1	2,933

（a）開発技術権に関連した138億ドル及びブランドに関連した529百万ドルが含まれる。

（b）ブランドに関連した29億ドルが含まれる。

当社は、最低年に1回、のれんを含む当社の全無形資産について減損の見直しを行っている。のれんについては、証券市場のボラティリティ及びファイザーの時価総額の増減が、これらの算出に影響を与える可能性がある。2008年12月31日現在、当社ののれんは減損されていない。

開発技術権

開発技術権は、開発済み技術に関連した償却後の価値を表している。これは第三者が取得し、完成した製品、化合物及び／または製法について、当社が取得した製品、化合物及び知的財産の開発、使用、マーケティング、販売及び／または販売に関する申し出の権利を含む場合がある。当社は、2003年の当社によるファルシア買収に関連して取得した医療用医薬品部門に含まれる商品化された製品を主に示す、複数の治療分野にわたり多様化した何百もの開発技術権ポートフォリオを所有している。2008年12月31日現在、関節炎及び疼痛治療分野は、開発技術権の償却後価値の合計の約29%を占めているが、償却後価値の残高は、以下の薬物療法製品カテゴリーにわたり5%から15%の範囲で配分されている。そのカテゴリーとは、眼病、がん、泌尿器疾患、呼吸器感染症、内分泌疾患分野、並びにグループとしての心血管代謝疾患、中枢神経系疾患及びその他の分野である。重要な構成要素には、セレブレックス、デトロール/デトロールLA、キサラン、ジェノトロピン及びザイボックスについて決定された価値が含まれる。また、当該分野には、レビフ及びスピリーバ等の特定の医療用医薬品製品に関する提携契約に基づいた承認後目標達成支払いも含まれる。

2007年度、当社は、エクスペラに関連した無形資産（主に開発技術権）について11億ドルを費用計上した。

ブランド製品

ブランドの主要な構成要素には、デポ・プロベラ避妊薬、ザナックス及びメドロールについて決定された価値が含まれる。

2006年度、当社は、デポ・プロベラのブランド製品に関連して、減損費用約320百万ドルを計上した（連結財務諸表に対する注記6「その他の(収益)費用 - 純額」を参照のこと。）。

流動性及び資本源泉の主要な調達法

下表は12月31日現在の当社の流動性及び資本源泉の調達法について示している。

(単位：百万ドル、比率及び1株当たり普通株式データを除く)

	12月31日現在	
	2008年	2007年
現金及び現金同等物並びに短期投資及び貸付	\$ 24,555	\$ 26,092
運転資本(a)	\$ 16,067	\$ 25,014
流動負債対流動資産比率	1.59:1	2.15:1
普通株式1株当たり株主資本(b)	\$ 8.56	\$ 9.65

(a) 運転資本には、2008年12月31日及び2007年12月31日現在の売却目的で保有する資産、それぞれ148百万ドル及び114百万ドルが含まれている。

(b) 株主資本合計を実際の発行済普通株式数（自己株式及び当社従業員持株信託保有の自己株式を除く）で除したものを示す。

2007年度と比較して2008年度の運転資本及び流動負債に対する流動資産比率が減少したのは、主に以下の事由によるものであった。

- ・ セレブレックス及びベクストラについての訴訟に関連した負債32億ドルの増加
- ・ 約10億ドルの外国為替によるマイナスの影響
- ・ 長期投資によって営業活動から得た現金の増加
- ・ 通常の事業過程における未払費用、現金受領及び支払いの時期

キャッシュフローの概要

(単位：百万ドル)

	12月31日に終了した年度		
	2008年	2007年	2006年
増加した/(使用した)現金			
営業活動	\$ 18,238	\$ 13,353	\$ 17,594
投資活動	(12,835)	795	5,101
財務活動	(6,510)	(12,610)	(23,100)
現金及び現金同等物に対する為替レート変動の影響	(127)	41	(15)
現金及び現金同等物の増加/(減少)、純額	\$ (1,284)	\$ 1,579	(420)

営業活動

2008年度の継続する営業活動から得た当社の正味現金は、2007年度が134億ドルであったのに対して、182億ドルであった。営業活動から得た正味現金の増加は、主に以下の事由によるものであった。

- ・ 主に、2006年12月のコンシューマー・ヘルスケア事業の売却益に実質的に全てが関連した2007年度に支払われた税金の増加による、2008年度に支払われた税金の減少（34億ドル）
- ・ 一部のロイヤルティ権利の売却（425百万ドル）
- ・ 事業の通常の過程におけるその他の受取金及び支払いの時期

2007年度の継続する営業活動から得た正味現金は、2006年度は176億ドルであったのに対して、134億ドルであった。営業活動から得た正味現金の減少は、主として以下の事由によるものであった。

- ・ 主に2006年12月のコンシューマー・ヘルスケア事業の売却益に関連した、税金支払額の増加（22億ドル）
- ・ 事業の通常の過程におけるその他の受取金及び支払の時期

2008年度、キャッシュフロー計算書の項目「買掛金」及び「未払費用」は、主に現在未払いであるセレブレックス及びベクストラに関する訴訟について2008年度に未払計上された32億ドルが反映されている。2007年度及び2006年度、キャッシュフロー計算書の項目「未払法人税等」は、主に2006年度に計上され2007年に支払われた当社のコンシューマー・ヘルスケア事業の売却益に係る税金が反映されている。

投資活動

2008年度における投資活動から得た正味現金は、2007年度の795百万ドルに対して、128億ドルであった。投資活動から得た正味現金の減少は、主に以下の事由によるものであった。

- ・ 2007年度の純売上高及び投資の償還34億ドルと比較した、2008年度の投資の純額83億ドル（現金及び現金同等物の減少117億ドル）
- ・ 2007年度のバイオレクシス及びエンブレックスの買収と比較した、セレネックス、エンサイシブ、コブックス、コーリー及びシェリング・プラウからのアニマルヘルス製品ラインの取得、並びに2008年度における2件の小規模のアニマルヘルス会社の買収（現金の使用増加720百万ドル）

2007年度における投資活動から得た正味現金は、2006年度の51億ドルに対して、795百万ドルであった。投資活動から得た正味現金の減少は、主に以下の事由によるものであった。

- ・ 2006年度の95億ドルと比較した、2007年度の純売上高の減少及び投資の償還34億ドル（現金及び現金同等物の減少61億ドル）

これは以下の事由により一部相殺された。

- ・ 2006年度のエクスペラに関連するパウダーメッド、リナット及びサノフィ・アベンティスの権利の取得と比較した、2007年度のバイオレクシス及びエンブレックスの買収（現金の使用減少19億ドル）

2008年度、キャッシュフロー計算書の項目「その他」は、主にスウェーデン・クローネの通貨スワップの償還時に当社が支払った12億ドルが反映されている。関連取引において、当該支払額は、当社の営業活動における現金受領により相殺された。

財務活動

2008年度における当社の財務活動に使用された正味現金は、2007年度の126億ドルに対して、66億ドルであった。財務活動に使用された正味現金の減少は、主に以下の事由によるものであった。

- ・ 2007年度の正味借入額49億ドルと比較した、2008年度の正味借入額24億ドル
- ・ 2007年度の普通株式の購入100億ドルと比較した、2008年度の減少500百万ドル

これらは以下の事由により一部相殺された。

- ・ 2007年度の80億ドルと比較した、主に配当率の上昇を反映する現金配当支払額の85億ドル

2007年度当社の財務活動に使用された正味現金は、2006年度の231億ドルに対して126億ドルであった。財務活動に使用された正味現金の減少は、主に以下の事由によるものであった。

- ・ 2006年度の総借入金に対する正味返済額99億ドルに対し、2007年度の正味借入金49億ドル

これらは以下の事由により一部相殺された。

- ・ 2006年度の70億ドルと比較した、2007年度の普通株式の購入の増加100億ドル
- ・ 2006年度の69億ドルと比較した、配当率の上昇を反映する現金配当支払額80億ドル

2005年6月、当社は、50億ドルの株式購入プログラムを発表した。2006年6月、取締役会は、主に営業活動によるキャッシュフロー及びコンシューマー・ヘルスケア事業の売却による手取金の一部から資金提供される50億ドルから180億ドルへの株式購入額の増加を承認した。全体では、2005年6月のプログラムに基づき、2008年12月31日までに約710百万株を約180億ドルで購入した。

2008年1月、当社は、50億ドルの新規株式購入プログラムを発表した。それは、営業活動によるキャッシュフローから資金調達され、随時活用することができる。2009年1月26日、当社は、現金及び株式でワイスを買収する最終合併契約を締結したことを発表した。当該合併契約では、当社の株式購入が制限されており、合併完了までワイスの同意なく最大500百万ドルまで購入できるものである。

普通株式の購入の概要は、以下のとおりである。

(単位：百万株及び百万ドル、1株当たりデータを除く)

	購入普通株式	1株当たり 平均支払価格	購入した 普通株式の総額
2008年:			
2005年6月プログラム	26	\$ 18.96	\$ 500
合計	26		\$ 500
2007年:			
2005年6月プログラム	395	\$ 25.27	\$ 9,994
合計	395		\$ 9,994

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

「第6. 経理の状況」の当社連結財務諸表連結財務書類に対する注記11「有形固定資産」及び「第3. 事業の状況、7. 財政状態及び経営成績の分析」の「キャッシュフローの概要」中の投資活動についての記載を参照のこと。

2 【主要な設備の状況】

本社並びに全世界の医療用医薬品事業及びアニマルヘルス事業の本部は、ニューヨーク市にある複数の自社ビル及び賃借ビルから成る当社の総合本部内にある。

全世界の医療用医薬品事業については、当社は、世界各国に販売及びマーケティング、管理サポート及び顧客サービス業務の拠点を所有し賃借りしている。世界的なイニシアチブは、全施設の活用を推進し、当社の世界的な不動産ポートフォリオの費用を削減するために最近開始した。

グローバル研究開発及びバイオテクノロジー・バイオイノベーション・センターの本部は、コネチカット州ニューロンドン及びカリフォルニア州サウスサンフランシスコに、それぞれ自社施設及び賃借施設に所在する。当社は、世界中で両部門を運営している。当社の研究開発施設のより効率的な利用の取組みは完了している。またミシガン州アナーバーに所在するかつての施設は閉鎖され、契約に基づき2009年に売却する予定である。また、ミシガン州にあるその他3ヶ所の過剰施設処分は完了している。

当社の動物用医薬品の研究開発事業は、ミシガン州カラマズー及びリッチランド郡区、ノースカロライナ州ダラム、ネブラスカ州リンカーン、インドのターナー、英国のサンドウィッチ、ベルギーのルーバン・ラ・ヌーヴ並びにオーストラリアのメルボルンに自社施設または賃借施設において行われている。

グローバル・マニュファクチャリング（PGM）部門は、ニューヨーク州ニューヨーク及びニュージャージー州ペーパックに本部があり、世界の46ヶ所で製造施設を操業している。当該施設では、医療用医薬品事業及びアニマルヘルス事業用製品を製造している。主要製造施設は、ベルギー、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、プエルトリコ、シンガポール及び米国に所在する。グローバル・マニュファクチャリング部門はまた、世界中の主要市場で物流施設を運営している。当社の「改革及び工場ネットワーク戦略」による生産性向上プログラムの一環として、グローバル・マニュファクチャリング部門が引き続きその工場ネットワークを最適化するため、今後数年以内に製造施設の5ヶ所を売却または閉鎖する予定である。

当社の施設は、全般的に良好に管理されており、それぞれの目的に対し十分また適切である。「第6. 経理の状況」の当社連結財務諸表に対する連結財務諸表注記11「有形固定資産」では、土地、建物及び装置への投資額が開示されている。また、「第6. 経理の状況」の連結財務諸表に対する注記17「リース契約」も参照のこと。

3 【設備の新設、除却等の計画】

上記「第3. 事業の状況、1. 業績等の概要」を参照のこと。

第 5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 株式の総数等

株式の総数

(2008年12月31日現在)

	発行可能株式総数	発行済株式数	未発行株式数
記名式額面普通株式	12,000百万株	8,863百万株	3,137百万株
記名式無額面優先株式	27百万株	1,804株	26,998,196株

発行済株式

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数	上場証券取引所名または登録証券業協会名
記名式額面株式 (1株当たり額面0.05ドル)	普通株式	8,863百万株	ニューヨーク証券取引所
			ロンドン証券取引所
			ユーロネクスト証券取引所
			スイス証券取引所
			米国の各地方証券取引所
記名式無額面株式	優先株式	1,804株	なし

(2) 発行株式総数、資本金の推移

普通株式

年 月 日	発行済株式総数 増減数(百万株)	発行済株式総数 残高 (百万株)	資本金増減額 (百万ドル)	資本金残高 (百万ドル)
2004年12月31日	52	8,754	3	438
2005年12月31日	30	8,784	1	439
2006年12月31日	35	8,819	2	441
2007年12月31日	31	8,850	1	442
2008年12月31日	13	8,863	1	443

優先株式

年 月 日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万ドル)	資本金残高 (百万ドル)
2004年12月31日	(666)	4,779	(26)	193
2005年12月31日	(586)	4,193	(24)	169
2006年12月31日	(696)	3,497	(28)	141
2007年12月31日	(1,195)	2,302	(48)	93
2008年12月31日	(498)	1,804	(20)	73

当社により発行された新株予約権の2008年12月31日現在の状況は以下のとおりである。

新株予約権の残高	新株予約権の行使により 発行する株式の発行価額	新株予約権の行使により 発行する株式の資本組入額
489,054,095個	16,095,420,955.96ドル	16,095,420,955.96ドル

(3) 所有者別状況

当社は本情報を開示していない。

(4) 大株主の状況

米国における法令に従って証券取引委員会へ提出された当社の10-K報告書において報告された大株主は存在しなかった。

2 【配当政策】

普通株式に対する配当金

当社は、普通株式につき2008年に86億ドル、2007年に82億ドルの配当を宣言した。2008年12月、当社取締役会は、2009年度第1四半期の配当を1株当たり0.32ドルと宣言した。2009年度第1四半期の現金配当は、当社にとって281四半期連続の配当となる。2009年1月、ファイザーとワイスとの合併案に関連して、取締役会は、2009年度第2四半期に支払う配当から、当社の1株当たり四半期配当を0.16ドルに引き下げることと決定した。合併契約により、当社は、合併取引完了前に、ワイスの同意なく1株当たり0.16ドルを超える当社普通株式に対する四半期配当を宣言することを禁止されている。

当社は、ワイスの買収案によるものを含め、当社の事業成長及び株主価値の向上への投資に十分な資本を確保する一方、現在の及び将来の配当をもって株主へ収益還元を提供している。当社の配当金は、営業キャッシュフロー、金融資産ポートフォリオ及び短期コマーシャル・ペーパーによる借入から資金調達されており、債券の約定条項の制限を受けていない。当社は、当社の収益性及び金融市場における資金調達力により、現在及び将来においても配当金を支払うことが十分可能であると確信している。

3【株価の推移】

(上段はドル、下段カッコ内は円)

	決算年月日	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
最近5年間の事業 年度別最高・最低 株価	最高	38.89 (3,752)	29.21 (2,818)	28.60 (2,759)	27.73 (2,675)	24.24 (2,338)
	最低	21.99 (2,121)	20.27 (1,955)	22.16 (2,137)	22.24 (2,145)	14.26 (1,375)

	月別	2008年 7月	2008年 8月	2008年 9月	2008年 10月	2008年 11月	2008年 12月
当該事業年度中最近6月間の月別最高・最低株価	最高	19.25 (1,857)	20.13 (1,942)	19.59 (1,890)	19.39 (1,870)	18.45 (1,780)	17.97 (1,733)
	最低	17.26 (1,665)	18.53 (1,787)	17.16 (1,655)	14.31 (1,380)	14.26 (1,375)	15.20 (1,466)

4【役員の状況】

取締役

ファイザーの取締役会は、毎年株主によって選任され、株主に留保される案件を除き、当社の最終意思決定機関である。取締役会は、当社事業活動を行う上級経営チームを選出する。上級経営チームを選出し、上級経営陣に対する顧問及び相談役として行為を行い、最終的にはその業績を監視する。現在取締役は14名で、その大多数はニューヨーク証券取引所上場基準及びファイザー取締役資格基準に基づく独立要件を満たしている。

(2008年12月31日現在)

氏名	年齢	主な職歴
デニス・A・オージェロ	63	1996年よりハーバード大学医学部臨床医学の教授及びマサチューセッツ・ジェネラル・ホスピタルの医長。2006年より米国医師会会長。全米科学アカデミー医学研究所の所員、アメリカ芸術科学アカデミーの会員。マイクロチップス社（薬物送達システム）の取締役及びTIAX(元アーサー・D・リトル)の取締役会会長のアドバイザー。2006年12月より当社取締役。当社のコーポレート・ガバナンス委員会委員及び当社科学技術委員会委員。
マイケル・S・ブラウン	68	1989年よりダラスのテキサス大学サウスウェスタン・メディカル・センターの生体科学の著名な教授。1985年より指導教授。1985年のノーベル生理学医学賞及び1988年の全米科学栄誉賞の共同受賞者。全米科学アカデミーの会員。米国医学研究所の所員及び王立学会（ロンドン）の外国会員。リジェネロン・ファーマスーティカルズ・インク取締役。1996年より当社取締役。当社科学技術委員会委員長及びコーポレート・ガバナンス委員会委員。
M・アンソニー・バーンズ	66	運送・物流業者ライダー・システム・インクにて2002年より名誉会長。1985年5月から2002年5月まで同社取締役会会長。1983年1月から2000年11月まで同社最高経営責任者。1979年12月から1999年6月まで同社社長。ザ・ブラック・アンド・デッカー・コーポレーション及びJ.C.ペニー・カンパニー・インクの取締役。マイアミ大学終身理事。1988年より当社取締役。当社監査委員会及び執行委員会委員。
ロバート・N・パート	71	化学薬品製造会社FMCコーポレーション及び機械製造会社FMCテクノロジーズ・インクの元会長兼最高経営責任者。パート氏は1991年から2001年までFMCコーポレーションの取締役会会長。1991年から2001年まで最高経営責任者。1989年から2002年4月まで取締役。2001年FMCテクノロジーズ・インク取締役会会長兼最高経営責任者。シカゴ・リハビリテーション研究所及びシカゴ交響楽団の終身理事。2000年より当社取締役。当社報酬委員会委員。

氏名	年齢	主な職歴
W・ドン・コーンウェル	61	1988年より放送会社グループ、グラナイト・ブロードキャスティング・コーポレーション取締役会会長兼最高経営責任者。2006年12月11日同社は、合衆国破産法第11条に基づき自主的再建申請を行い、2007年6月4日に再編から立ち直った。エイボン・プロダクツ・インクの取締役。ウォレス財団理事。ニューヨーク・ビッグブラザーズ/シスターズ理事。1997年より当社取締役。当社監査委員会委員。
ウィリアム・H・グレイ3世	67	2004年8月より、ビジネス・コンサルティング会社アマニ・グループの会長。2005年6月よりフィラデルフィア州のブライト・ホープ・バプテスト教会の名誉牧師。1991年9月から2004年6月まで、教育支援組織である大学基金/UNCF総裁兼最高経営責任者。1979年から1991年まではペンシルベニア州第2区選出の連邦下院議員を務め、在任中多数回予算委員会委員長及び下院多数党院内総務を務めた。デル・インク、J.P.モルガン・チェース・アンド・カンパニー、プルデンシャル・フィナンシャル・インク及びピステオン・コーポレーション取締役。2000年より当社取締役。当社コーポレート・ガバナンス委員会委員。
コンスタンス・J・ホーナー	67	1993年から2005年まで、経済、政府、外交政策及び社会科学に関する超党派の研究、教育及び出版を専門に行っているブルッキングズ研究所の客員研究員。1993年から1998年まで全米公民権委員会委員。1991年8月から1993年1月まで、ジョージ・H・W・ブッシュ大統領の政府補佐官及び大統領人事局長官を務めた。1989年から1991年まで、連邦保健社会福祉省副長官。1985年から1989年まで米国連邦人事局長官。インガソル・ランド・カンパニー・リミテッド及びプルデンシャル・フィナンシャル・インク取締役。全米行政学会フェロー財団理事。プルデンシャル財団理事会取締役。1993年に当社取締役となり、2007年2月より当社主導的社外取締役。当社コーポレート・ガバナンス委員会委員長及び執行委員会委員。
ウィリアム・R・ハウエル	73	1997年より大手小売業者であるJ.C.ペニー・カンパニー・インクの名誉会長。1983年から1997年まで同社取締役会会長兼最高経営責任者。ドイチェ・バンクA.G.の非公開完全所有子会社であるドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズの取締役。2000年6月より当社取締役。当社監査委員会委員。2000年より取締役として優れた功績を残し73歳の定年を迎え、2009年4月の年次総会で立候補しない予定である。

氏名	年齢	主な職歴
ジェームズ・M・キルツ	61	2006年よりプライベート・エクイティ財務顧問会社であるセンタービュー・パートナーズ・マネジメントLLCの創設パートナー。2005年から2006年までプロクター・アンド・ギャンブル・カンパニーの副社長。2001年から2005年までジレット・カンパニーの会長兼最高経営責任者。2003年から2005年まで同社社長。1998年1月からフィリップ・モリス・カンパニー（現社名「アルトリア」）による買収のあった1999年12月まで、ナビスコ・グループ・ホールディングス・コーポレーションの社長兼最高経営責任者。メトロポリタン・ライフ・インシュランス・カンパニー及びメッドウェストバコ・コーポレーションの取締役。ノックス・カレッジ及びシカゴ大学の理事。ウェイル・コーネル・メディカル・カレッジの監督委員会委員。2007年9月より当社取締役。当社報酬委員会委員。
ジェフリー・B・キンドラー	53	2006年12月19日より当社会長。2006年7月31日より当社最高経営責任者。2005年3月から2006年7月30日まで副会長兼一般法律顧問。2004年4月から2005年3月まで業務執行副社長兼一般法律顧問。2002年1月から2004年4月まで当社上級副社長兼一般法律顧問。当社入社以前は、2000年から2001年まで、マクドナルド・コーポレーション所有の食品サービス会社であるボストン・マーケット・コーポレーションの会長。2001年に同じくマクドナルドの所有するパートナー・ブランドの社長。同氏は、1997年から2001年までマクドナルド・コーポレーション広報担当業務執行副社長兼一般法律顧問。1996年から1997年までは同社の上級副社長兼一般法律顧問。日米ビジネス協議会委員。ロナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ及びタフツ大学の理事。2006年7月より当社取締役。当社業務執行委員会委員及びエグゼクティブ・リーダーシップ・チームのメンバー。
ジョージ・A・ローチ	67	2000年8月より床張材及び天井材製造の国際的な企業、アームストロング・ホールディングズ・インクの名誉会長。2000年5月から2000年8月まで同社会長兼最高経営責任者。1994年5月から2000年5月までアームストロング・ワールド・インダストリーズ・インク会長。1993年9月から2000年5月まで当社社長兼最高経営責任者。1988年から2000年11月まで同社取締役。オートリブ・インク及びザ・ウィリアムズ・カンパニーズ・インク取締役。HSBC LLCの非公開完全所有子会社であるHSBCファイナンスCo及びHSBCノース・アメリカ・ホールディングズ・インクの取締役でもある。2000年6月より当社取締役。当社報酬委員会委員及び科学技術委員会委員。

氏名	年齢	主な職歴
デーナ・G・ミード博士	73	2003年7月1日より、マサチューセッツ工科大学学長。1994年から1999年に引退するまでテネコ・インクの会長兼最高経営責任者。1999年11月から2000年3月まで、自動車部品及び梱包の世界的な製造業者で、テネコ・コングロマリットを承継した2つの会社であるテネコ・オートモティブ・インク及びパクティブ・コーポレーションの会長。ロン・ブラウン・コーポレート・リーダーシップ賞理事会会長及びウェスト・ポイント米国陸軍士官学校校友会終身役員。世界経営者会議元議長及び全米製造業者協会元会長。1998年より当社取締役。当社報酬委員会委員長及び科学技術委員会委員。
スザンヌ・ノラ・ジョンソン	51	2007年1月よりゴールドサックス・グループ・インクの退職副社長。ゴールドマンサックスでの21年間の在職期間中、ジョンソン氏は、同社のグローバル・ヘルスケア事業責任者、グローバル・リサーチの責任者及びグローバル・マーケティング・インスティテューション責任者を含む様々な主導的職務に就いた。Intuit及びVISAの取締役。アメリカ赤十字、ブルッキングス・インスティテューション、カーネギー研究所及び南カリフォルニア大学の理事。2007年9月より当社取締役。当社監査委員会委員及び科学技術委員会委員。
スティーブン・W・サンガー	63	1995年から2008年に退職するまで加工食品製造及び販売業者ジェネラル・ミルズ・インクの会長。1995年5月より2007年9月まで同社の最高経営責任者。ターゲット・コーポレーション及びウェルズ・ファargo・アンド・カンパニーの取締役。2009年2月より当社取締役。
ウィリアム・C・ステア・ジュニア	72	2001年7月よりファイザー・インク名誉会長。1992年から2001年4月まで当社取締役会会長。1991年から2000年まで当社最高経営責任者。メットライフ・インク及びヘルス・マネジメント・アソシエイツ・インク取締役。ニューヨーク大学メディカル・センター及びニューヨーク植物園理事。スローン・ケタリング記念ガンセンター監視委員会委員。1987年より当社取締役。当社科学技術委員会委員。

業務執行役員

氏名 (年齢)	役職	主な職歴
ジェフリー・B・キンドラー (53歳)	最高経営責任者	2006年7月より当社最高経営責任者。2006年12月より当社会長に就任。2005年3月から2006年7月30日まで副会長兼一般法律顧問。2004年4月から2005年3月まで業務執行副社長兼一般法律顧問。2002年1月から2004年4月まで当社上級副社長兼一般法律顧問。当社入社以前は、2000年から2001年まで、マクドナルド・コーポレーション所有の食品サービス会社であるボストン・マーケット・コーポレーションの会長。2001年に同じくマクドナルドの所有するパートナー・ブランドの社長。1997年から2001年までマクドナルド・コーポレーション広報担当業務執行副社長兼一般法律顧問。1996年から1997年までは同社の上級副社長兼一般法律顧問。日米ビジネス協議会委員。ロナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ及びタフツ大学の理事。
フランク・A・ダメリオ (51歳)	最高財務責任者	2007年9月より当社最高財務責任者。2006年11月から2007年8月までインテグレーションの上級業務執行副社長及びアルカテル・ルーセントの最高総務責任者。2006年1月から2006年11月までルーセント・テクノロジーズの最高運営責任者。2001年5月から2006年1月まで同社管理部業務執行副社長兼最高財務責任者。現在は、フマナ・インクの取締役、ニュージャージー州インディペンデント・カレッジ・ファンド及びJPモルガン・チェース全米諮問委員会の理事。
ジョセフ・M・フェツコ (59歳)	上級副社長兼最高医療部門責任者	2006年8月より上級副社長兼最高医療部門責任者。1982年に当社に入社し、研究開発並びに医療及び規制業務において責務の重要性が高まっている様々な地位に就いている。2002年に最高医療部門責任者に昇進。内科医であり感染症の専門家でもある。ロンドンにあるグラクソ・スミスクラインの研究開発本部において医療ディレクターとして4年勤務した後、1996年にファイザーへ戻り、グローバル医薬品の医療及び規制業務の上級副社長に昇進。2009年4月に退職することを発表している。
コーリー・S・グッドマン (57歳)	上級副社長兼生物医療バイオイノベーション・センターの社長	2007年10月より上級副社長兼生物医療バイオイノベーション・センターの社長。多くのバイオテクノロジー会社及び共同で設立した2社（Exelixis及びRenovisインク）にアドバイスをを行っている。2001年から2007年までRenovisの社長兼最高経営責任者。1987年から2001年までカリフォルニア大学パークレー校教授。教職中にEvan Rauch神経科学研究所教授、ウィルズ神経科学研究所理事、ハワード・ヒューズ医療研究所の治験責任医師。カリフォルニア大学サンフランシスコ校の非常勤教授、全米科学アカデミー選出メンバー。エボテックAGの監査役会メンバー。

氏名 (年齢)	役職	主な職歴
マーティン・マッケイ (52歳)	上級副社長兼 ファイザー・グ ローバル・リ サーチ・アンド ・ディベロップ メント社長	2007年10月より当社上級副社長兼ファイザー・グローバル・リサーチ・アンド・ディベロップメント(PGRD)社長、2007年初め、PGRD社長、ワールドワイド・ディベロップメント部門責任者に任命。2003年から2007年まで、副社長兼ワールドワイド研究技術部門責任者、1999年から2003年まで上級責任者兼ワールドワイド・ディスカバリー部門責任者、1998年UKディスカバリーの副社長に、1997年上級取締役兼バイオロジー部門責任者に就任した。
メアリー・マクラウド (52歳)	ワールドワイド ・ヒューマンリ ソース上級副社 長	2007年4月よりワールドワイド・ヒューマンリソースの上級副社長。2007年1月から4月までは暫定的に同職に就いていたが、その一方でコーン・コンサルティング・グループのコンサルタントであった。それ以前の2005年から2006年は、シンボル・テクノロジーズで人事部を率い、2001年から2004年まではチャールズ・シュワブ・アンド・コーポレーションの人事部責任者、1999年から2001年はシスコ・システムズの人事部副社長、1992年から1997年まではジェネラル・エレクトリック・カンパニーの人事部副社長。現在はベルデン・インクの取締役。
イアン・C・リード (55歳)	上級副社長、兼 ワールドワイド 医療用医薬品事 業社長	2006年8月より当社上級副社長兼ワールドワイド医療用医薬品事業社長。リード氏は、医薬品オペレーション分野で責務の重要性が高まっている様々な地位を務めた。それ以前は、ヨーロッパ、カナダ、アフリカ及び中東地域の社長、当社の医薬品グループの上級副社長を歴任。2001年4月、ファイザー・インクの副社長に選任。現在、キンバリー・クラーク・コーポレーションの取締役。
ナターレ・S・リシャルディ (60歳)	上級副社長兼 ファイザー・グ ローバル・マ ニユファクチャ リング社長	2004年10月より上級副社長兼ファイザー・グローバル・マニユファクチャリングの社長。1999年にファイザー・グローバル・マニユファクチャリングの米国地域副社長兼チームリーダーとして任命される前は、製造部門で責務の重要性が高まっている様々な地位を務めた。1972年入社。現在、メディアコム・コンミュニケーションズ・コーポレーションの取締役。
ウィリアム・R・リンゴ (63歳)	戦略事業開発上 級副社長	2008年4月より戦略事業開発の上級副社長。ファイザー入社前は、2007年1月から2008年3月までソフィノバ・ベンチャーズの客員経営者、2006年11月から2007年12月まで世界的なプライベート・エクイティ投資会社のウォーバーグ・ピンカスの客員経営者、2004年8月から2006年4月まで、バイオテクノロジー会社のアブジェニックス・インクの社長兼CEOであった。
エイミー・W・シュルマン (48歳)	上級副社長兼一 般法律顧問	2008年6月より当社上級副社長兼一般法律顧問。2008年7月、秘書役に選任。1997年からファイザー入社までDLAの法律事務所パートナーであった。

氏名 (年齢)	役職	主な職歴
サリー・サスマン (47歳)		2008年2月より上級副社長兼最高コミュニケーション責任者。ファイザー入社前は、エステー・ローダー・カンパニーズで上級の職位に就き、2004年12月から2008年1月は業務執行副社長、2000年9月から2004年11月はグローバル・コミュニケーションズ部門の上席副社長を務めた。それ以前は、アメリカン・エクスプレス・インターナショナルの社内及び社外のコミュニケーション並びに政府関連問題の責任者であり、国際貿易問題担当の公務員として8年を過ごした。

[次へ](#)

2008年度非従業員取締役報酬

当社の非従業員取締役報酬は、現金報酬及びファイザー・株式ユニットからなる株式報酬で構成されている。各の構成要素は以下で詳述する。2008年度非従業員取締役報酬は、下記「2008年度取締役報酬表」に記載されている。従業員取締役は、取締役の役務に関連した報酬を一切受け取っていない。

非従業員取締役報酬

2008年度非従業員取締役の報酬は、以下から構成されている。

- ・ 1年につき75,000ドルの役員報酬（取締役会または委員会会議への出席率が1年で80%未満の場合は比例配分される。）
- ・ 非従業員に対するファイザー・インク・非積立繰延報酬及びユニット報奨制度（以下「ユニット報酬制度」という。）に基づき、取締役就任時に各取締役に付与されるファイザー・株式ユニット5,500個、年次総会以後も取締役として役務を継続するという条件で、各取締役の取締役選任時に付与される株式ユニット報奨5,500個（株式ユニットは通常、取締役が辞任するまで支払われない。）

ユニット報奨制度に従い、2008年年次株主総会日に、取締役の役務を継続した当社の非従業員取締役全員が、5,500個の株式ユニットを付与され、付与時の価格は110,220ドル（付与日におけるファイザー普通株式1株当たりの終値20.04ドルに基づき算出された。）。

取締役会委員長及び委員並びに主導的社外取締役は、さらに以下の年間役職報酬を受領する。

- ・ 監査委員会委員長：25,000ドル、委員：20,000ドル
- ・ 報酬委員会委員長：25,000ドル、委員：20,000ドル
- ・ コーポレート・ガバナンス委員会委員長：20,000ドル、委員：15,000ドル
- ・ 科学技術委員会委員長：30,000ドル、上級メンバー：20,000ドル、委員：10,000
- ・ 主導的社外取締役：30,000ドル

繰延報酬

非従業員取締役は、ユニット報奨制度に基づき、自身の年間現金役職報酬の全額または一部を、取締役を辞任するまで繰り延べることができる。取締役の選択により、取締役の勘定に保管される手当は、財務省中期インデックス・ファンドの収益率による金利、またはファイザー株式ユニットのいずれかに貸記することが可能である。2008年の財務省中期インデックス・ファンドの収益率は11.35%であった。ファイザー株式ユニット数は、四半期の最終営業日における当社普通株式の終値で繰延報酬額を除いて算出される。報酬がファイザー株式ユニットとして繰り延べられる場合、取締役の勘定の株式ユニット数は、普通株式に対する分配の価値に基づき株式ユニット分増加する。取締役がその職を辞任した場合、当該個人の勘定に保管されている金額は現金またはファイザー株式で支払われる。支払金額は、勘定のファイザー株式ユニット数に、支払日の前営業日における普通株式の終値を乗じて決定される。

2008年度、ユニット報奨制度及び中止されている制度（2006年前半まで非従業員取締役が制限株式ユニットを付与された）は、内国歳入法第409A条に準拠するため修正され、2005年から2008年までに繰り延べられた金額について、当該取締役の繰延報酬（関連する収入とともに）の支払いを繰り上げる1回限りの機会を非従業員取締役に与え、取締役の選択により、現金または普通株式で当該金額（及びこれらの制度に基づく将来の分配金）を受領することができるようになった。当該支払いの繰上げを選択した取締役は、2009年7月にその金額を受領する。

旧ワーナーランバート株式報酬制度

ワーナーランバート・カンパニー1996年株式プランに基づき、当社がワーナーランバートと合併した結果、2000年6月19日現在で未行使の全ストックオプション及び制限株式報奨は、直ちに行使可能となったか、権利確定された。

本プランに基づき、ワーナーランバートの取締役は、役務に対して受領した報酬の一部または全ての繰延べを選択することが可能であった。これらの繰延額は、ワーナーランバート普通株式等価勘定（以下「等価勘定」という。）に貸記することができた。繰延報酬のドル価額で購入することのできたワーナーランバート普通株式数と同等の株式が、報酬が支払われるはずであった日をもって、等価勘定の貸方に記入された。ワーナーランバートの元取締役であり、合併後に当社取締役会に加わったパート氏、グレイ氏、ハウエル氏及びローチ氏は報酬を繰り延べており、上記プランに基づいてワーナーランバート株式を等価勘定に貸記する権限を有した。本プランに基づき受領した配当同等物は再投資される。合併完了に伴い、等価勘定に貸記されたワーナーランバートの株式は、当社の株式等価ユニットに転換された。これらのユニットは、取締役の選択により、様々な時期に当社普通株式にて支払われる。これらのユニットについては、下記「株式所有状況」表の脚注2に記載されている。

マッチング・ギフト・プログラム

当社の非従業員取締役は、全従業員が利用可能なファイザーのマッチング・ギフト・プログラムに参加することができる。これらのプログラムに基づき、ファイザー基金（ファイザーの慈善事業組織）は、年間最大15,000ドルを非営利団体に対し拠出を行う。さらに、ファイザー基金は、ユナイテッドウェイ・キャンペーンに対し年間最大15,000ドルの拠出を行う。

2008年度取締役報酬表

下表には、2008年度非従業員取締役報酬が示されている。

氏名	現金で得たまたは 支払われた報酬 (ドル)	2008年度株式 ユニット報奨 (ドル) (1)	その他の全報酬 (ドル) (3)	合計 (ドル)
		(2)		
オージェロ博士	110,000	110,220	250	220,470
ブラウン博士 *	140,000	110,220	12,565	262,785
バーンズ氏	95,000	110,220	-	205,220
パート氏	95,000	110,220	30,000	235,220
コーンウェル氏*	100,000	110,220	-	210,220
グレイ氏	90,000	110,220	856	201,076
ホーナー氏 *	125,000	110,220	425	235,645
ハウエル氏 +	95,000	110,220	-	205,220
キルツ氏	95,000	110,220	15,000	220,220
ローチ氏	105,000	110,220	6,250	221,470
ミード博士 *	110,000	110,220	10,000	230,220
ノラ・ジョンソン氏	105,000	110,220	15,000	230,220
ステア氏	85,000	110,220	80,000	275,220

* 委員会委員長

+ ハウエル氏は、年次総会日をもって辞任する非従業員取締役である。

- (1) 2008年度に付与された株式ユニット報奨の報告額は、付与日における当社普通株式の市場価格の終値に付与されたユニット数を乗じて算出された。これらの報酬は、FAS第123R号の目的上現金または株式で決済されるため、この当初の評価額は、決済まで各報告期間の最終日に再見積りがなされる。したがって、FAS第123R号に基づく財務報告目的で認識され、2008年度株式ユニット報酬について当社の損益計算書に計上された実際の価額は、1報酬につき97,405ドルであった。加えて、2008年度株式ユニット報酬により取得した「配当等価ユニット」(FAS第123R号に基づく財務報告目的で認識され、2008年度の損益計算書に計上された)は、1報酬につき5,080ドルであった。
- (2) 2008年度末、現取締役が保有する株式ユニットの総数は、オージェロ博士が15,500個、ブラウン博士が72,484個、バーンズ氏が85,656個、パート氏が69,032個、コーンウェル氏が89,506個、グレイ氏が99,093個、ホーナー氏が80,376個、ハウエル氏が84,161個、キルツ氏が17,351個、ローチ氏が71,868個、ミード博士が99,822個、ノラ・ジョンソン氏が10,500個、ステア氏が58,526個であった。
- (3) 本欄の金額は、(a)ファイザーのマッチング・ギフト・プログラムに基づくファイザー基金による寄付金(上記「マッチング・ギフト・プログラム」を参照のこと)であり、オージェロ博士が250ドル、ブラウン博士が12,565ドル、パート氏が30,000ドル、ホーナー氏が425ドル、キルツ氏が15,000ドル、ローチ氏が6,250ドル、ミード博士が10,000ドル、ノラ・ジョンソン氏が15,000ドル、ステア氏が30,000ドル、(b)グレイ氏については、旧ワーナーランパート株式報酬制度に基づく繰延現金残高に係る市場を上回る利息がプライム・レードに2%上乘せられ支払われ、(c)ステア氏については、当社とのコンサルティング契約に関連する50,000ドル(「関係者との取引」を参照のこと)である。本欄に記載されていない取締役の繰延報酬残高に係る2008年度に得た市場利息は、ブラウン氏が3,060ドル、グレイ氏は2,259ドル、ハウエル氏は54,498ドルであった。

株式所有状況

下表は、当社の各取締役及び報酬表に記載されている各特定業務執行役員が2009年2月27日現在、実質的に所有している当社普通株式数、並びに当社取締役及び業務執行役員の全員が全体で実質的に所有している株式数を示している。これらの個人による実質的所有数は全体で、当社普通株式の1%未満である。下表では、様々な報酬及び給付制度に基づき各取締役及び業務執行役員の勘定に貸記されている、ストックオプション、株式評価益受領権、株式ユニット、制限株式、制限株式ユニット及び業績連動型繰延株式報酬についても記載されている。

	株式数またはユニット数		
	普通株式	株式ユニット	60日以内に行使可能なオプション
デニス・A・オージェロ	1,475 (1)	15,500(2)	
マイケル・S・ブラウン	1,200	72,484(2)	
M・アンソニー・バーンズ	24,173	85,656(2)	
ロバート・N・パート	12,200	69,032(2)	
W・ドン・コーンウェル	2,000 (1)	89,506(2)	
フランク・A・ダメリオ	382,633 (3)	394,890(4)	97,333
ウィリアム・H・グレイ3世	24	99,093(2)	
コンスタンス・J・ホーナー	30,591	80,376(2)	
コーリー・グッドマン	83,327	192,561	
ウィリアム・R・ハウエル+	6,350	84,161(4)	
ジェームズ・M・キルツ	2,220	17,351(2)	
ジェフリー・B・キンドラー	579,079 (1)(3)	1,069,321(2)	1,149,001
ジョージ・A・ローチ	1,750	71,868(4)(5)	
マーティン・マッケイ	309,167	371,161(2)	685,717
デーナ・G・ミード	9,350	99,822(2)	
スザンヌ・ノラ・ジョンソン	10,000	10,500(4)	
イアン・C・リード	451,106 (3)	442,515(2)	7961,117
スティーブ・W・サンガー*	1,085 (1)	5,500	
ウィリアム・C・ステシア・ジュニア	1,523,977 (1)(3)	109,551(2)(4)	1,700,450
全取締役及び業務執行役員全体(25)	4,915,793	4,258,587	6,059,087

+ ハウエル氏は、年次総会をもって辞任する非従業員取締役である。

* サンガー氏は、2009年2月1日に取締役に就任した。

- (1) これらの株式には、実質的な所有権が放棄されている家族名義の以下の株式数が含まれている。オージェロ博士が1,475株、コーンウェル氏が400株、キンドラー氏が1,300株、サンガー氏が85株、ステシア氏が14,808株である。
- (2) 2009年2月27日現在、これらのユニットは、当社の取締役報酬制度に基づき保有されている（上記「非従業員取締役報酬」を参照のこと）。これらの制度に基づく取締役の勘定の価値は、当社普通株式の終値により測定される。かかる数字には、ワーナーランパート・カンパニー1996年株式プランに基づき以前繰り延べられたワーナーランパート取締役報酬の当社ユニットへの転換により、以下のユニット数も含まれている。パート氏が20,441ユニット、グレイ氏が50,563ユニット、ハウエル氏が35,571ユニット、ローチ氏が13,293ユニットである。同プランについては、上述の「非従業員取締役報酬 - 旧ワーナーランパート株式報酬制度」に記載されている。

- (3) 2009年2月27日現在、当該数字には、ファイザー貯蓄制度に基づき貸記入された株式及び／または業績株式報奨制度に基づいて付与された繰延業績株式が含まれている。
- (4) 2009年2月27日現在、これらのユニットは、貯蓄補助制度に基づき保有されている。これらのユニットの価値は、当社普通株式の価格により測定される。スティア氏は、貯蓄補助制度に基づくユニット及び脚注2に記載される株式ユニットを保有している。この数字にはまた、以下の株式評価益受益権が含まれている。ダメリオ氏が392,620個、グッドマン氏が190,975個、キンドラー氏が1,037,083個、マッケイ氏が355,754個、リード氏が392,620個である。
- (5) 2009年2月27日現在、これらのユニットは、ファイザー・インク繰延報酬制度に基づき保有されている。これらのユニットの価値は、当社普通株式の価格により測定される。

業務執行役員報酬

当社業務執行役員報酬プログラムの最近の修正

委員会は、株主からの意見を反映し、継続して業務執行役員報酬の構造及びプロセス全体を再検討する取組みを行っている。

2007年後半、コーポレート・ガバナンス委員会、報酬委員会及び監査委員会の委員長らを含む取締役会のメンバー数名が、企業統治に関する課題及び当社業務執行役員報酬慣行、並びに当社の戦略全体に合わせ調整する方法について討議するため、投資家と会議を開催した。経営陣は、2008年度及び2009年度にこの行為を継続し、当社の制度及びプログラムの報告及び開示を拡大する方法について、投資家及び株主の見識を得るために会議を開催した。

以下は、当社の投資家による提案に対応してなされた変更を含め、当社の業務執行役員報酬プログラムの主要な変更の概要である。

当社は、進行中であるファイザーの事業の変革をさらにサポートするため、2007年度に当社の業務執行役員報酬プログラムを再編した。再編したプログラムは2008年度から適用され、以下の表に示すとおり、3つの主要原則を有するものである。

1. 時価総額の高い医薬品会社に重点を置き、当社の同業他社のほぼ平均へ、各個人の報酬構成要素のみならず直接報酬総額（給与、年間インセンティブ報奨及び長期株式報奨の合計）を位置づける。
2. 変革期間中、段階的な発展が重要である場合、年間インセンティブ報奨をファイザーの短期業績目標の達成に一致させることにより重点をおく。
3. 長期株式インセンティブ報奨を通じて、株主投資収益率の絶対的及び相対的な業績に対して報奨を与える。

当社の再編プログラムは、直接報酬総額が競争力を有し業績に関連していることを確保するために策定され、その結果、当社の業務執行役員報酬プログラムが以下の3点について重要は変更が行われた。

- ・ 個々の報酬要素及び直接報酬総額が、より密接に更生され、同様の規模の医薬品会社の平均報酬に一致している。当社の給与の中間値は、優位性のある平均に近似しており、当社の目標年間インセンティブ報奨機会、優位性のある平均にさらに一致したものである。
- ・ 年間インセンティブ・プログラム（以下「グローバル・パフォーマンス・プラン」という。）は、売上高、調整済希薄化後EPS及び営業によるキャッシュフローの3つの財務測定基準より、ファイザーの業績に基づく資金プールを活用するために修正された。目標報奨レベルに対する資金プールの割合は、0%（業績が業績レベルの基準を超えなければならず、そうでなければプールに資金は提供されない）から200%である。受領した個々の支払いもまた、目標の0%から200%の割合で、下記に詳述するとおり、全社、事業ユニット及び個々の業績を反映する利用可能なプールからの割当額を反映する。

- ・ 当社の変革の取組みをサポートするにあたり、当社は、業務執行役員長期インセンティブ制度を修正し、当社の長期株式報酬の目標値の25%を新しい短期インセンティブ報酬「STIシフト報酬」へと移行させた。この手法は、当社が事業モデルを変更するため、今後数年におけるファイザーの年間財務目標、経営目標および戦略的目標の達成を促進する目的で採用された。委員会は、当社の年間目標の達成により、当社の業務執行役員と株主の利益がさらに合致すると考えている。この手法は3年という期間には有効であり、2011年長期報酬についてもこの手法を再評価する意向である。2008年前半にこの目標金額（ドル）が設定され、2008年度の業績に基づき、2009年前半に実際の報酬支払額が決定される。STIシフト報酬は、以下の特徴を有する。

- STIシフト報酬額は、年間インセンティブと同様の方法で決定される。
- 全額を現金で支払われる現行の年間インセンティブ報酬とは異なり、STIシフト報酬は、3年間の役務に基づく権利確定スケジュールの従い、50%を現金で50%を制限株式ユニットで支払われる。しかしながら、指名業務執行役員は、制限株式ユニットにおいて当該報酬の100%を受領する選択ができる。
- 当該STIシフト報酬は、あらゆる目的において長期報酬の一部として取り扱われ、年金に適用される収入とはならない。

委員会は、当該変更が、個々の業績と株主価値との関係を強化する一方、この変革期間中のファイザーの年間財務目標の達成をさらに促進するものと考えている。

2008年度報酬委員会による変更

変更内容	以前の慣行	変更理由
・ 投資家及び株主からの意見を含み包括的評価を行った後、以下を含むため修正短期年間インセンティブ・プログラムを実施する。 ・ ファイザーの財務目標に基づきプールされた年間インセンティブの資金 ・ 業績について調整された、平均給与の割合で表される目標報酬レベルに基づき委員会が決定した年間インセンティブ ・ 当社、部門及び事業ユニット並びに個人の目標に対する業績に関する業績目標測定によって決定された個々の年間インセンティブ	・ 年間インセンティブの目標報酬レベルは、業務執行役員の設定前目標その他の要因に対する業績の主観的評価に基づき調整された、給与に占める割合で表される市場データに基づき設定された。	・ 当社の業務執行役員報酬プログラムが、当社株主利益のみならず能力給の理念と一致し、また経営幹部を引き付け、意欲を刺激し、保持するため。 ・ 年間インセンティブをファイザーの財務目標及び戦略的目標に合わせさらに調整するため。

変更内容	以前の慣行	変更理由
・ 業務執行役員に対する修正年間長期インセンティブ・プログラムを以下のとおり実施する。制限株式ユニットの付与価額の25%、業績株式報奨25%、株式評価益受益権25%、及び50%を現金で50%を制限株式ユニットで支払われるSTIシフト報奨25%。	・ 長期報奨は、ストックオプションの比重がさらに上昇していた（目標報奨の50%）。	・ 投資に対する株主の収益率と一致させる一方で、変革期間中のファイザーの年間目標の達成を促進させるため。
・ CEOの直属となる当社のエグゼクティブ・リーダーシップ・チームの新メンバーに対する報酬契約の作成についてより積極的に関与する。	・ 委員会が、エグゼクティブ・リーダーシップ・チームに対する全ての報酬契約を見直し承認した。	・ 合理的な報酬契約は競争力があり、有能な人物を採用するファイザーの能力を高めるため。
・ 支配権の変動による既存の退職契約の排除及び米国の従業員に対する広範囲にわたる退職プログラムに基づく業務執行役員の退職制度の適用を視野に入れた、業務執行役員の退職慣行及びプログラムの包括的見直しを開始する。	・ 全ての業務執行役員との間で支配権の変動による退職契約を締結した。	・ 支配権の変動による雇用の終了時における退職水準を低下させ、一定の退職金の支払い時における潜在的なグロスアップを除外し、一貫した競争力のある退職プログラムを提供するため。

最近の報酬委員会による変更

変更内容	以前の慣行	変更理由
・ 一定の行為が生じた場合、業務執行役員から報酬を回収する方針を確立する。	・ 回収契約は、過去12ヶ月間に認識した長期インセンティブ報酬に起因する利益に制限されていた。	・ 最善の慣行及び有効なコーポレート・ガバナンス手続きに合致させるため。
・ データ集計用紙を使用して、エグゼクティブ・リーダーシップ・チームの報酬要素全てについて、詳細な年次レビューを行う。	・ エグゼクティブ・リーダーシップ・チームに支払われる報酬を見直す慣行がさほど形式化されていなかった。	・ 市場慣行及び業績と比較した及び最善の慣行に合わせ調整した報酬機会全体を評価するのに有益であるため。
・ 報酬構造を50パーセンタイル目標支払額に合わせ調整する。	・ 報酬構造は、75パーセンタイル目標支払額に合わせ調整していた。	・ 報酬を市場ベースの支払いに合わせた調整を改善するため。

業務執行役員報酬の内訳

業務執行役員報酬の報酬の内訳は、以下のとおりである。

短期業績に対する報酬

- ・ 給与 - 日々の業務遂行に対する定額報酬
- ・ グローバル・パフォーマンス・プラン(GPP) - 年間インセンティブ報奨（年次インセンティブ・プランに代わる。）は、当社の業務執行役員が、当期にわたるファイザーの短期財務目標及びその他の戦略的目標を達成したことに対して、年間インセンティブ報奨を受領する有利な短期インセンティブ機会を提供する。

長期業績に対する報酬

- ・ 長期インセンティブ報奨 - 業務執行役員の持分を構築し、業務執行役員を維持し、報酬をファイザーの長期財務目標の達成に合致させるために策定されたものである。これにより、複数年の期間にわたり測定されるように、株主価値を創出し戦略的目標を達成する。

その他の報酬要素

- ・ 退職給付 - ファイザーの年金及びその他の退職貯蓄に対する引当金
- ・ その他の報酬 - ファイザー貯蓄制度、一部特典並びに医療給付及び福祉給付に対するマッチング拠出

総括

競争的立場 - 業務執行役員報酬枠組みの策定

当社の報酬理念を支持するにあたり、当社は、業務執行役員に対する支払いについて妥当な総額及び構成を決定するために、医薬品業界競合他社及び業界グループ全般の双方における報酬の中央値を目標とした。業界グループ全般については、現在の（及び一部は過去の）フォーチュン100社の約50%のデータを用いる。

2008年度の当社の医薬品業界競合会社は以下のとおりであり、その規模、時価総額及び事業の複雑性、並びに比較データの入手可能性に基づき選定した。

医薬品業界競合会社

アボット・ラボラトリーズ	グラクソ・スミスクライン
アムゲン	ジョンソン・エンド・ジョンソン
アストラゼネカ	メルク
ブリストル・マイヤーズ・スクイブ	シェリング・プラウ・コーポレーション
エリ・リリー	ワイス

一般業界における比較グループは、委員会によって判断された他の業界から上記と同じ基準で選定された。

一般業界における比較グループ

アルコア	ジェネラル・モーターズ
オールステート	ヒューレット・パッカード
アルトリア・グループ	ハネウェル
アメリカン・エクスプレス	インテル
AIG	インターナショナル・ペーパー
バンク・オブ・アメリカ	IBM
ボーイング	J.P.モルガン・チェース
カーディナル・ヘルス	ロッキード・マーティン
キャタピラー	メリルリンチ
シェブロン	メットライフ
シスコ	マイクロソフト
シティグループ	モトローラ
コカコーラ	ペプシコ
コムキャスト	プロクター・アンド・ギャンブル
コノコ・フィリップス	タイムワーナー
デル	ユナイテッド・パーセル・サービス
ダウ・ケミカル	ユナイテッド・テクノロジーズ
デュポン	ユナイテッド・ヘルス・グループ
エクソン・モービル	ベリゾン
ファニーメイ	パイアコム
フェデックス	ワコビア
フォード・モーター	ウォルト・ディズニー
ジェネラル・エレクトリック	ウェルス・ワゴ

年間ベースでは、委員会が医薬品業界競合会社を見直しているが、2008年前半、同リストを変更しないことを決定した。最近の経済事象及び業界統合を考慮し、2009年度は同リストを変更する予定である。

下記の表は、ファイザーの売上高、純利益及び時価総額を、医薬品業界競合が医者及び一般業界比較グループの中央値と比較したものである。

	ファイザー	医薬品業界競合会社中央値	一般業界比較グループ中央値
売上高	483億ドル	233億ドル	514億ドル
純利益報告額	81億ドル	51億ドル	31億ドル
時価総額	1,078億ドル	599億ドル	345億ドル

現金報酬

2008年度給与

当社の指名業務執行役員の昇給は、以下の事項を考慮した後、委員会が決定した。

- ・ 競合会社及び比較グループの給与データ
- ・ 各指名業務執行役員の給与区分
- ・ 当社のエグゼクティブ・リーダーシップ・チームの責務に基づく、そのメンバー間の報酬関係
- ・ 個々の業績、経歴、将来における昇進の可能性、ファイザーの経営成績に与える影響及び慰留等の多数のその他の要因

年次報酬プロセスの一環として、委員会は、2008年4月1日付で、以下のとおり年間給与を昇給した。

氏名	以前の給与(ドル)	2008年4月1日からの	
		給与	昇給率
J・キンドラー	1,500,000	1,600,000	6.7%
F・ダメリオ	1,026,000	1,060,000	3.3%
I・リード	1,026,000	1,060,000	3.3%
M・マッケイ	900,000	950,000	5.6%
C・グッドマン	725,000	740,000	2.1%

2009年1月1日より、当社の業務執行役員の給与は、昇進時を除き中止された。

2008年度業績年次インセンティブ報奨

各指名業務執行役員の2008年度目標年次インセンティブ報奨機会は、給与区分に基づく給与の中間値に対する割合で設定される。目標年次インセンティブ・レベルは、競争力に関する市場データ及び内部持分の評価に基づいたものである。年次インセンティブ目標の給与の中間値を用いることは、目標年次インセンティブが給与に対する割合で示される以前の手法からの大きな変更である。これにより、同じ給与区分の業務執行役員全員に対し、同様の目標年次インセンティブ機会を提供する。

2008年度における指名業務執行役員の目標年次インセンティブ機会は、給与の中間値に対し70%から150%の範囲となった。

2008年度にその他の指名業務執行役員に支払われた実際の年次インセンティブ報奨は、キンドラー氏及び取締役会の社外取締役らからの意見とともに、目標に対して測定された各業務執行役員の業績評価に基づき、委員会が決定した。当該年度に設定した目標に対する各業務執行役員の自己評価に基づき、キンドラー氏は、委員会へ年次インセンティブ報奨案を提出した。委員会は、その提案を検討し、各業務執行役員の自己評価、当社全体の業績に対するその相対的貢献、及び計画にはないまたは予期せぬ事象を考慮し、支払金額を決定した。

2008年度業績に対するキンドラー氏の年次インセンティブ報奨を決定するにあたり、委員会は、当社全体の業績、大規模な事業再編及びコスト削減、新製品の研究パイプラインのを拡大措置、当社に対する同氏の全体的な経営、並びに予想外に生じた問題に対する対応を含めた同氏の業績についての評価を検討した。キンドラー氏の主導の下、当社は、その2008年度財務目標（売上高、調整済希薄化後EPS及び営業活動によるキャッシュフロー）を達成した。さらにキンドラー氏は、社内の重要な才能を強化及び促進する一方で科学的、医療的及び商業的な成功を収めることにより重点を置き、当社を医薬品事業内でのグローバル・ビジネス・ユニットへと再編した。

各指名業務執行役員に対する2008年度の年次インセンティブ報奨機会及び実際の年次インセンティブ報奨支払額は、以下のとおりである。

2008年度年次現金インセンティブ報奨

氏名	中間値に対する 支払目標 (1)	中間値に対する 支払範囲	目標報奨 (ドル)	最大報奨 (ドル)	報奨実績 (ドル)	中天に対する 報奨実績
J. キンドラー	150%	0-300%	2,390,250	4,780,500	3,000,000	188%
F. ダメリオ	90%	0-180%	861,840	1,723,680	1,250,000	131%
I. リード	90%	0-180%	861,840	1,723,680	1,250,000	131%
M. マッケイ	90%	0-180%	861,840	1,723,680	1,030,000	108%
C・グッドマン	70%	0-140%	491,610	983,220	560,000	80%

(1) 目標年間インセンティブ金額は、給与の中間値に対する割合に基づいている。

内国歳入法第162号(m)に基づき控除される年次インセンティブ報奨については、業務執行役員に支払可能な年次インセンティブの合計金額は、ファイザーの「調整後純利益」（これらの目的上、継続事業による営業利益から税金及び支払利息を控除し、1回限りの利益またはその他の経常外項目を調整した金額と定義する。）の0.3%までに制限されている。インセンティブの実際の金額は、ファイザーの業績及び各業務執行役員の特定目標に対する達成度の委員会による評価に基づくため、業務執行役員の年次インセンティブ報奨は、全体的な調整後純利益の制限に従い、目標に対し増減する場合がある。

2008年度の長期株式インセンティブ報奨

2008年2月、業務執行役員は、制限株式ユニット、業績株式報奨、株式評価益受益権及びSTIシフト報奨へと移行した一部長期株式報奨なる長期株式インセンティブ報奨を受領した。

長期株式報奨	目的
普通株式であり権利確定されている株式のみにについてついて支払われる配当同等物*を有する制限株式ユニット	株主との調整を図る一方持分取得及び慰留を奨励するため。
普通株式であり取得した株式数のみにについて支払われる配当同等物*を有する業績株式報奨	3年の業績測定期間にわたり相対的な株主投資収益を上げるため。
普通株式であり決済に際してのみに支払われる配当同等物*を有する株式評価益受益権	5年間にわたり報奨を絶対的株主投資収益と連結させるため。
STIシフト報奨	株主価値との関連を強化し、ファイザーの変革期間中の年間財務、経営及び戦略的目標の達成を促進するため。

* 配当同等物の取扱いについては下記を参照のこと。

制限株式ユニットは、役務に基づく権利確定期間の終了時に、ファイザー普通株式を支払う契約である。権利確定期間は、付与日より3年である。制限株式ユニットは、RSUは、内国歳入法第162条（m）の目的上「業績に基づく株式」とはみなされず、よって内国歳入法第162条（m）の対象となる当社の業務執行役員に提供されるこれらの報奨の価値は、ファイザーによって控除されない場合がある。この結果を緩和するため、付与時または雇用終了時に、CEO及び給与の高い順から3名の指名業務執行役員（CEOを除く）は、内国歳入法第162条（m）の対象とならなくなるまで、または雇用終了の翌年1月31日のいずれか早い日まで、制限株式ユニットの受領を繰り延べることが要求されている。繰り延られた制限株式ユニットに対する配当同等物は、追加株式ユニットに再投資される。

業績株式報奨は、付与日から3年目の応当日に権利確定され、医薬品競合会社と比較して3年の期間にわたり測定された当社の株主投資収益率に基づき、ファイザー普通株式を取得する機会を提供するものである（上記「競争的立場」を参照のこと）。業績測定期間の終了時に、稼得した報奨における株式数に対して、3年の期間にわたり受領したであろう配当同等物が算出され、追加普通株式（源泉徴収控除後）で支払いが行われる。

株式評価益受益権は、株主投資収益率に基づき価格が決定される。当該価格は、決済価格と付与価格の差額に5年間累積された配当同等物を加えた金額に等しい。株価の差額がマイナスの場合、累積配当同等物は、株主投資収益に基づく報酬結果を達成するために当該金額分減額される。付与価格は、付与日（2008年2月28日）の終値22.55ドルであり、決済価格は付与日から5年目の応当日に終了する20日間の平均終値である。当該価格は、普通株式（源泉徴収控除後）で支払いが行われる。株式評価益受益権は、付与日から3年目の応当日に権利確定され、付与日から5年目の応当日に決済される。

付与条件をより反映するために、2009年度より当社は、株式評価益受益権を株主投資収益ユニットと名称を変更した。

STIシフト報奨は、2008年に導入され長期目標インセンティブ報酬価格の25%を占める。STIシフト報奨は、株主価値との関連を強化し、ファイザーの変革期間中の年間財務、経営及び戦略的目標の達成を促進するものである。実際の報奨支払額は、事業ユニット及び個々の業績について調整されプール合計金額によって制限され、年次インセンティブ・プランによってプールの規模を算出したものと同様の手法で2008年度業績に基づき、2009年前半に決定された。当該報奨は、3年の権利確定スケジュールにより、50%を現金で50%を制限株式ユニットで分配された。

2008年度株式報奨の目標値

各指名業務執行役員の長期株式インセンティブ報奨の目標価額は、競争市場のデータに基づき設定されるが、初めは、競争市場のデータの中央値に目標が設定される。同じ給与区分の全業務執行役員が、同額の仮目標報奨価額を受ける。委員会は、個々の業績を認識し報酬を授与し、責務が拡大される業務執行役員の可能性を認識し、またファイザーの変革期間を通して業務執行役員の慰留を確保するために、これらの仮目標報酬価額を調整する場合がある。その結果、各業務執行役員の実際の目標報奨価額は、その報酬価値の仮目標におおむね近くなる。過去の株式報奨は、現在調整が必要とされる場合に限り、最近の付与慣行により重大な利益を得たか、または損失を受けた業務執行役員がいなかったと委員会が判断したため、個々の報奨価値に多大な影響を及ぼさなかった。

2008年度株式報奨の分配

キンドラー氏及びその他の指名業績執行役員の長期インセンティブ報奨価値は、制限株式ユニット、業績株式ユニット、株式評価益受益権及びSTIシフト報奨のうち、付与価額に基づき均等に（すなわち25%ずつ）分割された。これらの報奨は、当社の業務執行役員が、絶対ベース（株式評価益受益権から実現した価格がファイザー株主の株主投資収益率を反映するため）及び相対ベース（医薬品業界競合会社と比較したファイザーの株主投資収益率に基づき稼得された業績株式報奨を通じて）の両方で、ファイザーの株価を上昇させることに重点を置いて取組むであろうという期待を強調し構成された。制限株式ユニットは、潜在的保持値に使用され、STIシフト報奨は、変革期間中、短期年間財務目標の達成を促進することを目的としている。

4つの媒体の割当は、一部を比較グループ企業の業務執行役員に付与された株式報奨の種類及び規模の分析に、一部を委員会が業務執行役員に対し長期事業戦略の実行する際の注意とエネルギーを集中してもらいたい分野に基づき決定された。

目標長期株式インセンティブ報奨価額が設定され、株式の割当てが決定されると、指名業務執行役員に対する各目標価額が、財務会計の目的上当時見積もりがなされた報奨価額を用いてユニット/株式評価益受益権に転換された。

2008年度業績株式報奨

2008年2月に付与された業績株式報奨に基づく株式数は、医薬品業界競合会社に関連して、配当同等物の再投資を含め、3年の期間にわたりファイザーの株主投資収益率を比較する規定の公式に基づいている。株主投資収益率が、競合会社グループと比較した閾値水準を下回る場合、株式は一切稼得されない。株主投資収益率が競合会社グループと比較した閾値水準を超えるが絶対値ではマイナス（すなわち配当同等物を超えた株価の減少）の場合、授与された株式数は目標額に制限される。株主投資収益率が競合会社グループと比較した閾値水準を超える場合は、以下のとおり、目標の200%を上限として様々な株数が稼得される。

業績株式報奨

相対的業績 / 支払値

当社の相対的業績	目標に対する最高支払値
1(最高)	200%
2	200%
3	175%
4	150%
5	125%
6	100%
7	75%
8	50%
9(基準点)	25%
10	0%
11(最低)	0%

(注) 上記「競争的立場」を参照のこと。

委員会は、株主投資収益率は、引き続き相対的業績を測定するのに最も適していると考えており、よって2008年度業績株式報奨期間の唯一の業績測定法として相対的株主投資収益率を選択した。委員会の見解では、競合会社グループと比較した当社の相対的株主投資収益率は、かかる期間中戦略的に優勢を保っている。特定の業績レベルは、業績基準について実質的により少なく業績最大値については実質的により多い、業績目標の競争力のある中央値で、当社の業務執行役員が実現値を受領することを確保するために、その値に設定された。

2003年度、2004年度及び2005年度について業績株式報奨（以下「PSA」という）を使用する前は、当社は、一部の指名業務執行役員を含む業務執行役員に対し「業績連動型株式報奨」（以下「PCSA」という）を付与した。各業務執行役員の報奨は、当時の競合会社グループからの競争力に関するデータを考慮し、個人の給与レベルに基づいて決定された。これらの報奨は、医薬品業界競合会社グループと比較した株主投資収益率及び希薄化後EPSの2つの基準を用いて決定される。

業績連動型株式報奨に基づき受領される株式数は、ファイザーの株主投資収益率（配当同等物の再投資を含む）及び5年の期間にわたる希薄化後1株当たり収益の変動を、当時の医薬品業界競合会社と比較した規定の公式に基づいている。この2つの業績指標は均等加重される。両指標におけるファイザーの業績が、競合会社のものと比較して標準レベルを下回る場合、株式は受領されない。いずれかの指標または両指標について競合会社と比較したファイザーの業績が標準を上回る場合、様々な株式数（最大で目標の167%）が稼得される。業績連動型株式報奨は、2006年度に業績株式報奨に代替された。

当社の業務執行役員に対する2006年度及び2007年度の長期株式報奨には、業績株式報奨が含まれていた。これらの業績株式は、当社が「2008年度業績株式報奨」に記載した2008年度業績株式報奨に使用したものと同様の方法に従う。

2004年度に開始した報奨期間については、医薬品業界競合会社は、アボット・ラボラトリーズ、バクスター・インターナショナル、プリストル・マイヤーズ・スクイブ、コルゲート・パルモリーブ、エリ・リリー、ジョンソン・エンド・ジョンソン、メルク、シェリング・プラウ及びワイスで構成された。2005年度及びそれ以降に開始された報奨期間については、医薬品業界の競合会社は、当社の現在の同業他社と同様である（上記「競争的立場」を参照のこと）。

下表は、現在及び2005年度以前の競合会社の業績と比較した、株主投資収益率及び希薄化後EPSに基づくファイザーの業績順位及び該当する業績株式の支払いを示すものである。

氏名(1)	報奨の種類	業績期間	株式投資収益率	希薄化後EPSの変動
			競合会社中順位	(報告済) 競合会社中順位
ジェフリー・キンドラー	PCSA	2004-2008	10社中10位	10社中1位
	PSA	2006-2008	11社中6位	(2)
イアン・リード	PCSA	2004-2008	10社中10位	10社中1位
	PSA	2006-2008	11社中6位	(2)
マーティン・マッケイ	PCSA	2004-2008	10社中10位	10社中1位
	PSA	2006-2008	11社中6位	(2)

氏名	報奨の種類	対目標支払率	付与時の報奨目標	報奨株式数実績(3)	付与時の目標報奨(4)	1株当たり12.70ドルでの報奨価値実績
ジェフリー・キンドラー	PCSA	83.3%	75,480	(5)	2,804,082	-
	PSA	100%	27,690	(5)	725,478	-
イアン・リード	PCSA	83.3%	42,600	35,500	1,582,590	450,850
	PSA	100%	14,110	17,887	369,682	227,165
マーティン・マッケイ	PCSA	83.3%	31,500	26,250	1,170,225	333,375
	PSA	100%	8,570	10,864	224,534	137,973

- (1) ダメリオ氏及びグッドマン博士の採用日に基づき、本プログラムに基づき現在権利確定されている未行使報奨はなかった。
- (2) 2006-2008年度の業績測定期間、相対的株主投資収益率は、業績株式報奨(PSA)プログラムに適用される唯一の業績指標である。
- (3) 2006-2008年度の業績株式報奨実績には、3年間の業績測定期間にわたる配当同等物が含まれる。
- (4) 本欄の報奨目標は、2004年2月26日の株価37.15ドル及び2006年2月23日の株価26.20ドルに基づいている。
- (5) 2006年7月31日のキンドラー氏の昇進にあたり、報酬委員会は、2つ目の業績基準を追加した。これは、業績測定期間終了時にこれらの株式が制限株式ユニットで決済され、当社の3年間の株主投資収益率が、競合会社グループにおける中央値を上回った場合にのみ支払われる。当該制限株式ユニットは、この2つ目の業績基準が、キンドラー氏の退職前またはその他の雇用終了前(死亡または就労不能を除く)に満たされない場合は失権となる。2004-2008年度及び2006-2008年度の業績測定期間に基づき、目標報奨から決済された制限株式ユニット数はそれぞれ62,900個及び35,103個で、金額はそれぞれ798,830ドル及び445,808ドル(1株当たり12.70ドル)である。

2009年度プログラムの変更

2009年度給与

2009年4月1日以降、新たに設立された主要顧客ビジネス・ユニットの責務に関連した昇進により106,000ドル増額されたリード氏を除き、2009年度に給与が増額した業務執行役員はいない。

2009年2月、委員会は、指名業務執行役員に対する2009年度目標年次インセンティブ・レベルを以下のとおり承認した。

氏名	2009年1月1日 現在の給与(ドル)	2009年度 給与の中間値	2009年度 年次インセンティブ 目標(%)	2009年度 年次インセンティブ 目標(ドル) (1)
J・キンドラー	1,600,000	1,600,000	150%	2,438,100
F・ダメリオ	1,060,000	976,800	90%	879,120
I・リード	1,060,000	1,156,000	100%	1,156,000
M・マッケイ	950,000	976,800	90%	879,120
C・グッドマン	740,000	716,300	70%	501,410

(1) 2009年度年次インセンティブ目標金額は、給与の中間値に対する割合である。2009年度における給与の中間値は、2%上昇し、目標ボーナスが2%増加した。

2009年度年次インセンティブ基準

2009年度、キンドラー氏の年次インセンティブのうち50%は、以下の測定基準に従った当社の財務業績に基づく。

- ・ 総売上高
- ・ 調整済希薄化後EPS
- ・ 営業活動によるキャッシュフロー

キンドラー氏の年次インセンティブの残りの50%は、選択された戦略的及び客観的目標に関する委員会の評価に基づく。

その他の指名業務執行役員を含むエグゼクティブ・リーダーシップ・チームもまた、それぞれキンドラー氏と同様の割当てがなされ、財務目標及び戦略的目標の達成について責任を有する。さらに、その他の指名業務執行役員の年次インセンティブは、部門別その他の選択した目標の達成に基づいて決定される。

2009年度長期株式インセンティブ報奨

2009年2月、委員会は、2008年度業績及び将来における業績を考慮し、指名業務執行役員に対し長期株式インセンティブ報奨を付与した。2009年度目標付与価額は、2008年度に比べ10%減少した。下表は、指名業務執行役員に対する業績株式報奨(PSA)、株主投資収益ユニット(TSRU)（当該株式による媒体の条件をより反映するために株式評価益受益件から名称が変更された。）、制限株式ユニット(RSU)及びSTIシフト報奨を示す。

氏名	業績期間(または満期 もしくは支払日までの その他の期間)	業績株式プログラムに基づく 将来の見積支払株式数(1)			TSRU 付与(4)	RSU 付与(5)	STIシフト 報奨(6)
		閾値(2)	目標(3)	上限			
J・キンドラー(7)	1/1/09 - 12/31/11	36,031	144,122	288,244	637,438	144,122	1,912,500
F・ダメリオ	1/1/09 - 12/31/11	16,956	67,822	135,644	223,881	67,822	900,000
I・リード	1/1/09 - 12/31/11	16,956	67,822	135,644	223,881	67,822	900,000
M・マッケイ	1/1/09 - 12/31/11	14,836	59,344	118,688	195,896	59,344	787,500
C・グッドマン	1/1/09 - 12/31/11	7,065	28,259	56,518	93,284	28,259	375,000

- (1) 上記の業務執行役員が稼得する株式は、競合会社グループの将来における業績と比較した当社の将来における業績を基準とするため、業績測定期間終了時に支払われる実際の株式数は未定である。稼得された実際の株式に対する配当同等物は、業績測定期間終了時に株式により支払われる。
- (2) 当社の業績が、医薬品競合会社グループと比較した閾値水準を下回る場合、株式は一切稼得されない。当社の業績が医薬品競合会社グループと比較した業績閾値水準を超える場合に限り、上限に達するまで様々な数の普通株式数が稼得される。
- (3) 2008年度の個々の業績に基づき、目標金額は調整される。
- (4) これらのTSRUは、付与日から3年目の応当日（2012年2月26日）に権利確定され、付与日から5年目の応当日に支払いが行われる。付与された価格は、有効期間にわたる株価の変動に、かかる期間累積された配当同等物を加えた金額に等しくなる。最終価格は、付与日から5年目の応当日までの20日の平均終値である。
- (5) これらのRSUは、付与日から3年目の応当日（2012年2月26日）に権利確定される。配当同等物は制限期間中に追加RSUとして再投資される。
- (6) 業務執行役員報酬プログラムの再構築の一環として、長期報奨価格の25%が、STIシフト報奨（実際の報奨は2009年度業績に基づき2010年度に決定される。）として割り当てられている。選択がなされた場合、RSU50% / 現金50%、またはRSU100%で支払いが行われる。
- (7) 長期インセンティブの4つの媒体に均等に割当てられた7,650,000ドル（すなわち25%）のキンドラー氏の目標報奨に加えて、委員会は、同氏に対し追加TSRUを650,000ドル付与した。

（注） PSA及びRSUの価格は、2009年2月23日の終値13.27ドルを用いてユニットへ転換された。TSRUの付与価格は、2009年2月26日（付与日）の終値12.70ドルである。TSRUの価格は、2009年2月23日に決定されたとおり、4.02ドルを用いてTSRUへ転換された。

株式報奨付与慣行

委員会は、指名業務執行役員を含む適格従業員に対し、毎年2月に開催される会議で株式報奨を付与する。通常、当該会議は2月の第4木曜日に開催するよう数ヶ月前に決定される。業務執行役員を含む新しく雇用された従業員に対する株式報奨は、雇用された月の最終営業日に付与される。継続従業員に対する特別株式報奨は、当該報奨が承認された月の最終営業日に付与される。ストックオプション及び株主投資収益報奨／株式評価益受益権の行使価格は、付与日におけるファイザー普通株式の終値である。当社の株式インセンティブ・プランでは、株主の承認なく、ストックオプション／株主投資収益報奨／株式評価益受益権の付与価格を変更することは厳しく禁止されている。

業績測定年度における直接報酬総額の比較

下表は、委員会が、指名業務執行役員の直接報酬総額に関する決定を行うにあたり、2008年度及び2007年度の報酬をどのような観点で見ているかを示している。指名業務執行役員の報酬の大部分は長期株式報酬で構成され、またSEC規則のより、財務諸表の目的上費用計上された金額に基づき報酬を報告することが要求されているため、下表は、2008年度及び2007年度の指名業務執行役員の報酬並びに要約報酬表の報告額についての委員会の変更を理解する代替指針を提供するが、要約報酬表に代わるものではない。

業績測定年度の直接報酬総額の比較

氏名	業績測定年度	給与 (ドル)	年次インセンティブ報奨 (ドル)(1)	付与時の長期報奨 (ドル)(2)	特典 (ドル)(3)	直接報酬及び特典(ドル)(4)
J・キンドラー	2008	1,575,000	3,000,000	8,300,000	227,886	13,102,886
	2007	1,462,500	3,100,000	9,000,000	227,144	13,789,644
F・ダメリオ	2008	1,051,500	1,250,000	3,600,000	77,330	5,978,830
	2007	320,625	4,040,000	3,800,000	30,810	8,191,435
I・リード	2008	1,051,500	1,250,000	3,600,000	145,320	6,046,820
	2007	944,083	990,000	3,800,000	88,118	5,822,201
M・マッケイ	2008	937,500	1,030,000	3,150,000	55,591	5,173,091
	2007	702,159	645,000	3,600,000	5,092	4,952,251
C・グッドマン(5)	2008	736,250	560,000	1,500,000	-	2,796,250

- (1) 本欄に示されている金額は、2008年度及び2007年度（該当する場合）の指名業務執行役員に付与された年次現金インセンティブ報奨である。
- (2) 本欄に示されている金額は、2008年度及び2007年度（該当する場合）の指名業務執行役員に付与された長期報奨の付与価格である。付与価格は、2009年2月23日の株価終値13.27ドル及び2008年2月25日の株価終値22.78ドルを用いて制限株式ユニット及び業績株式報奨に転換された。株主投資収益ユニット／株式評価益受益権の付与価格は、同日モンテカルロ・シミュレーション法を用いて、それぞれ4.02ドル及び5.63ドルで転換された。

- (3) 当該金額は、特典の増分費用である。
- (4) 要約報酬表の報酬総額欄に当該金額を調整するために、本表の付与時の長期報奨価格が差引かれ、要約報酬表の同日における株式報奨、オプション報奨、年金価格及び非適格繰延報酬利益及びその他の全報酬（特典を除く）が追加される。
- (5) グッドマン博士は2007年10月4日にファイザーに入社したため、2007年度においては指名業務執行役員ではなかった。よって、2008年度の情報のみが記載されている。

退職後報酬

支配権の変動による退職

当社は、指名業務執行役員を含む役員（下記のとおりダメリオ氏は除く）と、支配権の変動による退職契約（以下「CIC退職契約」という。）を締結している。当該契約は、ファイザーの支配権の変動後の雇用終了時の退職支払金及び給付金を定めている。CIC退職契約は、業界慣行及び比較グループの慣行と一致しているが、委員会は、CIC退職契約がファイザーに見合ったものではなかったと判断した。これらのCIC退職契約の条件の下、委員会は、非更新通知を行い、それによってCIC退職契約が2010年9月30日に満了となる可能性があった。しかしながら、業務執行役員は、2009年2月19日に自発的にCIC退職契約を終了し、よって当社は2009年初めにこれらの契約を撤廃でき、また業務執行役員らは、下記のエグゼクティブ退職プランに参加が可能となった。CIC退職契約及びエグゼクティブ退職プランに基づく退職支払金及び給付金は、下記「雇用終了時の見積給付金」に詳述される。

エグゼクティブ退職プラン

2009年2月16日、委員会は、指名業務執行役員を含む当社の業務執行役員の新しいエグゼクティブ退職プランを承認し実施した。エグゼクティブ退職プランは、事由なく会社都合により雇用を終了する場合の退職給付金について定めている。エグゼクティブ退職プランに基づく給付金は、1回限りの基本給に目標年次インセンティブを加えた金額または米国の従業員に幅広く適用されるの退職についての公式を用いて算出される金額のどちらか大きい金額に等しい現金による退職金からなる。さらに適格業務執行役員は、一部の医療給付金及び福祉給付金並びに退職年度の案分計算された目標年次インセンティブを受領する。ダメリオ氏は、下記に記載される退職契約の条件に基づき、退職給付金の資格を喪失するまで、エグゼクティブ退職プランに参加する資格を有さない。

CEO退職契約

2007年度のダメリオ氏の雇用条件の提示の一環として、当社は、2009年9月10日より前に事由なくまたは正当な理由により同氏の雇用が終了した場合、同氏は以下の合計金額に等しい一括支払金を受領する資格を有するという条件で、ダメリオ氏と退職契約を締結した。

- ・ 雇用終了日までに稼得した未払給与
- ・ 雇用が終了する年度における目標年次インセンティブ報奨または稼得した年次インセンティブ報奨のどちらか大きい方の金額の比例配分された部分

さらにダメリオ氏は、2年間の給与に雇用が終了した年度における目標年次インセンティブ報奨または稼得した年次インセンティブ報奨のどちらか大きい方を加えた金額に等しい一括支払金を受領する資格を有する。また、雇用終了後の2年間（または別の雇用者から団体健康保険を受け取る資格を有するまでの期間が早い場合はそれまで）、当社の負担でファイザーから団体健康保険を継続して受け取る。

退職契約に基づき定められている支払金及び給付金は、退職契約期間中に生じたファイザーの支配権の変動後にダメリオ氏の雇用が終了したことにより同氏に支払われる支払金及び給付金が減額される。退職契約の条件の下、同氏は一部の秘密保持条項及び名誉毀損禁止条項に、雇用中及び退職後12ヶ月間は、一部の競合禁止規定及び勧誘禁止規定に従う。

委員会は、当該契約は、ダメリオ氏をファイザーへと採用するため、また前雇用先の退職及び同氏の新たに担う責務に関連したリスクを軽減するために必要であったとの判断を下した。ファイザー入社後3年間に雇用が終了した場合、当該契約の潜在的価値の総額を留意し、委員会は、退職金の額を当該期間の給与及び目標年次インセンティブまたは稼得した年次インセンティブに制限した。また委員会は、稼得しなかった株式報奨の繰上権利確定は行わず、同氏の支配権の変動による退職条項が契約期間に生じた場合の支払金の減額を定めた。その結果、委員会は、当該契約に基づく潜在的支払金は、同氏の雇用に関連して法外ではなかったと判断した。

雇用及び退職給付金

繰延報酬

当社は、業務執行役員が、業績株式報奨に基づき稼得した年次インセンティブ及び株式の受領の繰延を容認している。年次インセンティブ報奨は、ファイザー株式ユニット・ファンドまたは適用される米国長期金利（2008年度は4.95～5.40%の間で変動した）の120%の利息が付される現金ファンドに繰り延べることができる。ファイザー株式ユニット・ファンドは、再投資された配当同等物ユニットで支払われる。業績株式報奨は、ファイザー株式ユニット・ファンドにのみ繰り延べることができる。

保険制度

当社は、医療保険等の健康及び家族保護給付、歯科治療保険、生命保険並びに長期障害保険について、現従業員に対し柔軟性のある給付制度を多数提供している。これらの給付は、各指名業務執行役員を含む米国の全従業員が利用でき、一般業界の比較グループの企業により提供されるものに匹敵する。これらのプログラムは、一定の基本的生涯給付及び指名業務執行役員を含むファイザー従業員に対する保護を提供し、同時に従業員に選ばれる企業として、ファイザーの魅力を向上させる目的で策定されたものである。指名業務執行役員の給付費用は、15,000ドルから21,000ドルである。

退職及び貯蓄制度

当社は、業務執行役員を含む米国及びプエルトリコの適格従業員全員の給付について、適格確定給付年金制度を維持している。内国歳入法第401号(a)(17)による制限（2008年度は230,000ドル）を超える利益を得ている従業員については、ファイザーは、関連給付返還補足制度を維持している。適格確定給付年金制度及び関連給付返還補足制度のその他の参加者には適用されず、指名業務執行役員に適用される規定特長も適格確定給付年金制度及び関連給付返還補足制度にはない。

退職者医療給付

現従業員給付に加えて、当社は、適格従業員が対象となる「レガシー・カンパニー」の各制度に従い、退職者に対して退職後の医療、歯科治療及び生命保険を提供している。「レガシー・カンパニー」とは、ファイザーによるワーナーランバート及びファルマシアとの合併前の従業員の元雇用者である。指名業務執行役員は、全て合併前の米国従業員に適用されるファイザー制度の対象となっており、65歳未満は年間医療保険費として最高12,000ドルを、65歳以上は3,000ドル、退職後10年間は2,500ドルまで比例した率で減額される生命保険として最高250,000ドルが提供される。

特典

当社は、当社の指名業務執行役員に対し、社用機の個人的な使用、キンドラー氏については社用車及び運転手の利用、並びに財務相談サービス等の限られた特典及びその他の個人給付金を提供している。限られた例においては、業務執行役員に対し、異動に関連した会社所有の交通手段の利用を許可している。これらの特典は、当社業務執行役員の時間を生産的に活用し、その代わりにファイザー関連の活動により集中できるように、当該役員に対し柔軟性を提供し移動の効率を向上させるものである。

社用機

CEOの承認をもって、当社の社用機は、以下の状況において使用することができる。

- ・ ファイザーのエグゼクティブ・リーダーシップ・チーム(以下「ELT」という。)のメンバーは、業務目的で社用機を使用する資格を有する。
- ・ ファイザーの業務目的で社用機を利用するELTメンバーは、その配偶者またはパートナーを同行させることができる。
- ・ 当社方針に基づき、ELTの各メンバーにつき各種航空機（ヘリコプター及び固定翼機）の約20時間の個人使用が通常許可されている。20時間の個人使用とは、乗客のいない飛行時間は含まない。
- ・ 非従業員取締役は、一定の条件に従い、取締役の会合に出席するために、またファイザーの業務目的で社用機を使用することができる。非従業員取締役は、ファイザーの業務で出張する場合、家族を同行させることができる。
- ・ 要約報酬表の「その他の全報酬」の欄に記載される金額は、飛行時間について、以下の項目を考慮する方法で、社用機の個人使用の増分費用に基づき金額が決定される。
 - ・ 着陸 / 待機 / 飛行計画に関するサービス費用
 - ・ 乗務員の出張費
 - ・ 備品及びケータリング
 - ・ 飛行1時間当たりの燃料費
 - ・ 飛行1時間当たりの未収費用
 - ・ 飛行1時間当たりの保守、部品及び外部労務費（点検及び修理）
 - ・ 関税、外国での着陸料及び同様の料金
 - ・ 利用者の地上輸送費

税務報告 - 社用機の個人使用

独立した第三者の安全確保の調査報告に記載される推薦により、取締役会は、キンドラー氏が私的な旅行に当社の社用機を使用しなければならないとの判断を下した。所得税上の目的上、同氏の収入に含まれる金額は、IRS規則に基づいている。この金額は、税金に対しグロスアップされず、また「2008年度指名業務執行役員に提供された特典の増分費用」で示される増分費用より低い額である。

社用車及び運転手

下記に記載される社用車の個人使用に対する金額は、当社が負担する増分費用に基づき、年間リース料、運転手及び燃料の費用の一部として計算される。2008年度の社用車使用方針の概要は、以下のとおりである。

- ・ ELTメンバー全員が自動車及び運転手を利用できた。個人使用に限り、当社に対する返金が求められる。
- ・ 安全確保の理由から、キンドラー氏は、個人使用及び通勤用に社用車及び運転手を利用することが可能である。
- ・ 配偶者／パートナーの旅行は個人使用とみなされ、かかる旅行の増分費用は会社に返済しなければならない。

CEOの個人使用及び通勤使用については、費用は払戻しされず、当社に対する増分費用は以下のとおりである。税務目的で、自動車及び燃料の費用は、収入として帰属され税金に対しグロスアップされなかった。独立した第三者の安全保障調査の推薦により、税務上の目的において運転手費用は収入としての報告義務はない。

その他の特典

当社は、業務執行役員に対し、税金の確定申告書類作成及び遺産相続計画の見積りを含む、財務相談サービスに対して10,000ドルを上限とする課税対象手当を支給する。当社は、かかる給付をサービスの実費に基づき評価する。

当社は、いかなる業務執行役員に対しても、ゴルフクラブの会員権の提供または払戻しを行わない。ELTメンバーには、自宅のセキュリティ・システムが提供される。当該システムの費用は、受領者の収入として割り振られている。

以下の表は、2008年度の指名業務執行役員に対する特典の増分価値の概要である。

	社用機の 使用(ドル)	財務相談 (ドル)	社用社の 使用(ドル)	ホーム・セキュ リティ(ドル)	その他(1) (ドル)	合計 (ドル)
J・キンドラー	175,210	10,000	39,537	1,217	1,922	227,886
F・ダメリオ	70,505	6,825	-	-	-	77,330
I・リード	129,850	10,000	-	-	5,470	145,320
M・マッケイ	40,834	5,000	-	9,389	368	55,591
C・グッドマン		グッドマン博士については特典はなかった。				

(1) 当該金額は、業務上指名業務執行役員に同行する配偶者の増分費用である。

その他の報酬方針

税務及び会計方針

内国歳入法第162条(m)は、ファイザーが、CEO及び最高財務責任者を除く3名の高額所得の指名業務執行役員に対し、1暦年において控除できる報酬金額を1百万ドルに制限している。当社は、内国歳入法第162条(m)が定義する「業績に基づく」報酬についてこの制限から除外し、所得税上の目的で全額控除できるよう年間現金インセンティブ報奨、株式評価益受益権、業績株式報奨及び業績連動株式報奨を構築した。しかしながら、制限株式ユニット（STIシフト報奨の一部として付与されるものは除く）は、「業績に基づく」報酬としてみなされない。

業務執行役員の報酬が、様々な全社目標を促進する方法で提供できるほどの柔軟性を維持するため、当社は、全ての報酬を控除するよう要求する方針を有していない。キンドラー氏及びリード氏の給与が1百万ドルを超過したため、給与の一部並びにこれらの特典及びその他の給付金は控除対象ではなかった。

金融派生商品の取引

指名業務執行役員を含む全ての従業員は、ファイザー普通株式を購入もしくは売却すること、またはファイザー普通株式を空売りすることを禁じられている。また、業務執行役員及び取締役による当社株式に直接関連するブット、コール、ストラドル、株式スワップまたはその他の派生有価証券の取引も禁じられている。これらと同様の規定が、当社の非従業員取締役にも適用されている。

株式所有

当社は、指名業務執行役員を含む業務執行役員に対して、株式所有要件を設けている。キンドラー氏は、年間給与の少なくとも5倍に相当する価値の当社普通株式を所有することを要求される。その他の指名業務執行役員は、その年間給与の少なくとも4倍に相当する価値の当社普通株式を所有することが要求される。当社はまた、目標指針値を確立し、5年の期間にわたり、これらの目標を達成するまでの進捗を監視するために使用する。これらの目標指針値に基づき、キンドラー氏の株式所有要件は、現在その給与の4倍となっている。2009年3月1日現在、キンドラー氏は、その目標指針値を完全に達成している（給与の4倍）。

報酬の回収

委員会は、法律が許す範囲で、支払いが後に修正表示の対象となった特定の財務業績の達成を前提とした場合、業務執行役員及びその他の執行役員に対し支払われた現金または株式に基づくインセンティブ報酬に対し、遡及修正を行うことができる。該当する場合、当社は、個々の業務執行役員により不適切に受領されたと判断される金額の回収に努めるものとする。さらに、当社が付与する株式インセンティブ全てが報酬回収規定を含んでいる。

報酬コンサルタントの役割

2003年以降、委員会は、以下の責務を果たすために下記の方針に従い、独立外部報酬コンサルタントとして、フレデリック・W・クック・アンド・カンパニーの最高経営責任者であるジョージ・ポーリンを雇用している。

- ・ 要望により経営陣の提案について委員会委員長に助言を行う。
- ・ 委員会委員長の要請により特別プロジェクトを行う。
- ・ 委員会会合で討議される議題を設定する際に委員会委員長に助言を行う。
- ・ 各会合に先立ち、議題及び資料を見直す。
- ・ 委員会会合に出席する。

- ・ 当社の総合的な報酬理念、競合会社グループ及び妥当性について優位性のある位置付けについて検討する。
- ・ 競争力に関する比較を行うために選定された競合会社及び調査データを評価する。
- ・ 委員会で審議される業務執行役員に対する支払慣行及び金額について監視を行い、調査データを評価する。
- ・ 必要な事実確認を除き、経営陣による事前の調査なくCEOの報酬について市場データを提供し提言を行う。
- ・ 委任勧誘状の報酬に関する討議及び分析並びに関連する表を見直す。
- ・ 委員会の承認を得るために提出される前に重要な業務執行役員の雇用契約または退職契約を見直す。
- ・ 定期的な委員会綱領の見直し及び変更の提言を行う。
- ・ 当社のプログラムに対する懸念事項及びリスク事項のみならず、取締役会による業務執行役員報酬の管理についての最善の慣行に向けた見解について積極的に助言を行う。

2008年度、上記のとおり、報酬委員会に対して現在ポーリン氏が行っているサービスの一環として、同氏は、委員会の定期会合の全てを含む8回の会合のうち7回に出席した。同氏が出席しなかった電話会議については、委員会に対し、会合前に助言及び提言を行った。2008年度中、同氏は以下のプロジェクトを行った。

- ・ 新しく採用した業務執行役員の報酬の計画及び金額について、委員会に助言を行った。
- ・ 新規の業務執行役員の報酬プログラムの計画、見直し及び討議に積極的に参加した。
- ・ 業務執行役員の業績を株主利益に合わせ最良に調整するために、妥当な長期インセンティブについて委員会に対し助言を行った。
- ・ 業務執行役員事項に関連するSEC及び政府高官への情報開示及び対応を見直した。
- ・ 適切な業務執行役員の業績目標及び指標についての助言を行った。
- ・ 株主グループからの業務執行役員の支払いに関する議決案についての助言を行った。
- ・ 市場動向及び展開について委員会に対し助言を行った。
- ・ 退職給付について委員会に対し助言を行った。

2008年度における委員会へのサービスに対する、フレデリック・W・クック・アンド・カンパニーに支払った報酬総額は145,211ドルであった。フレデリック・W・クック・アンド・カンパニーは、業務執行役員報酬の調査を実施するための5,000ドル未満の手数料を除き、当社からその他の手数料または報酬を受領していない。

報酬表

2008年度要約報酬表

氏名及び主な役職(a)	年度 (b)	給与(ドル) (c)	ボーナス(1) (ドル) (d)	株式報酬(3) (ドル) (e)
J・キンドラー	2008	1,575,000	-	4,715,947
会長兼最高経営責任者	2007	1,462,500	3,100,000	1,162,835
	2006	1,103,883	3,300,000	2,736,265
F・ダメリオ	2008	1,051,500	-	4,328,129
最高財務責任者	2007	320,625	4,040,000(2)	907,717
I・リード	2008	1,051,500	-	1,732,560
ワールドワイド医療用医薬品事業社長	2007	944,083	990,000	190,134
	2006	813,450	667,200	1,651,580
M・マッケイ	2008	937,500	325,000	1,700,302
グローバル・リサーチ・アンド・ディベロップメント社長	2007	702,159	645,000	166,291
C・グッドマン	2008	736,250	1,700,000	778,905
生物治療バイオイノベーション・センター社長				

- (1) 本欄に示されている金額は、2007年度及び2006年度（該当する場合）において指名業務執行役員に付与された年次現金ボーナス報酬である。2008年度、マッケイ氏は、研究開発部門の前責任者の退職が発表された後、認識目的上325,000ドルの現金報酬を受領した。グッドマン博士の雇用契約に基づき、同氏は、2007年度及び2008年度に2回に分割して支払われる予定の前雇用者からの報酬3.4百万ドルの代わりに、雇用契約現金インセンティブを受領した。同氏の雇用は、その採用日（2007年10月4日）から2年目の応当日より前に自己都合により終了した場合、当社に対し1.7百万ドル（適用される源泉徴収税控除後）を返済しなければならない。1.7百万ドルの第2回目の支払いは、本欄に記載されている。2008年度の年次インセンティブ・プログラムの変更を考慮し、当該プログラムに基づく支払いは、下表の「非株式インセンティブ・プランによる報酬」の欄に記載されている。
- (2) 2007年9月の雇用の際、フランク・ダメリオ氏は、前雇用者からの部分的年次ボーナス及び慰留支払金の代わりとして現金2.7百万ドル並びに2007年12月31日に権利確定され2008年3月1日に支払われた雇用契約現金インセンティブ1百万ドルを受領した。これらの支払額は本欄に含まれており、同氏の雇用条件の提示の一環であった。また本欄には、同氏の2007年度業績に関連するボーナス支払額340,000ドルが含まれている。
- (3) 本欄は、未行使の制限株式ユニット、業績株式及びSTIシフト報酬の全てについて、FAS第123R号に基づき、2008年度の財務諸表に費用計上した金額である。報酬に関する追加情報は、「制度に基づく報酬付与」の脚注及び「2008年度未行使株式報酬」の表に記載されている。これらの報酬の公正価値は、2008年度の財務諸表に対する注記15「株式に基づく支払い」に記載されている仮定に基づき決定されている。
- (4) 本欄は、未行使のストックオプション報酬及び株式評価益受益権の全てについて、FAS第123R号に基づき、2008年度の財務諸表に費用計上された金額であり、過年度及び2008年度に付与された報酬に関し、財務書類上に認識された報酬費用が含まれている。リード氏は、退職資格を有し（退職とは10年間の役務を有する55歳以上として定義される）、よって同氏のストックオプションに関連する費用は、付与日から1年目の応当日に繰上げられている。これらの報酬の公正価値は、財務諸表に対する注記15「株式に基づく支払」に記載される仮定に基づき決定されている。

氏名及び主な役職(a)	年度 (b)	オプション 報奨(4) (ドル)(f)	非株式インセ ンティブ・プ ラン報酬 (ドル)(g)	年金価値及び 非適格繰延報酬 の変動(5) (ドル)(h)	その他の 全報酬(6) (ドル)(i)	合計 (ドル)(j)
J・キンドラー	2008	3,281,916	3,000,000	759,298	438,261	13,770,422
会長兼最高経営責任者	2007	2,868,866	-	477,783	441,456	9,513,440
	2006	1,971,676	-	422,091	265,318	9,799,234
F・ダメリオ	2008	952,333	1,250,000	423,085	127,303	8,132,350
最高財務責任者	2007	205,922	-	927,990	32,278	6,434,532
I・リード	2008	1,600,603	1,250,000	963,274	237,188	6,835,125
ワールドワイド医療用医薬 品事業社長	2007	1,634,681	-	133,784	160,626	4,053,307
	2006	1,104,982	-	455,792	86,159	4,779,162
M・マッケイ	2008	874,707	1,030,000	418,645	97,441	5,383,595
グローバル・リサーチ・ア ンド・ディベロップメント 社長	2007	677,759	-	113,687	115,217	2,420,113
C・グッドマン	2008	275,302	560,000	157,972	38,044	4,246,473
生物治療バイオイノベー ション・センター社長						

(5) 本欄の金額は、グローバル・パフォーマンス・プランに基づき、指名業務執行役員に付与された2008年度の年次現金インセンティブ報奨である。詳細については、上記「2008年度年次現金インセンティブ報奨」の表を参照のこと。

(6) 当社は、非適格繰延報酬に対する「市場を上回る」金利を支払うことはないため、本欄は未払年金のみが反映されている。2008年度の未払年金は、「年金給付金表」の脚注に示されているとおり、各年度の年金制度仮定に基づき、退職制度及び退職補助制度に従い、2007年12月31日と2008年12月31日との65歳時の未払年金の現在価値、または早期退職削減が適用されない年金適格者の場合には現行給付額の差異を示している。ダメリオ氏の2007年度のコレには、勤続年数基準追加年金が含まれている。

(7) これらの金額は、ファイザー貯蓄制度及び貯蓄補助制度に基づく当社の拠出金、及び指名業務執行役員が受領する特典の当社負担の増分費用の合計額である。貯蓄制度に基づく拠出金には、ファイザー貯蓄制度（税制適格退職貯蓄制度）及び関連する貯蓄補助制度に基づくマッチング拠出金が含まれている。これらの制度についての詳細は「非適格繰延報酬表」の脚注を参照のこと。

(8) マッケイ氏は、2006年度においては指名業務執行役員ではなかったため、2006年度の情報は提供されていない。グッドマン博士は、当社の生物治療バイオイノベーション・センターの社長として、2007年10月4日にファイザーへ入社したため、2007年度においては指名業務執行役員ではなく、よって2008年度の情報のみが提供されている。

以下の制度に基づく報奨付与についての表は、2008年12月31日に終了した年度に指名業務執行役員に付与された制限株式ユニット、業績株式報奨、株式評価益受益権及びSTIシフト報奨に関する追加情報を提供するものである。当社は年次インセンティブ・プランは、非株式インセンティブ報奨制度のみであるが、当該制度に基づく将来における年次インセンティブを見積もることは不可能である。よって該当項目は省略している。下表の付与がなされた報酬制度については、「2008年度長期株式インセンティブ報奨」と題する項に詳述されている。

2008年度の制度に基づく報奨付与

氏名(a)	付与日 (b)	株式インセンティブ報奨に 基づく1ドル当たりの 将来見積支払株式数			その他全ての 株式報奨：株 式数またはユ ニット数(1) (i)	その他全ての 株式評価益受 益権報奨：オ プションの基 礎となる有価 証券数(1) (j)	株式評価益 受益権報奨 の行使また は基準価格 (1株当たり ドル)(k)	株式、株式評価益 受益権及び短期 インセンティブ ・シフト報奨の 付与日現在の公 正価値(3) (ドル)(l)
		閾値 (f)	目標(1) (g)	上限 (h)				
J・キンドラー	2/28/2008				98,771	399,645	22.55	2,222,026
		24,693	98,771	197,542(2)				2,227,286
		0	2,250,000	4,500,000(4)				3,075,729
								2,250,000
F・ダメリオ	2/28/2008				41,703	168,739	22.55	938,189
		10,426	41,703	83,406(2)				940,403
		0	950,000	1,900,000(4)				1,298,631
								950,000
I・リード	2/28/2008				41,703	168,739	22.55	938,189
		10,426	41,703	83,406(2)				940,403
		0	950,000	1,900,000(4)				1,298,631
								950,000
M・マッケイ	2/28/2008				39,508	159,858	22.55	880,810
		9,877	39,508	79,016(2)				890,905
		0		1,800,000(4)				1,230,279
								900,000
C・グッドマン	2/28/2008				24,144	97,691	22.55	543,162
		6,036	24,144	48,288(2)				544,447
		0	550,000	1,100,000(4)				751,844
								550,000

- (1) 業績株式報奨及び制限株式ユニットの価値は、2008年2月25日の株価終値22.78ドルを用いてユニットへ転換された。株式評価益受益権の価値は、2008年2月25日のモンテカルロ・シミュレーション法による見積価格5.63ドルを用いて転換された。
- (2) 本欄に表示されている金額は、2008年1月1日から2010年12月31までの業績測定期間における業績株式報奨プログラムに基づく支払額の閾値、目標及び上限を示している。
- (3) 本欄に表示されている金額は、2008年2月28日現在におけるFAS第123R号に基づく価格（制限株式ユニット22.55ドル、業績株式報奨31.14ドル及び株式評価益受益権5.56）の報奨価格である。STIシフト報奨の価格は、2008年度2月28日に付与された目標価格である。
- (4) 長期インセンティブ報奨価格の25%は、STIシフト報奨に配賦された。実際の報奨支払額は、目標価格の0%から200%の範囲である。2008年度の業績に基づいて2009年度に決定される。当該支払いは、50%を制限株式ユニット、50%を現金で行われる。

[次へ](#)

以下の表は、指名業務執行役員に付与された2008年12月31日現在発行済の株式報酬の概要である。

2008年度期末現在の発行済株式報酬

オプション/SAR報酬(2)									
氏名 (a)	付与日/ 業績期間(1)	行使可能 な未行使 オプションの基礎 となる有 価証券数 (b)	行使不可能 な未行使オ プションの 基礎となる 有価証券数 (c)	権利確定済 未行使の SARの基礎 となる有価 証券数 (b)	権利未確 定の未行 使SARの基 礎となる 有価証券 数 (c)	受領されて いない未行 使オプション の基礎と なる株式イ ンセンティ ブ・プラン の有価証券 数 (d)	オプション /SARの行 使価格 (e)	オプション /SARの 満期日 (f)	
J・キンドラー	1/2/2002	150,000					\$ 39.65	1/1/12	
	2/27/2003	200,000					29.33	2/26/13	
	2/26/2004	150,000	75,000				37.15	2/25/14	
	2/24/2005	87,002	173,998				26.20	2/23/15	
	2/23/2006		400,000				26.20	2/22/16	
	7/31/2006		500,000				26.29	7/30/16	
	2/22/2007		760,000				25.87	2/21/17	
	2/28/2008				399,645		22.55	2/28/13	
	2/28/2008								
	1/1/2004 – 12/31/2008								
	1/1/2005 – 12/31/2009								
	1/1/2006 – 12/31/2008								
	1/1/2007 – 12/31/2009								
	1/1/2008 – 12/31/2010								
F・ダメリオ	9/28/2007	97,333	194,667				24.43	9/27/17	
	2/28/2008				168,739		22.55	2/28/13	
	1/1/2008 – 12/31/2010								
I・リード	4/22/1999	81,450					42.07	4/21/09	
	2/24/2000	60,000					32.94	2/23/10	
	2/22/2001	170,000					45.34	2/21/11	
	2/28/2002	100,000					41.30	2/27/12	
	2/27/2003	120,000					29.33	2/26/13	
	2/26/2004	93,334	46,666				37.15	2/25/14	
	2/24/2005	48,334	96,666				26.20	2/23/15	
	2/23/2006		193,000				26.20	2/22/16	
	2/22/2007		250,000				25.87	2/21/17	
	9/28/2007		25,000				24.43	9/27/17	
	2/28/2008				168,739		22.55	2/28/13	

オプション/SAR報奨(2)

氏名 (a)	付与日/ 業績期間(1)	行使可能 な未行使 オプションの基礎 となる有 価証券数 (b)	行使不可能 な未行使オ プションの 基礎となる 有価証券数 (c)	権利確定済 未行使の SARの基礎 となる有価 証券数 (b)	権利未確 定の未行 使SARの基 礎となる 有価証券 数 (c)	受領されて いない未行 使オプション の基礎と なる株式イ ンセンティ ブ・プラン の有価証券 数 (d)	オプション/SARの行 使価格 (e)	オプション/SARの 満期日 (f)
	1/1/2004 – 12/31/2008							
	1/1/2005 – 12/31/2009							
	1/1/2006 – 12/31/2008							
	1/1/2007 – 12/31/2009							
	1/1/2008 – 12/31/2010							
M・マッケイ	4/22/1999	84,450					42.07	4/21/09
	2/24/2000	39,600					32.94	2/23/10
	2/22/2001	135,000					45.34	2/21/11
	2/28/2002	65,000					41.30	2/27/12
	2/27/2003	75,000					29.33	2/26/13
	2/26/2004	66,667	33,333				37.15	2/25/14
	2/24/2005	33,334	66,666				26.20	2/23/15
	2/23/2006		120,000				26.20	2/22/16
	2/22/2007		120,000				25.87	2/21/17
	5/31/2007							
	10/31/2007		62,500				24.61	10/30/17
	2/28/2008				159,858		22.55	2/28/13
	1/1/2004 – 12/31/2008							
	1/1/2005 – 12/31/2009							
	1/1/2006 – 12/31/2008							
	1/1/2007 – 12/31/2009							
	1/1/2008 – 12/31/2010							
C・グッドマン	10/31/2007		80,000				24.61	10/30/17
	2/28/2008				97,691		22.55	2/28/13
	1/1/2008 – 12/31/2010							

氏名 (a)	付与日/ 業績期間(1)	株式報奨(3)			
		権利未確定株式 数または 株式ユニット数 (g)	権利未確定株式 または 株式ユニット の市場価額 (h)	株式インセンティブ・ プラン報奨：権利未確 定・未稼得株式、ユ ニットまたはその他の 権利数 (i)	株式インセンティブ・プ ラン報奨：権利未確定・ 未稼得株式ユニットまた はその他の権利の市場価 額または支払額 (j)
J・キンドラー	1/2/2002				
	2/27/2003				
	2/26/2004				
	2/24/2005				
	2/23/2006	31,838	\$ 563,851		
	7/31/2006				
	2/22/2007	76,680	1,358,003		
	2/28/2008	103,922	1,840,459		
	2/28/2008	12,310	218,010		
	1/1/2004－				
	12/31/2008			75,480	\$ 1,336,751
	1/1/2005－				
	12/31/2009			58,330	1,033,024
	1/1/2006－				
	12/31/2008			27,690	490,390
	1/1/2007－				
	12/31/2009			155,200	2,748,592
	1/1/2008－				
	12/31/2010			98,771	1,749,234
F・ダメリオ	9/28/2007	168,319	2,980,929		
	2/28/2008	43,878	777,079		
	1/1/2008－				
	12/31/2010			41,703	738,560
I・リード	4/22/1999				
	2/24/2000				
	2/22/2001				
	2/28/2002				
	2/27/2003				
	2/26/2004				
	2/24/2005				
	2/23/2006	16,223	287,309		
	2/22/2007	19,602	347,151		
	9/28/2007	4,666	82,635		
	2/28/2008	43,878	777,079		
	1/1/2004－				
	12/31/2008			42,600	754,446
	1/1/2005－				
	12/31/2009			27,480	486,671
	1/1/2006－				
	12/31/2008			14,110	249,888
	1/1/2007－				
	12/31/2009			22,048	390,470

氏名 (a)	付与日/ 業績期間(1)	株式報奨(3)			
		権利未確定株式 数または 株式ユニット数 (g)	権利未確定株式 または 株式ユニット の市場価額 (h)	株式インセンティブ・ プラン報奨：権利未確 定・未稼得株式、ユ ニットまたはその他の 権利数 (i)	株式インセンティブ・プ ラン報奨：権利未確定・ 未稼得株式ユニットまた はその他の権利の市場価 額または支払額 (j)
	1/1/2008－ 12/31/2010			41,703	738,560
M・マッケイ	4/22/1999				
	2/24/2000				
	2/22/2001				
	2/28/2002				
	2/27/2003				
	2/26/2004				
	2/24/2005				
	2/23/2006	9,853	174,497		
	2/22/2007	10,027	177,578		
	5/31/2007	8,204	145,293		
	10/31/2007	6,755	119,631		
	2/28/2008	41,568	736,169		
	1/1/2004－ 12/31/2008			31,500	557,865
	1/1/2005－ 12/31/2009			20,820	368,722
	1/1/2006－ 12/31/2008			8,570	151,775
	1/1/2007－ 12/31/2009			15,320	271,317
	1/1/2008－ 12/31/2010			39,508	699,687
C・グッドマン	10/31/2007	4,323	76,560		
	2/28/2008	25,403	449,887		
	1/1/2008－ 12/31/2010			24,144	427,590

(1) 本表をより良く理解するために、ストックオプション、株式評価益受益権及び制限株式ユニットの付与日、並びに業績株式報奨に関連した業績期間を表示した欄を加えている。

(2) ストックオプションは、以下の権利確定スケジュールに従い行使可能となる。

付与日	権利確定
4/22/1999	付与日の応答日より毎年5分の1ずつ（リード氏の場合）
4/22/1999	1、2及び3年度に3分の1ずつ（マッケイ氏の場合）
4/22/1999	450のオプションが3年後に全て権利確定する
2/24/2000	付与日の応答日より毎年5分の1ずつ
2/22/2001	付与日の応答日より毎年5分の1ずつ
2/22/2001	90,000全てが3年後に権利確定する（リード氏の場合）
2/22/2001	70,000全てが3年後に権利確定する（マッケイ氏の場合）
1/2/2002	3、4、5年後にそれぞれ3分の1ずつ
2/28/2002	3、4、5年後にそれぞれ3分の1ずつ
2/27/2003	3、4、5年後にそれぞれ3分の1ずつ
2/26/2004	3、4、5年後にそれぞれ3分の1ずつ
2/24/2005	3、4、5年後にそれぞれ3分の1ずつ
2/23/2006	3年後に全て権利確定する
7/31/2006	5年後または付与日現在価格の150%を20日連続で達成した日のいずれか遅い方
2/22/2007	3年後に全て権利確定する
9/28/2007	1、2、3年後にそれぞれ3分の1ずつ（ダメリオ氏の場合）
9/28/2007	3年後に全て権利確定する
10/31/2007	3年後に全て権利確定する

株式評価益受益権は、以下の権利確定スケジュールに従い権利が確定する。

付与日	権利確定
2/28/2008	3年後に全て権利確定し、5年後に支払われる

(3) 制限株式ユニットは、以下の権利確定スケジュールに従い権利が確定する。

付与日	権利確定
2/23/2006	3年後に全て権利確定する
2/22/2007	3年後に全て権利確定する
5/31/2007	18ヵ月後に50%、36ヵ月後に50%
9/28/2007	3年後に全て権利確定する
9/28/2007	1、2、3年後にそれぞれ3分の1ずつ（ダメリオ氏の場合）
10/31/2007	3年後に全て権利確定する
2/28/2008	3年後に全て権利確定する

以下のオプションの行使及び権利確定された株式についての表は、2008年12月31日に終了した年度におけるオプション報奨の行使及び株式報奨の権利確定に係る、指名業務執行役員によって実現された価額に関する追加情報を提供する。

2008年度オプションの行使及び権利確定された株式

氏名(2)	オプション報奨		制限株式 / 制限株式ユニット		
	行使により 取得した株式数	実現価格 (ドル)	権利確定により 取得した株式数	納税目的で売却 される源泉徴収 済み株式数	実現価格 (ドル)
J・キンドラー	-	-	-	-	-
F・ダメリオ	-	-	82,591	38,281	1,541,150
I・リード	-	-	-	-	-
M・マッケイ	-	-	8,204	0(4)	134,794

氏名(2)	2004-2008年度業績株式(1)			2006-2008年度業績株式(1)		
	権利確定時に 取得した株式数	納税目的で売却 される源泉徴収 済み株式数	権利確定時の 実現価格(5) (ドル)	権利確定時に 取得した株式 数	納税目的で売却 される源泉徴収 済み株式数	権利確定時の 実現価格(5) (ドル)
J・キンドラー	-	-	(3)	-	-	-
F・ダメリオ	-	-	-	-	-	-
I・リード	35,500	11,791	450,850	17,887	5,941	227,165
M・マッケイ	26,250	4,128	333,375	10,864	1,709	137,973

- (1) 上表の業績株式は、2004年度から2008年度及び2006年度から2008年度までの業績期間に基づき決定され、2009年2月に支払われた。
- (2) グッドマン博士の採用日に基づき、同氏は2008年度に権利確定されたオプションも株式も有していなかった。
- (3) 2006年7月31日にキンドラー氏がCEOに昇進した際、報酬委員会は、当該株式は、業績測定期間終了時に制限株式ユニットで決済され、当社の3年間の株主投資収益率が同業他社グループの中央値を上回った場合にのみ支払われるという2つ目の業績測定基準を追加した。これらの制限株式ユニットは、かかる2つ目の業績測定基準が、キンドラー氏の退職またはその他の雇用終了（死亡または就労不能を除く）前に満たされない場合失権する。2008年度に終了する業績期間中の業績に基づき、目標報奨により決済された制限株式ユニットは62,900株及び35,103株であり、価格はそれぞれ798,830ドル及び445,808ドル（1株当たり市場価格12.70ドル）であった。
- (4) 当社のCEO及びCFOを除く指名業務執行役員に適用される内国歳入法第162条(m)に基づき、制限株式ユニットが権利確定される際に、これらの株式の支払いは、内国歳入法第162条(m)の適用外になった時点または雇用終了後の1月31日のどちらか早い日まで自動的に繰延べられる。
- (5) 当該株式は、2009年2月26日に12.70ドルで権利確定した。

以下の2008年度年金給付についての表は、当社の退職年金制度（適格制度）及び非積立退職補助制度（補助制度）に基づき各指名業務執行役員に支払われる累積給付金の現在価値を示している。

2008年度年金給付金

氏名(a)	プラン名	算定の対象 となる 勤続年数	65歳単生 年金支払額 (ドル)	累積給付の 現在価値 (ドル)(1)	前年度 支払額 (ドル)	2007年12月31 日現在即時支 払可能な年金 (2)	一括払の価 額(3)
J・キンドラー	適格制度	7	23,972	128,334	-	-	-
	補助制度		394,744	2,128,898	-	-	-
F・ダメリオ	適格制度	1	4,857	22,246	-	-	-
	補助制度		287,699	1,328,829	-	-	-
I・リード	適格制度	30	104,636	632,333	-	65,223	917,263
	補助制度		1,146,755	6,976,470	-	714,810	10,052,726
M・マッケイ	適格制度	13	47,145	238,778	-	-	-
	補助制度		322,298	1,645,012	-	-	-
C・グッドマン	適格制度	1	4,542	30,822	-	-	-
	補助制度		23,324	159,232	-	-	-

- (1) これら給付金の現在価値は、下記に示すとおり、当社の年間年金費用を決定する際に使用された仮定に基づいている。
- (2) 上記のように、当該金額は、2009年1月1日に給付金が一括で支払われる場合、記載されている年金価値を反映する。
- (3) ダメリオ氏は、その雇用条件に基づき、5年間のクリフ権利確定期間に従い、年金の目的で6年間の勤続年数基準追加年金を受領する。上記の金額には、補助制度による65歳単生年金支払額239,364ドル及び補助制度による累積給付の現在価値1,105,578ドルが含まれ、双方とも6年間の勤続年数に起因したものである。

年金制度の仮定⁽¹⁾

想定日	2006年12月31日	2007年12月31日	2008年12月31日
割引率	5.90%	6.50%	6.40%
一括払い金利	5.15%	5.00%のGATT30年満期国債利率による5年間の段階的導入の反映に先立ち、最初の5年に支払われる年金については4.9%、5年から20年の間に支払われる年金は6.1%、20年超に支払われる年金は6.6%	3.80%のGATT30年満期国債利率による5年間の段階的導入の反映に先立ち、最初の5年に支払われる年金については6.00%、5年から20年の間に支払われる年金は6.64%、20年超に支払われる年金は5.70%
一括払い選択割合	70%	70%	80～70%(2)
一括払い生命表	GATT 2003	RP2000表に基づき、予測死亡率（7～15年）の向上と共にIRS細則2007-67により特定された男女共通生命表	RP2000表に基づき、予測死亡率（7～15年）の向上と共にIRS細則2007-67により特定された男女共通生命表

想定日	2006年12月31日	2007年12月31日	2008年12月31日
年金生命表	2006年を予想した全職種用RP 2000(男女別)	規則1.412(1)(7)-1に定められるとおり、2007年度の年金受給者及び非年金受給者それぞれ個別の率	規則1.412(1)(7)-1に定められるとおり、2008年度の年金受給者及び非年金受給者それぞれ個別の率

- (1) さらに当該仮定を用いて、2008年度要約報酬表に記載されている年金価値の変動を決定する。
(2) 80%は適格制度に、70%は補助制度に関連している。

以下の非適格繰延報酬表は、2008年度の活動並びに指名業務執行役員の様々な非適格貯蓄及び繰延制度の残高の概要を示す。以下の制度により、業務執行役員は、税引前ベースで過去に稼得された金額を繰延べることが可能となる。その制度とは、ファイザー貯蓄補助制度（PSSP）、グローバル・パフォーマンス・プラン（GPP）及び業績連動株式報奨プログラム（PCSA）である。PSSPは、業務執行役員の拠出に基づく当社マッチング拠出を提供する401(k)の補足制度である。PSSPにおけるマッチング拠出を除き、これらの制度の残高は、以前稼得された報酬及びこれらの金額に係る利益の繰延にのみ起因している。

2008年度非適格繰延報酬表

氏名(a)	プラン(1)	業務執行役員の 前年度拠出 額(ドル)	当社の前年度 拠出額 (ドル)	前年度所得総額 (ドル)	引出し / 分配総額(2) (ドル)	前年度残高総 額(ドル)
J・キンドラー	PSSP	266,700	200,025	(467,046)	—	1,250,549
	繰延GPP	—	—	50,388	(1,055,313)	—
	繰延PCSA	—	—	(315,287)	—	1,571,440
	合計：	266,700	200,025	(731,945)	(1,055,313)	2,821,989
F・ダメリオ	PSSP	52,830	39,623	(13,486)	-	78,967
	繰延GPP	—	—	—	-	—
	繰延PCSA	—	—	—	-	—
	合計：	52,830	39,623	(13,486)	-	78,967
I・リード	PSSP	108,690	81,518	(149,307)	—	861,043
	繰延GPP	—	—	276,176	(5,784,181)	—
	繰延PCSA	—	—	(546,444)	—	2,723,563
	合計：	108,690	81,518	(419,575)	(5,784,181)	3,584,606

氏名(a)	プラン(1)	業務執行役員 の前年度拠出 額(ドル)	当社の前年度 拠出額 (ドル)	前年度所得総額 (ドル)	引出し/ 分配総額(2) (ドル)	前年度残高総 額(ドル)
M・マッケイ	PSSP	39,375	31,500	(6,206)	-	64,669
	繰延GPP	—	—	(19,845)	-	419,387
	繰延PCSA	—	—	(58,562)	-	291,881
	繰延					
	RSU(3)	134,794	—	10,498	-	145,292
	合計:	174,169	31,500	(74,115)	-	921,229
C・グッドマン	PSSP	123,083	27,694	1,277	-	152,054
	繰延GPP	—	—	—	-	—
	繰延PCSA	—	—	—	-	—
	合計:	123,083	27,694	1,277	-	152,054

- (1) PSSPの拠出金は、業務執行役員による繰延の選択、要約報酬表に記載されている給与及び既に報告済みの2008年度に支払われたボーナスに基づいていた。
- (2) 下記の繰延の選択に基づき、キンドラー氏及びリード氏は、2008年12月10日に繰延べしたボーナスの支払額を受領した。
- (3) これは、内国歳入法第162条(m)によって繰り延べた2008年11月30日に権利確定された制限株式ユニット報奨である。詳細は、上記「2008年度オプション行使及び権利確定された株式」の表の脚注4を参照のこと。

雇用終了時の見積給付金

下表は、2008年12月31日に生じたと仮定し、同日に適用されるCIC退職契約に基づき、支配権の変動による雇用終了時に支払われる見積給付金を示す。上記「退職後報酬」に記載されるとおり、指名業務執行役員は、自発的にそのCIC退職契約を終了し、給付金が退職契約に基づいているダメリオ氏を除き、現在は当社の新しいエグゼクティブ退職プランに従う。2008年12月31日現在、エグゼクティブ退職プランが適用されていると仮定した場合の見積給付金は、以下の表に示すとおりである。

支配権の変動による雇用終了時の見積給付金

(終了したCIC退職契約に基づく)

氏名	退職金(1) (ドル)	年金増加額(2) (ドル)	業績株式 目標(3) (ドル)	ストックオプション/株式評価益受益権の 早期権利確定 (4) (ドル)	制限株式/ユニット の早期権利確定(5) (ドル)
J・キンドラー	14,053,000	7,978,716	8,934,040	—	2,404,327
F・ダメリオ	5,746,302	4,316,970	738,560	—	3,758,009
I・リード	6,129,500	8,947,125	2,620,035	—	1,494,210
M・マッケイ	5,417,402	6,708,415	2,049,366	—	1,353,221
C・グッドマン	7,172,622	1,109,480	855,180	-	526,447

氏名	短期インセンティブ・ シフト報奨(6) (ドル)	その他(7) (ドル)	見積税金 グロスアップ(8) (ドル)	合計(ドル)
J・キンドラー	2,250,000	130,645	15,499,923	51,250,651
F・ダメリオ	950,000	142,358	4,699,484	20,351,683
I・リード	950,000	-	8,297,913	28,438,783
M・マッケイ	900,000	134,926	6,918,049	23,481,379
C・グッドマン	550,000	108,042	4,018,151	14,339,922

- (1) 当該金額は、業務執行役員の(a)雇用終了時に有効な基本給与、及び(b)最終年の年間インセンティブ支払額または雇用の終了が生じた年度の目標年間インセンティブ支払額のいずれか高い額の合計の2.99倍(支配権の変動による退職契約がその他の指名業務執行役員と異なるグッドマン博士については、上記の公式に基づき算出された金額または年換算された2007年度の報酬の2.99倍のいずれか高い額)である。
- (2) 当該金額は、追加された3年間の勤続年数基準年金(現在の報酬を用いた)及び年金制度に基づく早期退職の減額の消去の現在価値である。さらに年金給付を開始する年齢が55歳であるか否かを判断するために3年が追加される。
- (3) 当該金額は、2008年12月31日の当社の株価終値17.71ドルに基づき、目標支払水準における未行使の全業績株式報奨の支払額である。キンドラー氏に含まれる金額は、当社の業績に基づき以前権利確定されたPCSA報奨の価格であるが、これは追加業績基準に従うものである。当該株式は、当社の3年間の株主投資収益率が同業他社グループの中央値を上回った場合に権利確定される。グッドマン博士の金額は、潜在的支払額の最大値で算出されている。
- (4) 2008年12月31日現在の未行使ストックオプションの本源価値は、行使価格が現在の株価より高いため0ドルであった。
- (5) 当該報奨は権利確定され、2008年12月31日の価格は1株当たり17.71ドルである。
- (6) 当該金額は、2008年2月28日に付与されたSTIシフト報奨の目標支払額である。
- (7) キンドラー氏、ダメリオ氏、マッケイ博士及びグッドマン博士の退職後の医療保険及び生命保険の適用の要件を満たしていないため、当該金額はそれらの現在価値である。
- (8) 見積税金グロスアップは、内国歳入法第280条Gに基づき、支配権の変動による報酬の性質上、特定の退職支払額に係る20%の連邦消費税に基づいている。

エグゼクティブ退職プランに基づく雇用終了時の見積給付金⁽¹⁾

氏名	退職金(2) (ドル)	年金増加額(3) (ドル)	業績株式 目標(4) (ドル)	ストックオプション/株式評価 益受益権の 早期権利確定 (5) (ドル)	制限株式/ユニット の早期権利確定(6) (ドル)
J・キンドラー	3,990,250	—	8,934,040	—	2,404,327
F・ダメリオ	4,620,000	—	738,560	—	3,758,009
I・リード	3,806,722	—	2,620,035	—	1,494,210
M・マッケイ	1,811,840	—	2,049,366	—	1,353,221
C・グッドマン	1,231,610	-	427,590	-	526,447

氏名	短期インセンティブ・ シフト報奨(7) (ドル)	その他(8) (ドル)	見積税金 グロスアップ(9) (ドル)	合計(ドル)
J・キンドラー	2,250,000	19,332	—	17,597,949
F・ダメリオ	950,000	38,807	—	10,105,376
I・リード	950,000	14,713	—	8,885,680
M・マッケイ	900,000	20,019	—	6,134,446
C・グッドマン	550,000	16,036	-	2,751,683

- (1) 当該金額は、指名業務執行役員全員について、2009年2月16日に適用されるエグゼクティブ退職プランに基づき支払われる金額である。ただしダメリオ氏は、2009年9月10日に満了となる個別の退職契約の当事者であるため除外される。ダメリオ氏の金額は、個別の退職契約の条件が反映されている。
- (2) 当該金額は、1年の基本給与と目標ボーナス（支払額）の合計または13週プラス1年間の役務につき3週間を加えた（最大104週）公式に基づき決定され支払いがなされる週の合計額のいずれか高い額に等しい退職金である。ダメリオ氏の金額は、同氏の給与及びボーナスの合計額の2倍である。
- (3) エグゼクティブ退職プランでは、雇用終了時の年金増加額に関する規定はない。
- (4) 当該金額は、2008年12月31日における当社株価の終値に基づく目標レベルの支払額での全未行使業績株式の価値を示す。キンドラー氏の金額には、当社の業績に基づき以前権利確定された同氏の業績連動型株式報奨価格が含まれているが、これは追加業績基準に従うものである。当該株式は、当社の3年間の株主投資収益率が同業他社グループの中央値を上回った場合に権利確定される。
- (5) 2008年12月31日現在の未行使ストックオプション及び株式評価益受益権の本源的価値は、行使価格が現在の株価より高いため0ドルであった
- (6) 当該金額は、当社の株価終値17.71ドルに基づく未行使制限ユニット価格である。
- (7) 当該金額は、2008年2月28日に付与されたSTIシフト報奨の目標価格である。
- (8) 当該金額は、医療保険及び生命保険の現在の適用期間12ヶ月（ダメリオ氏については24ヶ月）分の当社が負担する費用を示す。
- (9) エグゼクティブ退職プランでは、内国歳入法第280条Gに基づく連邦消費税が課された場合の税金グロスアップに関する規定はない。

下表は、2008年12月31日現在の当社株式報酬制度についての一部の情報である。

制 度	未行使のオプション、ワラント及び権利の行使に伴い発行される有価証券数(a)	未行使のオプション、ワラント及び権利の加重平均行使価格（ドル）(b)	株式報酬制度に従い将来発行が可能な有価証券数((a)欄の有価証券を除く)(c)
有価証券保有者により承認された株式報酬制度	472,926,790 (1)	\$ 33.08	157,172,701 (2)
有価証券保有者により承認されていない株式報酬制度	0	-	0
合計	472,926,790	\$ 33.08	157,172,701

(1) 当該金額には以下が含まれている。

- ・ 未行使ストックオプションの行使に伴い、33.15ドルの加重平均行使価格で発行可能な株式433,280,192株
- ・ ファイザー・インク2004年株式制度及びファイザー・インク2001年業績連動型株式報奨制度に従って付与され、未行使株式報奨に基づき発行可能であるが、2008年12月31日現在で稼得されていない株式、それぞれ4,974,160株及び2,917,575株、かかる未行使報奨に従い発行予定の株式がある場合の株式数は、株主投資収益率及び希薄化後1株当たりの成長率という点で適用される業績期間にわたり、同業他社の業績と当社の業績を比較することで測定する限定方式により決定される。これら報奨には行使価格が設定されていないため、(b)欄の加重平均行使価格の算定には含まれていない。
- ・ 2004年株式制度に従い発行可能な制限株式ユニット28,963,572個。これら報奨には行使価格が設定されていないため、(b)欄の加重平均行使価格の算定には含まれていない。

- ・ 2004年株式制度に基づき22.49ドルの加重平均行使価格で付与された株式評価益受益権に従った権利未確定株式2,756,458株及び権利確定済み株式34,833株。かかる未行使報奨に従い発行予定の株式がある場合の株式数は、確定済み決済価格と付与価格の差額に5年間累積された配当金を加えた金額により決定される。決済価格は、付与日より5年目の応当日に終了する20日間の平均終値である。

- (2) 当該金額は、ファイザー・インク2004年株式制度に従い将来付与が可能なストックオプション及び報奨に基づき発行するために利用できる株式数(157,172,701)を示している。当規定に従い、当該プランに基づき付与されるオプションは、1対1を基礎として有効な株式数が削減され、付与された全株式報奨は、3対1を基礎として有効な株式数が削減される。

2003年4月16日、当社は、ファルマシア・コーポレーションを買収し、様々な株式に基づく制度を引き受けた。今後これらの制度に従い付与が行われることはない。2008年12月31日現在、ファルマシア2001年長期インセンティブ・プランに従い、2,304,315株の未行使再充填オプションを含む28,588,594株が、未行使ストックオプションの行使に伴い加重平均行使価格30.15ドルで発行可能となった。再充填債務は、本プランに従い有効な2,304,315株により充足される。さらに、当社が引き受けたその他のファルマシアの制度に従い、2008年12月31日現在、16,580,314株が未行使ストックオプションの行使時に発行可能であり、その1株当たりの加重平均行使価格は31.64ドルであった。これらの様々なオプションに関する情報は上表には含まれていない。

2000年6月19日、当社は、ワーナーランバート・カンパニーを買収し、今後は付与が行われないワーナーランバートの様々なプランに基づき未行使となっているストックオプションを引き受けた。2008年12月31日現在、10,604,995株が当該制度に基づき発行可能であり、その1株当たりの加重平均行使価格が28.79ドルであった。さらに、ワーナーランバート1996年株式プランに従い、当社によるワーナーランバートの買収前に一部の元ワーナーランバートの取締役が繰り延べていたワーナーランバート取締役報酬の決済として361,080株が発行可能であった。これらのオプションに関する情報は上表には含まれていない。

[前へ](#)

5【コーポレート・ガバナンス】

(1) コーポレート・ガバナンス

当社のコーポレート・ガバナンス理念

取締役会の役割及び構成

1. **総論** 株主により選任された取締役会は、株主に託される決定事項を除き、当社の最高決定機関である。取締役会は、最高経営責任者及び当社の事業を経営する上級経営陣のその他のメンバーを選出する。上級経営陣を選出した取締役会は、その助言者及び相談者としての役割を担い、最終的にその業績を監視する。上級経営陣の業績を監視する取締役会の機能は、当社事業の実質的な知識を有する能力の高い社外取締役の存在により促進される。
2. **後継者の検討** 取締役会はまた、最高経営責任者、さらにその他の上級幹部職の後継者問題を検討する。取締役会を補佐して、最高経営責任者は、年に一度、取締役会に上級経営陣の勤務評価と後継者としての評価を提出する。また最高経営責任者は、特定の上級幹部職の潜在的後継者と見られる人物の評価を取締役に提出する。
3. **取締役会の統率力** 社外取締役は、取締役会長を毎年選出するが、取締役会長が当社の最高経営責任者の場合もある。取締役会長として選出された個人が最高経営責任者である場合、社外取締役はまた、主導的社外取締役も選出する。取締役会長は、株主窓外及び取締役会全体の議長を務めるものとする。取締役会長は、当社の付属定款または取締役会で適宜定められたその他の責務を遂行し権力を行使する。主導的社外取締役は、当社の社外取締役の執行会議で議長を務め、取締役間の情報フロー及び連絡を促進し、また取締役会及び主導的社外取締役規約で規定されたその他の責務を遂行する。
4. **取締役の独立性** 当社は、取締役会を過半数の社外取締役で構成することをその方針としている。取締役会のコーポレート・ガバナンス委員会は、取締役の独立性を決定する際に基準となる、ニューヨーク証券取引所（NYSE）上場会社のコーポレート・ガバナンス基準の独立性要件に合致するまたはそれより厳しい取締役資格規準を設定した。取締役会は、独立性の決定に際し、取締役という観点のみならず、取締役が関わりを持つ個人または組織の観点から、全ての該当事実及び状況を考慮する。
5. **取締役会の規模** 当社は、取締役の員数を、団体として効率的に機能することができる数に抑えることをその方針としている。コーポレート・ガバナンス委員会は、取締役会の適切な規模及び必要性について検討し、取締役会に提言を行う。コーポレート・ガバナンス委員会は、増員により生じた新たな地位及び辞任、退職またはその他の理由により生じた空席を満たす候補者の検討を行う。
6. **選任規準** 候補者は、特に品位、独立性、多様な経験、指導力及び健全な判断能力について選考される。科学的な専門知識、公職の経験、また事業、政府、教育、技術に影響する問題及び当社の全世界における事業に関連する分野についての政策決定レベルの問題に精通していることは、とりわけ最も重要な選考基準である。取締役会全員により、候補者の最終的な承認が決定される。

7. **取締役の選出** 当社の付属定款に従い、取締役選出において、当社に対し、取締役の候補者と争う1名以上の候補者を指名する意向を通知する株主がいない場合、または当社の株主が、株主総会通知を郵送する前日までにかかる指名を取り下げた場合、候補者は、取締役に選出もしくは再選出されるために、反対票を上回る賛成票を獲得しなければならない。取締役会は、取締役が再選出されるために必要な投票数を獲得できない場合はその辞任の申し出を求める。取締役会は、取締役としての選出または再選出について、かかる者が選出または再選出を行う次回会合における選出または再選出に必要な投票数を獲得できなかった場合はその直後に、取締役が承認し有効となる取消不能な辞任申出を行うことに同意する候補者のみを指名するものとする。さらに取締役会は、取締役の空席及び新しい取締役職を、コーポレート・ガバナンス理念に従いその他の取締役が提出した同様の辞任を、取締役への任命直後に申し出ること同意する候補者によってのみ埋めるものとする。

現取締役が、再選出に必要な票を獲得できない場合、コーポレート・ガバナンス委員会は、株主による投票結果の認証後90日以内に、当該取締役の辞任を承認するか否かを決定する行動を行い、直ちに取締役会による検討を行うよう提言し、取締役は委員会の提言によって行動を行う。コーポレート・ガバナンス委員会及び取締役会は、取締役の辞任を承認するか否かの決定に関連があるとみなすあらゆる要因を検討する。

この規定に従い辞任の申し出を行う取締役は、コーポレート・ガバナンス委員会の提言または取締役会による辞任申し出を承認するか否かについての決議に参加することはできない。

その後、取締役会は、意思決定過程及び取締役の辞任申し出を承認するか否かの決定（または辞任申し出の拒否理由）を、米国証券取引委員会に提出される8-K報告書で直ちに開示する。

コーポレート・ガバナンス委員会の各メンバーが、同様の選出において必要な賛成票を獲得しなかった場合、必要票数を獲得した社外取締役が、自身で委員会を任命し、辞任申し出を検討しそれを承認するか否かについて取締役会に提言する。

しかしながら、同様の選出において必要票数を獲得した取締役が3名以下である場合、全取締役は、辞任申し出を承認するか否かについての決議に参加することができる。

8. **他の株式公開会社の取締役の兼任** 取締役は、通常当社取締役の他に4社を超えて他の株式公開会社の取締役を務めるべきではない。現在この制限を越えて就任している地位は、それによって当社取締役を務めることに支障があると当社取締役会が決定する場合を除き、継続することができる。
9. **前最高経営責任者の取締役留任** 2001年度より、当社の最高経営責任者は、当社退職後、取締役会の構成員に留まらない。
10. **取締役の職務の変更** 取締役在職期間中に、主な職務または事業の関わりに大幅な変更があった場合、取締役は辞任をコーポレート・ガバナンス委員会に委ねるものとする。コーポレート・ガバナンス委員会は、辞任について取るべき措置がある場合、取締役会に対しその提言を行う。
11. **取締役の報酬** コーポレート・ガバナンス委員会は、年に一度取締役の報酬について見直しを行う。
12. **株式保有要件** 非従業員取締役は全員、当社取締役として在職中、少なくとも300,000ドル相当のファイザー株式及び/または取締役の役務に対する報酬として発行されるユニットを所有するよう要求されている。新任の取締役は、5年をかけてこの所有閾値を達成する。繰延制度に基づいて取締役が所有する株式またはユニットは、この最低限の株式所有要件が満たされているか否かを決定するための所有株式価値の計算に包含される。

13. **取締役辞任** 取締役は73歳に到達した時点をもって、取締役会を辞任しなければならない。73歳の誕生日前に取締役に選出された取締役は、その73歳の誕生日以降に行われる年次株主総会まで役務を継続することができる。コーポレート・ガバナンス委員会に提言により、取締役会は、当社の最善の利益となる権利放棄としてみなされた場合はその取締役についての当該要件適用を撤回することができる。
14. **取締役会及び委員会の自己評価** 取締役会及び各委員会は、少なくとも年に一度、業績の自己評価を行うよう要求されている。
15. **任期の制限** 取締役会は、一方的な取締役の任期制限を承認することも、定年に達するまでの一年毎の自動的な再任を支持することもしない。取締役会の自己評価手続きは、職務の継続の重要な判断材料となる。
16. **委員会** 重要な決定については、その全てを取締役会が一体となって検討することを当社の一般的な方針とする。その結果、委員会は、株式公開会社の運営に基本または必要と考えられるものに限定して構成されている。現時点での委員会は、執行委員会、監査委員会、報酬委員会、コーポレート・ガバナンス委員会、及び科学技術委員会である。
- これらの委員会の委員及び委員長は、コーポレート・ガバナンス委員会により取締役会に推薦される。監査委員会、報酬委員会及びコーポレート・ガバナンス委員会は、社外取締役のみで構成される。これらの委員会の委員は適宜交代する。上記「第4．取締役の独立性」で言及した取締役会の過半数が独立基準を満たすという要件に加え、監査委員会の委員も、ニューヨーク証券取引所の追加独立基準を満たさなくてはならない。特に同委員は、ファイザーまたはそのいずれの子会社からも、取締役報酬以外にコンサルティング料、顧問料またはその他の報酬的給料を直接もしくは間接に受領することはできない。取締役会は、その方針として、報酬委員会及びコーポレート・ガバナンス委員会の両委員に、別の厳しい独立基準を適用する。両委員会の委員のいずれも、ファイザーまたはそのいずれの子会社から、コンサルティング料または顧問料を受領している法律事務所、会計事務所または投資銀行のパートナー、メンバーまたは責任者であってはならない。
17. **取締役の研修及び継続的教育** 取締役会が一体となって重要な決定を下す当社の方針を推し進めるために、当社は、豊富な資料、経営幹部との会議及び当社施設への視察を含む、取締役会メンバーのための完全な研修と継続的な教育課程を有する。
18. **最高経営責任者の業績目標及び年次評価** 報酬委員会は、最高経営責任者の年間及び長期の業績目標の設定並びに目標に照らした業績評価について責任を有する。委員会は、最高経営責任者と年に一度面談し、かかる目標に関する提言を受ける。その後、取締役会の社外取締役による会合または執行会議での検討のため、目標及び評価の両方が提出される。委員会はその後、かかる目標に照らした業績評価のため、最高経営責任者と会合を持つ。
19. **上級幹部の業績目標** 報酬委員会は、最高経営責任者の直属の部下の年間及び長期の業績目標と報酬の決定にも責任を有す。こうした決定は、取締役会の社外取締役の会合または執行会議において、社外取締役の決議により承認または追認される。

20. **利害関係者との交信** 最高経営責任者は、当社の利害関係者、すなわち株主、顧客、提携会社、地域社会、仕入先、債権者、政府及びパートナー法人との効果的な交信の構築に責任を有する。

経営陣が会社を代表して発言をするのが当社の方針である。この方針は、主導的社外取締役を含む社外取締役と株主との会合を排除するものではないが、ほとんどの場合、経営陣が同席してかかる会合が持たれることが推奨される。

21. **総会の出席** 取締役会メンバーは、非常事態により不可能な場合を除き、全員が当社の年次株主総会へ出席することを期待されている。

取締役会の機能

22. **議案** 最高経営責任者は、主導的社外取締役会（選出された場合）の承認をもって、取締役会の助言及び監視機能に沿った議案を提出することが取締役の責任であるとの理解の下に、取締役会会合の議題を定める。取締役会委員会の責任の範囲に入る議題は、委員会委員長と共に検討を行う。取締役会メンバーはいずれも、議題に検討事項を包含するよう要求することができる。
23. **取締役会資料** 取締役会の議題に関する資料は、取締役が会議においてその事項の審議の準備ができるよう、取締役会までに十分な余裕をもって、取締役会メンバーに配られるものとする。
24. **取締役会会議** 取締役会の招集により、最高経営責任者の推薦を受けた上級経営幹部は、討議に参加する目的で、取締役会会議に出席または部分出席するものとする。通常、取締役会で討議される事項の説明は、当社の運営のその分野に責任を有する管理職により行われるものとする。
25. **取締役の社内アドバイザー及び独立アドバイザーへの接触** 取締役会メンバーは、当社の経営陣の他のメンバー全員及び従業員と自由に接触し、また必要かつ適切な場合、当社及び当社株主に対する職務の遂行の助けとなるよう独立した法律顧問、金融顧問及び会計顧問に相談することができる。
26. **執行会議** 経営陣の出席しない社外取締役の執行会議または会合は、独立した監査法人の報告書、最高経営責任者及び他の上級管理職の業績に適用される基準、かかる基準に照らした最高経営責任者の業績、最高経営責任者及び他の上級管理職の報酬、並びにその他の該当事項の検討のため定期的（少なくとも年4回）に開かれる。該当事項の一般的な討議のため、最高経営責任者との会議が適宜開かれる。
27. **取締役会年間自己評価** コーポレート・ガバナンス委員会の指示に基づいて、取締役会は年間の自己業務評価を作成する。

委員会の機能

28. **独立性** 監査委員会、報酬委員会及びコーポレート・ガバナンス委員会は、社外取締役のみで構成される。
29. **会議の運営** 各委員会の会議の頻度、長さ及び議題は、委員会委員長がこれを決定する。議題を検討する十分な時間的余裕が与えられる。関連資料は、会議における議案の審議の準備ができるよう必要な場合は、会議までに十分な余裕をもって、委員会委員に配られるものとする。
30. **責任の範囲** 各委員会の責任は、取締役会により適宜決定される。

31. **委員会の年間自己評価** 各委員会は、年間の自己業務評価の作成に責任を有する。

ポイズン・ピルについての政策

32. **権利契約の満了** 取締役会は、2003年12月31日に契約を満了させるために、ファイザーの権利契約または「ポイズン・ピル」を修正した。ポイズン・ピル条項は、敵対的買収の試みにおいて、交渉の機会を提供するために、いくつかの会社が採用する一種の株主権利制度をいう。

取締役会は、ポイズン・ピルを採択する前に、株主による承認を得るとの方針書を採択した。しかしながら、取締役会は、取締役会の独立したメンバーの過半数を含む取締役会が、信任責任を行使する上で、株主による承認を得るために妥当であると見込まれる時間により、遅延を生じることなくポイズン・ピルを採択することがファイザーの最善の株主利益であるとみなす場合、ポイズン・ピルの採択を独自に決定することが出来る。

取締役会が株主による事前の承認なしにポイズン・ピルを採択した場合、追認を得るためにポイズン・ピルを株主に提出するか、またはポイズン・ピルを1年以内に終了させる。

ガバナンス情報

取締役による執行会議

経営幹部が出席しない社外（非経営陣）取締役の執行会議または会合は、独立登録公認会計事務所の報告書、会長兼最高経営責任者及びその他の上級経営陣に適用される業績規準、最高経営責任者のかかる規準に照らした業績、最高経営責任者及びその他の上級経営陣の報酬、並びにその他の検討事項について討議するために、少なくとも年に4回開かれる。検討事項の一般的な討議を行うために、最高経営責任者との会合が適宜開かれる。2008年度、社外取締役は、少なくとも1回の社外取締役のみによるものを含め7回の執行会議を開いた。

主導的社外取締役

主導的社外取締役規約に記載されているとおり、取締役会長及び最高経営責任者が同一人物である場合、ファイザー取締役会は、その他の非経営取締役の活動を調整し、取締役会が決定するその他の責務について主導的役割を果たす非経営取締役（以下「主導的社外取締役」という。）を選出する。主導的社外取締役は毎年選出されるが、通常の任期は1年以上であることが期待される。2007年よりコンスタンス・J・ホーナーが主導的社外取締役を務めている。

主導的社外取締役の役割には以下が含まれる。

- ・ 社外取締役会議を招集する権限を有し、執行会議の議長を務めること。
- ・ 取締役会全体にわたる問題について、社外取締役及び取締役会長との主要な連絡係としての役目を果たすこと。
- ・ 議題を含め取締役への適切な情報提供を承認すること。
- ・ 討議に十分な時間を確保できるように、会議の回数及び頻度並びに会議予定の取締役会による承認を促進すること。
- ・ 取締役会に直接報告をする社外アドバイザー及びコンサルタントの雇用維持を承認すること。
- ・ 株主からの要求があり、適切である場合には、相談及び直接的な対話の為に応対可能にしておくこと。

主導的社外取締役規約は、当社のウェブサイト(http://pfizer.com/about/corporate_governance/charter_lead_independent_director.jsp)掲載されている。

取締役との交信

株主及びその他の利害関係者は、主導的社外取締役、または監査委員会、報酬委員会及びコーポレート・ガバナンス委員会の委員長と、下記の適切なアドレスに電子メールを送付することで、取締役会関連問題について交信することができる。

- leaddirector@pfizer.com
- auditchair@pfizer.com
- compchair@pfizer.com
- corpgovchair@pfizer.com

また取締役会、取締役、委員会委員長または社外取締役全体に対し、ニューヨーク州10017、ニューヨーク、イースト42番街235、ファイザー・インク、コーポレート・ガバナンス担当主任顧問気付で書面を送付することもできる。

関連した通信は、適宜記載の事実及び状況に応じて、取締役会または個々の取締役もしくは取締役全体に届けられる。これに関し、ファイザー取締役会は、取締役会の責務に無関係な次の事項について排除すべき旨要請している。

- 取引の勧誘または宣伝
- ジャンクメール及び大量メール
- 新製品の提案
- 製品の苦情
- 製品の問合せ
- 履歴書及びその他就職の問い合わせ
- スパム
- 調査

上記に加え、不当な敵意、脅迫、非合法または同様に不適切な資料は排除されるが、選別後排除された通信は、要請により社外取締役に差し出さなければならない旨の規定がある。

取締役資格基準

当社取締役会は、取締役の独立性の決定に用いる正式な取締役資格基準を適用している。当社の基準は、ニューヨーク証券取引所上場会社のコーポレート・ガバナンス基準の独立性要件に沿ったまたはそれより厳しい基準である。当社の基準に従い、取締役には、取締役として以外に当社と重要な関係を有さないとの判断がなされる必要がある。この基準では、当社または独立登録公認会計事務所との過去の雇用もしくは関係について、取締役及びその近親者の厳格なガイドラインを含み、当社取締役の独立性についての適用規準が定められている。当該基準ではまた、監査委員会の委員と当社との直接的または間接的な金融関係を禁止し、また全取締役の当社との商業的及び非営利的関係の両方を制限している。取締役は、当社から個人的な融資または信用供与を受けることはできず、また取締役全員が当社及びその子会社との対等取引を要求され、利益相反が感知されるいかなる状況についても、これを開示することを要求される。

これらの基準は、当社のウェブサイト(http://pfizer.com/about/corporate_governance/director_qualification_standards.jsp)に掲載されている。

取締役の独立性

コーポレート・ガバナンス委員会は、当社の法律顧問の協力を得て、取締役及び取締役会委員会のメンバーの独立性、当社の取締役資格基準及び「監査委員会財務専門家」の地位の決定に適用される基準を見直した。同委員会はまた、各社外取締役が記入した年次アンケートの回答の概要、及び取締役と関連事業体の取引報告書も見直した。この見直しに基づき、コーポレート・ガバナンス委員会は報告書を全取締役に送付し、取締役会はコーポレート・ガバナンス委員会による報告書及びその補足情報に基づき、独立性及び「監査委員会財務専門家」の決定を行った。

当該検討の結果、取締役会は、次の取締役が、取締役資格基準に基づき、当社及びその経営陣から独立していると肯定的に判断された。かかる取締役は、デニス・A・オージェロ博士、マイケル・S・ブラウン博士、ダナ・G・ミード博士、コンスタンス・J・ホーナー氏、スザンヌ・ノラ・ジョンソン氏、M・アンソニー・バーンズ氏、ロバート・N・パート氏、W・ドン・コーンウェル氏、ウィリアム・H・グレイ3世、ウィリアム・R・ハウエル氏、ジェームズ・M・キルツ氏、ジョージ・A・ローチ氏及びスティーブ・W・サンガー氏である。取締役会はまた、ジェフリー・B・キンドラー氏及びウィリアム・C・スティア・ジュニア氏は、これらの基準に基づき、独立性を有しないと判断した。キンドラー氏は、当社の会長兼最高経営責任者として雇用されたため、独立した取締役とみなされなかった。スティア氏は、以前当社の会長兼最高経営責任者であったため、独立した取締役とはみなされなかった。

こうした判断に際し、取締役会は、通常の事業過程において、当社の取締役が役員を務めているまたは務めていたその他の事業体と当社及びその子会社との間で、取引が発生する可能性があることを考慮した。当社の取締役資格基準に基づき、以下の基準に該当する商取引は、取締役の独立性を損なうような重大な取引とはみなされない。

- ・ 取締役が、(a)ファイザーと取引のある他の会社の従業員であり、当社と取引があり、過去3年間におけるその他の会社への年間売上高もしくはその他の会社からの年間購入額が、その他の会社の年間売上高の1%未満である、または(b)他の会社の従業員もしくは業務執行役員であり、その他の会社へ対する当社の負債額もしくはそのファイザーへ対する負債額が、その他の会社の連結総資産の1%未満である。

2008年度には、当社と当社の取締役が関係している事業体の間には負債は一切なかった。

オージェロ博士及びブラウン博士は、当社が通常の業務において取引のある医療機関の従業員である。コーンウェル氏は、当社が通常の業務において取引のある企業の業務執行役員兼会長である。当社は、それぞれの事業体との取引を全て精査し、これらの取引が通常の業務において行われたものであり、当該取引は取締役資格基準の要件であるそれぞれの事業体の過去3年間の年間売上高の1%未満であった。

当社の取締役資格基準では、当社の取締役または取締役の配偶者が、業務執行役員として従事している非営利事業体への寄付金について、公開されている当該団体の合計収益の2%（または1,000,000ドルのいずれか大きい額）未満となっているが、これは取締役の独立性を妨げるものではない。本人もしくはその配偶者が、当社が寄付を行っている非営利団体の業務執行役員となっている取締役はいない。それにもかかわらず、取締役会は、当社の取締役またはその配偶者が関係している非営利団体への慈善寄付を精査した。寄付金のいずれも取締役資格基準で定められた水準には達していなかった。

取締役会構成員規準

コーポレート・ガバナンス委員会は、取締役選任候補者の募集と全取締役会への推薦の責務を充足するため、取締役会の構成の見直しを行い、取締役会の構成の強化に必要な資格及び専門知識の分野を決定し、そうした資格を有する候補者の関心を集めるために経営陣と連携を図る。取締役会の構成員の適切な規準には、次の事項が含まれる。

- ・ 取締役の構成員は、高潔な人格と高い独立性を備え、多大な功績を達成していて、過去または現在において優秀だとみなされた団体と関わりを有する個人でなくてはならない。
- ・ 取締役会の構成員は、豊かな経験、多様な観点及び健全な事業判断実行力を有する、実証済みの指導力を備えていなくてはならない。
- ・ 取締役の構成員は、事業、教育、金融、政府、法律、医学または科学等、当社の運営に重要な分野において経歴及び経験を有していなければならない。
- ・ 取締役会の構成は、性別、出身民族及び経験の多様化の必要性に配慮しなくてはならない。

上記に加えて、当社のコーポレート・ガバナンス理念に従い、委員会は、候補者が席を置いている他の株式公開会社の取締役会の数を考慮する。さらに取締役に、常時倫理的に行動すること、取締役会の構成員についての当社の業務倫理規範を順守することが期待されている。

2008年度、コーポレート・ガバナンス委員会は、取締役会の潜在的候補者を特定し評価する際に委員会委員を補佐するために1社の調査会社を雇用し、W・サンガー氏を取締役候補者として特定した。委員会による審査過程及び推薦を経て、2009年2月1日、取締役会はサンガー氏を新取締役として選出した。

委員会は、株主推薦の取締役候補者について検討を行うが、かかる推薦は、当社付属定款及び株主総会招集通知に基づいて要求される手順により行われる。これらの手順に従い上記で示された規準を満たす株主側の指名者は、委員会側の指名者と同様の方法により、コーポレート・ガバナンス委員会の評価がなされる。

ファイザーの事業倫理及び業務遂行の方針

当社の従業員は、経営最高責任者、最高財務責任者及び首席会計役員（以下「当社役員」という。）を含めその全員が、当社業務を一貫して適法かつ倫理的に遂行するために、ファイザーの業務遂行方針を順守するよう要求される。こうした方針は、会社の全方針及び手順の順守、良好な業務遂行をもたらす自由な同僚間の関係、並びに当社従業員の高潔な人格を含む、包括的なプロセスの基盤を形成するものである。当社の方針及び手順は、雇用方針、利益相反、知的所有権及び秘密情報の保護、さらに当社の業務遂行に適用される全法令の厳格な順守を含み、職業上の行為の全領域に及んでいる。

従業員は、その誠実な判断により、ファイザーの業務遂行方針の実際のまたは明白な違反と思われる行為を報告するよう要求される。2002年サーベンス・オクスリー法では、会計、内部会計統制または監査事項について寄せられた苦情の受領、保管及び取扱い手続き、また疑わしい会計処理または監査事項に関する懸念について、従業員による秘密かつ匿名の通報を可能にする手続きを整えるよう監査委員会に要求している。当社は、このような手続きを備えている。さらに、SECによる弁護士行動規程に関するファイザーの方針では、ファイザーの全弁護士に対し、ファイザーまたはその役員、取締役、従業員もしくは代理人のいずれかによる、州法または連邦法の実際の、潜在的なもしくは疑わしい重大な違反または信託義務違反の証拠を当社の適任者に通報するよう要求している。

取締役の行動規範

当社取締役会の構成員はまた、業務倫理規範（以下「本規範」という。）に従うよう要求される。本規範は、取締役会及び個々の取締役の関心を倫理リスク分野に向けさせ、取締役による倫理問題の認識やその処理に役立たせ非倫理的行為の報告制度を提供し、誠実かつ説明責任の体質を育成することを意図している。本規範は、利益相反、企業機会の不公平なまたは非倫理的な利用、秘密情報の厳格な保護、全適用法令の順守、並びに当社従業員による倫理規定及び順守の監視を含み、ファイザー取締役会の職務に関する職業上の行為の全領域に及んでいる。

ファイザーの業務遂行方針及び当社取締役業務倫理規範の全文が、当社のウェブサイト(http://www.pfizer.com/about/corporate_governance/board_policies.jsp)で公表されている。役員及び取締役に関するこれらの倫理政策及び基準の規定を将来において修正または放棄した場合は、その後2営業日以内に当社のウェブサイト上でこれを公表する。

取締役会の構成員及び委員会の委員

当社の事業、財産及び業務は、当社の取締役会の指示により管理される。取締役の構成員は、会長及び最高経営責任者その他の役員との話し合い、提供された資料の検討、当社の事務所及び工場への訪問、並びに取締役会及びその委員会の会議への出席を通じて、当社の事業に関する情報を得る。

取締役の構成員全員が、緊急事態の場合を除き、当社の年次株主総会に参加することが期待されている。2008年年次総会には、再選出候補の全取締役が出席した。

2008年度、取締役会は13回開かれ、監査委員会、コーポレート・ガバナンス委員会、報酬委員会、科学技術委員会及び執行委員会の5つの委員会を有していた。現職の各取締役は、取締役会並びに2008年に務めた取締役会の委員会の定例会議及び臨時会議の少なくとも88%に出席した。

下表は、各取締役会委員会の2008年における委員及び会議に関する情報である。

氏名	監査委員会	コーポレート・ガバナンス委員会	報酬委員会	科学技術委員会	執行委員会
オージェロ博士		X		X	
ブラウン博士		X		X*	
バーンズ氏	X				X
パート氏			X		
コーンウェル氏	X*				
グレイ氏		X			
ホーナー氏		X*			X
ハウエル氏	X				
キルツ氏			X		
キンドラー氏					X*
ローチ氏			X	X	
ミード博士			X*	X	
ノラ・ジョンソン氏	X			X	

氏名	監査委員会	コーポレート・ガバナンス委員会	報酬委員会	科学技術委員会	執行委員会
スティア氏				X	
2008年会議	13	6	9	2	0
* 委員長					

監査委員会

監査委員会は、社外取締役のみで構成され、その責任が記載されている取締役会で承認された規約に基づき運営されている。2008年度、監査委員会は13回開催された。監査委員会は、その規約に従い、独立登録公認会計事務所、社内監査役及び経営陣と共に、財務報告に関する内部統制の妥当性及び有効性について精査する。監査委員会は、経営陣、社内監査役及び独立公認会計士事務所と共に、年次監査、開示財務諸表、決算発表及び適用される会計方針に関する事項を精査し協議する。監査委員会はまた、当社の独立監査人の指名、雇用及び評価について責任を有する。また、当社の独立監査人の報酬、雇用及び監視に直接責任を有し、独立監査人の資格、業務遂行及びその独立性を評価する。監査委員会は、法律、規制及び内部手続きの遵守に関する経営陣からの報告書を精査する。

監査委員会は、リスク評価及びリスク管理に関する当社の方針について、経営陣と共に精査し協議する責任を有する。

監査委員会は、独立監査人が提供する全てのサービスについての承認前の方針及び手続きを策定した。また、当社が受領した申立てを受領、保存及びその極秘の取扱いに関連した手続きを策定した。

監査委員会の規約については、当社のウェブサイト(http://www.pfizer.com/about/corporate_governance/audit_committee.jsp)で入手可能である。

監査委員会の財務専門家

取締役会は、監査委員会の各委員、バーンズ氏、コーンウェル氏、ハウエル氏及びノラ・ジョンソン氏が、証券取引委員会規則による「監査委員会の財務専門家」であるとの決定を下した。

取締役会はまた、監査委員会の各委員は、ニューヨーク証券取引所規則及び当社の取締役資格基準の定義により、独立しているとの決定を下している。

コーポレート・ガバナンス委員会

コーポレート・ガバナンス委員会は、社外取締役のみで構成され、その責任が記載されている取締役会で承認された規約に基づき運営されている。2008年度、コーポレート・ガバナンス委員会の会議は6回開催された。コーポレート・ガバナンス委員会は、その規約の規定に基づき、コーポレート・ガバナンスに関する事項並びに取締役会の実務、方針及び手続きに関連した事項について責任を有する。この中には、取締役会の構成員の基準の策定並びに取締役候補の推薦及び採用が含まれている。委員会はまた、取締役会の構成員及び上級業務執行役員の潜在的な利益相反を考慮し、関係する人々の取引を検討し、取締役会の様々な委員会の機能を監視する。

コーポレート・ガバナンス委員会は、取締役会の構成についての助言及び取締役会が検討する事項について提言を行う。また、取締役会で最終的に承認された取締役報酬についての助言及び提案も行う。委員会は、取締役会及びその委員会の評価の監督、取締役資格基準の見直し、及び取締役退職方針の策定に直接責任を有する。また、経営陣に協力して、上級業務執行役員の機能、職務遂行能力及び社外活動を審査し、選任執行役員の継承計画を見直す。

コーポレート・ガバナンス規約は、当社のウェブサイト(http://pfizer.com/about/corporate_governance/corporate_governance_committee.jsp)で入手可能である。

取締役会は、コーポレート・ガバナンス委員会の各委員が、ニューヨーク証券取引所規則及び当社の取締役資格基準の定義により、独立しているとの決定を下している。

報酬委員会

報酬委員会は、社外取締役のみで構成されており、その責任が記載されている取締役会で承認された規約に基づき運営されている。2008年度、報酬委員会は9回開催された。委員会は、当社の報酬理念を決定、実行し、当社の業務執行役員報酬プログラムを監視、運営する。報酬委員会の役割には、当社の報酬並びに福利厚生制度及び方針を監督し、株式プラン（株式付与の審査及び承認を含む）を運営し、要約報酬表に記載されている会長兼最高経営責任者及びその他の業務執行役員を含む当社の業務執行役員に対する全ての報酬決定を毎年見直し、承認することが含まれている。

報酬委員会は、同業他社と比較した業務執行役員の報酬の見直しに加えて、最高経営責任者に直接報告を行う業務執行役員の報酬合計額に関する最高経営責任者からの提案を検討し、業務執行役員の報酬を承認する。上記「業務執行役員報酬」を参照のこと。

報酬委員会規約は、当社のウェブサイト(http://pfizer.com/about/corporate_governance/corporate_governance.jsp)で入手可能である。

取締役会は、報酬委員会の各委員が、ニューヨーク証券取引所規則及び当社の取締役資格基準の定義により、独立しているとの決定を下している。さらに委員会の委員は、1934年証券取引法規則16b-3に定義される「非従業員取締役」であり、内国歳入法第162条(m)に定義される「社外取締役」である。

報酬委員会の運動および内部関与

2008年度、報酬委員会委員のうち、当社の役員または従業員であった委員はおらず、また当社の業務執行役員のうち、当社の報酬委員会または取締役会の構成員を雇用していたもしくは雇用している企業の報酬委員会または取締役会の一員であった者はいなかった。

科学技術委員会

科学技術委員会は、その規約の規定に基づき、当社の医薬品の研究開発及び技術イニシアチブに対する経営陣の方向性及び投資を定期的に調査する責任を有する。当該調査には、当社の研究開発プログラムの質及び方向性の評価、新たな課題の特定、並びに外部専門家による検討レベルの評価が含まれる。委員会はまた、技術力の取得及び維持、当社が研究開発中の技術の評価並びに当社の特許戦略の見直しに対する当社の取組みも見直す。

2008年度、科学技術委員会は2回開催された。

科学技術委員会は、社外コンサルタントと個人的に会うことができ、経営陣のいかなる構成員ともその責務の履行にあたって、自由かつ直接的に話をする事ができる。

科学技術委員会規約は、当社のウェブサイト(http://pfizer.com/about/corporate_governance)で入手可能である。

執行委員会

執行委員会は、随時取締役会により委譲される責務を遂行し権限を行使する。2008年度、執行委員会の会議は開かれなかった。

(1) 監査報酬の内容等

公認会計士等に対する報酬の内容

以下の表は、2008年12月31日及び2007年12月31日に終了した年度の当社年次財務諸表の監査について、KPMG LLPが提供した専門サービスに対する報酬、並びに当該期間中KPMG LLPが提供したその他のサービスに対する報酬である。

	2008年度	2007年度
監査報酬(1)	\$ 22,264,000	\$ 23,125,000
監査関連報酬(2)	1,452,000	1,081,000
税務報酬(3)	3,929,000	4,014,000
その他全ての報酬(4)	0	0
合計	\$ 27,735,000	\$ 28,220,000

- (1) 監査報酬は、主に連結財務諸表及び財務報告に関する内部統制、並びに法定監査において実施した監査業務によるものであった。
- (2) 監査関連報酬は、主に従業員給付制度の監査によるものであった。
- (3) 税務報酬は、税法の遵守並びにファイザーの各事業体の合併に関連した報告及び分析サービスに関するものであった。
- (4) KPMG LLPは、当該期間中に「その他のサービス」を提供しなかった。

その他重要な報酬の内容

該当なし。

独立公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

税務サービスには、特に独立登録公認会計事務所の税務担当者が実施した財務諸表の監査に関連したサービスを除き、税務分析、主に事業発展分野における税務関連活動遂行の調整の補佐、その他の税務関連当局による要件の支援並びに税法の遵守及び報告等の全てのサービスが含まれている。

その他全てのサービスとは、監査、監査関連または税務にも分類されないサービスである。当社は、通常独立登録公認会計事務所による当該サービスを要求することはない。

監査報酬の決定方針

監査委員会は、業務開始前に、独立公認会計事務所による各分野のサービスについて事前承認を取得し、各分野の報酬を予算に計上する。報酬委員会は、独立登録後任会計事務所及び経営陣に対し、サービス分野ごとに事業年度を通して定期的に予算に対する実際の報酬額を報告することを求めている。事業年度中、当初事前承認された分野で予定されていなかった追加サービスについて、独立登録後任会計事務所に依頼しなければならない状況が生じる場合がある。その場合、監査委員会は、独立登録後任会計事務所に依頼する前に、特別事前承認を要求する。

監査委員会は、1名以上の委員に対し事前承認の権限を委任する場合がある。かかる権限を委任された委員は、情報の目的上、次回予定されている会合において監査委員会に対し、事前承認の決定を報告しなければならない。

第6 【経理の状況】

- (イ) ファイザー社及びその子会社(以下「当社」と総称。)の添付連結財務書類は、米国において一般に認められた会計処理及び手続の基準並びに用語及び様式に準拠して作成されている。当社が採用した会計原則及び表示方法と我が国において一般に認められた会計原則等の主要な相違点は、「4.日米の会計慣行の相違」に記載されている。
- 米国においては、1934年制定の米国証券取引法及びニューヨーク証券取引所の規則により、連結財務諸表の提出が義務づけられている。当社の連結財務諸表は、株主への年次報告書で開示されたものであり、その年次報告書は、米国証券取引委員会(以下「SEC」という。)へ提出された当社の様式10-Kに含まれている。
- 本書記載の財務書類(2008年及び2007年12月31日現在の連結貸借対照表並びに2008年12月31日を以って終了した3年間の各事業年度の連結損益計算書、連結株主持分計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書)は、様式10-Kに開示するために当社が作成した連結財務諸表の原文がそのまま記載されている。財務書類の邦文はその原文を翻訳したものである。
- 本書に記載されている邦文の財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」)第127条第1項の規定の適用を受けている。
- (ロ) 2008年度の年次報告書に開示された連結財務諸表は、当社の米国における会計監査人であるケーピーエムジー・エルエルピーの監査を受けており、以下にその会計監査人の監査報告書及び同意書を掲載している。
- なお、前述した財務書類は、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)第35条の規定に基づく「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」(昭和32年大蔵省第12号)第1条の3の規定により、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく我が国の公認会計士または監査法人による監査証明を受けていない。
- (ハ) 本書記載の当社の連結財務諸表(原文)は米国ドルで表示されている。「円」で表示された金額は、「財務諸表等規則」第130条の規定に基づき、2009年5月29日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場仲値、1米国ドル=96.48円の為替レートで換算された金額である。なお、換算上百万円未満の端数は四捨五入したため、その合計は計数の総和と必ずしも一致しない。
- (二) 円換算額及び「4.日米の会計慣行の相違」に関する記載は、当社の連結財務諸表(原文)には含まれておらず、したがって、上記(ロ)の会計監査の対象にもなっていない。

1 【財務書類】

(1) 連結損益計算書

期 間 科 目	2008年12月31日 を以って終了する 事業年度		2007年12月31日 を以って終了する 事業年度		2006年12月31日 を以って終了する 事業年度	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
売上高	\$ 48,296	4,659,598	\$ 48,418	4,671,369	\$ 48,371	4,666,834
原価及び費用						
売上原価 ^(a)	8,112	782,646	11,239	1,084,339	7,640	737,107
販売費、IT関連費及び一般管理費 ^(a)	14,537	1,402,530	15,626	1,507,596	15,589	1,504,027
研究開発費 ^(a)	7,945	766,534	8,089	780,427	7,599	733,152
無形資産償却費	2,668	257,409	3,128	301,789	3,261	314,621
買収関連仕掛研究開発費	633	61,072	283	27,304	835	80,561
再編費用及び買収関連費用	2,675	258,084	2,534	244,480	1,323	127,643
その他の（収益）費用 - 純額	2,032	196,047	(1,759)	(169,708)	(904)	(87,218)
税引前及び少数株主損益前の当期継続事業利益	9,694	935,277	9,278	895,141	13,028	1,256,941
法人税等	1,645	158,710	1,023	98,699	1,992	192,188
少数株主損益	23	2,219	42	4,052	12	1,158
当期継続事業利益	8,026	774,348	8,213	792,390	11,024	1,063,596
非継続事業：						
非継続事業の事業利益（損失）						
- 税引後	(2)	(193)	(3)	(289)	433	41,776
非継続事業の売却益（損失）						
- 税引後	80	7,718	(66)	(6,368)	7,880	760,262
非継続事業 - 税引後	78	7,525	(69)	(6,657)	8,313	802,038
当期純利益	8,104	781,874	8,144	785,733	19,337	1,865,634

(続く)

(1) 連結損益計算書(続き)

期 間 科 目	2008年12月31日 を以って終了する 事業年度		2007年12月31日 を以って終了する 事業年度		2006年12月31日 を以って終了する 事業年度	
	ドル	円	ドル	円	ドル	円
基本普通株式一株当たり利益：						
当期継続事業利益	\$ 1.19	115	\$ 1.19	115	\$ 1.52	147
非継続事業	0.01	1	(0.01)	(1)	1.15	111
当期純利益	1.20	116	1.18	114	2.67	258
希薄化後普通株式一株当たり利益：						
当期継続事業利益	1.19	115	1.18	114	1.52	147
非継続事業	0.01	1	(0.01)	(1)	1.14	110
当期純利益	1.20	116	1.17	113	2.66	257
加重平均株式数：（単位：百万株）						
基本株式数	6,727	6,727	6,917	6,917	7,242	7,242
希薄化後株式数	6,750	6,750	6,939	6,939	7,274	7,274

(a) 注記1K「無形資産の償却、減価償却及び特定の長期性資産」において開示されているものを除き、無形資産の償却費は含まれていない。

連結財務諸表の一部である後掲の注記参照

(2) 連結貸借対照表

科 目	2008年12月31日		2007年12月31日	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
資産の部				
現金及び現金同等物	\$ 2,122	204,731	\$ 3,406	328,611
短期投資	21,609	2,084,836	22,069	2,129,217
売掛金（以下の貸倒引当金控除後）				
2008年 190百万ドル(18,331百万円)				
2007年 223百万ドル(21,515百万円)	8,958	864,268	9,843	949,653
短期貸付金	824	79,500	617	59,528
棚卸資産	4,381	422,679	5,302	511,537
税金及びその他の流動資産	5,034	485,680	5,498	530,447
売却予定資産	148	14,279	114	10,999
流動資産合計	43,076	4,155,972	46,849	4,519,992
長期貸付金及び長期投資	11,478	1,107,397	4,856	468,507
有形固定資産（減価償却累計額控除後）	13,287	1,281,930	15,734	1,518,016
のれん	21,464	2,070,847	21,382	2,062,935
識別可能無形資産（償却累計額控除後）	17,721	1,709,722	20,498	1,977,647
その他の資産、繰延税金資産及び繰延資産	4,122	397,691	5,949	573,960
資産の部合計	111,148	10,723,559	115,268	11,121,057

（ 続 く ）

(2) 連結貸借対照表(続き)

科 目	2008年12月31日		2007年12月31日	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
負債及び資本の部				
短期借入債務(一年以内返済予定長期債務を含む)				
2008年 937百万ドル(90,402百万円)				
2007年 1,024百万ドル(98,796百万円)	\$ 9,320	899,194	\$ 5,825	561,996
買掛金	1,751	168,936	2,270	219,010
未払配当金	2,159	208,300	2,163	208,686
未払法人税等	656	63,291	1,380	133,142
未払給与等	1,667	160,832	1,974	190,452
その他の流動負債	11,456	1,105,275	8,223	793,355
流動負債合計	27,009	2,605,828	21,835	2,106,641
長期債務	7,963	768,270	7,314	705,655
年金給付債務	4,235	408,593	2,599	250,752
退職後給付債務	1,604	154,754	1,708	164,788
繰延税金負債	2,959	285,484	7,696	742,510
その他未払税金	6,568	633,681	6,246	602,614
その他の固定負債	3,070	296,194	2,746	264,934
負債の部合計	53,408	5,152,804	50,144	4,837,893
少数株主持分	184	17,752	114	10,999
優先株式(無額面):				
授権資本株式数 27百万株				
発行済株式数 2008年 1,804株				
2007年 2,302株	73	7,043	93	8,973
普通株式(額面 0.05ドル):				
授権資本株式数 12,000百万株				
発行済株式数 2008年 8,863百万株				
2007年 8,850百万株	443	42,741	442	42,644
資本剰余金	70,283	6,780,904	69,913	6,745,206
従業員給付信託	(425)	(41,004)	(550)	(53,064)
自己株式(原価) 2008年 2,117百万株				
2007年 2,089百万株	(57,391)	(5,537,084)	(56,847)	(5,484,599)
利益剰余金	49,142	4,741,220	49,660	4,791,197
その他の包括利益(損失)累計額	(4,569)	(440,817)	2,299	221,808
資本の部合計	57,556	5,553,003	65,010	6,272,165
負債及び資本の部合計	111,148	10,723,559	115,268	11,121,057

連結財務諸表の一部である後掲の注記参照

[次へ](#)

(3) 連結株主持分計算書

科 目	優先株式			普通株式			資本剰余金		従業員給付信託			自己株式			利益剰余金		その他の 包括利益(損失) 累計額		合計	
	株数	額面価額		株数	額面価額				株数	公正価額		株数	原価				百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
	株	百万 ドル	百万円	百万株	百万 ドル	百万円	百万ドル	百万円	株	百万ド ル	百万円	百万株	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円				
2006年 1月1日 現在残 高 包括利 益 当期 純利益 その 他の包 括利益 (税 引後) 包括利 益合計 新会計 基準の 適 用 (税引 後) 現金配 当決議 額 - 普 通株式 - 優 先株式 ストッ クオブ ション 取引 自己株 式の買 入 従業員 給付信 託取引 (純額) 優先株 式 - 転換・ 償還 その他	4,193	\$ 169	16,305	8,784	\$ 439	42,355	\$ 67,759	6,537,388	(40)	\$ (923)	(89,051)	(1,423)	\$ (39,767)	(3,836,720)	\$ 37,608	3,628,420	\$ 479	46,214	\$ 65,764	6,344,911
															19,337	1,865,634			19,337	1,865,634
																	1,192	115,004	1,192	115,004
																			20,529	1,980,638
																	(2,140)	(206,467)	(2,140)	(206,467)
															(7,268)	(701,217)			(7,268)	(701,217)
															(8)	(772)			(8)	(772)
				28	1	96	896	86,446	11	286	27,593	(6)	(8)	(772)					1,175	113,364
												(266)	(6,979)	(673,334)					(6,979)	(673,334)
							152	14,665	(1)	(151)	(14,568)								1	96
	(696)	(28)	(2,701)				12	1,158				-	6	579					(10)	(965)
				7	1	96	285	27,497				-	8	772					294	28,365

2006年 12月31 日現在 残高	3,497	141	13,604	8,819	441	42,548	69,104	6,667,154	(30)	(788)	(76,026)	(1,695)	(46,740)	(4,509,475)	49,669	4,792,065	(469)	(45,249)	71,358	6,884,620
-----------------------------	-------	-----	--------	-------	-----	--------	--------	-----------	------	-------	----------	---------	----------	-------------	--------	-----------	-------	----------	--------	-----------

(3) 連結株主持分計算書(続き)

科 目 期 間	優先株式			普通株式			資本剰余金		従業員給付信託			自己株式			利益剰余金		その他の 包括利益(損失) 累計額		合計	
	株数	表示価額		株数	額面価額				株数	公正価額		株数	原価							
	株	百万 ドル	百万円	百万株	百万 ドル	百万円			百万 株	百万 ドル	百万円	百万株	百万ドル	百万円					百万ドル	百万円
2006年 12月31 日現在 残高	3,497	\$ 141	13,604	8,819	\$ 441	42,548	\$ 69,104	6,667,154	(30)	\$ (788)	(76,026)	(1,695)	(46,740)	\$ (4,509,475)	\$ 49,669	4,792,065	\$ (469)	(45,249)	\$ 71,358	6,884,620
包括利 益																				
当期 純利益															8,144	785,733			8,144	785,733
その 他の包 括利益 (税 引後)																	2,768	267,057	2,768	267,057
包括利 益合計																			10,912	1,052,790
新会計 基準の 適用															11	1,061			11	1,061
現金配 当決議 額																				
- 普 通株式															(8,156)	(786,891)			(8,156)	(786,891)
- 優 先株式															(8)	(772)			(8)	(772)
ストッ クオブ ション				23	1	96	738	71,202	5	121	11,674	-	(7)	(675)					853	82,297
取引																				
自己株 式の買 入												(395)	(9,994)	(964,221)					(9,994)	(964,221)
従業員 給付信 託取引 (純額)							(49)	(4,728)	1	117	11,288								68	6,561
優先株 式 -																				
転換・ 償還	(1,195)	(48)	(4,631)				(25)	(2,412)				1	5	482					(68)	(6,561)
その他				8	-	-	145	13,990				-	(111)	(10,709)					34	3,280

2007年 12月31 日現在 残高	2,302	93	8,973	8,850	442	42,644	69,913	6,745,206	(24)	(550)	(53,064)	(2,089)	(56,847)	(5,484,599)	49,660	4,791,197	2,299	221,808	65,010	6,272,165
-----------------------------	-------	----	-------	-------	-----	--------	--------	-----------	------	-------	----------	---------	----------	-------------	--------	-----------	-------	---------	--------	-----------

(3) 連結株主持分計算書(続き)

科 目 期 間	優先株式			普通株式			資本剰余金		従業員給付信託			自己株式			利益剰余金		その他の 包括利益(損失) 累計額		合計	
	株数	額面価額		株数	額面価額				株数	公正価額		株数	原価							
	株	百万 ドル	百万円	百万株	百万 ドル	百万円			百万 株	百万ド ル	百万円	百万株	百万ドル	百万円						
2007年 12月31 日現在 残高	2,302	\$ 93	8,973	8,850	\$ 442	42,644	\$ 69,913	6,745,206	(24)	\$ (550)	(53,064)	(2,089)	(56,847)	\$ (5,484,599)	\$ 49,660	4,791,197	\$ 2,299	221,808	\$ 65,010	6,272,165
包括利 益																				
当期 純利益															8,104	781,874			8,104	781,874
その 他の包 括利益 (損 失)																	(6,868)	(662,625)	(6,868)	(662,625)
(税引 後)																				
包括利 益合計																			1,236	119,249
現金配 当決議 額																				
- 普 通株式															(8,617)	(831,368)			(8,617)	(831,368)
- 優 先株式															(5)	(482)			(5)	(482)
スツ ックオ ブショ ン取引							207	19,971	1	32	3,087								239	23,059
自己株 式の買 入												(26)	(500)	(48,240)					(500)	(48,240)
従業員 給付信 託取引 (純額)							(113)	(10,902)	(1)	93	8,973								(20)	(1,930)
優先株 式 -																				
転換・ 償還	(498)	(20)	(1,930)				(7)	(675)				-	2	193					(25)	(2,412)
その他				13	1	96	283	27,304				(2)	(46)	(4,438)					238	22,962

2008年 12月31 日現在 残高	1,804	73	7,043	8,863	443	42,741	70,283	6,780,904	(24)	(425)	(41,004)	(2,117)	(57,391)	(5,537,084)	49,142	4,741,220	(4,569)	(440,817)	57,556	5,553,003
-----------------------------	-------	----	-------	-------	-----	--------	--------	-----------	------	-------	----------	---------	----------	-------------	--------	-----------	---------	-----------	--------	-----------

連結財務諸表の一部である後掲の注記参照

[次へ](#)

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

期 間 科 目	2008年12月31日 を以って終了する 事業年度		2007年12月31日 を以って終了する 事業年度		2006年12月31日 を以って終了する 事業年度	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー：						
当期純利益	\$ 8,104	781,874	\$ 8,144	785,733	\$ 19,337	1,865,634
営業活動より調達した資金（純額） への純利益の調整：						
減価償却費及び無形資産償却費	5,090	491,083	5,200	501,696	5,293	510,669
株式に基づく報酬費用	384	37,048	437	42,162	655	63,194
買収関連仕掛研究開発費	633	61,072	283	27,304	835	80,561
無形資産の減損損失及びその他の関 連非資金損失	-	-	2,220	214,186	320	30,874
資産の売却益	(14)	(1,351)	(326)	(31,452)	(280)	(27,014)
非継続事業の売却損（益）	(6)	(579)	168	16,209	(10,243)	(988,245)
継続事業に係る繰延税金	(1,331)	(128,415)	(2,788)	(268,986)	(1,525)	(147,132)
その他の繰延税金	-	-	-	-	(420)	(40,522)
その他の非資金損益項目調整	519	50,073	815	78,631	606	58,467
資産及び負債の変動（取得、売却し た事業の影響）						
売掛金	195	18,814	(320)	(30,874)	(172)	(16,595)
棚卸資産	294	28,365	720	69,466	118	11,385
その他の資産	(538)	(51,906)	(647)	(62,423)	314	30,295
買掛金及び未払費用	3,797	366,335	1,509	145,588	(450)	(43,416)
税金	647	62,423	(2,002)	(193,153)	2,909	280,660
その他の負債	464	44,767	(60)	(5,789)	297	28,655
営業活動より調達した資金（純額）	18,238	1,759,602	13,353	1,288,297	17,594	1,697,469
投資活動によるキャッシュ・フロー：						
有形固定資産の取得	(1,701)	(164,112)	(1,880)	(181,382)	(2,050)	(197,784)
短期投資の購入	(35,705)	(3,444,818)	(25,426)	(2,453,100)	(9,597)	(925,919)
短期投資の償還及び売却による収入	35,796	3,453,598	30,288	2,922,186	20,771	2,003,986
長期投資の購入	(9,357)	(902,763)	(1,635)	(157,745)	(1,925)	(185,724)
長期投資の償還及び売却による収入	1,009	97,348	172	16,595	233	22,480
その他の資産の購入	(210)	(20,261)	(111)	(10,709)	(153)	(14,761)
事業、製品及び製品ラインの売却によ る収入	12	1,158	24	2,316	200	19,296
買収(取得現金控除後)	(1,184)	(114,232)	(464)	(44,767)	(2,320)	(223,834)
その他	(1,495)	(144,238)	(173)	(16,691)	(58)	(5,596)
投資活動より調達した（使用した）資 金（純額）	(12,835)	(1,238,321)	795	76,702	5,101	492,144

(続く)

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書（続き）

期 間 科 目	2008年12月31日 を以って終了する 事業年度		2007年12月31日 を以って終了する 事業年度		2006年12月31日 を以って終了する 事業年度	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
財務活動によるキャッシュ・フロー：						
短期借入の増加（純額）	40,119	3,870,681	3,155	304,394	1,040	100,339
短期借入の元本返済	(37,264)	(3,595,231)	(764)	(73,711)	(11,969)	(1,154,769)
長期債務の発行による収入	605	58,370	2,573	248,243	1,050	101,304
長期債務の元本返済	(1,053)	(101,593)	(64)	(6,175)	(55)	(5,306)
自己株式の買入	(500)	(48,240)	(9,994)	(964,221)	(6,979)	(673,334)
支払配当金	(8,541)	(824,036)	(7,975)	(769,428)	(6,919)	(667,545)
ストックオプション取引等	74	7,140	459	44,284	732	70,623
財務活動に使用した資金（純額）	(6,560)	(632,909)	(12,610)	(1,216,613)	(23,100)	(2,228,688)
為替相場変動による現金及び現金同等 物への影響額	(127)	(12,253)	41	3,956	(15)	(1,447)
現金及び現金同等物の純増(減)	(1,284)	(123,880)	1,579	152,342	(420)	(40,522)
現金及び現金同等物期首残高	3,406	328,611	1,827	176,269	2,247	216,791
現金及び現金同等物期末残高	\$ 2,122	204,731	\$ 3,406	328,611	\$ 1,827	176,269
キャッシュ・フローの補足情報 非現金取引：						
コンシューマー・ヘルスケア事業の 売却 ^(a)	\$ -	-	\$ -	-	\$ 16,429	1,585,070
期中現金支払額：						
法人税等	\$ 2,252	217,273	\$ 5,617	541,928	\$ 3,443	332,181
支払利息	782	75,447	643	62,037	715	68,983

(a) 短期投資として受け入れた売却代金の一部を示している。

連結財務諸表の一部である後掲の注記参照

[前へ](#) [次へ](#)

(5)連結財務諸表注記

注記1. 重要な会計方針

A. 連結及び開示方針

連結財務諸表には、親会社及び全ての子会社（米国外で事業を行っているものを含む）が含まれており、米国における一般に公正妥当と認められた会計基準（以下、「U.S. GAAP」とする）に準拠して作成されている。連結の決定は、過半数の議決権のほか、経済的またはその他による実質的な支配も考慮して実施される。通常、当社では議決権以外に支配関係を求めることはなく、また、非連結会社に対して重要な持分は保有していない。米国外で活動しているいくつかの子会社については、各事業年度において、11月30日現在及び同日を以って終了する年度の財務情報を含んでいる。在外子会社のほとんど全ての未分配利益剰余金は、法律上及び契約上の制限を受けていない。全ての重要な内部取引は相殺消去されている。

B. 新会計基準

金融商品 - 公正価値

当社は、2008年1月1日より、財務会計基準書第157号「公正価値の測定」の規定を将来に向けて適用した。当該規定は、公正価値で評価される金融資産及び金融負債、及び金融資産と金融負債に係る公正価値の開示に関連している。修正された財務会計基準書第157号は、公正価値を定義し、関連する必要開示事項を拡大し、そして、公正価値を測定する際に用いられるインプットの性質に基づいた評価方法のヒエラルキーを定めている。公正価値は、測定日において、市場参加者間の通常の取引において資産の売却に対して受け取る価格、または負債の移転に際して支払う価格として定義されている。公正価値測定には、3つのレベルのインプットが存在している。レベル1は、活発な市場における同一資産・負債の市場価格の使用を意味している。レベル2は、活発な市場における類似資産・負債の市場価格、または、活発でない市場あるいは直接的または間接的に観察可能な市場における、同一または類似の資産・負債の市場価格の使用を意味している。そして、レベル3は、観察不能なインプットの使用を意味している。観察可能な市場データは、入手できる場合は使用しなければならない。

全てではないものの、多くの場合、当社の金融資産は公正価値で評価されている。例えば、当社のほとんど全ての現金同等物、短期投資及び長期投資は売却可能有価証券に分類され、公正価値で評価されており、未実現損益は税引後の純額で「その他の包括利益（損失）」に計上されている。また、デリバティブ商品は、貸借対照表の様々な科目において公正価値で評価されており、公正価値の変動は、当期の損益に反映、またはヘッジ関係が適格な場合は繰り延べられている（注記9D「金融商品：金融派生商品及びヘッジ活動」参照）。事実上、当社の測定方法は全てレベル2インプットを使用している。修正された財務会計基準書第157号の適用による当社の連結財務諸表への影響に重要性はなかった。また、2008年1月1日時点において、非金融資産及び非金融負債については、修正された財務会計基準書第157号を適用していない。

のれん及びその他の無形資産 - その他の無形資産

当社は、2008年1月1日より、同日以降に開始する新しい契約について、緊急問題専門委員会（以下、「EITF」とする）論点07-3「将来の研究開発活動に使用される財貨またはサービスに対する返金不可の前払金の会計処理」を適用している。EITF論点07-3は、将来の研究開発活動に使用される商品やサービスに対する返金不可の前払金は、支払時ではなく、研究開発活動の実施時、または研究開発に係る財貨の取得時に費用化することを要求している。EITF論点07-3の適用による当社の連結財務諸表への影響に重要性はなかった。

法人税等 - 法人税に係る偶発事象

当社は、2007年1月1日より、財務会計基準審議会解釈指針第48号「法人所得税の申告が確定していない状況における会計処理-財務会計基準書第109号「法人所得税の会計処理」の解釈指針」を適用し、法人税等の偶発事象の会計処理に関する会計方針を、「可能性が高い」基準から「50%を超える可能性」基準へと変更した。会計方針の変更による累積的影響については、注記7A「法人税等：新会計基準の適用」を参照。

年金及び退職後給付制度、及び確定拠出型制度

当社は、2006年12月31日より、財務会計基準書第158号「給付建年金及び退職後給付制度に関する雇用主の会計処理」（財務会計基準書第87号、第88号、第106号、第132号改訂に対する修正）の規定を適用した。財務会計基準書第158号の適用により、当社は、給付制度の年金資産の公正価値と給付債務の差額について、連結貸借対照表上において認識することが要求される。加えて、当社は数理計算上の見積値と実績値との差によって生じる利益または損失（数理計算上の利得または損失）、及び制度の改定に伴い発生する過去の勤務の影響（過去勤務費用または収益）であって、当期発生分及び純期間給付費用の構成要素として未認識のものについて、税引後の金額により、その他の包括利益（損失）の構成要素として認識することが要求される。適用日において、当社は、以前の未認識の数理計算上の利得または損失、過去勤務費用または収益、及び移行時純資産または債務の純額を、税引後の金額で、その他の包括利益（損失）累計額に認識した。会計方針の変更による累積的影響については、注記13A「年金・退職後給付制度及び確定拠出型制度：新会計基準の適用」を参照。

C. 見積もりと仮定

連結財務諸表の作成にあたり、当社は、報告金額及び開示内容に影響を与える特定の見積もりと仮定を用いている。これらの見積もりや基礎となる仮定は、当社の財務諸表の全ての要素に影響を与える可能性がある。例えば、連結損益計算書において、見積もりは、収益の控除（リベート、チャージバック、返品、値引き等）、売上原価の決定、減価償却及びその他の償却費用の配分、事業再編費用の見積もり、及び偶発事象による影響について使用されている。また、連結貸借対照表において、見積もりは、売掛金、投資、棚卸資産、固定資産、無形資産（のれんを含む）等の、資産の評価及び回収可能性の検討に使用され、未払税金、給付債務、偶発事象の影響額、リベート、チャージバック、返品、売上値引、及び事業再編費用等に係る負債の計上において使用されている。

当社は、定期的に、経済環境を含む過去の実績及びその他の要素を使用し、見積もり及び仮定を評価している。当社の見積もりは、当社が合理的と判断する複雑な判断、可能性、及び仮定を基になされることもあり、本質的に不確実性及び予測不能性を伴っている。

将来の事象及びそれらの影響は正確に決定することはできないため、当社の見積もり及び仮定は、不完全または不正確であったと判明する場合もあり、また、予期しない事象及び状況の発生により、見積もり及び仮定を修正する可能性もある。非流動的な信用マーケット、不安定な株式市場、為替相場の急激な変動及び景気後退等の市場環境は、当社の見積もり及び仮定に固有の不確実性を増大させる可能性もある。当社は、事実及び状況が変更の必要性を示す場合、当社の見積もり及び仮定を調整する。当該修正は、当社の財務諸表に対し、将来的に反映される。他の専門家が、同じ事象や状況について合理的な判断をした結果、代替的な見積もりの範囲を裏づけ、提示することもありうる。当社はまた、実績が見積もりと相違する結果をもたらす各種のリスクと不確定要因（例えばヘルスケアの環境変化、競争、訴訟、法令及び規制の変動）の影響を受ける。これら及びその他のリスクや不確定要因については、未監査の「Our Operating Environment and Response to Key Opportunities and Challenges」及び「Forward Looking Information and factors That May Future Results」（いずれもFinancial Report原文のうち翻訳対象外）において記述されている。

D. 偶発事象

当社及びいくつかの当社の子会社は、様々な特許権、製造物責任、消費者、広告、証券、環境上、税務上の訴訟及びクレーム、政府の調査、当社の通常の業務から時に生じるその他の法的な出来事に関わっている。法人税等に係る偶発事象を除き、当社は、偶発事象の発生の可能性が高く、関連して生じる負債の額が見積もり可能と結論づけられる範囲において、引当金を計上している。また、当社は現存する保険契約により見込まれる回収可能額を、回収が保証された時に計上している。税金関連では、2007年期首の新会計基準適用を受け、当社は法人税等に係る偶発事象に対し、当社が「50%を超える可能性」基準の下でタックス・ポジションを維持できないと判断した場合に負債を計上している。そして、当社は別の租税管轄において支払った法人税等に起因して生じたある租税管轄における税務上の便益について、潜在的な回復が「50%を超える可能性」に該当すると判断した場合、潜在的な税務上の便益の推定額を計上している（注記1B「重要な会計方針：新会計基準」、注記7E「法人税等：税金に係る偶発事象」参照）。当社はこれらの見積もりを作成する際に多くの要素を考慮している。訴訟や他の偶発事象は本質的に予測不可能なものであり、極端な判断が下される場合もあるため、これらの見積もりは将来の出来事についての一連の複雑な判断を含み、見積もりや仮定に強く依存しうる（注記1C「重要な会計方針：見積もりと仮定」参照）。

E. 事業買収

買収した事業の影響は、買収の完了以降に当社の連結財務諸表に含められており、修正再表示は行っていない。当社は事業買収をパーチェス法により会計処理している。パーチェス法によれば取得した資産、継承した負債は、それぞれ買収日における公正価値で計上される。買収価額が取得した事業の純資産に係る見積公正価値を超過する場合、当該超過額はのれんとして計上される。取得した仕掛研究開発に配分された金額は買収日において費用化している。U.S. GAAPにおける当社の「事業」を構成しない純資産を獲得した場合、のれんは認識されない。

F. 外貨換算

海外の事業については、多くの場合、各国の現地通貨を機能通貨として使用している。当社は、機能通貨で記録されている資産及び負債の米国ドルへの換算にあたっては貸借対照表日レートを用いており、その換算差額については連結貸借対照表の「資本の部」の「その他の包括利益（損失）累計額」に計上している。損益計算書項目については期中平均レートにより換算している。非機能通貨で記録されている資産及び負債を機能通貨に換算した場合の影響は、「その他の（収益）費用 - 純額」に計上している。

超インフレーション下の地域での事業については、金融項目を貸借対照表日の為替レートで換算し、換算差額を「その他の（収益）費用 - 純額」に計上し、非金融項目を取得日の為替レートで換算している。

G. 収益

収益の認識

当社は製品が出荷され、所有権が顧客に移転した時点で収益を認識している。売上の時点において、当社は売上リベート、売上値引、セールスインセンティブ、返品といった、様々な製品売上の控除項目を見積計上している。当社が将来の返品高を合理的に見積ることができない場合は、返品リスクが実質的に消滅した時点で収益を認識している。

収益の控除

製品総売上高は、様々な収益の控除項目の影響を受ける。収益の控除項目は、一般的に見積もり計上され、関連収益が認識される事業年度に認識される。主なものとしては、当社の医療用医薬品に関連する政府機関、特約店、卸売業者及び管理医療機関に対するリベート及び割引がある。これら収益の控除は、関連する負担を見積もるものであるため、報告年度における総売上高に対して当該控除による影響を見積もる場合、市場状況及び商慣習に係る判断及び知識が要求される。

特に、

- ・ 米国では、低所得者医療扶助制度、高齢者医療保険制度、及び顧客へのリベート契約についての引当金は、過去の四半期毎のリベート支払額と実際の処方額との実績率に基づいて計上している。当社は、それぞれの期間の売上に対して実績率を適用し、リベート引当金や関連費用を決定している。この実績率は、実行可能な限り最新のものになっていることを確かめるために、定期的に評価されている。必要に応じ、当社は、現在や予想される将来の状況により適合させるため、実績率を調整する。この比率を検討する際に、当社は処方の状況や割引率の変更のような現在の契約条項を考慮している。
- ・ 海外では、当社の医療用医薬品に係るリベート、割引及び値引きの大部分は契約で決定されているか、または法制上規定されている。そして、当社の見積もりは各期間における実際に請求した売上高に基づいている。当該両要素は、見積もりプロセスにおける変動リスクを減殺させるのに有用である。欧州では、政府の予算外の医療用医薬品に係る支出に基づきリベートの金額を決定している国もあり、当社は、想定される補償レベルの見積もりに際し、（過去の支払いに基づく）配分要素及び実際に請求した売上高に対する国別の売上高の見積もりを使用している。また、当社は第三者の情報を入手して見積もりの十分性をモニターしている。
- ・ 医療用医薬品に係るチャージバック（主に、第三者に対する契約金額に係る卸売業者への補償）に対する引当金は、一般的に負債の発生から2～4週間以内に清算されるため、実際の金額に近似している。
- ・ 医療用医薬品の返品に係る引当金は、それぞれの市場における、返品に係る方針や慣行、売上に対する返品率、過去の返品原因に対する理解、製品の保管期限、出荷から返品までの期間の見積もり、及び将来の返品の見積もりに影響しうるその他の要因、例えば、独占権の消滅、製品の自主回収、市場環境の変化といった諸条件を加味した計算に基づいている。
- ・ セールスインセンティブは、関連収益の計上時またはインセンティブが提供された時のいずれか遅い時期に、収益から控除している。当社は、類似したインセンティブプログラムの過去の実績に基づき、セールスインセンティブの費用を見積もっている。
- ・ 低所得者医療扶助制度、高齢者医療保険制度、実績連動契約リベート、チャージバックに係る引当金は、「その他の流動負債」に、2008年12月31日時点で15億ドル、2007年12月31日時点で14億ドル含まれている。

製品売上に関連して顧客から徴収し、政府当局に支払われる税金は、純額で表示している。すなわち、それらの税金は、収益から除かれている。

業務提携

当社は、他社が開発した医療用医薬品の販売促進に係る業務提携を結んでいる。当該提携による収益は、当社の提携相手が該当製品を出荷し、所有権が顧客に移転した時点で計上される。当該提携による収益は、主に提携相手の純売上高に対する割合を基に計上される。これらの製品に係る販売促進費は、「販売費、IT関連費及び一般管理費」に計上されている。

H. 売上原価と棚卸資産

棚卸資産は、原価と時価のいずれか低い価額で評価されている。原価は次のように算定される。

- ・ 製品及び仕掛品については、実際平均原価
- ・ 材料及び貯蔵品については、実際平均原価または最終仕入原価

I. 販売費、IT関連費及び一般管理費

「販売費、IT関連費及び一般管理費」は発生時に費用計上している。これらの費用は市場調査、広告宣伝、物流、情報技術や管理部門の従業員に係る人件費等の費用を含んでいる。

製造原価に関連した広告宣伝費は、発生時に費用計上している。また、ラジオ、テレビ及び印刷物の広告スペースのコストは関連する広告が出稿されたときに費用化される。広告宣伝費は、合計で、2008年度約26億ドル、2007年度約27億ドル、2006年度約26億ドルである。

J. 研究開発費

研究開発費は、発生時に費用計上している。これらの費用には、第三者との共同研究に係る費用の他、当社独自の研究に係る費用も含まれる。ある化合物が認可前の場合においては、研究開発契約に基づく第三者に対する支出額は、開発の進捗に伴い費用計上される。ある化合物が認可を受けた場合、その後の支出額を「識別可能無形資産（償却累計額控除後）」に計上し、当該資産の耐用年数が不確定でない限り、残存契約期間または予想される製品のライフサイクル期間の短い方の期間にわたり、每期均等額償却を行う。

K. 無形資産の償却、減価償却及び特定の長期性資産

長期性資産には次のものが含まれている。

・ のれん

買収した事業に対する対価がその事業の純資産の公正価値を上回った場合、当該超過額をのれんとして計上している。のれんは償却されない。

・ 識別可能無形資産（償却累計額控除後）

取得した資産は、取得原価で計上される。その他耐用年数が有限の無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたり均等に償却している。耐用年数が不確定な無形資産は償却されない。

・ 有形固定資産（減価償却累計額控除後）

取得原価及び取得後の重要な資本的支出が計上されている。見積耐用年数にわたって均等に減価償却しており、税務計算上は、税法上の加速償却を適用している。

販売、製造、研究、製品、化合物や知的財産の販売や流通に役立つ取得した無形資産に関する償却費用は、それらが多様なビジネスの機能に有益であるため「無形資産償却費」に含まれている。単一の機能に関連する無形資産の償却費や、有形固定資産の減価償却費は「売上原価」、「販売費、IT関連費及び一般管理費」、「研究開発費」のいずれか適切な科目に含まれている。

当社はのれんや他の無形資産を含む全ての長期性資産について、少なくとも年次で、減損の兆候について検討している。当社は、のれん及び耐用年数が不確定な資産については年次で、その他全ての長期性資産については減損の兆候が発見された都度、詳細な減損テストを実施している。減損の認識が必要とされた場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値、または他の方法で算出した公正価値が当該長期性資産の簿価を下回る額について減損損失を計上している。のれんの評価にあたっては、対応する事業セグメントの公正価値の計算、及び事業セグメントの公正価値からのれん以外の全ての識別可能な純資産の公正価値を控除して、のれんの想定公正価値を決定する必要がある。

L. 買収に関連する仕掛研究開発費及び再編費用、及び買収関連費用

買収に際しては、当社は獲得した仕掛中の研究開発費に関連する金額を「買収関連仕掛研究開発費」として費用計上している。

当社においては、取得した事業を再構築し、統合する計画を実行する際には、事業買収関連のみならず、コスト削減イニシアチブに関連して再編費用が発生することがある。買収日以降の最初の年度において認識された被買収会社の事業に関連する再編費用は、買収時に継承した負債であるとみなされるため、関連する支出がある場合は追加的なものとして計上している。全てのその後の再構築費用、統合費用、買収により影響を受ける既存の事業に関連する費用は発生時に「再編費用及び買収関連費用」に計上している。撤退に係る費用は、当社の再編費用の重要な構成要素であり、実行される可能性が高く、かつ金額の見積もりが可能となった時点で計上している。

M. 現金同等物及びキャッシュ・フロー計算書

現金同等物には、現金とほぼ同程度の流動性を持った項目が含まれており、購入日から3ヶ月以内に満期が到来する譲渡性預金及び定期預金が含まれている。但し、この定義を満たすものであっても、それがより大きな投資対象の一部を構成する場合には、「短期投資」として分類している。

公正価値またはキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定された金融商品に関連するキャッシュ・フローは、ヘッジ対象項目の分類に応じて、営業活動、投資活動または財務活動に含められる。純投資ヘッジとして指定される金融商品に関連するキャッシュ・フローは、ヘッジ商品の性質により分類される。ヘッジ会計の適用が認められない金融商品に関連するキャッシュ・フローは、その目的や会計上の性質にしたがって分類される。

N. 投資、貸付金及びデリバティブ商品

全てではないが、多くの金融商品は、公正価値により評価される。例えば、ほぼ全ての現金同等物、短期投資及び長期投資は、売却可能有価証券に区分され、公正価値での評価後、未実現損益とともに、税引後の金額で「その他の包括利益(損失)」に計上される。デリバティブ商品は、公正価値で評価され、貸借対照表の各区分に計上される（注記9D「金融商品：金融派生商品及びヘッジ活動」参照）。なお、公正価値の変動は当期の損益に反映されるか、あるいはヘッジ関係が適格であるものは繰り延べられることとなる。当社の評価方法のほぼ全ては、活発な市場における類似の資産・負債の市場価格の使用、または活発でない市場あるいは直接的または間接的に観察可能な市場における、同一または類似の資産・負債の市場価格の使用に基づいている。

投資の売却取引に伴い認識された売却損益は、個別法により計算される。

O. 法人税に係る偶発事象

当社は、法人税に係る偶発事象に関して、便益認識モデルを用いている。当社はテクニカル・メリットのみに基づき、タックス・ポジションが税務調査において「50%を超える可能性」で維持されると結論付けられる場合に税務上の便益を認識している。当社は、税務上の便益を、最終的に解決された場合に50%を超える可能性で認識される金額を以って測定する。これらの判定を行う際には、当社のタックス・ポジションが全ての関連情報について十分な知識を持っている税務当局によって調査されることを前提としている。便益認識モデルにおける初期段階の評価において、税務上の便益を認識できない場合、当社はタックス・ポジションを定期的にモニターし、その後、(i)税法の改正や類似の判例により、当社のタックス・ポジションがテクニカル・メリットに関して「50%を超える可能性」のポジションに十分に達した場合、()時効が成立した場合、()税務調査の結果、当社にとって好ましい結果で解決された場合、税務上の便益を認識する。当社は、連邦、州、及び海外における税務調査の結果、時効の成立状況及び「50%を超える可能性」基準に関するテクニカル・メリットのポジションを増加または減少させる税法の改正状況に基づき、当社のタックス・ポジションを定期的に再評価している。未確定のタックス・ポジションに関連した負債は、12ヶ月以内に現金を支払うと予想される場合にのみ短期に分類される。延滞利息及びペナルティがある場合は、「法人税等」に含めて計上され、連結貸借対照表上、関連する税金負債に含めて表示される。

当社は多くの管轄において法人税の課税対象となっており、法人税に関連する資産及び負債の計上にあたっては、一定の見積もりが必要となる。当社における全てのタックス・ポジションは、各地域の税務当局から調査を受けることを前提にしている。税務調査は複雑な事象が絡むことがあり、特に交渉や訴訟による場合は解決に数年を要する場合もある。

P. 年金及び退職後給付制度

当社は、全世界の大部分の従業員を対象とした確定給付型の年金制度を有している。米国では、当社は、適格及び補足的（非適格）確定給付型年金制度のみならず、主に退職者に対する医療保険や生命保険で構成される退職後給付制度も有している。当社は、それぞれの確定給付型の年金制度について、積立余剰または積立不足の金額を、連結貸借対照表の資産または負債として認識している。給付債務は、通常、適正な給付額算定式に基づき、既に提供された労務サービスに帰属すべき全ての給付の年金原価で測定される。当社の年金及びその他の退職後給付債務の計算には、年金資産の長期期待収益率、離職率の見積もり及び加入者の死亡率等の仮定が含まれている。当社の年金制度では、給付債務については将来の報酬水準に関して仮定を含んでいる。当社のその他の退職後給付制度では、ヘルスケア及び生命保険給付における費用の見積もりのほか、従業員またはその他（政府のプログラム等）の負担金額についても、仮定を含んでいる。年金資産は、公正価値により測定される。純期間給付費用は、「売上原価」、「販売費、IT関連費及び一般管理費」及び「研究開発費」のいずれか適切な科目に計上される。

Q. 株式報酬に関する支払

当社の報酬プログラムは、株式報酬を含んでいる。株式報酬プログラムに基づいて付与される全ての権利は公正価値で会計処理され、これらの公正価値に相当する額は、原則として権利確定期間を通じて每期均等額償却され、「売上原価」、「販売費、IT関連費及び一般管理費」及び「研究開発費」のいずれか適切な科目に計上されている。

注記2. 買収

当社は、新たな成長分野に向けた投資に積極的に取り組んでおり、投資戦略には、企業買収、製品、技術の買収等も含まれている。2006年から2008年12月31日を以って終了する3年の間に、当社は以下の買収を行なった。

- ・ 2008年度第4四半期、当社はシェリング・プラウ社からアニマルヘルス事業に関連する多くの製品ラインを買収した。この買収は、当社が欧州経済地域において、豚の大腸菌用ワクチン、馬のインフルエンザや破傷風用のワクチン、反芻動物の新生児やクロストリジウム属の細菌用のワクチン、狂犬病用のワクチン、コンパニオンアニマル用の獣医師専用薬、寄生虫駆除及び抗炎症剤の分野で販売を行うためのものである。当該製品ラインの買収に係る費用は、約170百万ドルである。
- ・ 2008年度第2四半期、当社は、生物製薬会社であるエンサイシブ・ファーマシューティカルズ社（以下、「エンサイシブ社」とする）を買収した。同社の主要な製品は、肺動脈高血圧症治療薬「セリン」である。この製品は、EU内の大部分の地域で市販されているとともに、その他一部市場で承認され、また米国食品医薬品局（FDA）において検証がなされている。エンサイシブ社買収費用は、株式公開買付及びその後の買収を通じ、取引費用を含めて約200百万ドルであった。エンサイシブ社の買収に際し、エンサイシブ社の130百万ドル、2.5%の転換社債の買戻義務が支配株主の変更に伴い有効となった。これにより、エンサイシブ社は、2008年6月に額面価額に未払利息を合算した金額で当該転換社債を買い戻した。また、2008年度第2四半期において、当社はSNX-5422を保有する非上場の生物化学会社であるセレネックス社を買収した。SNX-5422は、経口熱ショック蛋白（以下、「Hsp90」とする）阻害剤であって、現在、固形がんや血液悪性腫瘍の治療薬として第1フェーズの試験中であるとともに、がん、炎症性疾患、及び神経変性の疾患においても効用が期待され、有望なHsp90をターゲットとする化合物ライブラリーを擁している。当社は、当該買収により、「買収関連仕掛研究開発費」に170百万ドル、及び無形資産として約450百万ドルを計上している。

- ・ 2008年度第1四半期、当社は臨床前のがん研究、代謝研究、及び当社の生物医薬品ポートフォリオを増強しうる生物療法の技術基盤を開発している非上場の生物療法会社であるコブックス社を買収した。また、2008年度第1四半期、当社はがん、アレルギー、喘息疾患、及び自己免疫疾患の治療のためのワクチンや候補薬に注力している生物製薬会社であるコーリー・ファーマシューティカル社（以下、「コーリー社」とする）の全発行済株式を約230百万ドルで取得した。これらのアニマルヘルス事業に関連する2件の小規模な買収に関連して、当社は「買収関連仕掛研究開発費」に約440百万ドルを計上している。
- ・ 2007年度第1四半期、当社は新たな蛋白質薬の候補を開発するための最新技術基盤を有する非上場の生物製薬会社であるバイオレクシス・ファーマシューティカル社（以下、「バイオレクシス社」とする）を買収した。また、雛がまだ卵の状態の間に接種することにより、同質性及び信頼性を向上させるイノボジェクトとして知られる独自のワクチン投与システムを有する非上場のアニマルヘルス会社であるエンブレックス社を買収した。当社はこれらの買収とその他の小規模な買収により、「買収関連仕掛研究開発費」として283百万ドルを計上している。
- ・ 2006年2月、当社は取引費用も含めて約14億ドルにて、サノフィ・アベンティス社の吸引型インスリン「エクスペラ」の製造及び販売のための特許権及び製造技術を含むワールドワイドでの諸権利、及び、当社とサノフィ・アベンティス社との共同所有であった当該インスリン製造事業及びドイツ・フランクフルトの設備の買収を完了した。当該買収によって計上されたほぼ全ての資産は、評価減された（注記4D「特定費用：エクスペラ」参照）。当該買収に先立ち、サノフィ・アベンティス社との提携契約に関連し、2006年1月の米国食品医薬品局（FDA）による「エクスペラ」の承認に基づき、サノフィ・アベンティス社への研究開発のマイルストーン費用として118百万ドル（税引後71百万ドル）を「研究開発費」に計上している。
- ・ 2006年12月、当社はイギリスの企業であるパワーメッド社の買収を完了した。パワーメッド社はインフルエンザや慢性ウィルス性疾患の治療に用いられる、遺伝子情報を利用したワクチンの新技術において高い専門性を有する企業である。また、2006年5月には、複数の中枢神経系製品の候補を有する生物製剤会社であるリナットニューロサイエンス社（以下、「リナット社」とする）の買収を完了した。2006年度においては、これらの買収やその他の規模の小さな買収に要した費用の合計額は、取引費用を含めて約880百万ドルとなった。また、当該買収により、「買収関連仕掛研究開発費」に835百万ドルを計上している。

注記3. 非継続事業

当社は現在行っている事業や製品ラインが当社の戦略目的にふさわしいものかどうかを定期的に評価している。

2006年度第4四半期、当社はコンシューマー・ヘルスケア事業を166億ドルで売却し、約102億ドル（税引後79億ドル）の売却益を計上した。これらは2006年度連結損益計算書の「非継続事業の売却益 - 税引後」に含まれている。2007年において、当社は税引後の金額で約70百万ドルの損失を計上した。これは主に年金の清算の他、購入価格の調整や製品保証義務などの偶発事象の解決によるものである。当該事業に係る金額は、以下のとおり構成されていた。

- ・ 従来の「コンシューマー・ヘルスケア」セグメントにおける計上金額のほぼ全額
- ・ パーチェス法の影響、買収関連費用、コスト削減イニシアチブに関連した再編費用及び実施費用など、従来の「共通・その他」セグメントに計上されていたその他の関連する金額
- ・ コンシューマー・ヘルスケア事業の売却に含まれた、従来の「医療用医薬品」または「共通・その他」セグメントに計上されていたいくつかの製造設備に係る資産・負債。なお、「医療用医薬品」セグメントに与える影響の純額に重要性はなかった。

当該事業の損益については、2006年度の「非継続事業の事業利益- 税引後」に含まれている。

一部の資産に対する法的所有権及び一部の海外事業に対する法的支配については、現地における特定の要求事項を満たしていないため、2006年12月20日の手続完了時点において、買い手に移転していなかった。これらは、従来のコンシューマー・ヘルスケア事業の僅かな一部に過ぎず、全ての取引は既に完了している。買い手において、当該事業の資産・事業及び活動が同じ取引日に移転されたのと同様の経済的立場を確保するために、当社は2006年12月20日以降の所有権に係るリスク及び利得を買い手に移転する契約を締結した。当社は、これらの手続完了遅延事業について、会計上は2006年12月20日に売却として処理している。

2007年度、2008年度及び来期以降において、大幅に水準が縮小しながらも、従来のコンシューマー・ヘルスケア事業に関連する活動により、引き続きキャッシュ・フローが発生し、売上高、収益及び費用が継続事業として報告される。これらの活動の譲渡後は、キャッシュ・フローを発生させるもしくは損益計算書の継続事業として報告されるような活動はなくなるだろう。これらの影響をもたらす活動は、本質的に暫定的なものであり、新たな所有者への事業活動の適切な譲渡を確実にかつ円滑に行うための契約から生じるものである。例えば、当社は、買い手に事業移管の準備に十分な時間を提供し、事業中断リスクを制限するいくつかの移行時サービス契約を締結している。当該契約の性質・規模及び期間は、サービス、所在地、事業の必要性に係る特別な状況により変動する。当該契約は、製造及び製品供給、物流、顧客サービス、財務プロセスサポート、調達、人事、設備管理、データ収集及び情報サービスを含んでいる。当該契約の大半は24ヶ月を超えない期間において延長されるが、製造プロセス固有の複雑性及び製造フロー中断リスクのため、製造及び製品供給契約は、最長36ヵ月迄延長される。2007年度及び2008年度の継続事業には、事業活動が完全に新しい所有者に移転した後は発生しない移管中の役務契約に関連する金額が含まれており、その内訳は以下のとおりである。2008年度：「売上高」172百万ドル、「売上原価」162百万ドル、「販売費、IT関連費及び一般管理費」3百万ドル。2007年度：「売上高」219百万ドル、「売上原価」194百万ドル、「販売費、IT関連費及び一般管理費」15百万ドル、「その他の（収益）費用-（純額）」16百万ドル（収益）。

当該契約では、新たな所有者の下におけるコンシューマー・ヘルスケア事業の活動・財務方針に対して、当社は影響力を行使することはできない。

以下は、主に2006年12月に166億ドルで売却された従来のコンシューマー・ヘルスケア事業関連の金額を示しており、連結損益計算書上、継続事業と分離し、「非継続事業- 税引後」として開示している。

(単位：百万ドル)			
	12月31日を終了とする事業年度		
	2008年	2007年	2006年
売上高	\$ -	\$ -	\$ 4,044
税引前当期純利益（損失）	\$ (3)	\$ (5)	\$ 643
法人税等の収益（費用） ^(a)	1	2	(210)
非継続事業の事業利益（損失）- 税引後	(2)	(3)	433
税引前非継続事業の売却益（損失）	6	(168)	10,243
法人税等の収益（費用） ^(b)	74	102	(2,363)
非継続事業の売却益（損失）- 税引後	80	(66)	7,880
非継続事業- 税引後	\$ (78)	\$ (69)	\$ 8,313

(a) 2006年度は24百万ドルの繰延税金費用を含む。2007年度及び2008年度においては発生していない。

(b) 2006年度は444百万ドルの繰延税金利益を含む。2007年度及び2008年度においては発生していない。

営業活動、投資活動及び財務活動から発生する非継続事業に係るキャッシュ・フロー（純額）は、重要ではなかった。

注記4．特定費用

A. ベクストラ及びその他の調査

2009年1月、当社は、ベクストラに係る過去のオフラベルプロモーションの慣行を巡る申立てに関連して以前に発表された調査、及びその他の未解決の調査に関して、米国司法省との間で解決のための基本合意に達した。これらの合意に関連して、2008年度第4四半期において、当社は、税引前及び税引後で23億ドルを「その他の（収益）費用 - 純額」に計上するとともに、「その他の流動負債」に含めている（注記19D「訴訟及び偶発事象：政府の調査及び情報の要求」参照）。

B. 特定の製造物責任に関する訴訟 - セレブレックス及びベクストラ

2008年10月、当社は、米国において係争中だった、セレブレックス及びベクストラを含む消費者への不正行為に対するクラスアクション、及び患者からの申立ての90%以上について、解決のための基本合意に達した。また、当社は、主にベクストラの販売促進活動に関連して州検事から提起されていた訴訟に関してもほぼ合意に達した。当該訴訟に関連し、2008年度第3四半期において、当社は以下の金額（税引前）を計上した。

- ・ 米国における患者からの知りうる全ての申立てに対して、約745百万ドル。
- ・ 米国における消費者への不正行為に係るクラスアクションに対して、約89百万ドル。
- ・ 主にベクストラの販売促進活動に関連して、33州及びコロンビア特別区において提起されていた民事訴訟に対して、約60百万ドル。これらの合意に基づき、当社は諸州に対して60百万ドルを支払うとともに、従来の当社における方針及び手続きを補完する法令順守措置を講じている。

これらの訴訟関連費用は、「その他の（収益）費用 - 純額」に計上されている。また、この金額のほとんどは「その他の流動負債」に含まれている。なお、個人の患者との和解の一部に関しては保険の対象になっていると考えているが、保険金による補填額は計上していない。

当社は、約745百万ドルの費用は、現時点で未解決の案件を含めて、米国における個人の患者からの全ての知りうる申立ての解決に際し十分であると考えている。しかし、セレブレックスやベクストラに係る、現在係争中の案件及び未発生 of 案件に関連し、将来的に追加費用が発生する可能性は存在している（注記19B「訴訟及び偶発事象：製造物責任に関する訴訟」参照）。

C. 製品返品に係る過年度に計上した負債の調整

2008年度の売上高は、製品返品に係る過年度に計上した負債の調整による影響により、税引前217百万ドル減額されている。2008年度の返品実績に係る詳細な調査の結果、販売と返品の時間差は当社が従来想定していた期間よりも長いことが判明し、従来の当社の返品に係る会計処理を変更する必要があると決定された。2008年度に全額計上されているが、調整額のほとんどは過去数年間に関するものである。

当社は、過年度における当該誤謬の影響、及び2008年度における誤謬の修正の累積的影響について、評価を実施した。当該評価の結果、累積的な修正は当社の2008年度業績に対し重要ではなく、当該修正を2008年度に計上することを決定した。当社は過去の事業年度の費用に対する影響についても調査を行い、見直し後の計算方法に基づいた場合の計上額と過去の事業年度における計上額との間に重要な差異はないと判断した。

D. エクスベラ

2007年度第3四半期、糖尿病の治療における吸入用インスリン薬であるエクスベラについて、患者、医師及び購入者に対する普及が進まなかったこともあり、財務実績の評価後に撤退することを決定した。

当該活動に関連して、当社は税引前費用合計で28億ドルを計上した。これらの金額のほとんどは2007年度第3四半期に計上された。これらの費用は、主に「売上原価」に26億ドル、「販売費、IT関連費及び一般管理費」に85百万ドル、及び「研究開発費」に100百万ドル含まれている。費用には、資産の減損（無形資産、棚卸資産及び固定資産）による22億ドルや、主に解雇給付、契約解除及びその他事業終了に伴う費用等、撤退に係る費用が含まれている。撤退に係る費用により、2007年度及び2008年度において現金支出が生じた。2008年12月31日現在、その他の撤退費用に係る引当残高は約152百万ドルである。これらの現金支出のほとんどは、2009年度中に完了すると見込んでいる。

注記5. コスト削減イニシアチブ

2005年度第1四半期において、当社は全社レベルで、効率化と意思決定の迅速化を促進するため、コスト削減・再編イニシアチブを立ち上げた。これらのイニシアチブは、ワーナー・ランバート社、ファルマシア社の統合に続き、2005年4月に公表され、2006年10月及び2007年1月に拡大されている。2009年1月、当社は2010年度末までに完了を見込む新しいコスト削減イニシアチブを公表した。

コスト削減イニシアチブに関して発生した全ての費用は以下のとおりである。

（単位：百万ドル）

	12月31日を終了とする事業年度		
	2008年	2007年	2006年
実施費用 ^(a)	\$ 1,605	\$ 1,389	\$ 788
再編費用 ^(b)	2,626	2,523	1,296
コスト削減イニシアチブ関連費用合計	\$ 4,231	\$ 3,912	\$ 2,084

(a) 2008年度において、「売上原価」に745百万ドル、「販売費、IT関連費及び一般管理費」に413百万ドル、「研究開発費」に433百万ドル、「その他の（収益）費用 - 純額」に14百万ドル（収益）が計上されている。2007年度において、「売上原価」に700百万ドル、「販売費、IT関連費及び一般管理費」に334百万ドル、「研究開発費」に416百万ドル、「その他の（収益）費用 - 純額」に61百万ドル（収益）が計上されている。2006年度において、「売上原価」に392百万ドル、「販売費、IT関連費及び一般管理費」に243百万ドル、「研究開発費」に176百万ドル、「その他の（収益）費用 - 純額」に23百万ドル（収益）が計上されている。

(b) 「再編費用及び買収関連費用」に含まれている。

2005年度のコスト削減・再編イニシアチブの開始当初から2008年12月31日までを通じて、実施費用は、システムやプロセスの標準化及びシェアードサービスの拡大に加え、特定の資産の加速償却に係る費用に関するものであるのに対し、再編費用は、主にサプライネットワークの再構築や、世界規模でのマーケティング及び研究開発業務の再構築に関連するものである。

コスト削減イニシアチブに関連した全ての再編費用の内訳は以下のとおりである。

(単位：百万ドル)

	発生した費用				12月31日までの活動	12月31日現在残高
	2008年	2007年	2006年	2005-2008年	2008年 ^(a)	2008年 ^(b)
従業員解雇手当	\$ 2,004	\$ 2,034	\$ 809	\$ 5,150	\$ 3,045	\$ 2,105
資産減損	543	260	368	1,293	1,293	-
その他	79	229	119	440	390	50
合計	\$ 2,626	\$ 2,523	\$ 1,296	\$ 6,883	\$ 4,728	\$ 2,155

(a) 為替換算調整を含む。

(b) 「その他の流動負債」(15億ドル)及び「その他の固定負債」(636百万ドル)に含まれている。

2005年度のコスト削減・再編イニシアチブの開始当初から2008年12月31日までの「従業員解雇手当」は、主に製造、販売及び研究部門における従業員約30,700人の人員整理計画を反映したものである。これらの従業員のうち約19,500人が既に退職している。「従業員解雇手当」は、退職の可能性が高く、かつ見積もり可能な段階で計上され、発生が見込まれる退職金、年金、及び退職後給付が含まれている。「資産減損」には、主に固定資産評価減が含まれている。「その他」には、主に特定の活動から撤退するための費用が含まれている。

注記6. その他の(収益)費用 - 純額

その他の(収益)費用 - 純額の内訳は下表のとおりである。

(単位：百万ドル)

	12月31日を終了とする事業年度		
	2008年	2007年	2006年
受取利息	\$ (1,288)	\$ (1,496)	\$ (925)
支払利息	562	440	517
資産化された利子費用	(46)	(43)	(29)
受取利息 - 純額 ^(a)	(772)	(1,099)	(437)
ロイヤリティ関連収益 ^(b)	(673)	(224)	(395)
資産の処分益(純額) ^(c)	(14)	(326)	(280)
訴訟関連 ^(d)	3,300	46	(29)
資産の減損損失 ^(e)	143	28	320
その他(純額)	48	(184)	(83)
その他の(収益)費用 - 純額	\$ 2,032	\$ (1,759)	\$ (904)

(a) 2007年度と比較して2008年度の受取利息の純額が減少しているのは、主に、2007年度と比較して2008年度には純金融資産(純額)が減少したこと及び金利の低下の影響による。2006年度と比較して2007年度の受取利息の純額が増加しているのは、主に、2006年12月末にコンシューマー・ヘルスケア事業を売却したことにより166億ドルが発生したことで2006年度と比較して2007年度には純金融資産が増加したこと及び金利の上昇の影響による。

(b) 2008年度においては、特定のロイヤリティ権利の販売に関連する425百万ドルを含んでいる。

(c) 2007年度においては、韓国の建物の売却に関連した211百万ドルの利益を含んでいる。2008年度における売却可能有価証券の売却による総実現利益は20百万ドルであり、実現損失は発生していない。2007年度における売却可能有価証券の売却による総実現利益は、8百万ドルであり、実現損失は発生していない。2006年度における売却可能有価証券の売却による総実現利益は65百万ドルであり、総実現損失は1百万ドルであった。売却可能有価証券の売却による収入は、2008年度には22億ドル、2007年度には663百万ドル、2006年度には79百万ドルであった。

(d) 2008年度においては、過去のベクストラに係るオフラベルプロモーションの慣行を巡る申立てに関連して、以前に発表された調査及びその他の未解決の調査に関して、米国司法省との間で解決のための基本合意に達したことによる23億ドルの費用、及び消炎鎮痛剤の非ステロイド性抗炎症薬(NSAID)に関する訴訟や申立てについて合意あるいは基本合意したことによる900百万ドルの費用を含んでいる(注記4A「特定費用：ベクストラ及びその他の調査」及び4B「特定費用：特定の製造物責任に関する訴訟 - セレブレックス及びベクストラ」参照)。

- (e) 2006年度において、当社はデボプロペラの無形資産の減損に関連して320百万ドルの費用を計上した。当該無形資産に係る償却費は、「無形資産償却費」に含まれていた。

注記7. 法人税等

A. 新会計基準の適用

当社は、2007年1月1日より、財務会計基準審議会解釈指針第48号「法人所得税の申告が確定していない状況における会計処理-財務会計基準書第109号「法人所得税の会計処理」の解釈指針」及びこの基準を補完する2007年5月2日に公表されたFASBスタッフ意見書第48号-1「財務会計審議会解釈指針第48号における解決の定義」を適用した。法人税の偶発事象の処理に関連する会計方針全般に係る解説は、注記10「重要な会計方針：法人税に係る偶発事象」を参照。財務会計審議会解釈指針第48号の適用の結果、適用開始日において当社は未確定のタックス・ポジションに係る債務を約11百万ドル減額した。この減額は2007年1月1日時点の利益剰余金に対して直接調整する方法で行われた。また、当社は未確定のタックス・ポジションに係る約40億ドルのほとんど全てについて財務諸表上の分類を流動から固定に変更しており、この額には関連する未払利息約780百万ドルも含まれている。注記7E「法人税等：税金に係る偶発事象」を参照。

B. 法人税等

「税引前及び少数株主損益前の当期継続事業利益」の内訳は以下のとおりである。

	12月31日を終了とする事業年度		
	2008年	2007年	2006年
米国	\$ (1,760)	\$ 242	\$ 3,266
海外	11,454	9,036	9,762
税引前及び少数株主損益前の当期継続事業利益合計	\$ 9,694	\$ 9,278	\$ 13,028

2008年度における米国内の税引前継続事業利益の2007年度比の減少は、主に、過去のエクスペラに係るオフラベルプロモーションの慣行を巡る申立てに関連して以前に発表された調査、及びその他の未解決の調査に関して、米国司法省との間で解決のための基本合意に達したことによる23億ドルの費用（注記4A「特定費用：ベクストラ及びその他の調査」参照）、消炎鎮痛剤の非ステロイド性抗炎症薬（NSAID）に関する訴訟や申立てにおいて合意あるいは基本合意したことによる900百万ドルの費用（注記4B「特定費用：特定の製造物責任に関する訴訟 - セレブレックス及びベクストラ」参照）、及び2008年度における再編費用の2007年度比での増加が、2007年度におけるエクスペラに係る費用による影響（注記4D「特定費用：エクスペラ」参照）が一部相殺された結果によるものである。2008年度における海外の税引前継続事業利益の2007年度比の増加は、主に、2007年度におけるエクスペラに係る費用による影響である（注記4D「特定費用：エクスペラ」参照）。

2007年度における米国内の税引前継続事業利益の2006年度比の減少は、主に、エクスペラに係る費用の影響に加え、製品販売高及び製品販売の地域構成比、及び再編費用の影響によるが、一部、主としてリナット社及びパワーメッド社の買収に関連した2006年度の仕掛研究開発費835百万ドルに比較して低い水準にあったバイオレックス社とエンブレックス社の買収に関連した2007年度における仕掛研究開発費283百万ドルによる影響が相殺されている。

法人税等の内訳は以下のとおりである。

	(単位：百万ドル)		
	12月31日を終了とする事業年度		
	2008年	2007年	2006年
米国：			
当期税金：			
連邦税	\$ 707	\$ 1,393	\$ 1,399
州税及び地方税	154	243	205
繰延税金	(30)	(1,986)	(1,371)
米国法人税等合計	831	(350)	233
海外：			
当期税金	2,115	2,175	1,913
繰延税金	(1,301)	(802)	(154)
海外法人税等合計	814	1,373	1,759
法人税等合計 ^(a)	\$ 1,645	\$ 1,023	\$ 1,992

(a) 主に「のれん」を借記または貸記していたファルマシア社に関連するタックス・ポジションの解決に関連する連邦税、州税及び海外法人税の2008年度約4百万ドル及び2007年度約1百万ドルの増額分、及び2006年度の119百万ドルの減額分による影響を除く。

2008年度、当社は、多国籍企業に共通する複数の問題について、主に2000年度から2005年度に関し、諸外国の税務当局と有効に解決を図った。その結果、当社は305百万ドルの税務上の便益を認識した。また、2008年度、当社は生物薬剤会社の一つであるエスペリオン・セラピューティクス社（以下、「エスペリオン社」とする）を、ベンチャーキャピタル会社のグループが過半数を所有する新設会社に売却した。当該売却ではわずかな対価を受け取ったのみであり、その結果、税務上損失が計上され、当社の税金費用は426百万ドル減少した。当該税務上の便益は、買収時点で損益計算書において仕掛研究開発費として計上されていた2004年度のエスペリオン社への巨額の初期投資に伴うものである。また、2008年度においては、第3四半期におけるベクストラ及びセレブレックスに係る民事訴訟の解決案に対する引当、及び第4四半期におけるある調査の解決案に対する引当が影響しており、当該引当は損金算入ができないか、または低税率での控除が認められるのみである。

2006年度、当社は継続審理中であった2000年にワーナー・ランバート社から支払われた買収関連の違約金の税務上控除申し立てについて、米国内国歳入庁（以下、「IRS」とする）上訴審部から結審されたとの通知を受けたことにより、約441百万ドルの税務上の便益を計上した（注記7E「法人税等：税金に係る偶発事象」参照）。また、2006年度において、当社は、主にあるポジションに係るテクニカル・メリットについて、当社の評価の有効性を高める可能性を有する情報の受領により海外所得からの送金に関する2005年度の見積もり米国法人税を減少し、124百万ドルの税務上の便益を認識した。さらに、2006年度において、IRSは、「統合と合併」に関する最終法令を公布した。当該法令は、過年度の特定の取引に影響をもたらし、当社は当該法令の合計影響額である217百万ドルを税務上の便益として認識した。

上表中の金額は、各税務当局の所在地に基づいたものである。

C. 税率の調整

米国の連邦法人所得税率と当社の継続事業からの利益に係る実効税率との調整は以下のとおりである。

(単位：パーセンテージ)

	12月31日を終了とする事業年度		
	2008年	2007年	2006年
米国連邦法人所得税率	35.0 %	35.0 %	35.0 %
在外活動による影響	(20.2)	(21.6)	(15.7)
生物薬剤会社の売却	(4.3)	-	-
タックス・ポジションの解決	(3.1)	-	(3.4)
米国研究費の税額控除及び製造業控除	(1.2)	(1.5)	(0.5)
訴訟解決案	9.0	-	-
取得した仕掛研究開発費	2.1	1.1	2.2
税法の影響	-	-	(1.7)
海外所得からの送金	-	-	(1.0)
その他(純額)	(0.3)	(2.0)	0.4
継続事業利益に係る実効税率	17.0 %	11.0 %	15.3 %

在外活動による影響について、当該影響は、当社が製造子会社を有している、プエルトリコ、アイルランド及びシンガポールの状況を反映している。当社は2019年から2029年度末の間に期限が到来するプエルトリコ政府からの奨励的恩典を受けており、この恩典により、当社は部分的に法人税、固定資産税及び地方税が免除されている。当社は米国内国歳入法936項の適用を除外されていた法人であり、当該便益を受ける地位を2006年9月30日まで与えられていた。アイルランドにおいて、当社は製造活動からの収益に対して2010年まで有効な奨励的税率の恩典を受けている。また、シンガポールにおいても、当社は製造活動からの収益に対して2031年まで有効な奨励的税率の恩恵を受けている。当該税率の影響は、所得の租税管轄、約711百万ドル(税効果)の繰越損失の実現、及び本国送金の決定に係る費用を反映している。

生物薬剤会社の売却、訴訟解決案、税法の影響、及び海外所得からの送金に関する考察は、注記 7B「法人税等：法人税等」を参照。特定のタックス・ポジションの解決に関する考察については、注記 7E「法人税等：税金に係る偶発事象」を参照。2008年10月3日、税金延長及び代替最低税救済法(以下、「延長法」とする)により、米国研究費の税額控除は2008年1月1日から2009年12月31日まで延長された。2008年度、2007年度、及び2006年度の仕掛研究開発費は、損金算入できない。

D. 繰延税金

繰延税金は、財務会計上と税務上の基準の相違により生じる。

12月31日現在、繰延税金資産及び負債として計上されている主な項目に係る税効果（管轄区域毎の相殺前）は下表のとおりである。

	(単位：百万ドル)			
	2008年		2007年	
	繰延税金		繰延税金	
	資産	(負債)	資産	(負債)
前払/繰延項目	\$ 1,095	\$ (256)	\$ 1,315	\$ (431)
無形資産等	872	(5,727)	897	(6,737)
有形固定資産	205	(996)	300	(957)
従業員給付	3,414	(585)	2,552	(740)
再編費用及び				
その他費用	1,449	(5)	717	(11)
繰越欠損金/繰越税額控除	3,065	-	1,842	-
未分配利益剰余金	-	(4,471)	-	(3,550)
州税、地方税の調整	585	-	529	-
その他	1,007	(432)	848	(37)
小計	11,692	(12,472)	9,000	(12,463)
評価性引当金	(194)	-	(158)	-
繰延税金合計	\$ 11,498	\$ (12,472)	\$ 8,842	\$ (12,463)
繰延税金負債（純額）		\$ (974)		\$ (3,621)

2008年度の繰延税金負債（純額）の2007年度比減少は、主に2003年度に買収したファルマシア社に係る識別可能無形資産に関連した長期繰延税金負債の償却、従業員給付及び繰越欠損金に関連した長期繰延税金資産の増加、及び再編費用に関連した短期繰延税金資産の増加（部分的に未分配利益剰余金に関連した短期繰延税金負債の増加と相殺）によるものである。

当社は、期限が未確定、または2009年度から2028年度の間のいくつかの時点で期限が終了する連邦、州、及び外国所得を減額できる繰越欠損金及び外国繰越税額控除を主に繰り延べている。当社の米国における特定の繰越欠損金は、米国内国歳入法382項の制限を受けている。

評価性引当金は、現在策定されている、慎重かつ実現可能なタックスプランニングを考慮し、将来の見積課税所得の評価に基づき当社の繰延税金資産に回収可能性がないと考えられる際に計上される。

2008年12月31日現在、当社は在外子会社の未分配の利益剰余金約631億ドルについて米国法人税を計上していない。2008年12月31日現在、これらの剰余金は、永久に海外において再投資される見込みである。したがって、これらの永久的に再投資される剰余金に対して繰延税金負債を見積計上することは現実的ではないと考えている。

上表中の繰延税金資産及び負債は、税務管轄区域毎に相殺後、当社の連結貸借対照表上、以下の科目に計上されている。

	(単位：百万ドル)	
	12月31日	
	2008年	2007年
短期繰延税金資産 ^(a)	\$ 1,143	\$ 1,664
長期繰延税金資産 ^(b)	1,256	2,441
短期繰延税金負債 ^(c)	(414)	(30)
長期繰延税金負債 ^(d)	(2,959)	(7,696)
繰延税金負債（純額）	\$ (974)	\$(3,621)

(a) 「税金及びその他の流動資産」に含まれる。

(b) 「その他の資産、繰延税金資産及び繰延資産」に含まれる。

(c) 「その他の流動負債」に含まれる。

(d) 「繰延税金」に含まれる。

E. 税金に係る偶発事象

当社は多くの管轄区域において法人税を支払う必要があり、法人税に関連する資産や負債を計上する際にある程度の見積もりが求められている。法人税の偶発事象についての会計方針の詳細については、注記10「重要な会計方針：法人税に係る偶発事象」を参照。当社の全てのタックス・ポジションは、各税務管轄区域において税務調査を受けることを前提にしている。税務調査は複雑な事象が絡むことがあり、特に交渉や訴訟の場合は解決に数年を要する場合もある。

米国は、当社の主要な税務管轄の一つである。当社は、IRSによる2002年度から2005年度におけるファイザー社の税務申告書の調査に関連し、現在2件について申し立てをしている。2006年、2007年及び2008年の税制年度については、リアルタイム調査プロセスであるIRSのコンプライアンス・アシュアランス・プロセスのもと、現在調査が行われている。他の全ての米国税制年度については、時効により終了している。ファルマシア社に関しては、IRSは、現在2003年度のファイザー社との合併日（2003年4月16日）までの期間における税務調査を行っている。米国における未調査年度に加え、当社の他の主要な税務管轄においても未調査年度が存在する。すなわち、カナダ；1998年度から2008年度、日本；2006年度から2008年度、欧州；1996年度から2008年度（主に、アイルランド、イギリス、フランス、イタリア、スペイン、及びドイツ）、プエルトリコ；2004年度から2008年度が未調査となっている。

当社は、連邦、州、及び外国における税務調査、時効及び「50%を超える可能性」基準に関するテクニカル・メリットのポジションを増加または減少させる税法の改正状況に基づき、当社のタックス・ポジションを定期的に再評価している。当社は、未払税金額は全ての未調査の事業年度において妥当であると考えている。当社はこれらの評価を行うにあたって、過去の出来事、税法の最近の解釈、それぞれの問題の個別の事情を含む多くの要素を考慮している。税法及び規則は解釈の影響を受け、税金に関する訴訟は本質的に不確実性を伴うものであるため、これらの評価は、将来の事象に関しての一連の複雑な判断を伴うとともに、見積もりや仮定に強く依存することになる（注記10「重要な会計方針：見積もりと仮定」参照）。当社の評価は経営陣によって妥当であると考えられている見積もりや仮定に基づいている。しかしながら、仮に当社の見積もりや仮定が実際の結果に合わない場合、当社の経営成績に大きな影響を及ぼす可能性もある。

2008年度、当社は、多国籍企業に共通する複数の問題について、主に2000年度から2005年度に関し、諸外国の税務当局と有効に解決を図った。その結果、当社は305百万ドルの税務上の便益を認識した。

税法は複雑であり、かつ様々な解釈がなされ得ることから、当社のタックス・ポジションが税務調査で認められるかどうかは不確実である。2008年度及び2007年度における不確実なタックス・ポジションに係る金額は、以下のとおりである。

(単位：百万ドル)		
12月31日		
	2008年	2007年
長期繰延税金資産 ^(a)	\$ 589	\$ 529
その他の税金資産 ^(a)	809	890
未払法人税等 ^{(b) (c)}	(129)	(408)
その他の未払税金 ^(b)	(6,568)	(6,246)
不確実なタックス・ポジションの合計	\$(5,299)	\$(5,235)

(a) 「その他の資産、繰延税金資産及び繰延資産」に含まれる。

(b) 2008年12月31日現在13億ドル、2007年12月31日現在12億ドルの未払利息の総計を含む。未払いのペナルティに重要性はなかった。

(c) 2008年12月31日現在、「未払法人税等」(85百万ドル)及び「税金及びその他の流動資産」(44百万ドル)に含まれる。2007年12月31日現在、「未払法人税等」(358百万ドル)、「税金及びその他の流動資産」(50百万ドル)に含まれる。

不確実なタックス・ポジションに係る税金負債は、未認識の税務上の便益を表す。未認識の税務上の便益は、上述の不確実性のために当社の財務諸表に計上された見積もり便益が税務申告にて取り込まれる、または取り込まれることが期待される額と異なる場合に生じる。これらの未認識の税務上の便益は、主として多国籍企業間で共通の問題に関連している。これらの未認識の税務上の便益の大部分が認識された場合、当社の実効税率に影響を及ぼす。

不確実なタックス・ポジションに係る税金資産は、当社のある税務管轄における法人税等の支払いの結果として生じる。他の税務管轄における潜在的な税務上の便益の見積もりを表す。これらの潜在的便益は、一般に、例えば二重課税を最小限にするための租税条約の締結といった、税務当局間での協調的な努力によってもたらされる。これらの資産の回収可能性は、当社が50%を超える可能性があると考えているところであり、ある税務管轄における税金の実際の支払いや他の税務管轄における申立ての実現に依存するものである。

期首、期末における未認識の税務上の便益の総額及び未払利息に係る調整項目は、以下のとおりである。

(単位：百万ドル)		
	2008年	2007年
1月1日残高	\$ (6,654)	\$ (5,009)
前期に生じたタックス・ポジションに基づく減少 ^(a)	1,022	-
当期に生じたタックス・ポジションに基づく増加 ^(b)	(990)	(1,089)
時の経過による未払利息の増加	(333)	(331)
為替換算に係る影響	245	(191)
その他(純額) ^(c)	\$ 13	\$ (34)
12月31日残高 ^(d)	\$ (6,697)	\$ (6,654)

(a) 減少は、主に諸外国の税務当局と有効に解決を図ったことによる305百万ドルの便益(純額)によるものであり、相互協議に関連した税金資産に関する戻入を反映している(注記7B「法人税等：法人税等」参照)。

(b) 主に「法人税等」に含まれる。

(c) 過年度におけるタックス・ポジションに基づく増加、税務当局との解決に伴う減少、時効適用による減少を含んでいる。

(d) 2008年度において、「未払法人税等」(85百万ドル)、「税金及びその他の流動資産」(44百万ドル)、及び「その他の未払税金」(66億ドル)を含んでいる。2007年度においては、「未払法人税等」(358百万ドル)、「税金及びその他の流動資産」(50百万ドル)、及び「その他未払税金」(62億ドル)を含んでいる。

当社の未認識の税務上の便益と潜在的な税務上の便益についての見積もりが実際の結果と合わない場合、不確実性が解決した期の個別の問題として扱うため、当社の財務諸表は、解決した期または時効が到来した期に大きな影響を受ける可能性がある。税務当局の税務調査が、正規の行政手続き及び法的な手続までを包含し得るものであるため、結果として、当社の不確実なタックス・ポジションに関して、時期及び変動可能性の範囲を見積もることは困難である。しかし、税務当局との合意及び時効は、不確実なタックス・ポジションに重要な減少をもたらすこともある。当社は、今後12ヵ月以内に、税務当局との解決、または時効の結果として、不確実なタックス・ポジションの総額が200百万ドル程度減少しうると見積もっている。

注記8. その他の包括利益（損失）

その他の包括利益（損失）累計額（税引後）の変動状況は下表のとおりである。

	(単位：百万ドル)						
	未実現利益（損失）			給付制度			
	為替換算 調整額等	金融 派生商品	売却可能 有価証券	数理計算 上の利得 (損失)	過去勤務 (費用)収 益及びその 他	最小年金 負債	その他の包 括利益（損 失）累計額
2006年1月1日現在残高	\$ 1,113	\$ (107)	\$ 83	\$ -	\$ -	\$ (610)	\$ 479
その他包括利益：							
外貨換算調整額	1,104	-	-	-	-	-	1,104
未実現保有益	-	126	63	-	-	-	189
損益への組替額 ^(a)	(40)	5	(64)	-	-	-	(99)
その他	(3)	-	-	-	-	(16)	(19)
法人税等	53	(50)	14	-	-	-	17
							1,192
新会計基準の適用(税引後) ^(b)	-	-	-	(2,739)	(27)	626	(2,140)
2006年12月31日現在残高	2,227	(26)	96	(2,739)	(27)	-	(469)
その他包括利益：							
外貨換算調整額	1,422	-	-	-	-	-	1,422
未実現保有益(損失)	-	3	(43)	-	-	-	(40)
損益への組替額 ^(a)	(96)	3	(8)	-	-	-	(101)
数理計算上の利得及びその他従 業員給付項目	-	-	-	1,374	11	-	1,385
数理計算上の損失及びその他従 業員給付項目の償却	-	-	-	248	7	-	255
年金制度の縮小と清算（純額）	-	-	-	268	(5)	-	263
その他	6	-	-	(62)	(6)	-	(62)
法人税等	313	(12)	9	(656)	(8)	-	(354)
							2,768
2007年12月31日現在残高	3,872	(32)	54	(1,567)	(28)	-	2,299
その他包括利益：							
外貨換算調整額	(5,898)	-	-	-	-	-	(5,898)
未実現保有益(損失)	-	69	(193)	-	-	-	(124)
損益への組替額 ^(a)	(2)	-	(20)	-	-	-	(22)
数理計算上の利得(損失)及びそ の他従業員給付項目	-	-	-	(3,098)	22	-	(3,076)
数理計算上の損失及びその他従 業員給付項目の償却	-	-	-	130	3	-	133
年金制度の縮小と清算（純額）	-	-	-	280	3	-	283
その他	10	-	-	129	35	-	174
法人税等	629	(9)	73	994	(25)	-	1,662
							(6,868)
2008年12月31日現在残高	\$ (1,389)	\$ 28	\$ (86)	\$ (3,132)	\$ 10	\$ -	\$ (4,569)

(a) 為替換算調整額の損益への組替は、当社の事業の売却から生じている。

(b) 数理計算上の損失43億ドル及び過去勤務費用（収益）及びその他27百万ドルの税引前金額を含む。注記13A「年金・退職後給付制度及び確定拠出型制度：新会計基準の適用」を参照。

法人税等は、海外の子会社における永続的な投資に関連する外貨換算調整額に対しては計上されていない。

2008年12月31日現在、当社は、「その他の包括利益(損失)累計額」に計上している次の税引前金額について、2009年度の損益に振り替えることを見積もっている。金融派生商品に係る未実現保有益のほぼ全額、給付制度負債及び年金資産に係る数値計算上の損失及びその他従業員給付項目302百万ドル、及び主に給付制度の変更に關する過去勤務収益6百万ドル。

注記9. 金融商品

A. 負債証券及び持分証券に対する投資

12月31日現在における投資の内訳は次表のとおりである。

	(単位：百万ドル)	
	2008年	2007年
売買目的有価証券 ^(a)	\$ 190	\$ 256
売却可能負債証券の償却後原価及び公正価額： ^(b)		
西ヨーロッパ及びその他の外国国債	14,639	10,848
社債	5,388	6,579
西ヨーロッパ及びその他の外国政府機関債	5,040	4,277
連邦住宅金融抵当金庫、連邦住宅抵当公庫、連邦政		
府抵当金庫の資産担保证券	2,386	-
国際機関債	1,956	1,892
その他の資産担保证券	635	490
譲渡性預金	17	117
売却可能負債証券合計	30,061	24,203
満期保有目的負債証券の償却後原価及び公正価額： (b)		
譲渡性預金及びその他	2,349	2,609
満期保有目的負債証券合計	2,349	2,609
売却可能MMF：		
米国国債、政府機関または外部機関債、及び同様の投		
資に関する売り現先へ投資されるもの	398	297
売却可能MMF合計	398	297
売却可能持分証券（MMFを除く）の取得原価	341	202
未実現総利益	17	127
未実現総損失	(39)	(13)
売却可能持分証券（MMFを除く）の公正価額	319	316
売却可能持分証券の公正価額合計	717	613
投資合計	\$ 33,317	\$ 27,681

(a) 売買目的有価証券は旧ファルマシア社の退職給付信託により保有されているものである。

(b) 未実現総利益及び未実現総損失に重要性はない。

上記の投資有価証券は、12月31日現在の連結貸借対照表上、以下の科目に計上されている。

(単位：百万ドル)		
	2008年	2007年
現金及び現金同等物	\$ 1,980	\$ 2,467
短期投資	21,609	22,069
長期貸付金及び長期投資	9,728	3,145
投資合計	\$ 33,317	\$ 27,681

2008年12月31日現在、売却可能負債証券及び満期保有目的負債証券の契約上の償還期限は次表のとおりである。

(単位：百万ドル)					
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	合計
売却可能負債証券：					
西ヨーロッパ及びその他の外国国債	\$ 12,729	\$ 1,821	\$ 89	\$ -	\$ 14,639
社債	2,414	2,974	-	-	5,388
西ヨーロッパ及びその他の外国 政府機関債	4,032	1,008	-	-	5,040
連邦住宅金融抵当金庫、 連邦住宅抵当公庫、 連邦政府抵当金庫の資産担保証券	-	2,386	-	-	2,386
国際機関債	1,328	628	-	-	1,956
その他の資産担保証券	336	299	-	-	635
譲渡性預金	17	-	-	-	17
満期保有目的負債証券：					
譲渡性預金及びその他	2,335	4	5	5	2,349
負債証券合計	\$ 23,191	\$ 9,120	\$ 94	\$ 5	\$ 32,410
売買目的投資					190
売却可能MMF					398
売却可能持分証券（MMFを除く）					319
投資合計					\$ 33,317

B. 短期借入債務

短期借入債務に含まれるコマーシャル・ペーパーの総額は、2008年12月31日現在78億ドル、2007年12月31日現在44億ドルである。短期借入債務に係る加重平均実効金利は2008年12月31日現在1.9%、2007年12月31日現在3.4%である。

2008年12月31日現在、当社は72億ドルの信用供与枠を有しており、うち51億ドルは1年以内に期限が到来する。この信用供与枠のうち、71億ドルは未使用であり、61億ドルは必要に応じて資金調達ができる契約を締結している。60億ドルの未使用の信用供与枠（うち40億ドルは2009年、20億ドルは2013年に期限到来）は、コマーシャル・ペーパーによる借り入れ時に利用される可能性がある。

C. 長期債務

12月31日現在、長期債務は次表のとおりである。

(単位：百万ドル)			
	満期日	2008年	2007年
優先無担保債券：			
4.55%ユーロ	2017年 5月	\$ 1,312	\$ 1,291
4.75%ユーロ	2014年 12月	1,311	1,296
6.60%	2028年 12月	1,015	764
4.50%	2014年 2月	836	753
1.21%日本円	2011年 2月	662	530
1.30%日本円	2011年 11月	662	-
6.50%	2018年 12月	624	527
1.85%日本円	2016年 2月	606	484
4.65%	2018年 3月	357	300
6.75%	2027年 12月	309	233
5.63%	2009年 4月	-	612
3.30%	2009年 3月	-	297
その他：			
借入金及び社債		269	227
長期債務合計		\$ 7,963	\$ 7,314
上記には含まれない1年以内返済予定長期債務		\$ 937	\$ 1,024

2008年12月31日現在、長期債務の満期は、次表のとおりである。

(単位：百万ドル)					
	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年以降
満期	\$ 37	\$ 1,348	\$ 19	\$ 8	\$ 6,551

2007年3月、当社は米国証券取引委員会に対して、有価証券の新規発行登録届出書を提出した。当該届出書は、発行に“習熟した著名な企業”にのみ認められた自動発行登録手続にしたがって提出されたものであり、有効期間は3年である。当社は、当該届出に基づき、特定の状況の下で取締役会の承認を得ることにより、いつでも種々の有価証券を発行できる。

D. 金融派生商品及びヘッジ活動

為替リスク

海外関係会社の売上高、損益及び純投資の大部分は為替リスクにさらされている。当社は事業目的のために、同じ通貨単位での売上高、原価、資産、負債に生じうる為替相場の変動リスクを管理する方針である。また市場の状況に応じて為替相場の変動リスクは、金融派生商品及び現地通貨建ての負債の使用を通じて管理している。これらの金融商品は現地通貨建ての特定の取引を米ドル建てに換算することにより生じる純利益への影響を減殺するのに寄与している。

当社は通貨リスクの適切な一部分及びヘッジ対象終了のタイミングを同一通貨によりヘッジあるいは相殺するために金融商品を保有している。2008年及び2007年12月31日現在、為替リスクを管理するために保有している金融商品は以下のとおりである。

(単位：百万ドル)

金融商品 (a)	貸借対照表上の科目 (b)	ヘッジタイプ (c)	ヘッジもしくは減殺対象	想定元本		満期・契約期限 2008/2007年
				2008年	2007年	
先物	OCL	-	外貨建流動資産及び負債 (d)	\$ 13,381	\$ 10,672	2009年/2008年
先物	OCL	CF	円建売却可能投資	4,224	2,666	2009年/2008年
先物	OCA	CF	ユーロ建売却可能投資	2,558	-	2009年
先物	OCL	CF	スウェーデンクローナ建会社間借入金	2,153	-	2009年
円建短期借入金	STB	NI	円建純投資	1,574	1,679	2009年/2008年
円建長期債務	LTD	NI	円建純投資	1,325	530	2011年
スワップ	ONCL	-	ユーロ建固定利付債	1,247	-	2014年
スワップ	OA	-	ユーロ建固定利付債	1,247	1,321	2017年
円建長期債務	LTD	NI	円建純投資	718	574	2014年以降
スワップ	OCL	NI	スウェーデンクローナ建純投資 (e)	-	8,288	2008年
先物	OCL	CF	ユーロ建売却可能投資	-	5,297	2008年
スワップ	OCA	CF	スウェーデンクローナ建会社間貸付金	-	5,156	2008年
先物	OCL	CF	英ポンド建売却可能投資	-	1,419	2008年
スワップ	OA	-	ユーロ建固定利付債	-	1,321	2014年
スワップ	OCA	NI	ユーロ建純投資	-	916	2008年
スワップ	OCL	NI	円建純投資	-	686	2008年
円建短期債務	STB	NI	円建純投資	-	530	2008年

(a) 先物 = 為替予約

(b) 連結貸借対照表上の科目は外国為替リスクをヘッジもしくは減殺するために使用される金融商品と関連する金額の財務諸表区分を示している。OCA = 「税金及びその他の流動資産」、OA = 「その他の資産、繰延税金資産及び繰延資産」、STB = 「短期借入債務（一年以内返還予定長期借入債務を含む）」、OCL = 「その他の流動負債」、LTD = 「長期債務」、ONCL = 「その他の固定負債」

(c) CF = キャッシュ・フロー・ヘッジ、NI = 純投資ヘッジ

(d) 外貨建流動資産・負債を相殺するために用いられている為替予約は、主として、2008年12月31日及び2007年12月31日に終了する年度において、ユーロ、日本円、スウェーデンクローナ、及び英ポンド建による関係会社間取引に対するものである。

(e) 2007年度は、2006年度後半のスウェーデンにおける当社のコンシューマー・ヘルスケア事業の売却代金の受領によるスウェーデンクローナ建純投資の増加を反映している。

外国為替リスクを管理するために利用する全てのデリバティブは公正価値で測定され、連結貸借対照表の資産または負債として計上される。以下のとおり、金融商品の性質及び目的（減殺またはヘッジ関係）、及びヘッジ関係の有効性に応じて、公正価値の変動額は損益計算書上で認識されるか、または繰延処理される。

- ・当社は、キャッシュ・フロー・ヘッジ手段である外国通貨の為替予約及び通貨スワップから生じる損益の影響を「その他の（収益）費用 - 純額」において、ヘッジ対象である米ドル建の項目の換算による為替差損益の発生と同時に認識している。
- ・当社は、外国通貨の資産や負債を減殺するために使用する外国通貨の為替予約及び通貨スワップに係る損益の影響を「その他の（収益）費用 - 純額」において、当該契約期間の範囲内においてヘッジ対象に係る損益の影響を減殺する形で認識している。
- ・当社は純投資ヘッジとして指定された通貨スワップから生じる損益の影響を以下の3つの方法によって、「その他の（収益）費用 - 純額」として認識している。定期的なスワップの支払純額は期間を通じて、先物レートと直物レートとの差の変動額は即時に、そして直物レートの変動額は当社の純投資の売却または実質的な清算時点に損益を認識する。

ヘッジ関係が非有効である場合は、直ちに損益として認識される。2008年度、2007年度、2006年度において非有効であるヘッジに重要性はなかった。

金利リスク

当社の利付投資、貸付金及び借入金は金利リスクにさらされている。当社は主として短期または変動金利のベースで投資、貸し付け及び借り入れを行っている。市場の状態により、当社は固定利付投資及び借入の実施またはデリバティブ商品の利用により金利を固定することがある。

当社はヘッジ対象の固定利率をヘッジまたは相殺するため、ヘッジ対象の金額と時期に適合するデリバティブ商品を保有している。2008年及び2007年12月31日現在、金利リスクを管理するために利用している、より重要なデリバティブ金融商品は以下のとおりである。

(単位：百万ドル)

金融商品	貸借対照表上の科目 ^(a)	ヘッジタイプ ^(b)	ヘッジまたは減殺対象	想定元本		満期・契約期限
				2008年	2007年	
スワップ	OA	-	米ドル建固定利付債	\$ 1,271	\$ 1,278	2018-2028年
スワップ	OA	FV	ユーロ建固定利付債 ^(c)	1,247	-	2014年
スワップ	OA	FV	ユーロ建固定利付債 ^(c)	1,247	-	2017年
スワップ	OA	FV	米ドル建固定利付債 ^(c)	1,050	1,050	2014-2018年
スワップ	OCA	FV	米ドル建固定利付債 ^(c)	900	-	2009年
スワップ	ONCL	FV	ユーロ建固定利付債 ^(c)	-	1,321	2014年
スワップ	ONCL	FV	ユーロ建固定利付債 ^(c)	-	1,321	2017年
スワップ	ONCL	FV	米ドル建固定利付債 ^(c)	-	900	2009年
スワップ	OCL	FV	米ドル建固定利付債 ^(c)	-	450	2008年

(a) 連結貸借対照表上の科目は金利リスクをヘッジ、または相殺するために使用される金融商品と関連する公正価値の財務諸表区分を示している。OCA = 「税金及びその他の流動資産」、OCL = 「その他の流動負債」、ONCL = 「その他の固定負債」、OA = 「その他の資産、繰延税金資産及び繰延資産」

(b) FV = 公正価値ヘッジ

(c) 効果的に長期債務の固定金利を変動金利に交換することにより、長期の米ドルまたはユーロ金利へのエクスポージャーを抑制する(注記9C「金融商品：長期債務」参照)。

金利リスクを管理するために利用する全てのデリバティブは公正価値で測定され、連結貸借対照表の資産または負債として計上される。公正価値の変動は、以下のとおり損益計算書上で認識される。

- ・当社は、公正価値ヘッジとして保有している金利スワップから生じる損益の影響を「その他の(収益)費用 - 純額」において、ヘッジされたリスクの公正価値の変動を認識すると同時に認識している。
- ・当社は、相殺効果を有する金利スワップから生じる損益の影響を、即時に「その他の(収益)費用 - 純額」において認識している。

ヘッジ関係が非有効である場合は、直ちに損益として認識される。2008年度、2007年度、2006年度において非有効であるヘッジに重要性はなかった。

E. 公正価値

金融資産と金融負債に関する情報は以下のとおりである。

(単位：百万ドル)

	2008年12月31日時点	公正価値 ^(a)		
		レベル 1	レベル 2	レベル 3
公正価値で評価されている金融資産：				
売買目的有価証券 ^(b)	\$ 190	\$ -	\$ 190	\$ -
売却可能負債証券 ^(c)	30,061	-	30,061	-
売却可能MMF ^(d)	398	-	398	-
MMFを除く売却可能持分証券 ^(d)	319	87	232	-
デリバティブ ^(e)	1,259	-	1,259	-
合計	\$ 32,227	\$ 87	\$ 32,140	\$ -
その他の金融資産：				
満期保有目的負債証券（償却後原価） ^(f)	\$ 2,349			
短期貸付金（取得原価）	824			
長期貸付金（取得原価） ^(b)	1,568			
市場性のない持分証券（取得原価） ^(b)	182			
合計	\$ 4,923			
公正価値で評価されている金融負債：				
デリバティブ ^(g)	\$ 1,243	\$ -	\$ 1,243	\$ -
合計	\$ 1,243	\$ -	\$ 1,243	\$ -
発生時の受領額で評価されている金融負債：				
短期借入債務	\$ 9,320			
金利リスクに対する公正価値ヘッジの調整を含む長期債務	7,963			
合計	\$ 17,283			

- (a) 公正価値は以下のように分類された評価技法で決定されている。：レベル1は、活発な市場における同一商品についての市場価格を意味する。レベル2は、活発な市場における類似商品についての市場価格、活発でない市場、または直接的もしくは間接的に観察可能な市場における同一商品または類似商品についての市場価格を意味する。レベル3は観察不能なインプットの使用を意味する。
- (b) 「長期貸付金及び長期投資」に含まれる。
- (c) 「短期投資」（209 億ドル）と「長期貸付金及び長期投資」（92億ドル）に含まれる。
- (d) 「短期投資」に含まれる。これらのMMFのほぼ全ては、米国財務省のMMFに対する一時保証プログラムに参加している。
- (e) 「税金及びその他の流動資産」（404百万ドル）と「その他の資産、繰延税金資産及び繰延資産」（855百万ドル）に含まれる。
- (f) 「現金及び現金同等物」（20億ドル）、「短期投資」（355百万ドル）、及び「長期貸付金及び長期投資」（14百万ドル）に含まれる。
- (g) 「その他の流動負債」（11億ドル）と「その他の固定負債」（124百万ドル）に含まれる。

2008年12月31日現在、継続的に公正価値で評価されていない金融資産及び金融負債の見積もり公正価値と帳簿価額の差額に重要性はない。注記9A「金融商品：負債証券及び持分証券に対する投資」参照。

2008年12月31日現在、当社の金融資産及び金融負債の公正価値の見積もりに使用される手法及び仮定は、以下のとおりである。

- ・ 売買目的有価証券 - 市場価格を使用している。
- ・ 売却可能負債証券 - 観察可能な市場価格及び信用格付を用いたマトリックス・プライシングモデルを使用している。
- ・ 売却可能MMF - 観察可能な価格を使用している。
- ・ MMFを除く売却可能持分証券 - 主に複数の観察可能な価格の合成によるプライシングサービスを使用している。
- ・ デリバティブ（資産及び負債） - 観察可能な市場価格及び信用格付を用いたマトリックス・プライシングモデルを使用している。
- ・ 満期保有目的負債証券 - 観察可能な市場価格及び証券の信用格付を用いたマトリックス・プライシングモデルを使用している。
- ・ 短期貸付金及び長期貸付金 - 類似の信用格付を有する借手に対し、同様の残存期間にて実施される類似の貸付における現時点の利率を用いた割引将来キャッシュフローを使用している。
- ・ 市場性のない持分証券 - 観察可能なバイオテック・インデックスに係る予想変動率を、ポートフォリオの簿価に適用している。
- ・ 短期借入債務及び長期債務 - 観察可能な市場価格及び当社の信用格付によるマトリックス・プライシングモデルを使用している。

加えて、当社は長期債権を有しており、当該長期債権の公正価値として、類似の信用格付を有する借手に対し、同様の残存期間にて実施される類似の貸付における現時点の利率を用いた割引将来キャッシュ・フローを使用している。

当社は、全ての金融資産について、定期的に減損の評価をしている。負債及び持分証券への投資については、公正価値の下落が一時的ではないと決定された場合、減損損失が認識され、新たな投資の取得原価が決定される。貸付金については、貸付契約に則った金額の全額が回収できない可能性が高まった場合、減損損失が認識される。2008年度、2007年度、2006年度において認識された減損損失に重要性はなかった。

F. 信用リスク

当社は、定期的に外国為替及び金利契約の取引先の信用力を調査しており、取引先の契約不履行による重要な損失の発生は現在見込まれていない。

当社の金融商品に係る相手先に関し、信用リスクの重要な集中はない。2008年12月31日現在、当社は世界中の多岐にわたる高格付けの（主として、スタンダード&プアーズによるAA以上の格付けを有する）取引先銀行に対し38億ドルの債権を有している。

一般的に当社は顧客から担保を要求されることはない。しかしながら、デリバティブ商品は、金融機関とのマスター・ネットイング・アグリーメントに基づいて実行される。これらのアグリーメントには、エクスポートのレベルと相手先と当社の信用格付に基づいて担保支払能力を提供する条項が含まれている。2008年12月31日現在、当社は、様々な相手先に対し497百万ドルの現金担保を提供するとともに、相手先から510百万ドルの現金担保を受け入れている。これらの担保は、主に当社のデリバティブ契約の公正価値に係る概算の裏づけとなっている。提供した担保は「短期貸付金」に、受領した担保は「短期借入債務（一年以内返済予定長期債務を含む）」に計上されている。

注記10. 棚卸資産

12月31日時点の棚卸資産の構成は下表のとおりである。

(単位：百万ドル)		
	2008年	2007年
製品	\$ 2,024	\$ 2,064
仕掛品	1,527	2,353
材料及び貯蔵品	830	885
棚卸資産合計 ^(a)	\$ 4,381	\$ 5,302

(a) 棚卸資産の一部は1年分の供給量を超過している。これらの棚卸資産の回収可能性に関して問題はなく、金額的にも重要性はない。

注記11. 有形固定資産

12月31日現在における有形固定資産の主な分類は以下のとおりである。

(単位：百万ドル)			
	耐用年数	2008年	2007年
土地	-	\$ 616	\$ 718
建物	33 1/3-50 年	8,775	10,319
機械及び装置	8-20 年	9,583	10,441
器具備品及びその他	3-12.5 年	4,350	4,867
建設仮勘定	-	1,804	1,758
合計		25,128	28,103
控除：減価償却累計額		11,841	12,369
有形固定資産合計		\$ 13,287	\$ 15,734

[前へ](#) [次へ](#)

注記12. のれん及びその他の無形資産

A. のれん

2008年12月31日及び2007年12月31日を以って終了する事業年度における各セグメントの「のれん」の帳簿価額の変動額は以下のとおりである。

(単位：百万ドル)

	医療用 医薬品事業	アニマル ヘルス事業	その他	合計
2007年1月1日現在残高	\$ 20,798	\$ 61	\$ 17	20,876
取得 ^(a)	-	40	-	40
その他 ^(b)	458	7	1	466
2007年12月31日現在残高	21,256	108	18	21,382
取得 ^(a)	21	36	-	57
その他 ^(b)	40	(15)	-	25
2008年12月31日現在残高	\$ 21,317	\$ 129	\$ 18	\$ 21,464

(a) 2008年度の変動は、主にコーリー社及びアニマルヘルス事業関連の2件の小規模な買収に加えて、シェリングプラウ社からの多数のアニマルヘルス製品ラインの買収に関連する増加、2007年度は、主にエンブレックス社買収に関連している。

(b) 2008年度の変動は、主に税金調整及び為替換算の影響に関連している。2007年度は主に為替換算の影響に関連している。

B. その他無形資産

12月31日現在の、主に医療用医薬品セグメントに含まれている識別可能無形資産は以下のとおりである。

	(単位：百万ドル)					
	2008年			2007年		
	帳簿価額	償却累計額	識別可能無形 資産（償却累 計額控除後）	帳簿価額	償却累計額	識別可能無形 資産（償却累 計額控除後）
耐用年数が有限の無形資産：						
開発された技術権	\$ 31,484	\$ (17,673)	\$ 13,811	\$ 32,433	\$ (15,830)	\$ 16,603
ブランド	1,016	(487)	529	1,017	(452)	565
ライセンス契約	246	(78)	168	212	(59)	153
商標権	118	(78)	40	128	(82)	46
その他 ^(a)	531	(291)	240	459	(264)	195
耐用年数が有限の無形資産合計	33,395	(18,607)	14,788	34,249	(16,687)	17,562
耐用年数が不確定な無形資産：						
ブランド	2,860	—	2,860	2,864	—	2,864
商標権	70	—	70	71	—	71
その他	3	—	3	1	—	1
耐用年数が不確定な無形 資産合計	2,933	—	2,933	2,936	—	2,936
識別可能無形資産合計	\$ 36,328	\$ (18,607)	\$ 17,721 ^(b)	\$ 37,185	\$ (16,687)	\$ 20,498

(a) 特許権、非競合同意書、顧客契約及びその他の無形資産を含む。

(b) 減少は、償却及び為替換算の影響によるものであり、これは一部買収の影響により相殺されている。

開発された技術権は、当社が第三者から取得し、開発された技術に関連する償却後原価を表したものである。これらの権利は、当社が、製品、化合物及び（あるいは）完了したプロセスに関連して取得した製品、化合物及び知的財産を、開発、使用、販売及び（あるいは）販売用に提供する権利を含んでいる。当社は医療関連の数百に及ぶ開発された技術権のよく分散されたポートフォリオを保有し、この開発された技術権は主に当社が2003年のファルマシア社の買収に関連して取得した医療用医薬品事業に含まれる商品化された製品によって表されている。2008年12月31日現在、関節炎治療の事業が開発された技術権の償却後原価の29%を占めており、残りは、医療用医薬品事業における、眼科、腫瘍、泌尿、感染症及び呼吸器系疾患、内分泌障害、心血管系疾患、代謝系疾患、中枢神経系疾患、及びその他全ての分類に5%から15%の範囲で配分されている。なお、主要な製品にはセレブレックス、デトロール/デトロールLA、キサラン、ジェノトロピン、ザイボックスなどがある。また、この区分には、レビフ、スピリバなどこの医療用医薬品事業の提携契約に基づく承認後のマイルストーン・ペイメントも含まれている。これらの技術権は、全て注記1Kの「重要な会計方針：無形資産の償却、減価償却及び長期性資産」における減損損失の判定の対象となっている。

当社の耐用年数が有限な無形資産全体の加重平均償却年数は約7年であり、そのうち開発された技術権等の償却年数は8年である。これら耐用年数が有限な無形資産に係る総償却額は、2008年度、2007年度、2006年度において、それぞれ28億ドル、32億ドル、34億ドルである。

ブランドは商用名に関する償却後原価を表しており、その製品自体は既に特許権の保護を受けていない。これらの資産の大部分は当社の医療用医薬品事業に関連するものであり、主にデボプロベラ、サナックス、及びメドロールの価値が含まれている。

2007年度において、当社は（医療用医薬品セグメントに含まれる）エクスペラの減損を「売上原価」及び「販売費、IT関連費及び一般管理費」に11億ドル計上した（注記4D「特定費用：エクスペラ」参照）。当社は、2006年度において、避妊注射薬デボプロベラのブランド（医療用医薬品セグメントに含まれる）の減損に関し、「その他（収益）費用 - 純額」に320百万ドルを計上した。

2009年度から2013年度において、予想される各期の償却費は以下のとおりである。

（単位：百万ドル）					
	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
償却費	\$2,459	\$2,446	\$2,421	\$2,077	\$1,727

注記 13. 年金・退職後給付制度及び確定拠出型制度

当社は、全世界の大部分の従業員を対象とした確定給付型及び確定拠出型の年金制度を有している。米国では、当社は適格及び補足的（非適格）確定給付型年金制度を有している。適格年金制度は内国歳入法の特定の要件を満たしており、一般的に適格年金制度への拠出は税務上損金算入される。適格年金制度は、通常、広範な各グループ企業の従業員に対して給付を提供し、その範囲、給付、拠出は報酬の多寡にかかわらず同等である。また、当社は特定の従業員に対して補足的（非適格）な退職制度を設けて給付を提供している。更に、当社の退職後給付制度は、特定の退職者及びその適格な扶養家族に対して医療及び生命保険給付を提供している。

当社では、各会社の会計年度末日をそれぞれの測定基準日として使用している。すなわち、米国の年金制度及び退職後給付制度は12月31日を、海外の制度では11月30日をそれぞれ測定基準日としている。2006年度、当社のコンシューマー・ヘルスケア事業の売却により、確定給付債務と関連する年金資産の一部は当該事業の売却先企業に移管された。

A. 新会計基準の適用

2006年12月31日において、当社は財務会計基準書第158号「給付建年金及び退職後給付制度に関する雇用主の会計処理」（財務会計基準書第87号、第88号、第106号、第132号改訂に対する修正）の規定を適用している。財務会計基準書第158号の適用により、当社は各制度の年金資産の公正価値と予測給付債務の差額を貸借対照表に認識することが要求される。また、これに加え、当社は数理計算上の見積値と実績値との差によって生じる利益または損失（数理計算上の利得または損失）、及び制度の改訂に伴い発生する過去の勤務の影響（過去勤務費用または収益）であって、当期に発生したもの及び未だ純期間給付費用の構成要素として認識されていないものについて、税引後の金額により、その他の包括利益（損失）の構成要素として認識することが要求される。適用時点において、財務会計基準書第158号は、過去の未認識数理計算上の利得または損失、過去勤務費用または収益、及び移行時純資産または債務を、税引後の金額で、その他の包括利益（損失）累計額に認識することを要求している。財務会計基準書第158号の適用により、当社の2006年12月31日時点の貸借対照表における資本の部合計は、主に過去の未認識数理計算上の損失の認識により、21億ドル減少した。

B. 純期間給付費用の構成要素及びその他の包括(利益)損失にて認識されたその他の金額

2008年、2007年、及び2006年の12月31日に終了した事業年度の米国（適格）、米国補足的（非適格）及び海外の年金制度、退職後給付制度に基づく期間費用及びその他の包括(利益)損失にて認識されたその他の金額は下表のとおりである。

(単位：百万ドル)

	年金制度												退職後給付制度
	米国（適格）			米国補足的（非適格）			海外						
	2008年	2007年	2006年	2008年	2007年	2006年	2008年	2007年	2006年	2008年	2007年	2006年	
勤務費用	\$ 236	\$ 282	\$ 368	\$ 23	\$ 27	\$ 43	\$ 249	\$ 292	\$ 303	\$ 39	\$ 42	\$ 47	
利息費用	459	447	444	38	55	60	388	349	307	141	137	127	
期待運用収益	(646)	(693)	(628)	-	-	-	(437)	(381)	(311)	(35)	(36)	(28)	
償却費：													
数理計算上の損失	32	65	119	29	45	45	43	96	106	28	42	36	
過去勤務費用(収益)	3	8	9	(2)	(2)	(3)	1	-	2	1	1	1	
年金制度の縮小及び清算 （純額）	32	58	117	120	5	(8)	3	(155)	(17)	10	5	6	
特別退職給付	30	16	17	-	-	-	25	29	14	17	17	12	
控除：	-	(27)	(81)	-	-	4	-	-	15	-	-	9	
非継続事業に係る損益													
純期間給付費用	146	156	365	208	130	141	272	230	419	201	208	210	
その他の包括(利益)損失 において認識されたその 他の変動(a)	2,273	(582)	-	(52)	(134)	12	415	(808)	4	(140)	(311)	-	
純期間給付費用及びその 他の包括(利益)損失に含 まれる認識額	\$ 2,419	\$ (426)	\$ 365	\$ 156	\$ (4)	\$ 153	\$ 687	\$ (578)	\$ 423	\$ 61	\$ (103)	\$ 210	

(a)詳細は、注記8「その他の包括利益(損失)」を参照。

米国適格年金制度の2008年度純期間給付費用の2007年度比減少は、主に割引率の引き上げ及び当社のコスト削減イニシアチブの影響によるものである。米国適格年金制度の2007年度純期間給付費用の2006年度比減少は、主に2006年度実際運用収益が高かったこと、割引率の引き上げ及び当社のコスト削減イニシアチブの影響によるものである。

米国補足的（非適格）年金制度の2008年度純期間給付費用の2007年度比増加は、主に、2008年度において、特定の当社の前任役員及びその他の重役に対する一時金給付支払に伴い認識が要求される清算費用によるものである。

2007年度における海外年金制度の純期間給付費用の2006年度比減少は、主に日本子会社における清算益によるものである。日本の年金規定は、ある年金債務を有する雇用者に対し、当該債務のうち社会保障給付部分を分離し、関連資産と共に日本政府に移管させることを容認している。2007年度、日本子会社は当該移管を完了し、実質的に日本政府から約168百万ドルの交付金を受領した。この交付金は、約141百万ドルの関連資産を伴った約309百万ドル(将来の昇給による影響約9百万ドルを除く)の年金債務を移管した結果である。当該移管は結果として約106百万ドルの清算益をもたらした。

下表は、その他の包括利益(損失)累計額のうち、2009年度中に純期間費用として償却されると予想される金額を示している。

(単位：百万ドル)

	年金制度			退職後給付制度
	米国（適格）	米国補足的 （非適格）	海外	
数理計算上の損失	\$ (228)	\$ (32)	\$ (24)	\$ (18)
過去勤務（費用）収益及びその他	(3)	2	3	4
合計	\$ (231)	\$ (30)	\$ (21)	\$ (14)

C. 年金数理計算

年金数理計算上の加重平均基礎率は以下のとおりである。

(単位：パーセンテージ)

	2008年	2007年	2006年
給付債務算定の基礎となる加重平均基礎率：			
割引率：			
米国適格年金制度/非適格年金制度	6.4 %	6.5 %	5.9 %
海外年金制度	5.6	5.3	4.4
退職後給付制度	6.4	6.5	5.9
予測昇給率：			
米国適格年金制度/非適格年金制度	4.3	4.5	4.5
海外年金制度	3.2	3.3	3.6
純期間給付費用算定の基礎となる加重平均基礎率：			
割引率：			
米国適格年金制度/非適格年金制度	6.5	5.9	5.8
海外年金制度	5.3	4.4	4.3
退職後給付制度	6.5	5.9	5.8
期待収益率：			
米国適格年金制度	8.5	9.0	9.0
海外年金制度	7.2	6.6	6.9
退職後給付制度	8.5	9.0	9.0
予想昇給率：			
米国適格年金制度/非適格年金制度	4.5	4.5	4.5
海外年金制度	3.3	3.6	3.6

これらの基礎率は、会計年度末の給付債務、翌会計年度の純期間給付費用算定に用いられる。したがって、純期間給付費用算定上の基礎率は各前年度末のものが、給付債務算定上の基礎率は各年度末のものがそれぞれ設定される。

純期間給付費用及び給付債務は年金数理計算上の基礎率に基づいており、当該基礎率は年度ごとに見直しが行われている。当社はそれらの基礎率を市場の動向はもとより、長期的視野に立った年次評価を行うことにより見直しを行っており、これにより、純期間給付費用の額に影響を及ぼす可能性がある。

米国適格年金、海外の年金制度、退職後給付制度の期待運用収益率は、期待収益について当社の長期評価を反映しており、当該評価は経済及び金融市場の状況に生じた重要な変動に応じて見直しがなされる。2008年度の期待運用収益率は、各資産の期待運用収益の組み合わせや実績値、当社の多角化された投資戦略によって影響を受ける世界的に多様化したポートフォリオに対する当社の見通しを反映している。過去の実績値も当社の期待運用収益算定に寄与している。これらの情報を利用することにより、当社は、各々の資産から得られる収益の幅と多様化したポートフォリオの影響、及びアクティブ・ポートフォリオ・マネジメントを含む戦略的ポートフォリオから得られる加重平均期待収益を精緻化させている。

当社の米国の退職後給付制度において使用する保険医療費率の傾向の仮定は下表のとおりである。

	2008年	2007年
来期仮定する保険医療費率の傾向	9.0%	9.9%
医療費率の傾向が下落すると想定される比率	5.0	5.0
最終的な比率に収束する年	2018年	2015年

2008年12月31日現在、退職給付の見積もりについて保険医療費率の傾向が1%ポイント上昇または低下した場合に予想される影響は下表のとおりである。

(単位：百万ドル)

	上昇	低下
勤務費用、利息費用の総額の影響	\$ 17	\$ (14)
退職後給付債務の影響	135	(115)

D. 債務及び積立状況

2008年度及び2007年度における米国適格、米国補足的（非適格）及び海外の年金制度、退職後給付制度のそれぞれの給付債務、年金資産及び積立状況の変動は下表のとおりである。

(単位：百万ドル)

	年金制度						退職後給付制度	
	米国（適格）		米国補足的（非適格）		海外			
	2008年	2007年	2008年	2007年	2008年	2007年	2008年	2007年
予測給付債務の変動：								
予測給付債務期首残高 ^(a)	\$ 7,456	\$ 7,792	\$ 973	\$ 1,045	\$ 7,839	\$ 8,144	\$ 2,178	\$ 2,416
勤務費用	236	282	23	27	249	292	39	42
利息費用	459	447	38	55	388	349	141	137
従業員拠出	-	-	-	-	21	21	39	34
制度改定	(6)	(47)	(1)	(5)	18	40	(33)	1
基礎率変更を主因とする 増加（減少）	172	(412)	102	(64)	(1,005)	(829)	(221)	(289)
為替換算調整額	-	-	-	-	(1,234)	564	(11)	6
買収	-	5	-	(5)	7	17	-	-
縮小	(48)	(107)	(6)	(15)	(74)	(80)	11	5
清算	(212)	(253)	(202)	(11)	(58)	(409)	-	-
特別退職給付	30	16	-	-	25	29	17	17
給付額	(304)	(267)	(51)	(54)	(325)	(299)	(194)	(191)
予測給付債務期末残高 ^(a)	7,783	7,456	876	973	5,851	7,839	1,966	2,178
年金資産の変動：								
年金資産公正価額期首残高	7,989	7,816	-	-	6,579	5,880	413	396
年金資産の実際運用（損） 益	(1,576)	613	-	-	(1,249)	261	(107)	16
事業主拠出	-	106	253	65	471	499	152	158
従業員拠出	-	-	-	-	21	21	39	34
為替換算調整額	-	-	-	-	(1,048)	435	-	-
買収	-	-	-	-	3	14	-	-
清算	(212)	(279)	(202)	(11)	(58)	(232)	-	-
年金資産からの給付額	(304)	(267)	(51)	(54)	(325)	(299)	(194)	(191)
年金資産公正価額期末残高	5,897	7,989	-	-	4,394	6,579	303	413
期末時積立状況（予測給付債務を上回る（下回る）年金資産）	\$ (1,886)	\$ 533	\$ (876)	\$ (973)	\$ (1,457)	\$ (1,260)	\$ (1,663)	\$ (1,765)

(a) 米国と海外の年金制度においては、給付債務は予測給付債務である。退職後給付制度においては、給付債務は累積退職後給付債務である。

米国適格年金制度における予測給付債務の積立状況について、2007年12月31日時点の533百万ドルの積立余剰から2008年12月31日時点の19億ドルの積立不足への悪化は、主に、年金資産の運用損による減少及び割引率の0.1%ポイントの引き下げによるものである。2008年度における米国適格年金制度への当社からの拠出は、金額的に重要性はない。2007年度において、当社は一部の米国適格年金制度に対し、必要とされた拠出金6百万ドル及び当該最低限必要額を上回る任意の損金算入可能な拠出金100百万ドルを支払った。2008年12月31日時点において米国適格年金制度における積立状況は、予測給付債務ベース及び累積給付債務ベースで積立不足であり、2007年12月31日時点においては積立余剰であった。

米国の補足的（非適格）年金制度は税務上及び他のインセンティブが存在しないので一般的には積み立てられない。また、当該債務については、当該債務に対する年間の現金支出を大幅に上回っており、営業活動からの現金収入により支払いがなされている。

海外の年金制度における予測給付債務の積立状況について、2007年12月31日時点の13億ドルの積立不足から2008年12月31日時点の15億ドルの積立不足への悪化は、主に、英国、日本及びその他のヨーロッパ諸国の年金制度における運用損によるものである。これは一部、英国ボンド及びユーロに対するドル高により相殺されている。米国を除き、当社は一般に税金その他の面でのインセンティブがある限り、確定給付型年金制度に資金拠出を行っており、完全には積み立てられていないそれらの年金制度の状況を連結貸借対照表上に反映させるために、未払費用を計上している。

退職後給付制度における予測給付債務の積立状況について、2007年12月31日時点の18億ドルの積立不足から2008年12月31日時点の17億ドルの積立不足への好転は、主に、当社のコスト削減イニシアチブの影響によるものである。これは一部、割引率の0.1%ポイントの減少と相殺されている。

米国適格年金制度の累積給付債務（以下、「ABO」とする）は2008年度及び2007年度においてそれぞれ70億ドル及び66億ドルであった。米国の補足的（非適格）年金制度のABOは2008年度及び2007年度においてそれぞれ762百万ドル及び849百万ドルであった。海外の年金制度のABOは2008年度及び2007年度においてそれぞれ53億ドル及び68億ドルであった。

米国適格年金制度は、他の会社に対して証券の貸付けを行っている。それらの貸付けられた証券は、他の会社により貸付けられ、売却され、担保に供される可能性がある。但し、これらの証券は短期に返還を要求される可能性がある。当社は、これらの会社に対し現金担保を要求しており、担保の公正価値は貸し付けられる証券の公正価値に対して103%を維持している。2008年12月31日時点において、受け取った担保の公正価値は572百万ドルである。貸し付けられた証券は、上表の年金資産公正価額期末残高に含まれている。

12月31日現在の連結貸借対照表に計上されている金額は以下のとおりである。

(単位：百万ドル)

	年金制度						退職後給付制度	
	米国（適格）		米国補足的（非適格）		海外			
	2008年	2007年	2008年	2007年	2008年	2007年	2008年	2007年
固定資産 ^(a)	\$ -	862	\$ -	\$ -	\$ 160	\$ 327	\$ -	\$ -
流動負債 ^(b)	-	-	(107)	(253)	(37)	(37)	(60)	(57)
固定負債 ^(c)	(1,886)	(329)	(769)	(720)	(1,580)	(1,550)	(1,604)	(1,708)
積立状況	\$ (1,886)	\$ 533	\$ (876)	\$ (973)	\$ (1,457)	\$ (1,260)	\$ (1,664)	\$ (1,765)

(a) 主に「その他の資産、繰延税金資産及び繰延資産」に含まれている。

(b) 「その他の流動負債」に含まれている。

(c) 「年金給付債務」及び「退職後給付債務」にそれぞれに見合った金額が含まれている。

12月31日現在のその他の包括利益（損失）累計額に計上されている金額は以下のとおりである。

(単位：百万ドル)

	年金制度						退職後給付制度	
	米国（適格）		米国補足的（非適格）		海外			
	2008年	2007年	2008年	2007年	2008年	2007年	2008年	2007年
数理計算上の損失	\$ (3,173)	\$ (890)	\$ (433)	\$ (487)	\$ (1,231)	\$ (794)	\$ (204)	\$ (311)
過去勤務（費用）収	14	4	23	26	(23)	(45)	29	(5)
益及びその他								
合計	\$ (3,159)	\$ (886)	\$ (410)	\$ (461)	\$ (1,254)	\$ (839)	\$ (175)	\$ (316)

数理計算上の損失は、主に年金資産に係る期待運用収益と実際収益の差額、割引率及び実施計画の変更により生じたものである。これらの数理計算上の損失は、「その他の包括利益（損失）累計額」に計上され、米国の制度では平均10年、海外の制度では平均12.5年にわたり純期間年金費用として償却される。

12月31日現在の、米国（適格）、米国補足的（非適格）及び海外の年金制度に関する情報は以下のとおりである。

(単位：百万ドル)

	米国（適格）制度		米国補足的（非適格）		海外の制度	
	2008年	2007年	2008年	2007年	2008年	2007年
年金資産を超過する累積給付債務がある年金制度：						
年金資産公正価額	\$ 5,897	\$ 39	\$ -	\$ -	\$ 1,574	\$ 1,052
累積給付債務		7,011	40	762	2,961	2,413
年金資産を超過する予測給付債務がある年金制度：						
年金資産公正価額		5,897	2,927	-	1,943	1,445
予測給付債務		7,783	3,256	876	3,560	3,033

2008年12月31日現在、当社の米国年金制度は全て積立不足となっている。

E. 年金資産

12月31日現在、当社の米国適格年金及び海外の年金制度、退職後給付制度の加重平均目標投資配分及び各年金資産区分の公正価値の比率は以下のとおりである。

	目標投資配分	(単位：パーセンテージ)	
		年金資産の割合	
	2008年	2008年	2007年
米国適格年金制度：			
海外持分証券	55.0	40.6	61.4
負債証券	35.0	41.2	23.6
代替的投資 ^(a)	10.0	15.9	10.9
現金及び現金同等物	-	2.3	4.1
計	100.0	100.0	100.0
海外年金制度：			
海外持分証券	57.1	48.5	63.2
負債証券	28.2	31.6	23.3
代替的投資 ^(b)	14.5	11.2	7.9
現金及び現金同等物	0.2	8.7	5.6
計	100.0	100.0	100.0
米国退職後給付制度 ^(c) ：			
海外持分証券	69.4	57.9	72.3
負債証券	27.8	37.0	23.8
代替的投資 ^(a)	2.8	4.5	2.8
現金及び現金同等物	-	0.6	1.1
計	100.0	100.0	100.0

(a) 非公開株式、ベンチャーキャピタル、非上場債券、不動産

(b) 不動産、保険契約、その他投資

(c) 当社の米国の退職者医療制度の一部を支援する退職後制度資産を反映している。

全ての年金資産の長期的な投資配分目標には年金制度の長期的な給付債務の状況の範囲内において、当社が各個別の資産に対して期待している運用収益や、許容しうる投資のリスクが反映される。また、長期的な投資配分は、各資産区分の過去の投資実績と期待運用収益の他、ボラティリティ、各年金資産区分内の相関関係及び当社の債務の状況等を総合的に勘案した分析により決定される。当該分析は、いわゆるアセット-ライアビリティ分析であり、将来の潜在的な資産及び債務残高の見通しの他、年金資産の期待運用収益の見積もりを提供するものである。市場の状況や、他の要因により実際の投資配分は上表における目標投資配分とは乖離する場合がある。米国の適格年金制度については、2007年度後半、当社は制度積立状況のボラティリティ及び将来拠出が必要となる可能性を減少させるため、戦略的目標投資配分を修正した。この結果、当社の投資目標配分は、負債証券の割合が10%上昇し、海外持分証券の割合がその分減少した。2008年度末の現金の占める割合は米国適格年金制度につき2.3%、海外の年金制度につき8.7%だけ目標投資配分よりも高かった。これは主に2009年度中に再投資される一部の投資戦略の終了により、現金が生じたことによるものである。資産は、定期的に目標投資配分に調整される。

米国適格年金制度は、2008年12月31日及び2007年12月31日現在、当社普通株式を保有していない。2008年度において、当該株式に係る配当はなく、2007年度においては約12百万ドル受取っている。

F. キャッシュ・フロー

当社は、従業員の退職給付に係る法令及び地方税法に基づく最低限の要求水準を満たすのに十分な金額を適格年金制度に積み立てている。

予想キャッシュ・フローは下表のとおりである。

(単位：百万ドル)				
12月31日を終了とする事業年度	年金制度			退職後給付制度
	米国適格	米国補足的 (非適格)	海外	
雇用者による拠出額：				
2009年（見積もり）	\$ 2	\$ 107	\$ 309	\$ 161
予想給付支払額：				
2009年	\$ 625	\$ 107	\$ 279	\$ 182
2010年	453	65	283	185
2011年	464	68	292	190
2012年	477	67	306	192
2013年	497	70	314	195
2014 - 2018年	2,868	373	1,745	942

上表は、予測給付債務の計算に用いた現在の数理計算の仮定に基づく米国及び海外の年金制度からの給付見込額、もしくは当社資産からの給付見込額を表している。したがって、実際給付額は給付見込額とは異なる場合がある。

G. 確定拠出制度

当社は、米国、日本、スペイン及びオランダを含めた様々な国で、貯蓄及び投資制度を有している。米国の制度では従業員は当該制度に給与や賞与の一部を拠出し、当社は従業員の拠出相当額の一部に見合う額を、大部分は自社株式により拠出している。米国においては、自社株による拠出分については市場取引を通じて実施され、従業員はその後、会社による拠出の全てまたは一部について分散されることを認められている。旧ファイザー社の米国における加入者に係る拠出分は、従業員持株制度として保有されている。当社が計上している当該制度の費用は、2008年度198百万ドル、2007年度203百万ドル、2006年度222百万ドルであった。

注記14. 資本

A. 普通株式

当社は、株価に影響を与えないように、相対取引または公開市場取引により当社普通株式を購入している。取締役会決議を経た各自己株式買戻しプログラムによって買い戻された株式は、全社的な目的に利用される。

普通株式買取状況は以下のとおりである。

(単位：1株当たり情報を除き百万株、百万ドル)			
12月31日を終了とする事業年度	購入した普通株式数	一株当たり平均取	
		得価額 (ドル)	普通株式購入総額
2008年度：			
2005年6月のプログラム ^(a)	26	\$ 18.96	\$ 500
2007年度：			
2005年6月のプログラム ^(a)	395	\$ 25.27	\$ 9,994
2006年度：			
2005年6月のプログラム ^(a)	266	\$ 26.19	\$ 6,979

(a) 2005年6月、当社は50億ドルの自己株式買戻しプログラムを公表した。このプログラムは2006年6月、180億ドルへ増額された。

2008年1月、当社は営業活動によるキャッシュフローを原資とする50億ドルの自己株式買戻しプログラムを公表した。このプログラムは適宜活用される可能性がある。2009年1月26日、当社は、ワイス社の株式を現金と株式で取得するという正式買収契約に合意したと公表した（注記 21：「後発事象」を参照）。この買収契約は、ワイス社の承諾なく行われる買収取引完了前の当社の株式の買戻しを、最大500百万ドルに制限している。

B. 優先株式

シリーズ A 転換権付永久優先株式は従業員持株制度（以下、「優先ESOP」とする）の信託により保有されており、また累計 6.25%の配当が四半期毎に支払われる。一株当たり表示価額は40,300ドルであり、配当及び清算配当に係る権利について、普通株式よりも優先している。いずれの株式も保有者の権利として2,574.87株の当社普通株式へ同等の議決権とともに転換することが可能である。転換権は、当社の普通株式を指標としており、株式による決済が要求されているので、発行日の当社の普通株式の公正価値により評価されている。当社は常時または優先ESOPの廃止時に、優先株式を現金または普通株式、またはそれらの組み合わせにより1株当たり40,300ドルにて買い戻すことが可能である。

C. 従業員持株制度

当社は2つの従業員持株制度（以下、併せて「ESOPs」とする）を持っている。ひとつは優先ESOPであり、もうひとつは当社の普通株式に係る従業員持株制度（以下、「普通ESOP」とする）である。2008年1月1日現在、旧ファルマシア社の米国内制度は、ファイザーの制度に統合されている。統合に先立って、旧ファルマシア社の米国内制度加入者からの拠出額に相当する金額の一部はESOPsを通じて積み立てられた。

2007年1月、当社は優先ESOPに関連した、2003年度のファルマシア社の買収以前からの未払いの残額につき支払いを行った。ESOPsに関連する報酬費用は、2007年度は合計約35百万ドル、2006年度は37百万ドルである。

普通ESOPにより保有されている普通株式は一株当たり利益算定上発行済株式と考えられ、優先ESOPにより保有されている優先株式は希薄化後一株当たり利益算定上、転換が実行されたと考えられる。2008年12月31日現在、優先ESOPにより保有されている株式の表示価額は約73百万ドルであり、約5百万株の当社の普通株式へ転換可能である。2008年12月31日現在、普通ESOPは当社の普通株式約6百万株を保有している。2008年12月31日において、ESOPsにおいて保有されている優先・普通株式は全て米国ファルマシア社及び一部のプエルトリコ内制度加入者に割り当てられている。

D. 従業員給付信託

ファイザー社株式の保有を通じて当社の従業員給付制度に資金を提供するため、1999年にファイザー社従業員給付信託（以下、「EBT」とする）が設立された。EBT保有の株式は連結貸借対照表上、「資本の部」の減少項目として公正価値で計上されている。

注記15. 株式に基づく報酬の支払

当社の報酬制度は、株式に基づく支払を含んでいる。2008年度、2007年度及び2006年度において、株式に基づく報奨、その一般的な期間及び条件は以下のとおりである。

- ・ストックオプションとは、権利確定日後に規定された数の当社普通株式を購入する権利を付与するものであり、その単位当たり価格は、オプション付与日の当社普通株式の市場価格と同額に設定されている。
- ・条件付株式（以下、「RSUs」とする）とは、権利確定日に、条件付株式に対して支払われる配当同等物を含めた規定された数の当社普通株式を取得する権利を付与するものである。
- ・業績連動株式報酬（以下、「PSAs」とする）及び業績条件付株式報酬（以下、「PCSAs」とする）とは、権利確定日に、規定された数の当社株式を取得する権利を付与するものであり、付与株式数は、同業他社との比較での当社業績達成度を指標とする公式に基づいて算定され、ゼロから規定数の最大値まで範囲を有する。配当同等物はPSAsに累積され、権利確定日後、払い込みが行われた全ての株式に関して支払われる。
- ・短期業績連動報酬とは、業績に基づき、付与日の1年後に一定額の報酬を受領する権利を付与するものである。権利付与者の選出時に、(i)上級経営陣の場合、全額をRSUs、または現金とRSUsを半額ずつ、(ii)その他の権利付与者の場合は全額をRSUs、全額を現金、または現金とRSUsを半額ずつ、のいずれかにより一定額が支払われる。
- ・株式増加受益権(以下、「SARs」とする)とは、権利確定日の2年後に、基準価格とオプション付与日における当社普通株式の市場価格の差額に支払日までの配当同等物の累積額を加えたものと同額の当社普通株式を取得する権利を付与するものである。
- ・制限株式付与権とは、権利確定日に規定された数の当社普通株式を取得する権利及び当該権利付与に対する配当を受領する権利を付与するものである。

2004年4月22日に開催された当社年次株主総会で「ファイザー株式会社2004年度ストックプラン」（以下、「2004年度プラン」とする）が承認された。これにより、新規のストックオプション及びその他の株式報酬が「2004年度プラン」の下でのみ付与されることとなった。「2004年度プラン」の下では、全ての従業員に対し、一人当たり最大で年間3百万株、年間総合計では475百万株が支給可能である。また、同プランにおいて、ストックオプション及びSARsは1単位あたり1株であるのに対し、RSUs、PSAs、PCSAs及び制限株式付与権は1単位あたり3株となる。

従来、当社はストックオプションやその他株式報酬制度を付与する様々な従業員株式及びインセンティブプランを有していた。従来の制度によって付与され2004年4月22日時点で未行使のストックオプションやその他株式報酬はそれぞれのプランの期間に応じて継続する。

2008年12月31日現在、159百万株が報酬対象であり、うち2百万株は2010年2月13日まで有効な、ファルマシア社2001年長期インセンティブプラン（以下、「ファルマシアプラン」とする）により保有されているものである。この中には、過去にファルマシアプランの下で発行可能であったが現在は失効している40百万株を含んでいない。

要求されていないものの、当社は歴史的にこれらの制度の下で会社としての責務を果たすべく、授権株式数内の未発行の株式、及びこれらほどではないが従業員給付信託の保有株式及び自己株式による給付を行っている。

A. 当期純利益に与える影響

株式報酬にかかる費用及びその税効果の内訳は以下のとおりである。

(単位：百万ドル)

	12月31日を終了とする事業年度		
	2008年	2007年	2006年
ストックオプション費用	\$ 194	\$ 286	\$ 410
条件付株式費用	169	160	184
業績連動株式報酬費用及び業績条件付 株式報酬費用(費用の減少)	(2)	(9)	61
短期業績連動報酬費用	13		
株式増加受益権費用	10		
株式報酬費用計	384	437	655
株式報酬費用に係る税効果	(114)	(141)	(204)
株式報酬費用-税引後	\$ 270	\$ 296	\$ 451

棚卸資産の一部として資産計上された金額に重要性はない。2008年度、2007年度及び2006年度において当社のコスト削減イニシアチブの下での株式報酬への修正による影響額に重要性はない。一般に、これらの修正により、プラン条項に従い、もしくは、経営者の判断で権利確定日までの期間が早まる結果となっている。

B. スtockオプション

ストックオプションとは、権利確定日後に規定された数の当社普通株式を購入する権利を付与するものであり、その単位あたり価格は、オプション付与日の当社普通株式の市場価格と同額に設定され、付与日の帰属する期の連結損益計算書において、付与日における公正価値で計上されている。公正価値は、概ね権利確定までの期間にわたり均等償却され、「売上原価」、「販売費、IT関連費及び一般管理費」及び「研究開発費」の適当な科目に計上される。

2006年度より前においては、ストックオプションは会計原則審議会意見書（APB）第25号に従い、連結損益計算書上は本源的价值法で評価され、公正価値情報は注記で開示されていた。公正価値の注記においては、ストックオプションの付与に係る費用を退職者の権利確定までの予想期間ではなく、名目権利確定期間を元に期間配分していた。2006年度においては、ストックオプション費用の配分計算方法を全ての新規報酬に対しそれぞれの実質的な権利確定期間に基づいた方法へと変更した。ただし、2005年12月31日現在、未確定のため損益計算書上費用計上していない報酬については、従前の方法を継続している。具体的には、将来期間に関する会計方針の変更の下では、2006年度より前に付与された退職に伴って権利確定までの期間が短縮するストックオプションに関連する報酬費用は、退職後のサービス期間は実質的な権利確定のための要件ではないが、権利確定までの期間にわたり費用化される。当該変更による影響額に重要性はない。

全ての従業員はストックオプションを付与される可能性がある。2008年度において当社の上級役員に選任された2名に対し付与されたものを除き、上級経営陣及びその他の主要経営陣に対し付与されたストックオプションは無い。ほとんど例外なく、付与日からの継続勤務期間が3年経過した場合、2005年以降に付与されたストックオプションはその権利が確定し、10年間の権利行使期間を有する。自己都合による退職により権利確定までの期間が短縮するストックオプションも含む全てのストックオプションについては、権利確定は少なくとも付与日から1年以上の経過が条件となる。ある事業が売却される場合や事業再編が実施される場合は、状況にもより様々であるが、従業員が持つオプションの権利は即時に確定し、3ヶ月から当該オプションの残余行使期間にわたり権利行使が可能となる。

権利付与された各ストックオプションの公正価値は、ほぼ全て付与日においてブラックショールズ=マートン・オプションプライシングモデルを用いて見積もり計算されている。当該プライシングモデルは、下記の表の仮定（数字は加重平均後のものである）を公正価値評価の前提としている。

	12月31日を終了とする事業年度		
	2008年	2007年	2006年
予想配当率 ^(a)	5.54%	4.49%	3.65%
リスクフリーの利子率 ^(b)	2.90%	4.69%	4.59%
予想株価ボラティリティ ^(c)	27.21%	21.28%	24.47%
権利行使までの予想期間（年） ^(d)	5.75	5.75	6.0

(a) 予想権利行使期間内における一定の配当率により決定される。

(b) 米政府発行のゼロクーポン債の付与時点における推定利回りにより決定される。

(c) 過去のボラティリティを勘案した予想ボラティリティにより決定される。

(d) 権利行使及び権利喪失の過去の趨勢により決定される。

2008年度、2007年度及び2006年度における全てのストックオプションの状況は以下のとおりである。

	株式数 (千株)	一株当たり 加重平均行使価格	加重平均 残余行使期間 (年)	本源的価値合計 (百万ドル) ^(a)
2006年1月1日現在未行使残高	627,404	\$33.51		
付与	69,300	26.20		
権利行使	(38,953)	16.09		
喪失	(9,370)	39.01		
取消	(63,591)	32.51		
2006年12月31日現在未行使残高	584,790	33.96		
付与	51,215	25.84		
権利行使	(27,391)	19.68		
喪失	(8,152)	28.00		
取消	(77,257)	34.47		
2007年12月31日現在未行使残高	523,205	33.93		
付与	49,522	22.49		
権利行使	(1,724)	16.81		
喪失	(7,648)	26.55		
取消	(74,301)	34.16		
2008年12月31日現在未行使残高	489,054	32.91	4.6	\$ -
2008年12月31日現在 権利確定済または確定予定分 ^(b)	482,360	33.02	4.5	\$ -
2008年12月31日現在 権利行使可能分	347,164	36.15	3.2	\$ -

(a) 普通株式の現物市場価格から権利行使価格を控除したものである。

(b) 権利確定予定オプション数は予想権利喪失分も考慮して算定している。

全てのストックオプションに係る情報は以下のとおりである。

(単位：百万ドル、但しストックオプション単位当たり及び年数を除く)

	12月31日を終了とする事業年度		
	2008年	2007年	2006年
付与日におけるストックオプション単位当たり加重平均公正価値	\$3.30	\$4.11	\$5.42
行使時本源的価値合計	\$ 9	\$ 173	\$ 380
権利行使時の現金受取額	\$ 29	\$ 532	\$ 622
権利行使による税効果	\$ 3	\$ 54	\$ 114
権利未確定分に係る未認識報酬費用-税引前	\$ 159	\$ 216	\$ 330
ストックオプション費用認識時までの加重平均予想年数	1.1	1.2	1.1

C. 条件付株式

条件付株式（RSUs）は、権利確定日に、条件付株式に対して支払われる配当同等物を含めた規定された数の当社普通株式を取得する権利を付与するものであり、付与日に公正価値で計上されている。2008年度及び2007年度に付与された全ての条件付株式については、付与日からの継続勤務期間が3年経過した場合、当該条件付株式に係る公正価値は均等償却され、「売上原価」、「販売費、IT関連費及び一般管理費」、「研究開発費」にそれぞれ適切に配分されて計上される。2006年度に付与された条件付株式については、5年間にわたる勤務期間に応じて毎年均等に確定し、各年で付与される条件付株式に係る公正価値は均等償却され、「売上原価」、「販売費、IT関連費及び一般管理費」、「研究開発費」にそれぞれ適切に配分されて計上される。特定の上級経営陣及び主要経営陣に対しては、3年間の継続した勤務期間を経て権利が確定される。

付与された条件付株式の公正価値は、付与日に基づいて見積もられている。2008年度及び2007年度に付与された条件付株式につき、公正価値は付与日現在における当社普通株式の終値を用いて決定されている。2006年度に付与された条件付株式につき、公正価値は付与日現在における当社普通株式の平均価格を用いて決定されている。

2008年、2007年及び2006年における全ての条件付株式の状況は以下のとおりである。

	株式数（千株）	一株当たり付与日現在加重 平均公正価値
2006年1月1日現在未行使残高	12,803	\$26.89
付与	12,734	26.15
権利行使	(3,573)	27.29
配当同等物の再投資	700	25.42
喪失	(2,334)	26.17
2006年12月31日現在未行使残高	20,330	26.56
付与	10,459	25.77
権利行使	(5,337)	27.29
配当同等物の再投資	1,018	24.87
喪失	(3,534)	26.09
2007年12月31日現在未行使残高	22,936	26.37
付与	11,454	22.35
権利行使	(4,559)	26.20
配当同等物の再投資	1,783	19.36
喪失	(2,650)	25.30
2008年12月31日現在未行使残高	28,964	24.47

全ての条件付株式に係る情報は以下のとおりである。

（単位：百万ドル、但し年数は除く）

	12月31日を終了とする事業年度		
	2007年	2006年	2005年
権利確定分公正価値合計	\$ 119	\$ 146	\$ 98
権利未確定分に係る未認識報酬費用-税引前	\$ 257	\$ 254	\$ 270
条件付株式費用認識時までの加重平均予想年数	1.5	2.1	3.8

D. 業績連動株式報酬（PSAs）及び業績条件付株式報酬（PCSAs）

2008年度、2007年度及び2006年度における業績連動株式報酬（PSAs）及びそれ以前の業績条件付株式報酬（PCSAs）は、権利確定日に、規定された数の当社株式を取得する権利を付与するものであり、付与株式数は、同業他社との比較での当社業績達成度を指標とする公式に基づき算定される。PSAsは、2006年度の連結損益計算書から付与日における公正価値で計上されている。さらにPSAsは権利確定までの期間において均等償却され、その償却額は、「売上原価」、「販売費、IT関連費及び一般管理費」、「研究開発費」の適切な科目に計上されている。2005年度以前に付与されたPCSA授与権は連結損益計算書上、本源的价值法により計上されている。上級経営陣及びその他の主要経営陣もPSA及びPCSAを受け取ることが可能である。ほとんど全ての場合において、付与日からPSA授与権は3年、PCSA授与権は5年の継続勤務後に権利が確定される。付与日から2～4年の継続勤務後に権利が確定されるケースもある。権利確定日までの期間は約款での記載期間と同一である。

2004年度プランにおける、株式報酬の上限額に対する制限が、PCSA及びPSAを含む全ての報奨制度に適用される。2001年度の株主総会において、全対象者に対し、最大12.5百万株を付与することができる2001年度業績条件付株式報奨制度（以下、「2001年度プラン」とする）が承認された。このプランによる最大付与数は、2002年1月1日から2004年にかけての業績測定期間に対し適用されるものであった。将来付与される株式報酬は全て「2004年度プラン」の下で付与されることとなる。

2008年度、2007年度及び2006年度に付与されたPSAは、同業他社と比較した業績測定期間にわたり、決まった公式に対し、相対的株主利益率を用いることにより算定され、権利が確定し、支払いが行われる。もし同業他社と比較して、当社の最低実績が基準を下回っている場合、業績条件付株式報酬は支払われない。2006年度より前に付与されたPCSAは、同業他社と比較した業績測定期間にわたり、決まった公式に対し、相対的株主利益率と相対的潜在株式調整後一株当たり当期純利益の伸びを用いることにより算定され、権利が確定し、支払いが行われる。同業他社と比較して、当社の最低実績が基準を下回っている場合、業績条件付株式報酬は支払われない。

当社はPSA付与日における公正価値を、モンテカルロ・シミュレーションモデルを用いて算定した株価に目標株式数を乗じて算定している。目標株式数は、同業他社における同等の従業員に対する株式報酬の公正価値を参照して決定される。また、PCSA付与日における公正価値は、本源的价值によって評価され、予想報酬額は支給予定期間に配分され、結果として生じる株式は支給日までの各会計期間において当社普通株式の公正価値に修正される。

PSAsの加重平均の仮定に基づく評価に利用した条件は以下のとおりである。

	12月31日を終了とする事業年度		
	2008年	2007年	2006年
リスクフリーレート	2.05%	4.68%	4.70%
予測される当社株価のボラティリティ	27.21%	21.28%	24.47%
同業社平均株価のボラティリティ	32.13%	18.85%	23.34%
契約年数	3	3	3

2008年度、2007年度及び2006年度における全てのPSA及びPCSAの最大数が付与された場合の状況は以下のとおりである。

	株式数（千株）	一株当たり付与日現在加重 平均公正価値
2006年1月1日現在未確定残高	15,979	\$23.32
付与	1,728	34.84
権利行使	(1,583)	26.20
喪失 ^(a)	(2,388)	26.11
2006年12月31日現在未確定残高	13,736	26.78
付与	1,183	28.80
権利行使	(1,788)	25.87
喪失 ^(a)	(5,166)	26.44
修正 ^(b)	2,192	25.66
2007年12月31日現在未確定残高	10,157	24.76
付与	1,529	30.93
権利行使	(657)	22.55
喪失 ^(a)	(3,591)	23.06
修正 ^(b)	454	17.55
2008年12月31日現在未確定残高	7,892	23.52

(a) 退職者による権利喪失分を、2006年度は345千株を含む。権利喪失分は2008年度及び2007年度には発生していない。当社取締役会の報酬委員会の裁量により、当該退職者に2006年度には9百万ドルが支払われた。この金額は、退職前に達成された業績に基づいて算定された権利喪失分の公正価値と同等の金額である。

(b) PCSA及びPSA報酬に係る2008年度15人の元従業員、2007年度34人の従業員及び元従業員の退職日までの労働に対する報酬の割り当ての修正を含む。当該修正は、2008年度においてはワールドワイド・ヒューマン・リソースの上席副社長及びその被指名人、2007年度においては取締役会、エグゼクティブ・リーダーシップチーム、現会長、代表執行役による会合での決定に基づくものである。当該修正に関連した追加的な費用は発生していない。

全てのPSA及びPCSAに係る情報は以下のとおりである。

	(単位：百万ドル、但し年数は除く)		
	12月31日を終了とする事業年度		
	2008年	2007年	2006年
権利確定PCSAの本源的价值合計	\$ 15	\$ 46	\$ 51
権利未確定分に係る未認識報酬費用-税引前	\$ 20	\$ 15	\$ 10
PSA費用認識時までの加重平均予想年数	2	2	2

当社は、2006年度以前のPCSAプログラムのもと当社の負債が純利益に与える潜在的な影響を部分的に相殺するため、購入予約契約を締結している。決済日において、当社はそれぞれの契約相手先の選択で当社株式を取得するかまたは現金で決済する予定であった。当社は2006年12月31日時点で1株当たり価格33.85ドルの当社株式約3百万株につき当該契約を締結していた。当該契約は2007年度初期において有効期限が到来している。当該契約の公正価値の変動は「その他の(収益)費用-純額」に含まれている。

E. 株式増加受益権 (SARs)

SARsは上級及び主要経営陣に対して付与されるものである。SARsは権利確定日の2年後に、基準価格とオプション付与日における当社普通株式の市場価格の差額に支払日までに累積された5年分の配当同等物を加えたものと同額の当社普通株式を取得する権利を付与するものである。基準価格は権利付与日より5年経過前から20日間の当社株式の市場価格の終値の平均値を用いて決定されている。権利付与価格は、付与日現在における当社普通株式の終値を用いて決定されている。

SARsは付与日から5年後に自動的に決済されるが、失効の可能性が無くなる付与日から3年後に権利が確定する。SARsは、連結損益計算書上において付与日における公正価値をベースに会計処理され、一般的には権利確定までの期間において均等償却され、その償却額は「売上原価」、「販売費、IT関連費及び一般管理費」、「研究開発費」の適切な科目に計上される。

当社はモンテカルロ・シミュレーションモデルを用いて公正価値を算定している。また、利用している加重平均の仮定はリスクフリーレートを2.77%、契約期間である5年と想定している点を除き、ストックオプションの評価に利用しているものと類似している。

2008年における全てのSARsの状況は以下のとおりである。

	株式(千)	一株当たり付与 日現在加重平均 価格
2008年1月1日現在未確定残高	-	\$ -
付与	3,040	22.50
権利行使	(35)	22.55
喪失	(249)	22.55
2008年12月31日現在未確定残高	2,756	22.49

全てのSARsに係る情報は以下のとおりである。

(単位：百万ドル、但し単位あたりSARs価格及び年数は除く)	
	12月31日を終了 とする事業年度
	2008年
付与日におけるSARs単位あたりの加重平均公正価値	\$5.54
未認識である未確定SARsに係る報酬費用-税引前	\$ 9
SARsに係る費用が認識される加重平均期間	2.2

F. 制限付株式

制限付株式付与権は、権利確定日に、規定された数の当社普通株式を受け取る権利及び制限付株式付与権に対する配当同等物を付与するものであり、付与日現在の公正価値により計上される。

上級経営陣と主要経営陣は2005年度より前に制限付株式を受け取っていた。ほとんどの場合、制限付株式付与権は付与日から3年の継続的勤務を経た後に権利が確定する。権利確定日までの期間は契約上の期間と同一である。これらの報酬額に重要性はない。

注記16. 普通株式一株当たり利益

基本普通株式一株当たり利益及び希薄化後普通株式一株当たり利益は下表の数値を用いて算定している。

	(単位：百万ドル)		
	12月31日を終了とする事業年度		
	2008年	2007年	2006年
一株当たり利益計算の分子 - 基本的：			
継続事業利益	\$ 8,026	\$ 8,213	\$ 11,024
減額：優先株式に係る配当 - 税引後	3	4	5
継続事業利益（普通株主に帰属する金額）	8,023	8,209	11,019
非継続事業：			
非継続事業の事業利益（損失） - 税引後	(2)	(3)	433
非継続事業の売却益（損失） - 税引後	80	(66)	7,880
非継続事業 - 税引後	78	(69)	8,313
当期純利益（普通株主に帰属する金額）	\$ 8,101	\$ 8,140	\$ 19,332
一株当たり利益計算の分母 - 基本的：			
加重平均発行済普通株式数	6,727	6,917	7,242
一株当たり利益計算の分子 - 希薄化後：			
継続事業利益	\$ 8,026	\$ 8,213	\$ 11,024
減額：ESOP拠出額 - 税引後	-	2	3
継続事業利益（普通株主に帰属する金額）	8,026	8,211	11,021
非継続事業：			
非継続事業の事業利益（損失） - 税引後	(2)	(3)	433
非継続事業の売却益（損失） - 税引後	80	(66)	7,880
非継続事業 - 税引後	78	(69)	8,313
当期純利益（普通株主に帰属する金額）	\$ 8,104	\$ 8,142	\$ 19,334
一株当たり利益計算の分母 - 希薄化後：			
加重平均発行済普通株式数	6,727	6,917	7,242
潜在普通株式 - ストックオプション、 従業員報酬制度及び転換権付優先株式により発 行され得る株式	23	22	32
加重平均発行済普通株式及び潜在普通株式数	6,750	6,939	7,274
従業員報酬制度により発行され得る当社普通株式 の市場平均価格を上回る行使価格を有するストッ クオプション ^(a)	489	514	552

(a) これらの潜在普通株式は2008年、2007年及び2006年において存在しているが、希薄化効果がないため、各年度ともに希薄化後一株当たり利益の算定には含めていない。

注記17. リース契約

当社は、事業活動において使用する資産、設備をリースにより調達している。当該リース契約においては、リース料に加えて、税金、保険料、維持費及びその他の運転費用を直接支払うケース、またはその他の運転費用が増加した場合には、さらに高額なリース料を支払うケースもある。再リースに係る収益を控除した後の支払リース料は、2008年度370百万ドル、2007年度398百万ドル、及び2006年度420百万ドルである。12月31日現在、解約不能なオペレーティング・リース取引について、今後最低限支払わなければならないリース料は下表のとおりである。

(単位：百万ドル)

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年以降
リース料	\$ 205	\$ 172	\$ 121	\$ 96	\$ 85	\$ 854

注記18. 保険

当社の付保状況は、付保時における市場動向（費用と利用可能性を含む）により、保険による補償を得るか、または、自家保険により対応するか決定される。保険に係る費用、利用可能性、及び内包されるリスクの性質次第で、自家保険の金額に重要性が生じる可能性がある。当社は、付保の費用と利用可能性を考慮し、製造物責任を含む一定のエクスポージャーに対し自家保険にて対応することを決定している。当社が、付保されていない、または保険の補償範囲や付保を超える多額の債務を被る場合、その特定の期間において当社の業績に重要な影響が生じる可能性がある（注記19「訴訟及び偶発事象」参照）。

[前へ](#) [次へ](#)

注記19．訴訟及び偶発事象

当社及び当社の一部の子会社は、様々な特許権、製造物責任、消費者、広告、証券、環境上及び税金上の訴訟及び請求、政府による調査、並びに当社の通常の業務過程において随時生じるその他の訴訟に関与している。当社は、その諸問題のいずれによっても、その財政状態に著しく不利な影響が及ぶとは考えていない。

当社は、2007年度より新しい会計基準の適用を開始し、「50%を超える可能性」基準の下でタックス・ポジションを維持できないと判断した場合に限り、法人所得税の偶発事象に対し未払費用を計上している。また当社は、別の租税管轄において支払った法人税に起因して生じたある租税管轄における潜在的な税務上の便益について、潜在的回復が50%を超えると結論付けた場合、当社の見積もりを計上する（注記1B「重要な会計方針：新会計基準」及び注記7E「法人税等：税金に係る偶発事象」参照）。当社は、その他全ての偶発事象について、発生が想定されかつ関連する損害賠償額が見積もり可能と判断した場合に未払費用を計上し、回収が確実である場合に既存の保険契約に基づき予想回収額を計上する。賠償責任の範囲が予測可能かつ見積もり可能であり、かかる範囲内の金額がかかる範囲内の別の金額より正しい推定額だと思われる場合、当社はその金額を未払費用として計上する。賠償責任の範囲が予測可能かつ見積もり可能であるが、いずれの金額もかかる範囲内の別の金額より正しい推定額だと思われる場合、当社は、想定範囲内の最低金額を未払費用として計上する。請求の多くは、因果関係、ラベル警告、科学的証拠、実際の損害賠償その他の事項に関連する極めて複雑な問題を含んでいる。こうした問題は相当の不確実性を伴うことが多いため、損失の確率及び損害賠償額の見積もりを確実に定めるのは困難である。したがって、最大の潜在リスクまたはこれらの偶発事象に対する計上額を超える潜在的損失の範囲を合理的に予測することはできない。こうした評価は、将来の事象について一連の複雑な判断を踏まえたものであり、見積もり及び仮定に大きく依拠している（注記1C「重要な会計方針：見積もりと前提」参照）。当社の評価は、経営幹部が合理的とみなす見積もり及び仮定に基づいている。訴訟は、本来予測不能であり、過大な判決額も発生する。当社は、これらの諸問題に関して十分な防御を備えていると考えるが、将来における特定の期間に経営成績に著しく不利な影響が及ぶ可能性のある判決または申立てに対する和解に直面する可能性がある。

特許に関する請求には、当社の様々な製品または製法に関する当社特許の保護範囲及び／または有効性に対する異議申立てが含まれる。当社は、全ての重要な当社特許に関する当該異議申立てに対して十分な防御を備えていると考えているが、これらの事項の結果についてはいかなる保証もなく、また敗訴すれば、係争中の医薬品は特許の保護を失う可能性があり、それに伴い当該医薬品の売上高が大幅に落ち込み、今後の経営成績に重大な影響を与えることも考えられる。

当社が当事者となっている係属中の主な案件は、以下のとおりである。

A. 特許訴訟

当社は、特許に関する多数の訴訟に関与しており、その大部分は、当社の製品、製法または用法を対象とした特許が無効及び／またはジェネリック医薬品メーカーの製品を対象としていないという、ジェネリック医薬品メーカーによる申立てに関する訴訟である。ジェネリック医薬品メーカーによる係属中の訴訟は、特にリピトール（アトルバスタチン）、ノルバスク（アムロジピン）、セレブレックス（セレコキシブ）、デトロール及びデトロールLA（トルテロジン）、ブイフェンド（ポリコナゾール）及びアリセプト（塩酸ドネペジル）を対象とする特許に対するものである。また様々な個々の訴訟に加え反訴についても、一部の製品に関する当社特許権の請求事項またはそれを行使しようとする計画が不正競争及び／または独占禁止法の違反になるとして提起されている。下記の多数の当社製品について、米国における特許に対する訴訟だけでなく、その他諸国においても、リピトール及びセレブレックス等の当社の一部製品に対する特許権について訴訟が提起されている。

リピトール（アトルバスタチン）

2007年4月、テバ・ファーマシューティカルズ・USA・インク（以下「テバ社」という。）は、当社に対し、リピトールのジェネリック版の販売認可を求めて、新薬簡略承認申請をFDAに提出したことを通知した。テバ社は、2011年6月に失効する（6ヶ月の小児科用独占権有効期間を含む）当社の光学異性体特許の無効及び後日失効する一部特許の非侵害を主張している。テバ社は、2010年3月に失効する（6ヶ月の小児科用独占権有効期間を含む）当社の基本特許については申立てを行っていない。2007年6月、当社は、テバ社に対し、当該光学異性体特許の有効性及び侵害を主張して、米国デラウェア州連邦地方裁判所に訴訟を提起した。

2008年11月、アボテックス・インク（以下「アボテックス社」という。）は、当社に対し、リピトールのジェネリック版の販売認可を求めて、新薬簡略承認申請をFDAに提出したことを通知した。アボテックス社は、当社の光学異性体特許の無効及び後日失効する一部特許の非侵害を主張している。アボテックス社は、当社の基本特許については申立てを行っていない。2008年12月、当社は、テバ社に対し、当該光学異性体特許の有効性及び侵害を主張して、米国イリノイ州北部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起した。

2007年1月、当社は、米国特許庁（以下「特許庁」という。）に対し、当社の光学異性体を対象とする特許の技術的欠陥の補正を求めて、再発行申請を提出した。2009年1月、特許庁は、当社の光学異性体特許の再発行申請を受理し、特許許可通知を発行した。一部の手続きは、再発行が付与される前に完了しなければならない。再発行特許は、光学異性体を対象とする原特許と同様の効力及び同様の2011年6月の失効日（6ヶ月の小児科用独占権有効期間を含む。）を有するものである。

2008年7月、当社は、カナダにおけるリピトールの当社特許の一部について、一定の条件の下、アボテックス社と訴訟の和解契約を締結した。それらの条件が満たされ、当該訴訟は解決した。かかる和解は、米国においてアボテックスを相手取ったリピトールの光学異性体特許に関する係属中の上記訴訟には適用されない。

ノルバスク（アムロジピン）

一部のジェネリック医薬品メーカーは、カナダにおいて当社のジェネリック版アムロジピンの販売を求め、2010年8月に失効するカナダにおける当社のノルバスク特許に対し申立てを行っている。2008年4月、トロントのカナダ連邦裁判所は、ファーマサイエンス・インク（以下「ファーマサイエンス社」という。）に対する当社の訴訟において、当社のノルバスク特許の有効性を支持し、2010年8月の当社特許の失効日まで、ノルバスクに使用される塩形態ベシル酸アムロジピン含有のファーマサイエンス社ジェネリック製品の承認に対し停止命令を下した。2008年5月、ファーマサイエンス社は、カナダ連邦裁判所の判決を不服とし控訴した。2008年9月、ドクター・レディス・ラボラトリーズ・リミテッド（以下「ドクター・レディ社」という。）は、ベシル酸アムロジピン含有ジェネリック製品の販売を求める申請書をカナダ保健省に提出し、2008年10月、当社は、ドクター・レディ社ジェネリック製品の承認停止を求めて、トロントのカナダ連邦裁判所に訴訟を提起した。

さらに2008年2月及び4月それぞれに、ファーマサイエンス社及びアボテックス社が、当社に対し、ベシル酸アムロジピンとは異なるアムロジピン塩形態含有製品のカナダにおける販売を求めたカナダ保健省への申請に関連して、当社のノルバスク特許の非侵害を主張する申立てを提起したことを通知した。2008年4月及び6月、当社は、それぞれについて当社のノルバスク特許が侵害されているとし、ファーマサイエンス社及びアボテックス社に対してトロントのカナダ連邦裁判所に訴訟を提起した。

セレブレックス（セレコキシブ）

2008年3月、マイラン・ファーマシューティカルズ・インク（以下「マイラン社」という。）は、当社に対し、炎症治療への使用を対象とし2015年12月に失効する当社のセレブレックス特許に対する申立てを行う、新薬簡略承認申請をFDAに提出したことを通知した。マイラン社は、有効成分及びその医薬組成物と対象とする当社の2件の原特許が2014年5月に失効した直後のセレコキシブ含有製品の販売を求めている。

2008年4月、テバ社は、当社に対し、炎症治療への使用を対象としたセレブレックスの当社特許に対する申立てを行う、セレブレックスの用量50mgに関して過去に提出した新薬簡略承認申請の修正をFDAに提出したことを通知した。テバ社は、当社の2件の原特許が2014年5月に失効した直後のセレコキシブ50mg含有製品の販売を求めている。

ニューロンチン（ガバペンチン）

2005年8月、ニュージャージー州連邦地方裁判所は、多数のジェネリック医薬品メーカーによるジェネリック版ガバペンチン（ニューロンチン）は、2017年に失効する当社の低ラクタム・ガバペンシンに関する特許を侵害していないとの判決を下し、ジェネリック医薬品メーカーに有利な略式判決を行った。ジェネリック医薬品メーカー数社は、2004年及び2005年にガバペンチンの自社製品を発売した。2007年9月、米国連邦巡回控訴裁判所は、地方裁判所の略式判決を破棄し、特許侵害問題に関する公判を行うよう当該訴訟を地方裁判所に差し戻した。公判が成功した場合、当社は、ジェネリック医薬品メーカーからジェネリック版ガバペンチンのリスク要因を伴う発売によって生じた損害賠償を求める意向である。

デトロール（トルテロジン）

2004年3月、当社は、デトロールのジェネリック版の販売認可を求めて新薬略式承認申請をFDAに提出したテバ社に対し、ニュージャージー州連邦地方裁判所に特許侵害訴訟を提起した。2007年1月、テバ社は、当社特許に対する申立てを取り下げ、特許侵害訴訟は棄却された。2007年1月の同時期に、テバ社の完全所有子会社であるイバックス・ファーマシューティカルズ・インク（以下「イバックス社」という。）が、当社のトルテロジン特許に対する申立てを行うために、以前提出したトルテロジンの新薬略式承認申請を修正した。当社は、イバックス社に対し、ニュージャージー州連邦地方裁判所に特許侵害訴訟を提起した。基本特許（6ヶ月の小児科用独占権有効期間を含む）は、2012年9月に失効する。

デトロールLA（トルテロジン）

2007年10月及び2008年1月、テバ社及びインバックス社の各社は、当社に対し、デトロール（トルテロジン）の徐放性処方薬であるデトロールLAに関連した4件の特許について、様々な根拠により申立てを行い、デトロールLAのジェネリック版の販売認可を求めて、新薬簡略承認申請をFDAに提出したことを通知した。当社は、2012年（基本特許）から2020年の間に失効するデトロールLAに関する特許（6ヶ月の小児科用独占権有効期間を含む。）のうち3件の侵害を主張し、ニューヨーク州南部地区地方裁判所に訴訟をそれぞれ提起した。その後各訴訟は、ニュージャージー州連邦地方裁判所に移送された。

2008年3月、ノバルティス・AGの一部門であるサンド・インク（以下「サンド社」という。）もまた、当社に対し、デトロールLAのジェネリック版の販売認可を求めて、新薬簡略承認申請をFDAに提出したことを通知した。サンド社は、当社の基本特許ではなく2020年に失効する3件の後日失効特許（6ヶ月の小児科用独占権有効期間を含む）に対する申立てを行っている。

ブイフェンド（ポリコナゾール）

2008年7月、マトリックス・ラボラトリーズ・リミテッドは、当社に対し、2009年から2016年の間に失効するブイフェンドに関連した特許のうち4件について様々な根拠に基づき申立てを行い、ブイフェンドのジェネリック版の販売認可を求めて、新薬簡略承認申請をFDAに提出したことを通知した。

2008年11月、サンド社は、当社に対し、2016年から2018年の間に失効するブイフェンドに関連した特許のうち2件について、様々な根拠に基づき申立てを行い、静脈内用ブイフェンドのジェネリック版の販売認可を求めて、新薬簡略承認申請をFDAに提出したことを通知した。

アリセプト（塩酸ドネペジル）

2005年10月、テバ社は、エーザイ株式会社（以下「エーザイ」という。）に対し、2010年11月に失効するエーザイの米国におけるアリセプトの基本特許について様々な根拠に基づき申立てを行い、アリセプトのジェネリック版の販売認可を求めて、新薬略式承認申請をFDAに提出したことを通知した。2005年12月、エーザイは、テバ社に対し、当該特許の侵害を主張して、ニュージャージー州連邦地方裁判所に訴訟を提起した。テバ社は、そのジェネリック製品についてFDAより最終認可を受領しているが、エーザイの特許侵害訴訟の結果が出るまで、その製品の販売を禁止する暫定的差止命令に従う。当社は、米国でエーザイとアリセプトを共同販促しているが、エーザイの特許侵害訴訟の当事者ではない。

B. 製造物責任に関する訴訟

当社は、その他の医薬品会社と同様、下記を含むがそれに限定されない多数の製造物責任訴訟の被告となっており、それらの訴訟において、原告は、当社の薬剤その他の製品によって引き起こった人身被害及びその他の推定損害賠償による救済を求めている。

アスベスト

・ クイグリー

クイグリー・カンパニー・インク（以下「クイグリー社」という。）は、1968年に当社が買収した完全所有子会社であり、1970年代の初めまでアスベスト含有製品を少数販売していた。2004年9月、ファイザーとクイグリー社は、原告がアスベスト、シリカまたは混合塵埃を含有するクイグリー製品への接触により人身被害を受けたと主張する、ファイザー及びクイグリーに対する係属中の及び将来の申立て全てを解決する措置を講じた。当社は、かかる案件に関連して、2004年第3四半期の収益から税引前費用369百万ドル（税引後229百万ドル）を計上した。

2004年9月、クイグリー社は、合衆国破産法第11章に基づき、ニューヨーク州南部地区連邦破産裁判所に会社更生申請書を提出した。2005年3月、クイグリー社は、原告の75%の賛成票を獲得した後、破産裁判所及びニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所の両裁判所による承認を必要とする会社更生計画を破産裁判所に提出した。ファイザーは、これに関連して、クイグリー製品に関連したクイグリー社及びファイザーに対する請求を行う個人の80%超を代理する弁護士との間で、複数の和解契約を締結した。かかる契約では、総額430百万ドルの支払いが定められており、その内215百万ドルは2005年12月に支払期日が到来した。これは当社が各原告から特定の要求文書を受領した上で支払われる。会社更生計画では、残りの係属中の全請求及びクイグリー製品に接触したことによる被害を主張する将来の請求の支払いに備えて、トラストを設立することが定められた。

2006年5月に投票代理人により証明されたとおり、クイグリー社に対する請求価額の3分の2超に相当する請求を行っているクイグリー社の原告の75%超が、クイグリー社の会社更生計画を承諾することに賛成票を投じた。2006年8月、投票集計方法の調査に際して、破産裁判所は、当該計画を承諾した一部の票は、請求の実価に基づいた予測ではなかったとの判決を下した。その結果、会社更生計画は承諾されなかった。

2007年6月、クイグリー社は、投票の集計方法に関する破産裁判所の懸念事項に対処するため、会社更生計画を修正した。2008年2月、破産裁判所は、クイグリー社に対し、その修正会社更生計画に関する原告の承認請求を認めた。2008年7月に投票代理人によって裁判所に提出された公式報告書によると、修正会社更生計画について賛成票が必要投票数に達した。破産裁判所は、2009年3月16日後に指名承認公聴会の開催を予定し、そこで当該計画の承認に対する反対意見を考慮し当該計画を承認すべきか否かを判断する。原告及び裁判所が承認した場合、修正会社更生計画は、トラストに対して、クイグリー社製品に接触したことによる人身傷害を主張する係属中の及び将来の全ての請求を行う終局差止命令が下されることとなる。

ファイザーは、当該修正会社更生計画（当初の会社更生計画のとおり）に基づき、社債を通じてトラストへ405百万ドル及び保険約100百万ドルの現金を拠出し、クイグリー社に対し30百万ドルの担保付ローンを免除する。さらにファイザーは、現在価値88.4百万ドルのトラストへの追加拠出を規定する契約を、将来の原告の代表と締結した。

当社は、2004年8月の保険会社との個別交渉で、総額405百万ドルが10年にわたり当社へ支払われることを定めた一定の保険適用範囲について和解に合意した。

・ その他の事項

1967年から1982年の間、ワーナー・ランバートは、呼吸保護装置及びアスベスト安全服の製造販売を行っていたアメリカン・オプティカル・コーポレーションを所有していた。ワーナー・ランバートは、1982年のアメリカン・オプティカルの売却に関連して、アスベスト関連及びその他の請求を含む特定の債務について、買収者を免責することで合意した。2008年12月31日現在、アメリカン・オプティカル及びその他多数の被告を指名する約104,000の申立てが各地の連邦裁判所及び州裁判所で係属中であり、それらの訴訟では、アスベストその他の有害とされる資材への接触から人身被害を受けたとし、損害賠償が求められている。当社は、こうした請求に対して積極的な抗弁を展開しており、またその解決のために様々な方法を模索していく。アメリカン・オプティカルのアスベストその他の有害物質に対して補償を提供する保険会社数社は、担保範囲の適用を拒否している。当社は、かかる保険会社の立場には根拠がないと考えており、かかる保険会社に対する訴訟に向けて準備している。

各連邦裁判所及び州裁判所においては、当社に対する多数の訴訟が係属中であり、ギブソンバーグ・ライム・プロダクツ・カンパニー（以下「ギブソンバーグ社」という。）が販売するアスベストその他の有害とされる物質を含有した製品へ接触したことにより人身被害を受けたと主張して、ファイザーに損害賠償を求めている。ギブソンバーグ社は、1960年代にファイザーが買収し、1970年初頭までアスベスト含有製品を少量販売していた。

ファイザーまたはその子会社が所有しているもしくは過去に所有していた工場におけるアスベストへの接触に対する損害賠償を求めた訴訟もまた、少数件各地の連邦及び州裁判所で係属中である。

セレブレックス及びベクストラ

・ 製造物責任及び消費者訴訟

未認定クラスアクションを含む製造物責任訴訟が、ファイザーに対し、セレブレックス及び／またはベクストラの使用による人身傷害を主張して、米国連邦裁判所及び州裁判所並びに一部の外国で提起されている。さらに、セレブレックス及びベクストラの虚偽広告並びにセレブレックス及びベクストラに関連した安全面のリスクに関する情報の一般への公表を控えたことによる消費者への詐欺を主張した未認定クラスアクションが、ファイザーに対し、各地の連邦裁判所及び州裁判所並びに一部外国で提起された。その後、米国連邦の製造物責任及び消費者詐欺に関する全訴訟が、併合審理前手続のため、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所の広域訴訟(In re Celebrex and Bextra Marketing, Sales Practices and Product Liability Litigation MDL-1699)へ移送された。

2008年10月17日、当社は、米国において係属中の消費者詐欺に関する未認定クラスアクション及び米国における人身傷害訴訟の90%超を解決する基本合意に達した。米国において係属中の消費者詐欺訴訟の未認定訴訟の解決は、しかるべき裁判所による承認が条件である。

これらの基本合意に関連して、2008年度第3四半期、当社は、米国の人身被害訴訟に対し約745百万ドルを、米国の消費者詐欺に関する未認定クラスアクションに対し約89百万ドルを、税引前費用として計上した。当社は、約745百万ドルの費用は、今回和解していない訴訟を含め、米国の人身被害の全訴訟を解決するのに十分であると考えている。しかしながら、一部の係属中の訴訟並びにセレブレックス及びベクストラ関連の未確認の訴訟に関連して、将来追加費用を準備しておかなければならない。

当社は、人身被害和解案の一部について保険を適用できると考えており、適用される保険契約に基づき資格を有すると考える支払額の回収を求めている。

基本合意及び当該費用は、下記のセレブレックス及びベクストラ関連のその他の訴訟には適用されない。

・ 証券、信託義務及びERISAに関する訴訟

2004年終盤より、ファイザー、ファルマシア・コーポレーション（以下「ファルマシア」という。）並びにこの2社の現職及び前職役員、取締役及び従業員の一部に対し、未認定クラスアクション及び株主代表訴訟を含む訴訟が、各地の連邦裁判所及び州裁判所に提起された。これらの訴訟には、（ ）セレブレックス及びベクストラの安全性の不実表示により、ファイザー並びにその一部の現職及び前職役員が連邦証券法に違反したと主張する未認定クラスアクション、（ ）ファイザーにセレブレックスの安全性、場合によってはベクストラの安全性を不実表示させたことにより、ファイザーの一部の現職及び前職役員並びに取締役に信託義務違反があったと主張する未認定株主代表訴訟、並びに（ ）ファイザー並びにその一部の現職及び前職役員、取締役及び従業員、または適用ある場合は、ファルマシア並びにその一部の前職役員、取締役及び従業員が、ファイザーの株式がもはや適格または手堅い投資オプションでないとする時点で、同株式を投資代替手段として選択しそれを維持したことにより、1974年従業員退職所得保障法（ERISA）の規定に違反したとして、ファイザーまたはファルマシアの貯蓄制度の加入者であるとする個人により提起された未認定クラスアクション、が含まれている。2005年6月、連邦証券、信託義務及びERISAに関する訴訟は、併合審理前手続のため、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所の広域訴訟（In re Pfizer Inc. Securities, Derivative and “ERISA” Litigation MDL-1688）へ移送された。

2007年7月、信託義務違反を主張する未認定株主代表訴訟は、広域訴訟において同裁判所により再訴不能で棄却された。原告は、米国連邦第2巡回控訴裁判所に当該判決を不服として控訴し、2009年1月、第2控訴裁判所は、当該棄却命令を支持した。2008年3月、信託義務違反を主張するニューヨーク州ニューヨーク群最高裁判所における未認定株主代表訴訟もまた、再訴不能で棄却された。2008年4月、原告は、ニューヨーク州最高裁判所控訴審部門第一部に上訴申立てを提出した。

・ ニュージャージー州における証券訴訟

2003年、ファルマシア、ファイザー及びファルマシアの一部の前職役員に対し、米国ニュージャージー州地方裁判所に数件の未認定クラスアクションが提起された。訴状では、被告が、セレブレックスによる胃腸への影響に関する研究データを不実表示したことにより連邦証券法に違反したとの主張がなされている。これらの訴訟は、ニュージャージー州司法裁判所において審理前手続のため併合された(Alaska Electrical Pension Fund et al. v. Pharmacia Corporation et al.)。2007年1月、裁判所は、2000年4月17日から2001年2月6日までにファルマシア有価証券を買付け、当該不実表示が起因したとされるファルマシアの有価証券の価格下落により損害を被った全ての個人で構成される集団を認定した。原告は、不特定金額の損害賠償を求めている。2007年10月、原告は、当該判決を不服として、米国第3巡回控訴裁判所に控訴した。2009年1月30日、第3巡回控訴裁判所は、地方裁判所による被告に有利な略式判決を無効とし、さらなる審理のため地方裁判所に当該訴訟を差し戻した。第3巡回控訴裁判所は、クラス期間が2001年2月6日に終了したとの判断を地方裁判所が誤ったという見解を示し、2001年8月5日にクラス期間が終了したと指示した。

トロバン

2007年5月、ナイジェリア連邦の検事総長は、当社、当社のナイジェリア子会社の1社並びに現ファイザー取締役を含む米国及びナイジェリアの現職及び前職の従業員数名に対し、アブジャにある連邦高等裁判所に民事及び刑事訴訟を提起した。また2007年5月、ナイジェリアのカノ州検事総長は、実質的に類似した被告グループに対し、カノ州高等裁判所に実質的に類似した民事及び刑事訴訟を提起した。当該連邦民事訴訟は、2007年7月、連邦当局により自発的に取り下げられ、その直後に、実質的に類似した被告グループに対し、実質的に類似した損害賠償を求めた新規の連邦民事訴訟が提起された。

これらの訴訟は全て、カノ州で重篤な髄膜炎が大流行した際に実施された、当時後期開発段階にあった抗生物質トロバンに関する1996年の臨床研究に起因するものである。当該訴訟は、特にこの研究が適切な政府による認可を取得せず、また研究被験者の両親または保護者の同意を得ることなく実施され、その結果多数の研究被験者が傷害または死亡に至ったと主張するものである。民事訴訟において、連邦政府は60億ドル超の損害賠償を求め、カノ州政府はとりわけ治療、保証金及び犠牲者される人々とその家族への支援を提供するための費用、トロバンの研究に起因する社会的不安により失敗したとされる無関係の医療プログラムの費用に対する損害賠償並びに全般的な損害賠償として20.75億ドルを求めている。当社は、これらの訴訟において強固な防御を備えていると考えている。

1996年のトロバン臨床研究はまた、研究の被験者を代表して、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に提起されたファイザーに対する2件の民事訴訟の対象となっている。これらの訴訟は、ファイザーが米国連邦外国人不法行為請求権法に違反したと主張しており、2件の訴訟のうち1件は、1996年のトロバン臨床試験に関連して、ファイザーがコネチカット州不正競争防止法及びコネチカット州製造物責任法に違反したと主張するものである。地方裁判所は、2005年に両訴訟を棄却し、原告は当該判決を不服とし、米国連邦第2巡回控訴裁判所に控訴した。2009年1月、第2巡回控訴裁判所は、地方裁判所による両訴訟の棄却を覆し、地方裁判所は、外国人不法行為請求権法に基づく原告の申立てについて事物管轄を有さないという判断の誤りを根拠として、さらなる審理のためそれらの訴訟を地方裁判所に差し戻した。

ホルモン補充療法

当社、当社の一部の完全所有子会社及び有限責任会社は、他の製薬会社数社とともに、女性の更年期障害の治療に処方されたエストロゲン及びプロゲステンを使用したことによる人身傷害が申し立てられ、各地の連邦裁判所及び州裁判所に提起されている多数の訴訟の被告となっている。これらの訴訟の原告は、乳がん、脳卒中及び心臓疾患を含む様々な人身傷害を主張している。これらの訴訟の一部における共同原告は、ファイザー及びその関連会社に対する求償権を主張している。ファイザー及びその関連会社に対する訴訟は、フェムハート製品（ファイザーが2003年に売却）、アクティベラ及びバギフェム（2000年から2004年にかけてファイザーの関連会社が販売していたノボ・ノルディスク社製品）、並びにプロベラ、オジェン、デポ-エストラディオール、エストリング及びジェネリック版MPAに関するものであり、これらの全てが更年期障害の治療用として現在もFDAにより承認されている。連邦訴訟は、併合審理前手続のため、アーカンソー州東部地区連邦地方裁判所の広域訴訟（In re Prempro Products Liability Litigation MDL-1507）に移送された。

同訴訟は、元々個人訴訟及び様々な未認定の全米規模及び州規模のクラスアクションの両方で構成されていた。しかしながら、一部の未認定クラスアクションの任意棄却及びその他の訴訟の原告によるクラスアクションの申立ての取下げの結果、当該訴訟は現在、個人訴訟と一部の州規模のクラスアクションで構成されている。

2008年11月、ネバダ州は、ファイザー、ファルマシア・アップジョン及びワイスに対し、その3社が、ネバダ州欺瞞的取引慣行防止法に違反し、ネバダ州においてそれぞれがホルモン補充療法の欺瞞的マーケティングを行ったと主張する訴訟を提起した。2009年1月、当該訴訟は、ネバダ州連邦司法裁判所に移管された。当該訴訟では、民事罰及び三倍賠償を含む金銭的救済措置が求められている。

バイアグラ

当社に対し、未認定クラスアクションを含み、バイアグラがある種の視覚障害を引き起こしたと主張する多数の訴訟が、各地の連邦裁判所及び州裁判所に提起されている。未認定クラスアクションの原告は、全米規模及び一部の州規模のバイアグラ服用者のクラスを代表することを求めている。全ての訴訟で人身被害の損害賠償が求められており、未認定クラスアクションでもまた、医学的な監視が求められている。2006年1月、連邦裁判は、併合審理前手続のため、ミネソタ地区連邦地方裁判所の広域訴訟（In re Viagra Products Liability Litigation MDL-1724）に移送された。

ゾロフト

ゾロフト服用によるとされる人身被害を主張した多くの訴訟が、当社に対し、各地の連邦裁判所及び州裁判所に提起されている。

ミラペックス

損害賠償を求める多数の個人訴訟が、当社及びベーリンガー・インゲルハイム・ファーマシューティカルズ・インク（以下「BIPI」という。）に対し、各地の連邦裁判所及び州裁判所において提起され、また1件の未認定クラスアクションが、パーキンソン病治療用のミラペックスは一定の衝動制御障害を引き起こすとして、カナダで提訴されている。当社は、2005年5月までBIPIとミラペックスを共同販促していたが、同製品に対する当社持分をBIPIに売却したため、現在当社はミラペックスの製造も販売も行っていない。2007年6月、米国連邦訴訟の全てが、併合審理前手続のために、ミネソタ州連邦地方裁判所の広域訴訟（In re Mirapex Products Liability Litigation MDL -1836）に移送された。当社及びBIPIは、これらの訴訟の一部について、相互に補償することで合意した。当社及びBIPIは、当社に有利であるとみなされる条件で、米国において係属中の訴訟の大部分を解決したかまたは解決中である。

ニューロンチン

未認定クラスアクションを含め、ニューロンチンの販促及び販売から生じた請求を主張して、当社に対する多数の訴訟が、各地の連邦裁判所及び州裁判所に提起されている。未認定クラスアクションの原告は、製品ラベルに表示されているFDAの承認を受けた適応症以外に使用したとされるニューロンチンの購入者またはかかるニューロンチンの購入について患者に払戻しを行った者（個人、医療保険会社、従業員給付制度及びその他の第三者支払人を含む）で構成される全米規模及び特定の州規模のクラスを代表することを求めている。2004年10月、連邦裁判所で係属中の個人訴訟及び未認定クラスアクションを含む多数の訴訟は、併合審理前手続のため、マサチューセッツ州連邦地方裁判所の広域訴訟（In re Neurontin Marketing, Sales Practices and Product Liability Litigation MDL-1629）に移送された。ニューロンチン及びジェネリック版ガバペンチンの販促及び販売から生じた請求を主張した未認定クラスアクションが、当社に対し、カナダ各地の地方裁判所においても提起されている。

2007年8月、広域訴訟において裁判所は、1994年から2004年にラベル表示以外に使用したとされるニューロンチンの購入者またはその購入について患者に払戻しを行った消費者及び第三者支払人全員の全米規模のクラスを認定する原告の申立てを再訴不能で却下した。2007年12月、原告は、クラス認定について新たな申立てを提起した。

2007年6月、ペンシルバニア州裁判所は、1995年から現在までにラベル表示されているもの以外の使用のためにニューロンチンを購入したとされる個人全員のクラスを認定した。その後裁判所は、ジェネリック版ガバペンチの購入者も含めるためクラスを拡大した。しかしながら、2009年2月に裁判所は、クラス認定は適切ではなかったとの判断を下し、クラス認定の取消命令を下した。原告は、カリフォルニア州、イリノイ州、ミズーリ州及びオクラホマ州で係属中の訴訟におけるニューロンチン購入者の州規模のクラス認定を求めている。ニューヨーク州及びニューメキシコ州の州裁判所は、ニューロンチン購入者の州規模のクラス認定を却下した。

ニューロンチン服用によるとされる自殺、自殺未遂及びその他の人身被害を主張して、当社に対する多くの個人訴訟が、各地の連邦裁判所及び州裁判所並びに一部外国でも提起されている。一部の連邦訴訟は、併合審理前手続のため、前項と同じ広域訴訟に移送された。

リピトール

2006年3月及び4月、リピトールの宣伝に関連する請求を主張して、当社に対する6件の未認定クラスアクションが、各地の連邦裁判所に提起された。2006年5月、この内5件が再訴可能で自主的に取り下げられ、それらの訴訟の原告は、イリノイ州北部地区連邦地方裁判所で提起された残りの訴訟の原告として追加された。2008年5月、当社の争いのない請求により、当該訴訟は、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に移送された。第三者支払人である原告は、患者及び医療教育プログラムその他の行動を通じて、当社が、製品のラベル表示の一部であるコレステロール・ガイドラインに反して、特定患者による使用のためにリピトールの宣伝を行ったと主張している。さらに修正訴状において、原告は、主に当社がリピトールの副作用のリスクの全ての開示を怠ったことにより、原告が支払ったリピトールの代金が本来の価格より高かったと主張している。原告は、2002年1月1日以降にリピトールを購入した、またはリピトールを購入した患者に払戻しを行った福利厚生基金その他の第三者支払人からなる全米規模及び一部の州規模のクラスを代表することを求めている。原告は、特に詐欺行為、不当利得、並びに威力脅迫及び腐敗組織に関する連邦法（RICO）及び一部の州の消費者への詐欺行為に対する法律違反を申し立て、三倍賠償を含む金銭的及び差止めによる救済措置を求めている。

2004年、元従業員は、当社に対して「内部告発」訴訟をニューヨーク州東部地区連邦地方裁判所に提起した。ニューヨーク州東部地方米国連邦検事が当該訴訟への調停を拒否した2007年9月まで、当該訴状は封印されたままであった。2007年12月、当該訴状が当社に送達された。原告は、患者及び医療教育プログラム、資料並びに医師、消費者、支払者及び投資家を対象としたその他の活動を通じて、当社が、製品のラベル表示の一部であるコレステロール・ガイドラインに反して、特定患者による使用のためにリピトールの宣伝を行ったと主張している。原告は、米国連邦民事不正請求禁止法及び各州の不正請求禁止法の違反を主張し、かかる表示以外の使用のためのリピトールの購入または購入に対する患者の払戻しの結果として、米国政府及び特定の州を代表して、三倍損害賠償及び民事罰を求めている。また原告は、連邦及び州の法令に基づき内部告発者としての報酬を求めている。さらに原告は、ラベル表示以外の使用のためのリピトールの販売促進、及び職場でのセクシャル・ハラスメントに対する懸念を提起することで、連邦民事不正請求禁止法、1964年公民権法及びニューヨーク州適用法の反報復規定を違反して、不当に解雇されたと主張しており、原告は、損害賠償及び原職復帰を求めている。

チャンティックス/チャンピックス

2008年8月、ある個人は、当社に対し、チャンティックスの販売に関連した請求を主張し、イリノイ州南部地区米国連邦地方裁判所に全米規模の未認定クラスアクションを提起した。2008年11月、当該訴訟は、原告の請求に応じて、裁判所により再訴可能で棄却された。

当社に対する多数の訴訟が、チャンティックスの服用によるとされる自殺、自殺未遂その他の人身被害及び経済的損失を主張して、各地の連邦裁判所及び州裁判所に提起されている。これらの訴訟の原告は、補償的損害賠償及び懲罰的損害賠償、並びにチャンティックスの販売による利益の返還を求めている。

2008年12月、チャンピックスを購入し服用した、またはチャンピックスの購入に対し患者に払戻しを行ったカナダの個人及び第三者支払人全員を代表した未認定クラスアクションが、当社に対し、オンタリオ州上級司法裁判所（トロントオフィス）に提起された。当該訴訟では、チャンピックスの安全性及び有効性等について、カナダの製造物責任法に基づき、また推定集団を代表して申立てが行われており、懲罰的損害賠償を含む金銭的救済措置が求められている。

C. 消費者及び商事事件

ファイザー・ワイス間の合併契約

2009年1月下旬及び2月初旬、ワイスのファイザーとの合併案に申立てを行う4件の未認定クラスアクションがワイスの株主により提起された（注記21「後発事象」を参照）。当該訴訟は、ニュージャージー州の連邦裁判所並びにニュージャージー州及びデラウェア州の州裁判所に提起された。4件全ての訴状では、ワイスの取締役会メンバー及びワイスが被告とされている。4件のうち3件の訴状では、ファイザーも被告とされている。原告は、()ワイス取締役会の各メンバーは、原告が「不適当」とみなす対価でワイスのファイザーへの売却を承認したことにより、ワイス及びその株主に対する信認義務に違反し、()ワイスは、直接的に信認義務に違反し、またその他の被告による信認義務違反を教唆し、並びに()ファイザーが被告である3件の訴訟において、ファイザーは、ワイス及びその取締役による信認義務違反を教唆したと主張している。原告は、特に被告に対し、合意した条件での合併完了の禁止命令を求めている。

平均卸売価格に関する訴訟

多数の州及びニューヨーク州の郡は、ファルマシア、ファイザー及びその他の製薬会社に対し、一部の製品について、販売された製品の実際価格よりも高い平均卸売価格（AWP）の情報が提供されたと主張し訴訟を提起している。AWPは、メディケア・パートB並びに多くの民間の保険契約及び医療制度に基づく払戻基準を決定するために用いられるものである。原告は、購入者が払戻しを受けるAWPと実際価格の差額は、一部の製品を購入するインセンティブとして被告により働きかけられたものであると申し立てている。自らのための訴訟に加えて、原告となっている多くの州では、州内のメディケア・パートBの共同支払者並びに民間の保険会社及び医療制度を代表して、回収を求めている。これらの各訴訟では、全般的に各州の欺瞞的取引慣行防止法に基づく申立て及び詐欺行為の申立てがなされており、また民事罰及び三倍賠償を含む金銭的その他の救済措置が求められている。また数件の訴訟では、ファルマシア及び／またはファイザーが特定の製品につきメディケイド制度に基づいた最適価格を州に報告しなかったとの主張がなされている。

加えて、ファルマシア、ファイザー及びその他の製薬会社は、従業員給付制度及びその他の第三者支払人により各地の連邦及び州裁判所に提起された多数の未認定クラスアクションの被告であり、上記の州及び郡による訴訟と類似した請求がなされている。これらの訴訟では、特に詐欺行為、不正競争及び不公平取引慣行が申し立てられており、民事罰及び三倍賠償を含む金銭的その他の救済措置が求められている。

州及び郡による訴訟並びに未認定クラスアクション全てが、併合審理前手続のため、マサチューセッツ州連邦地方裁判所の広域訴訟（In re Pharmaceutical Industry Average Wholesale Price Litigation MDL-1456）へ移送された。州の訴訟及び個人訴訟の一部が、各々の州裁判所へ差し戻された。2006年11月、当社に対する広域訴訟の申立ては再訴可能で棄却され、ファルマシアに対する訴訟は現在も係属中である。

2008年4月、広域訴訟における裁判所は、ファルマシアを含む11の被告に対し、総額125百万ドルの当該訴訟の和解案の公正性について予備的承認を与えた。裁判所は、2009年3月にかかる和解案の最終承認を考慮する審理を予定している。和解案が承認された場合、ファルマシアの負担金は重大な影響を与えないであろう。

モンサント関連事件

1997年、モンサント・カンパニー（以下「旧モンサント」という。）は、新しく設立された会社ソルティア・インク（以下「ソルティア」という。）に、化学薬品製造事業及び施設を提供し、ソルティアの株式を分離した。2000年、旧モンサントは、ファルマシア・アップジョンと合併し、ファルマシア・コーポレーション（以下「ファルマシア」という。）を設立した。その後ファルマシアは、その農業事業を新しく設立したモンサント・カンパニーと名付けた子会社（以下「新モンサント」という。）に譲渡し、2段階に分けて同社をスピノフし、2002年にスピノフが完了した。2003年、ファルマシアはファイザーに買収され、現在はその完全所有子会社となっている。

2002年に完了したスピノフに関連して、新モンサントは、ファルマシアの旧農業事業に関する一切の債務を引き受け、ファルマシアに免責を与えることに合意した。新モンサントは、農業事業から生じたまたはそれに関連する様々な請求及び訴訟からファルマシアを防御し免責している。

1997年のスピノフに関連して、ソルティアは、旧モンサントの化学事業関連の債務を引き受け、ファルマシアに免責を与えることに合意した。合衆国破産法第11章に基づく再編成の結果、旧モンサントの化学事業に関連したソルティアの免責義務は、ソルティアが所有したまたは運営した施設に限定されている。さらに、2002年に完了したスピノフに関連して、新モンサントは、ソルティアが引き受けた債務を含み、主に旧モンサントの化学事業に関連した債務を引き受け、ファルマシアに免責を与えることに合意した。ソルティア及び新モンサントによるかかる債務の引受け並びにファルマシアにかかる債務から免責する合意は、ファルマシアが被告とされる旧モンサントの化学事業に関連した係属中の訴訟及び将来の訴訟に適用される。この訴訟には、ポリ塩化ビフェニルへの暴露を含む環境問題関連の請求を申し立てる訴訟が含まれる。

ファルマシア・キャッシュバランス型年金制度

2006年、ファルマシア・コーポレーションの現従業員及び元従業員の数名が、ファルマシア・キャッシュバランス型年金制度（以下「本制度」という。）、ファルマシア・コーポレーション、ファルマシア・アップジョン・カンパニー及びファイザー・インクに対して、イリノイ州南部地区連邦地方裁判所に未認定クラスアクションを提起した。原告は、1997年キャッシュバランス型制度に移行される前に、モンサント・カンパニー年金制度に未払給付を有していた本制度の一部現加入者及び元加入者で構成されるクラスを代表して、金銭的及び差止めによる救済措置を求めている。2002年1月、様々な組織再編後、モンサント・カンパニー年金制度の一部資産及び負債が、本制度に移行された。原告は、本制度は55歳までの加入者のみに一定の利益を提供することにより、1974年従業員退職所得保証法に違反していると申し立てている。当該訴訟は、モンサント・カンパニー及びソルティア・インク（2社ともファルマシアの前子会社）が資金援助を行う実質的に類似したキャッシュバランス制度に対して申し立てられた大部分が類似している、イリノイ州南部地区連邦地方裁判所において係属中の未認定クラスアクションとともに、同裁判所において併合された（Walker, et al., v. The Monsanto Company Pension Plan et al.）。2008年5月、当事者らの要請により、裁判所は、当該訴訟をクラスアクションとしての手続きを進めることを容認する命令を下した。

カリフォルニア州営業秘密に関する訴訟

2004年、虚血リサーチ・エデュケーション財団（以下「IREF」という。）及びその最高経営責任者は、元IREF職員及びファイザーに対し、カリフォルニア州サンタクララ郡上級裁判所に訴訟を提起した。原告は、被告らがファイザーによる薬剤の臨床試験の計画及び実施を支援するために、共謀してIREF所有のデータベースから一部の情報を不正流用したと主張している。2008年12月、陪審員は、約38.7百万ドルの補償的損害賠償を命じる判決を下した。2009年2月、判事は、懲罰的損害賠償（適用法に基づき補償的損害賠償の2倍の額を超えてはならない。）及び2002年から現在までの審理前利息を求める原告の申立てについて審理を開いた。当社は、これらの申立てに対する判決を待っているところである。当社は、別途判決にかかわらず、新たな審理を求め裁判申立てを提起する予定である。

環境問題

2009年1月、当社は、コネチカット州ノース・ヘブーンに所在するファルマシアの操業中止状態にある工業用化学薬品工場について、米国環境保護庁に是正措置調査報告書を提出した。

当社は、1980年包括的環境対処・補償・責任法（改正済）（以下「CERCLA」または「スーパーファンド法」という。）並びにその他の州、地方または外国の法律に基づいて提起された、過去及び／または将来の改善費用の払戻しを主な救済措置として求める多数のその他の訴訟における当事者である。

D. 政府の調査及び情報の要求

当社は、他の製薬会社と同様、米国及び当社が事業を営んでいる海外諸国の国、州及び地方政府機関による広範囲に及ぶ規制を受けている。その結果、当社は、政府機関との間に相互関係を有している。政府機関による調査及び情報の要請は、以下のとおりである。下記を含むがそれに限定されない進行中の政府機関による調査の結果によっては、刑事責任、多額の罰金及び／または民事罰の対象となることもあり得る。

2009年1月、当社は、ベクストラに関する過去の承認適応症外使用実施の申立てについて過去に報告された調査及びその他一部の未解決の調査を解決するために、米国司法省と基本合意を締結した。基本合意に関連して、当社は、2008年度第4四半期に税引前及び税引後費用23億ドルを計上した。

当社は、司法省及び証券取引委員会に対し、米国外の一部の販売活動に関連して行った不正支払いの可能性に関する情報を自主的に提供している。特定の不正支払いの可能性その他の案件は、一部の海外諸国の政府機関の調査対象となっている。例えば、ドイツにおいては、ファイザーの完全所有子会社が、特定の税務問題に関して民事及び刑事捜査の対象となっている。イタリアにおいては、ファイザーの完全所有子会社が、国立医療制度に勤務している一部の医師に提供したとされる贈答品及び支払いに関して、様々な政府機関による強制捜査中である。ファイザーの子会社は、これらの調査に全面的に協力している。2008年11月、イタリアのバリを含むプグリア地方における一部の医師への不正支払いの申立てを解決するために、イタリアのバリとファイザーの完全所有子会社との間で合意に至った90,000ユーロの刑事罰を含み、総額1.5百万ユーロをファイザーの完全所有子会社が支払う司法取引に対し、裁判所は最終的な承認を与えた。イタリアの各政府機関による一部の医師への不正支払についての強制捜査は進行中である。

E. 保証及び免責

通常の業務の過程で、また資産及び事業の売却に関連して、当社は、取引または取引前の活動に関連して発生する可能性のある一定の債務について、取引の相手方を免責する場合が多い。こうした免責は、概して環境、税務、従業員及び/または製品関連事項に関連したものである。免責を受ける当事者が、免責条件に基づく申立てに成功した場合、当社は、損失の補償を求められることになる。こうした免責には、通常閾値、特定請求期間並びにその他の制約及び制限が設けられている。当社は、これまでこの規定に従って高額を支払ったことはなく、2008年12月31日現在、こうした免責の推定公正価値に計上された金額は高額ではなかった。

[前へ](#) [次へ](#)

注記20. 事業別及び地域別セグメント情報

ビジネスセグメント

当社のビジネスセグメントは、以下のとおりである。

- ・医療用医薬品

医療用医薬品セグメントは、特に、心血管系疾患、代謝系疾患、中枢神経系疾患、糖尿病、関節炎、感染症、呼吸器系疾患、泌尿器障害、がん、眼病、内分泌障害を予防及び治療する製品を含む。

- ・アニマルヘルス

アニマルヘルスセグメントは、家畜及びペットの病気を予防及び治療する製品を含む。

当社の報告対象となる事業セグメント(すなわち医療用医薬品事業、アニマルヘルス事業)におけるセグメント損益は税引前及び少数株主損益前の当期継続事業利益に基づいて測定されている。パーチェス法による買収の重要な影響、買収関連費用、当社のコスト削減イニシアチブ及び従来コンシューマー・ヘルスケア事業の移行に関する費用といった特定の費用は、「共通・その他」にのみ含まれる。この方法は経営者が各事業を評価する際に用いられている。

各セグメントは独立して運営されており、独自のマーケティング及び販売戦略を必要とする個別の製品を取扱っている。

当社の主要な取引先は卸売業者である。2008年度において、当社の米国大手卸売業者上位3社に対する売上高は、それぞれ売上合計の16%、10%、10%であり、合算した場合、2008年12月31日現在の売掛金総額の約19%を占めている。2007年度において、当社の米国大手卸売業者上位3社に対する売上高はそれぞれ売上合計の18%、12%、10%であり、合算した場合、2007年12月31日現在の売掛金総額の約20%を占めている。これらの売上高及び売掛金は医療用医薬品セグメントに集中している。

米国以外で500百万ドルを超える売上を記録した国は、2008年度は14カ国、2007年度は12カ国であった。米国のみが各年において年間売上の10%超を記録した。

下表は、セグメントの地域別及び売上情報である。

セグメント

(単位：百万ドル)

	12月31日を終了とする事業年度/12月31日現在		
	2008年	2007年	2006年
売上高			
医療用医薬品	\$ 44,174	\$ 44,424	\$ 45,083
アニマルヘルス	2,825	2,639	2,311
共通・その他 ^(a)	1,297	1,355	977
売上高計	\$ 48,296	\$ 48,418	\$ 48,371
セグメント利益（損失） ^(b)			
医療用医薬品	\$ 21,786	\$ 20,740	\$ 21,615
アニマルヘルス	772	620	455
共通・その他 ^{(a)(c)}	(12,864)	(12,082)	(9,042)
利益(損失)計	\$ 9,694	\$ 9,278	\$ 13,028
識別可能資産			
医療用医薬品	\$ 60,591	\$ 67,431	\$ 72,497
アニマルヘルス	2,075	2,043	1,951
売却予定の非継続事業	148	114	62
共通・その他 ^{(a)(d)}	48,334	45,680	41,036
識別可能資産計	\$ 111,148	\$ 115,268	\$ 115,546
有形固定資産取得額 ^(e)			
医療用医薬品	\$ 1,351	\$ 1,608	\$ 1,681
アニマルヘルス	183	70	51
売却予定の非継続事業	-	-	162
共通・その他 ^(a)	167	202	156
有形固定資産取得額計	\$ 1,701	\$ 1,880	\$ 2,050
減価償却費及び無形資産償却費 ^(e)			
医療用医薬品	\$ 2,223	\$ 1,886	\$ 1,765
アニマルヘルス	61	52	49
売却予定の非継続事業	-	-	71
共通・その他 ^{(a)(f)}	2,806	3,262	3,408
減価償却費及び無形資産償却費計	\$ 5,090	\$ 5,200	\$ 5,293

(a) 「共通・その他」はゼラチン製のカプセル、受託製造、大量の化学薬品の製造の事業、及び従来のコンシューマー・ヘルスケア事業（2006年12月に売却）に関する移行活動を含んでいる。また、セグメント損益における「共通・その他」には受取利息、支払利息及び本社費用（例えば、本社管理費）、その他の損益（例えば、負債及び持分証券に対する投資による実現損益）、特定の成果型報酬費用及び全ての株式報酬費用、パーチェス法による買収の重要な影響、買収関連費用、無形資産の減損損失と当社のコスト削減イニシアチブに係る費用が含まれる。

(b) セグメント損益は、税引前及び少数株主損益前の当期継続事業利益と一致している。パーチェス法による買収の重要な影響、買収関連費用、コスト削減イニシアチブ及び従来のコンシューマー・ヘルスケア事業に関する移行活動に関する費用といった特定の費用は「共通・その他」にのみ含まれる。この方法は、経営者が各事業を評価する際に用いられている。

- (c) 2008年度には、「共通・その他」に() 当社のコスト削減イニシアチブに関する再編費用及び実行費用42億ドル、() 取得した仕掛研究開発、無形資産の償却費及びその他の費用を含む買収のパーチェス法による重要な影響額32億ドル、() 過去のベクストラに係るオフラベルプロモーションを巡る申立てに関連して、以前に発表した調査の案件、及びその他の未解決の調査の案件に関して、米国司法省との間で解決のための基本合意に達したことによる費用約23億ドル、及び消炎鎮痛剤の非ステロイド性抗炎症薬（NSAID）に関する訴訟や申立てにおいて合意あるいは基本合意したことによる費用約900百万ドル（注記4A「特定費用：ベクストラ及びその他の調査」及び4B「特定費用：特定の製造物責任に関する訴訟 - セレブレックス及びベクストラ」参照）、() 全ての株式報酬費用、() 純利息収益772百万ドル、() 資産の減損損失213百万ドル、() 買収関連費用49百万ドル、及び() 従来のコンシューマー・ヘルスケア事業に関する移行活動における収益7百万ドルが含まれている。

2007年度には、「共通・その他」に、() 当社のコスト削減イニシアチブに関する再編費用及び実行費用39億ドル、() 取得した仕掛研究開発、無形資産の償却費及びその他の費用を含む買収のパーチェス法による重要な影響額34億ドル、() エクスベラに関する費用28億ドル、注記4D「特定費用：エクスベラ」を参照、() 純利息収益11億ドル、() 全ての株式報酬費用、() 資産の売却益及びその他の収益174百万ドル、() 従来のコンシューマー・ヘルスケア事業に関する移行活動における収益26百万ドル、() 買収関連費用11百万ドルが含まれている。

2006年度には、「共通・その他」に、() 取得した仕掛研究開発、無形資産の償却費及びその他の費用を含む買収のパーチェス法による重要な影響額41億ドル、() 当社のコスト削減イニシアチブに関する再編費用及び実行費用21億ドル、() 全ての株式報酬費用、() 純利息収益437百万ドル、() デポプロベラ無形資産減損320百万ドル、() 投資の売却益とその他の収益173百万ドル、() サノフィ・アベンティス社からの研究開発に関する目標達成金約118百万ドル、() 買収関連費用27百万ドルが含まれている。

- (d) 共通資産は主として、現金及び現金同等物、短期投資、長期投資及び長期貸付金である。
- (e) 特定の生産設備は、複数のセグメントで共有されている。有形固定資産は、設備投資額や減価償却費と同様に、物理的な生産高の見積りに応じて配分している。
- (f) 「共通・その他」にパーチェス法による無形資産の償却費に関連する非現金費用が2008年度には25億ドル、2007年度には30億ドル、2006年度には32億ドル含まれている。

地域別情報

	12月31日を終了とする事業年度/12月31日現在		
	2008年	2007年	2006年
売上高			
米国 ^(a)	\$ 20,435	\$ 23,153	\$ 25,822
ヨーロッパ ^(b)	14,980	13,647	12,213
日本、アジア ^(c)	7,166	6,511	5,939
カナダ、中南米、アフリカ、中 東 ^(d)	5,715	5,107	4,397
連結	\$ 48,296	\$ 48,418	\$ 48,371
長期性資産 ^(e)			
米国 ^(a)	\$ 17,296	\$ 19,145	\$ 21,795
ヨーロッパ ^(b)	12,220	15,416	17,488
日本、アジア ^(c)	1,080	1,177	1,205
カナダ、中南米、アフリカ、中 東 ^(d)	412	494	494
連結	\$ 31,008	\$ 36,232	\$ 40,982

(a) プエルトリコにおける営業活動を含んでいる。

(b) フランス、イタリア、スペイン、ドイツ、イギリス、アイルランド、北欧、及び中南欧を含んでいる。

(c) 日本、オーストラリア、韓国、中国、台湾、タイ、シンガポール、及びインドを含んでいる。

(d) カナダ、南米、中米、メキシコ、アフリカ、及び中東を含んでいる。

(e) 長期性資産は、識別可能無形資産(のれんを除く)及び有形固定資産を含んでいる。

治療分野別売上高

(単位：百万ドル)

	12月31日を終了とする事業年度		
	2008年	2007年	2006年
医療用医薬品			
心血管系、代謝系疾患	\$ 17,922	\$ 18,853	\$ 19,871
中枢神経系疾患	6,005	5,152	6,038
関節炎	3,096	2,914	2,711
感染症及び呼吸器疾患	3,931	3,552	3,474
泌尿器	3,204	3,010	2,809
がん	2,551	2,640	2,191
眼科	1,777	1,643	1,461
内分泌障害	1,153	1,052	985
その他	2,284	3,819	4,169
業務提携収入	2,251	1,789	1,374
医療用医薬品合計	44,174	44,424	45,083
アニマルヘルス	2,825	2,639	2,311
その他	1,297	1,355	977
売上高合計	\$ 48,296	\$ 48,418	\$ 48,371

注記21．後発事象

2009年1月26日、当社は、ワイス社の株式1株につき50.19ドル（総額680億ドル）を現金と株式で取得するという条件で、正式買収契約に合意したと発表した。ファイザー社及びワイス社の取締役会は、この統合を承認した。買収契約の条件に基づき、ワイス社の発行済普通株式1株は、33ドルの現金とファイザー社の普通株式0.985株を受領する権利に交換される。なお、上記条件は買収契約の条件の修正の影響を受ける。1月26日の当社発表前の最終取引日である2009年1月23日の当社の株式終値に基づくと、株式部分の価値は、1株当たり17.19ドルになる。当該取引は、ワイス社株主の承認、政府及び規制当局の承認、負債による資金調達に係る諸条件及びその他の一般的及び慣習上の手続完了条件の充足を前提として、2009年度第3四半期末または第4四半期の間に完了する予定である。

[前へ](#) [次へ](#)

Consolidated Statements of Income
Pfizer Inc and Subsidiary Companies

(MILLIONS, EXCEPT PER COMMON SHARE DATA)	YEAR ENDED DECEMBER 31,		
	2008	2007	2006
Revenues	\$ 48,298	\$ 48,418	\$ 48,371
Costs and expenses:			
Cost of sales ⁽¹⁾	8,112	11,239	7,640
Selling, informational and administrative expenses ⁽²⁾	14,537	15,628	15,589
Research and development expenses ⁽³⁾	7,945	8,089	7,599
Amortization of intangible assets	2,660	3,128	3,261
Acquisition-related in-process research and development charges	633	283	835
Restructuring charges and acquisition-related costs	2,675	2,534	1,323
Other (income)/deductions—net	2,032	(1,759)	(904)
Income from continuing operations before provision for taxes on income, and minority interests	9,694	9,278	13,028
Provision for taxes on income	1,645	1,023	1,992
Minority interests	23	42	12
Income from continuing operations	8,026	8,213	11,024
Discontinued operations:			
Income/(loss) from discontinued operations—net of tax	(2)	(3)	433
Gains/(losses) on sales of discontinued operations—net of tax	90	(66)	7,880
Discontinued operations—net of tax	78	(69)	8,313
Net income	\$ 8,104	\$ 8,144	\$ 19,337
Earnings per common share—basic			
Income from continuing operations	\$ 1.19	\$ 1.19	\$ 1.52
Discontinued operations	0.01	(0.01)	1.15
Net income	\$ 1.20	\$ 1.18	\$ 2.67
Earnings per common share—diluted			
Income from continuing operations	\$ 1.19	\$ 1.18	\$ 1.52
Discontinued operations	0.01	(0.01)	1.14
Net income	\$ 1.20	\$ 1.17	\$ 2.66
Weighted-average shares—basic	6,727	6,917	7,242
Weighted-average shares—diluted	6,760	6,939	7,274

⁽¹⁾Exclusive of amortization of intangible assets, except as disclosed in Note 1K, *Amortization of Intangible Assets, Depreciation and Certain Long-Lived Assets*.

See Notes to Consolidated Financial Statements, which are an integral part of these statements.

Consolidated Balance Sheets

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

(MILLIONS, EXCEPT PREFERRED STOCK ISSUED AND PER COMMON SHARE DATA)	AS OF DECEMBER 31,	
	2008	2007
Assets		
Cash and cash equivalents	\$ 2,122	\$ 3,406
Short-term investments	21,809	22,069
Accounts receivable, less allowance for doubtful accounts: 2008—\$190; 2007—\$223	8,959	9,843
Short-term loans	824	617
Inventories	4,381	5,302
Taxes and other current assets	5,034	5,498
Assets held for sale	148	114
Total current assets	43,076	46,849
Long-term investments and loans	11,478	4,856
Property, plant and equipment, less accumulated depreciation	13,287	15,734
Goodwill	21,464	21,382
Identifiable intangible assets, less accumulated amortization	17,721	20,498
Other assets, deferred taxes and deferred charges	4,122	5,949
Total assets	\$ 111,148	\$ 115,268
Liabilities and Shareholders' Equity		
Short-term borrowings, including current portion of long-term debt: 2008—\$937; 2007—\$1,024	\$ 9,320	\$ 5,825
Accounts payable	1,751	2,270
Dividends payable	2,159	2,163
Income taxes payable	656	1,380
Accrued compensation and related items	1,867	1,974
Other current liabilities	11,456	8,223
Total current liabilities	27,009	21,835
Long-term debt	7,963	7,314
Pension benefit obligations	4,236	2,589
Postretirement benefit obligations	1,604	1,708
Deferred taxes	2,959	7,896
Other taxes payable	6,568	6,248
Other noncurrent liabilities	3,070	2,746
Total liabilities	63,400	50,144
Minority interests	184	114
Preferred stock, without par value, at stated value; 27 shares authorized; issued: 2008—1,804; 2007—2,302	73	93
Common stock, \$0.05 par value; 12,000 shares authorized; issued: 2008—8,863; 2007—8,850	443	442
Additional paid-in capital	70,283	68,913
Employee benefit trust	(425)	(550)
Treasury stock, shares at cost; 2008—2,117; 2007—2,089	(57,381)	(56,847)
Retained earnings	48,142	49,660
Accumulated other comprehensive income/(expense)	(4,589)	2,299
Total shareholders' equity	67,556	65,010
Total liabilities and shareholders' equity	\$ 111,148	\$ 115,268

See Notes to Consolidated Financial Statements, which are an integral part of these statements.

Consolidated Statements of Shareholders' Equity
Pfizer Inc and Subsidiary Companies

(MILLIONS EXCEPT PREFERRED SHARES)	PREFERRED STOCK		COMMON STOCK			EMPLOYEE BENEFIT TRUST		TREASURY STOCK		RETAINED EARNINGS	ACCUM. OTHER COMPREHENSIVE INC./EXP.	TOTAL
	SHARES	STATED VALUE	SHARES	PAR VALUE	ADDITIONAL PAID-IN CAPITAL	SHARES	FAIR VALUE	SHARES	COST			
Balance, January 1, 2006	4,193	\$ 169	8,764	\$ 435	\$ 87,759	(43)	\$ (923)	(1,423)	\$ (35,767)	\$ 37,808	\$ 475	\$ 65,764
Comprehensive income:												
Net income										19,337		19,337
Total other comprehensive income—net of tax											1,192	1,192
Total comprehensive income												20,529
Adoption of new accounting standard—net of tax											(2,140)	(2,140)
Cash dividends declared—common stock										(7,268)		(7,268)
preferred stock										(8)		(8)
Stock option transactions			29	1	806	11	296	(8)	(8)			1,115
Purchases of common stock								(266)	(5,919)			(5,919)
Employee benefit trust transactions—net					162	(1)	(101)					1
Preferred stock conversions and redemptions	(895)	(25)	7	1	12				6			(100)
Other					285				8			294
Balance, December 31, 2006	3,497	141	8,819	441	\$ 89,104	(32)	(788)	(1,695)	(45,740)	\$ 49,669	(469)	\$ 71,358
Comprehensive income:												
Net income										9,144		9,144
Total other comprehensive income—net of tax											2,768	2,768
Total comprehensive income												10,912
Adoption of new accounting standard										11		11
Cash dividends declared—common stock										(9,155)		(9,155)
preferred stock										(8)		(8)
Stock option transactions			23	1	738	5	121		(7)			853
Purchases of common stock								(305)	(9,994)			(9,994)
Employee benefit trust transactions—net					(48)	1	117					69
Preferred stock conversions and redemptions	(1,195)	(45)	8		(25)			1	5			(58)
Other					145				(111)			34
Balance, December 31, 2007	2,302	93	8,850	442	\$ 89,913	(24)	(560)	(2,089)	(56,847)	\$ 49,660	2,299	\$ 60,010
Comprehensive income:												
Net income										8,104		8,104
Total other comprehensive expense—net of tax											(5,865)	(5,865)
Total comprehensive income												1,239
Cash dividends declared—common stock										(8,517)		(8,517)
preferred stock										(5)		(5)
Stock option transactions					207	1	32					239
Purchases of common stock								(26)	(500)			(500)
Employee benefit trust transactions—net					(113)	(1)	93					(20)
Preferred stock conversions and redemptions	(495)	(20)	13	1	(7)				2			(25)
Other					263			(2)	(40)			238
Balance, December 31, 2008	1,804	\$ 73	8,863	\$ 443	\$ 70,283	(24)	\$ (425)	(2,117)	\$ (57,391)	\$ 49,142	(4,569)	\$ 57,556

See Notes to Consolidated Financial Statements, which are an integral part of these statements.

Consolidated Statements of Cash Flows
Pfizer Inc and Subsidiary Companies

(MILLIONS OF DOLLARS)	YEAR ENDED DECEMBER 31,		
	2008	2007	2006
Operating Activities			
Net income	\$ 8,104	\$ 8,144	\$ 19,337
Adjustments to reconcile net income to net cash provided by operating activities:			
Depreciation and amortization	5,090	5,200	5,293
Share-based compensation expense	384	437	655
Acquisition-related in-process research and development charges	633	283	835
Certain intangible asset impairments and other associated non-cash charges	—	2,220	320
Gains on disposals	(14)	(326)	(280)
(Gains)/losses on sales of discontinued operations	(6)	168	(10,243)
Deferred taxes from continuing operations	(1,331)	(2,788)	(1,525)
Other deferred taxes	—	—	(420)
Other non-cash adjustments	619	815	606
Changes in assets and liabilities, net of effect of businesses acquired and divested:			
Accounts receivable	195	(320)	(172)
Inventories	294	720	118
Other assets	(638)	(647)	314
Accounts payable and accrued liabilities	3,797	1,509	(480)
Taxes	647	(2,002)	2,909
Other liabilities	464	(80)	297
Net cash provided by operating activities	18,238	13,353	17,594
Investing Activities			
Purchases of property, plant and equipment	(1,701)	(1,880)	(2,050)
Purchases of short-term investments	(35,705)	(25,425)	(9,597)
Proceeds from redemptions and sales of short-term investments	35,796	30,298	20,771
Purchases of long-term investments	(9,357)	(1,635)	(1,925)
Proceeds from redemptions and sales of long-term investments	1,009	172	233
Purchases of other assets	(210)	(111)	(153)
Proceeds from sales of businesses, products and product lines	12	24	200
Acquisitions, net of cash acquired	(1,184)	(464)	(2,320)
Other	(1,495)	(173)	(58)
Net cash (used in)/provided by investing activities	(12,835)	795	5,101
Financing Activities			
Increase in short-term borrowings, net	40,119	3,155	1,040
Principal payments on short-term borrowings	(37,264)	(754)	(11,968)
Proceeds from issuances of long-term debt	605	2,573	1,050
Principal payments on long-term debt	(1,053)	(84)	(55)
Purchases of common stock	(500)	(9,994)	(6,979)
Cash dividends paid	(8,541)	(7,975)	(6,919)
Stock option transactions and other	74	459	732
Net cash used in financing activities	(6,669)	(12,610)	(23,100)
Effect of exchange-rate changes on cash and cash equivalents	(127)	41	(15)
Net (decrease)/increase in cash and cash equivalents	(1,284)	1,579	(420)
Cash and cash equivalents at beginning of year	5,406	1,827	2,247
Cash and cash equivalents at end of year	\$ 2,122	\$ 3,406	\$ 1,827
Supplemental Cash Flow Information			
Non-cash transactions:			
Sale of the Consumer Healthcare business ⁽⁹⁾	\$ —	\$ —	\$ 16,429
Cash paid during the period for:			
Income taxes	\$ 2,252	\$ 5,617	\$ 3,443
Interest	782	643	715

(9) Reflects portion of proceeds received in the form of short-term investments.

See Notes to Consolidated Financial Statements, which are an integral part of these statements.

Notes to Consolidated Financial StatementsPfizer Inc and Subsidiary Companies

1. Significant Accounting Policies**A. Consolidation and Basis of Presentation**

The consolidated financial statements include our parent company and all subsidiaries, including those operating outside the U.S., and are prepared in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America (U.S. GAAP). The consolidation decision requires consideration of majority voting interests, as well as effective economic or other control. Typically, we do not seek control by means other than voting interests and we do not have significant interests in non-consolidated entities. For subsidiaries operating outside the U.S., the financial information is included as of and for the year ended November 30 for each year presented. Substantially all unremitted earnings of international subsidiaries are free of legal and contractual restrictions. All significant transactions among our businesses have been eliminated.

B. New Accounting Standards

Financial Instruments—Fair Value—As of January 1, 2006, we adopted on a prospective basis certain required provisions of SFAS No. 157, *Fair Value Measurements*. Those provisions relate to our financial assets and liabilities carried at fair value and our fair value disclosures related to financial assets and liabilities. SFAS No. 157, as amended, defines fair value, expands related disclosure requirements and specifies a hierarchy of valuation techniques based on the nature of the inputs used to develop the fair value measures. Fair value is defined as the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. There are three levels of inputs to fair value measurements—Level 1, meaning the use of quoted prices for identical instruments in active markets; Level 2, meaning the use of quoted prices for similar instruments in active markets or quoted prices for identical or similar instruments in markets that are not active or are directly or indirectly observable; and Level 3, meaning the use of unobservable inputs. Observable market data should be used when available.

Many, but not all, of our financial instruments are carried at fair value. For example, substantially all of our cash equivalents, short-term investments and long-term investments are classified as available-for-sale securities and are carried at fair value, with unrealized gains and losses, net of tax, reported in Other comprehensive income(expense). Derivative financial instruments are carried at fair value in various balance sheet categories (see Note 9D, *Financial Instruments: Derivative Financial Instruments and Hedging Activities*), with changes in fair value reported in current earnings or deferred on qualifying hedging relationships. Virtually all of our valuation measurements use Level 2 inputs. The adoption of SFAS No. 157, as amended, did not have a significant impact on our consolidated financial statements. As of January 1, 2006, we did not elect to adopt SFAS No. 157, as amended, for acquired nonfinancial assets and assumed nonfinancial liabilities.

Goodwill and Other Intangible Assets—Other Intangible Assets—As of January 1, 2006, we adopted the provisions of Emerging Issues Task Force (EITF) Issue No. 07-3, *Accounting for Nonrefundable Advance Payments for Goods or Services to Be Used in Future Research and Development Activities*, for new contracts entered into on or after that date. EITF Issue No. 07-3 requires that non-refundable advance payments for goods and services that will be used in future research and development (R&D) activities be expensed when the R&D activity has been performed or when the R&D goods have been received rather than when the payment is made. The adoption of EITF Issue No. 07-3 did not have a significant impact on our consolidated financial statements.

Taxes on Income—Income Tax Contingencies—As of January 1, 2007, we adopted the provisions of FASB Interpretation No. 48 (FIN 48), *Accounting for Uncertainty in Income Taxes*, an interpretation of SFAS 109, *Accounting for Income Taxes*, as amended, and changed our policy related to the accounting for income tax contingencies to a 'more-likely-than-not' standard from a 'probable' standard. To understand the cumulative effect of this accounting change, see Note 7A, *Taxes on Income: Adoption of New Accounting Standard*.

Pension and Postretirement Benefit Plans and Defined Contribution Plans—As of December 31, 2006, we adopted the provisions of SFAS No. 158, *Employers' Accounting for Defined Benefit Pension and Other Postretirement Plans (an amendment of Financial Accounting Standards Board (FASB) Statements No. 87, 88, 106 and 132R)*. SFAS 158 requires us to recognize on our consolidated balance sheet the difference between our benefit obligations and any plan assets of our benefit plans. In addition, we are required to recognize as part of other comprehensive income(expense), net of taxes, gains and losses due to differences between our actuarial assumptions and actual experience (actuarial gains and losses) and any effects on prior service due to plan amendments (prior service costs or credits) that arise during the period and which are not yet recognized as net periodic benefit costs. At adoption date, we recognized the previously unrecognized actuarial gains and losses, prior service costs and credits and net transition amounts within Accumulated other comprehensive income(expense), net of tax. To understand the cumulative effect of this accounting change, see Note 13A, *Pension and Postretirement Benefit Plans and Defined Contribution Plans: Adoption of New Accounting Standard*.

C. Estimates and Assumptions

In preparing the consolidated financial statements, we use certain estimates and assumptions that affect reported amounts and disclosures. These estimates and underlying assumptions can impact all elements of our financial statements. For example, in the consolidated statement of income, estimates are used when accounting for deductions from revenues (such as rebates, chargebacks, sales returns and sales allowances), determining cost of sales, allocating cost in the form of depreciation and amortization, and estimating restructuring charges and the impact of contingencies. On the consolidated balance sheet, estimates are used in determining the valuation and recoverability of assets, such as accounts receivables, investments, inventories, fixed assets and intangible assets (including goodwill), and estimates are used in determining the reported amounts of liabilities, such as taxes payable, benefit obligations, the impact of contingencies, rebates, chargebacks, sales returns and sales allowances and restructuring reserves.

Notes to Consolidated Financial StatementsPfizer Inc and Subsidiary Companies

We regularly evaluate our estimates and assumptions, using historical experience and other factors, including the economic environment. Our estimates are often based on complex judgments, probabilities and assumptions that we believe to be reasonable but that are inherently uncertain and unpredictable.

As future events and their effects cannot be determined with precision, our estimates and assumptions may prove to be incomplete or inaccurate, or unanticipated events and circumstances may occur that might cause us to change those estimates and assumptions. Market conditions, such as illiquid credit markets, volatile equity markets, dramatic fluctuations in foreign currency rates and economic recession, can increase the uncertainty already inherent in our estimates and assumptions. We adjust our estimates and assumptions when facts and circumstances indicate the need for change. Those changes will be reflected in our financial statements on a prospective basis. It is possible that other professionals, applying reasonable judgment to the same facts and circumstances, could develop and support a range of alternative estimated amounts. We are also subject to other risks and uncertainties that may cause actual results to differ from estimated amounts, such as changes in the healthcare environment, competition, litigation, legislation and regulations. Those and other risks and uncertainties are discussed in the accompanying Financial Review, which is unaudited, under the headings "Our Operating Environment and Response to Key Opportunities and Challenges" and "Forward-Looking Information and Factors That May Affect Future Results."

D. Contingencies

We and certain of our subsidiaries are involved in various patent, product liability, consumer, commercial, securities, environmental and tax litigations and claims; government investigations; and other legal proceedings that arise from time to time in the ordinary course of our business. Except for income tax contingencies, we record accruals for contingencies to the extent that we conclude their occurrence is probable and that the related liabilities are estimable and we record anticipated recoveries under existing insurance contracts when assured of recovery. For tax matters, beginning in 2007 upon the adoption of a new accounting standard, we record accruals for income tax contingencies to the extent that we conclude that a tax position is not sustainable under a "more-likely-than-not" standard and we record our estimate of the potential tax benefits in one tax jurisdiction that could result from the payment of income taxes in another tax jurisdiction when we conclude that the potential recovery is more likely than not. (See Note 1B, *Significant Accounting Policies: New Accounting Standards and Note 7E, Taxes on Income: Tax Contingencies*.) We consider many factors in making these assessments. Because litigation and other contingencies are inherently unpredictable and excessive verdicts do occur, these assessments can involve a series of complex judgments about future events and can rely heavily on estimates and assumptions (see Note 1C, *Significant Accounting Policies: Estimates and Assumptions*).

E. Acquisitions

Our consolidated financial statements reflect an acquired business after the completion of the acquisition and are not restated. We account for acquired businesses using the purchase method of accounting, which requires that most assets acquired and liabilities assumed be recorded at the date of acquisition at their fair values. Any excess of the purchase price over the assigned values of the net assets acquired is recorded as goodwill. Amounts allocated to acquired in-process research and development (IP&D) have been expensed at the date of acquisition. When we have acquired net assets that do not constitute a business under U.S. GAAP, no goodwill has been recognized.

F. Foreign Currency Translation

For most international operations, local currencies have been determined to be the functional currencies. We translate functional currency assets and liabilities to their U.S. dollar equivalents at rates in effect at the balance sheet date and record these translation adjustments in *Shareholders' equity—Accumulated other comprehensive income/(expense)*. We translate functional currency statement of income amounts at average rates for the period. The effects of converting non-functional currency assets and liabilities into the functional currency are recorded in *Other (income)/deductions—net*.

For operations in highly inflationary economies, we translate monetary items at rates in effect at the balance sheet date, with translation adjustments recorded in *Other (income)/deductions—net*, and nonmonetary items at historical rates.

G. Revenues

Revenue Recognition—We record revenues from product sales when the goods are shipped and title passes to the customer. At the time of sale, we also record estimates for a variety of sales deductions, such as sales rebates, discounts and incentives, and product returns. When we cannot reasonably estimate the amount of future product returns, we record revenues when the risk of product return has been substantially eliminated.

Deductions from Revenues—Gross product sales are subject to a variety of deductions that are generally estimated and recorded in the same period that the revenues are recognized and primarily represent rebates and discounts to government agencies, wholesalers, distributors and managed care organizations with respect to our pharmaceutical products. These deductions represent estimates of the related obligation and, as such, judgment and knowledge of market conditions and practices are required when estimating the impact of these sales deductions on gross sales for a reporting period.

Specifically:

- In the U.S., we record provisions for pharmaceutical Medicaid, Medicare and contract rebates based upon our experience ratio of rebates paid and actual prescriptions written during prior quarters. We apply the experience ratio to the respective period's sales to determine the rebate accrual and related expense. This experience ratio is evaluated regularly to ensure that the historical trends are as current as practicable. As appropriate, we will adjust the ratio to better match our current experience or our expected future experience. In assessing this ratio, we consider current contract terms, such as changes in formulary status and discount rates.
- Outside the U.S., the majority of our pharmaceutical rebates, discounts and price reductions are contractual or legislatively mandated and our estimates are based on actual invoiced sales within each period; both of these elements help to reduce the risk of variations in the estimation process. Some European countries base their rebates on the government's unbudgeted pharmaceutical spending and

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

we use an estimated allocation factor (based on historical payments) and total revenues by country against our actual invoiced sales to project the expected level of reimbursement. We obtain third-party information that helps us to monitor the adequacy of these accruals.

- Provisions for pharmaceutical chargebacks (primarily reimbursements to wholesalers for honoring contracted prices to third parties) closely approximate actual as we settle these deductions generally within two to four weeks of incurring the liability.
- Provisions for pharmaceutical returns are based on a calculation at each market that incorporates the following, as appropriate: local returns policies and practices; returns as a percentage of sales; an understanding of the reasons for past returns; estimated shelf-life by product; an estimate of the amount of time between shipment and return or lag time; and any other factors that could impact the estimate of future returns, such as loss of exclusivity, product recalls, or a changing competitive environment, as appropriate.
- We record sales incentives as a reduction of revenues at the time the related revenues are recorded or when the incentive is offered, whichever is later. We estimate the cost of our sales incentives based on our historical experience with similar incentives programs.
- Our accruals for Medicaid rebates, Medicare rebates, performance-based contract rebates and chargebacks were \$1.5 billion as of December 31, 2008, and \$1.4 billion as of December 31, 2007, and are included in *Other current liabilities*.

Taxes collected from customers relating to product sales and remitted to governmental authorities are presented on a net basis; that is, they are excluded from *Revenues*.

Alliances—We have agreements to co-promote pharmaceutical products discovered by other companies. Alliance revenues are earned when our co-promotion partners ship the related product and title passes to their customer. Alliance revenues are primarily based upon a percentage of our co-promotion partners' net sales. Expenses for selling and marketing these products are included in *Selling, informational and administrative expenses*.

H. Cost of Sales and Inventories

We value inventories at lower of cost or market. Cost is determined as follows:

- finished goods and work in process at average actual cost; and
- raw materials and supplies at average or latest actual cost.

I. Selling, Informational and Administrative Expenses

Selling, informational and administrative costs are expensed as incurred. Among other things, these expenses include the costs of marketing, advertising, shipping and handling, information technology and non-manufacturing employee compensation.

Advertising expenses relating to production costs are expensed as incurred and the costs of radio time, television time and space in publications are expensed when the related advertising occurs. Advertising expenses totaled approximately \$2.6 billion in 2008, \$2.7 billion in 2007 and \$2.6 billion in 2006.

J. Research and Development Expenses

Research and development (R&D) costs are expensed as incurred. These expenses include the costs of our proprietary R&D efforts, as well as costs incurred in connection with our third-party collaboration efforts. Before a compound receives regulatory approval, we record milestone payments made by us to third parties under contracted R&D arrangements as expense when the specific milestone has been achieved. Once a compound receives regulatory approval, we record any subsequent milestone payments in *Identifiable intangible assets, less accumulated amortization* and, unless the assets are determined to have an indefinite life, we amortize them evenly over the remaining agreement term or the expected product life cycle, whichever is shorter.

K. Amortization of Intangible Assets, Depreciation and Certain Long-Lived Assets

Long-lived assets include:

- **Goodwill**—Goodwill represents the excess of the purchase price of an acquired business over the assigned values of its net assets. Goodwill is not amortized.
- **Identifiable intangible assets, less accumulated amortization**—These acquired assets are recorded at our cost. Intangible assets with finite lives are amortized evenly over their estimated useful lives. Intangible assets with indefinite lives are not amortized.
- **Property, plant and equipment, less accumulated depreciation**—These assets are recorded at original cost and increased by the cost of any significant improvements after purchase. We depreciate the cost evenly over the assets' estimated useful lives. For tax purposes, accelerated depreciation methods are used as allowed by tax laws.

Amortization expense related to acquired intangible assets that contribute to our ability to sell, manufacture, research, market and distribute products, compounds and intellectual property are included in *Amortization of intangible assets* as they benefit multiple business functions. Amortization expense related to intangible assets that are associated with a single function and depreciation of property, plant and equipment are included in *Cost of sales, Selling, informational and administrative expenses* and *Research and development expenses*, as appropriate.

We review all of our long-lived assets, including goodwill and other intangible assets, for impairment indicators at least annually and we perform detailed impairment testing for goodwill and indefinite-lived assets annually and for all other long-lived assets whenever impairment indicators are present. When necessary, we record charges for impairments of long-lived assets for the amount by which the present value of future cash flows, or some other fair value measure, is less than the carrying value of these assets. The process:

Notes to Consolidated Financial StatementsPfizer Inc and Subsidiary Companies

for evaluating goodwill requires the calculation of the fair value of the corresponding business segment and determining the implied fair value of goodwill by subtracting the fair value of all the identifiable net assets other than goodwill from the fair value of the business segment.

L. Acquisition-Related In-Process Research and Development Charges and Restructuring Charges and Acquisition-Related Costs
When recording acquisitions, we have expensed amounts related to acquired IPR&D in *Acquisition-related in-process research and development charges*.

We may incur restructuring charges in connection with our cost-reduction initiatives, as well as in connection with acquisitions, when we implement plans to restructure and integrate the acquired operations. For restructuring charges associated with a business acquisition that are identified in the first year after the acquisition date, the related costs have been recorded as additional goodwill, if any, because they have been considered to be liabilities assumed in the acquisition. All other restructuring charges, all integration costs and any charges related to our pre-existing businesses impacted by an acquisition have been expensed as incurred in *Restructuring charges and acquisition-related costs*. Termination costs are a significant component of our restructuring charges and are recorded when the actions are probable and estimable.

M. Cash Equivalents and Statement of Cash Flows

Cash equivalents include items almost as liquid as cash, such as certificates of deposit and time deposits with maturity periods of three months or less when purchased. If items meeting this definition are part of a larger investment pool, we classify them as *Short-term investments*.

Cash flows associated with financial instruments designated as fair value or cash flow hedges may be included in operating, investing or financing activities, depending on the classification of the items being hedged. Cash flows associated with financial instruments designated as net investment hedges are classified according to the nature of the hedge instrument. Cash flows associated with financial instruments that do not qualify for hedge accounting treatment are classified according to their purpose and accounting nature.

N. Investments, Loans and Derivative Financial Instruments

Many, but not all, of our financial instruments are carried at fair value. For example, substantially all of our cash equivalents, short-term investments and long-term investments are classified as available-for-sale securities and are carried at fair value, with unrealized gains and losses, net of tax, reported in *Other comprehensive income/(expense)*. Derivative financial instruments are carried at fair value in various balance sheet categories (see Note 9D: *Financial Instruments: Derivative Financial Instruments and Hedging Activities*), with changes in fair value reported in current earnings or deferred on qualifying hedging relationships. Virtually all of our valuation measurements are based on the use of quoted prices for similar instruments in active markets or quoted prices for identical or similar instruments in markets that are not active or are directly or indirectly observable.

Realized gains or losses on sales of investments are determined by using the specific identification cost method.

O. Income Tax Contingencies

We account for income tax contingencies using a benefit recognition model. If we consider that a tax position is more likely than not of being sustained upon audit, based solely on the technical merits of the position, we recognize the benefit. We measure the benefit by determining the amount that is greater than 50% likely of being realized upon settlement, presuming that the tax position is examined by the appropriate taxing authority that has full knowledge of all relevant information. Under the benefit recognition model, if our initial assessment fails to result in the recognition of a tax benefit, we regularly monitor our position and subsequently recognize the tax benefit: (i) if there are changes in tax law or analogous case law that sufficiently raise the likelihood of prevailing on the technical merits of the position to more likely than not; (ii) if the statute of limitations expires; or (iii) if there is a completion of an audit resulting in a favorable settlement of that tax year with the appropriate agency. We regularly reevaluate our tax positions based on the results of audits of federal, state and foreign income tax filings, statute of limitations expirations, and changes in tax law that would either increase or decrease the technical merits of a position relative to the "more-likely-than-not" standard. Liabilities associated with uncertain tax positions are classified as current only when we expect to pay cash within the next 12 months. Interest and penalties, if any, are recorded in *Provision for taxes on income* and are classified on our consolidated balance sheet with the related tax liability.

We are subject to income tax in many jurisdictions and a certain degree of estimation is required in recording the assets and liabilities related to income taxes. All of our tax positions are subject to audit by the local taxing authorities in each tax jurisdiction. Tax audits can involve complex issues and the resolution of issues may span multiple years, particularly if subject to negotiation or litigation.

P. Pension and Postretirement Benefit Plans

We provide defined benefit pension plans for the majority of employees worldwide. In the U.S., we have both qualified and supplemental (non-qualified) defined benefit plans, as well as other postretirement benefit plans, consisting primarily of healthcare and life insurance for retirees. We recognize the overfunded or underfunded status of each of our defined benefit plans as an asset or liability on our consolidated balance sheet. The obligations are generally measured at the actuarial present value of all benefits attributable to employee service rendered, as provided by the applicable benefit formula. Our pension and other postretirement obligations may include assumptions such as long-term rate of return on plan assets, expected employee turnover and participant mortality. For our pension plans, the obligation may also include assumptions as to future compensation levels. For our other postretirement benefit plans, the obligation may include assumptions as to the expected cost of providing the healthcare and life insurance benefits, as well as the extent to which those costs are shared with the employee or others (such as governmental programs). Plan assets are measured at fair value. Net periodic benefit costs are recognized, as required, into *Cost of sales*, *Selling, informational and administrative* and *Research and development expenses*, as appropriate.

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

Q. Share-Based Payments

Our compensation programs can include share-based payments. All grants under share-based payment programs are accounted for at fair value and these fair values are generally amortized on an even basis over the vesting terms into Cost of sales, Selling, informational and administrative expenses and Research and development expenses, as appropriate.

2. Acquisitions

We are committed to capitalizing on new growth opportunities, a strategy that can include acquisitions of companies, products or technologies. During the three years ended December 31, 2008, 2007 and 2006, we acquired the following:

- In the fourth quarter of 2008, we concluded the acquisition of a number of animal health product lines from Schering-Plough Corporation (Schering-Plough) for sale in the European Economic Area in the following categories: swine e.coli vaccines; equine influenza and tetanus vaccines; ruminant neonatal and clostridia vaccines; rabies vaccines; companion animal veterinary specialty products; and parasiticides and anti-inflammatories. The cost of acquiring these product lines was approximately \$170 million.
- In the second quarter of 2008, we acquired Encysive Pharmaceuticals Inc. (Encysive), a biopharmaceutical company, whose main product (Thein), for the treatment of pulmonary arterial hypertension, is commercially available in much of the E.U., is approved in certain other markets, and is under review by the U.S. Food and Drug Administration (FDA). The cost of acquiring Encysive, through a tender offer and subsequent merger, was approximately \$200 million, including transaction costs. Upon our acquisition of Encysive, Encysive's change of control repurchase obligations under its \$130 million, 2.5% convertible notes came into effect and, as such, Encysive repurchased the convertible notes in consideration for their par value plus accrued interest in June 2008. In addition, in the second quarter of 2008, we acquired Sorenex, Inc. (Sorenex), a privately held biotechnology company that owns SNK-5422, an oral Heat Shock Protein 90 (Hsp90) inhibitor currently in phase I trials for the potential treatment of solid tumors and hematological malignancies, and an extensive Hsp90 inhibitor compound library, which has potential uses in treating cancer and inflammatory and neurodegenerative diseases. In connection with these acquisitions, we recorded approximately \$170 million in Acquisition-related in-process research and development charges and approximately \$450 million in intangible assets.
- In the first quarter of 2008, we acquired CovX, a privately held biotherapeutics company specializing in preclinical oncology and metabolic research and the developer of a biotherapeutics technology platform that we expect will enhance our biologic portfolio. Also in the first quarter of 2008, we acquired all of the outstanding shares of Coley Pharmaceutical Group, Inc. (Coley), a biopharmaceutical company specializing in vaccines and drug candidates designed to fight certain cancers, allergy and asthma disorders, and autoimmune diseases, for approximately \$230 million. In connection with these and two small acquisitions related to Animal Health, we recorded approximately \$440 million in Acquisition-related in-process research and development charges.
- In the first quarter of 2007, we acquired BioRexis Pharmaceutical Corp. (BioRexis), a privately held biopharmaceutical company with a novel technology platform for developing new protein drug candidates, and Embrex, Inc. (Embrex), an animal health company that possesses a unique vaccine delivery system known as Inovject that improves consistency and reliability by inoculating chicks while they are still in the egg. In connection with these and other smaller acquisitions, we recorded \$263 million in Acquisition-related in-process research and development charges.
- In February 2006, we completed the acquisition of the sanofi-aventis worldwide rights, including patent rights and production technology, to manufacture and sell Exubera, an inhaled form of insulin, and the insulin-production business and facilities located in Frankfurt, Germany, previously jointly owned by Pfizer and sanofi-aventis, for approximately \$1.4 billion in cash (including transaction costs). Substantially all assets recorded in connection with this acquisition have now been written off. See Note 4D. Certain Charges: Exubera. Prior to the acquisition, in connection with our collaboration agreement with sanofi-aventis, we recorded a research and development milestone due to us from sanofi-aventis of \$118 million (\$71 million, after tax) in 2006 in Research and development expenses upon the approval of Exubera in January 2006 by the FDA.
- In December 2006, we completed the acquisition of PowderMed Ltd. (PowderMed), a U.K. company which specializes in the emerging science of DNA-based vaccines for the treatment of influenza and chronic viral diseases, and in May 2006, we completed the acquisition of Rinat Neurosciences Corp. (Rinat), a biologics company with several new central-nervous-system product candidates. In 2008, the aggregate cost of these and other smaller acquisitions was approximately \$660 million (including transaction costs). In connection with those transactions, we recorded \$635 million in Acquisition-related in-process research and development charges.

3. Discontinued Operations

We evaluate our businesses and product lines periodically for strategic fit within our operations.

In the fourth quarter of 2006, we sold our Consumer Healthcare business for \$16.6 billion, and recorded a gain of approximately \$10.2 billion (\$7.9 billion, net of tax) in Gains on sales of discontinued operations—net of tax in the consolidated statement of income for 2006. In 2007, we recorded a loss of approximately \$70 million, net of tax, primarily related to the resolution of contingencies, such as purchase price adjustments and product warranty obligations, as well as pension settlements. This business was composed of:

- substantially all of our former Consumer Healthcare segment;
- other associated amounts, such as purchase-accounting impacts, acquisition-related costs and restructuring and implementation costs related to our cost-reduction initiatives that were previously reported in the Corporate/Other segment; and

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

* certain manufacturing facility assets and liabilities, which were previously part of our Pharmaceutical or Corporate/ Other segment but were included in the sale of our Consumer Healthcare business. The net impact to the Pharmaceutical segment was not significant.

The results of this business are included in income from discontinued operations—net of tax for 2006.

Legal title to certain assets and legal control of the business in certain non-U.S. jurisdictions did not transfer to the buyer on the closing date of December 20, 2006, because the satisfaction of specific local requirements was pending. These operations represented a small portion of our former Consumer Healthcare business and all of these transactions have now closed. In order to ensure that the buyer was placed in the same economic position as if the assets, operations and activities of those businesses had been transferred on the same date as the rest of the business, we entered into an agreement that passed the risks and rewards of ownership to the buyer from December 20, 2006. We treated these delayed-close businesses as sold for accounting purposes on December 20, 2006.

We continued during 2006 and 2007, and we will continue for a period of time, to generate cash flows and to report gross revenues, income and expense activity that are associated with our former Consumer Healthcare business, in continuing operations, although at a substantially reduced level. After the transfer of these activities, these cash flows and the income statement activity reported in continuing operations will be eliminated. The activities that give rise to these impacts are transitional in nature and generally result from agreements that ensure and facilitate the orderly transfer of business operations to the new owner. For example, we entered into a number of transition services agreements that allow the buyer sufficient time to prepare for the transfer of activities and to limit the risk of business disruption. The nature, magnitude and duration of the agreements vary depending on the specific circumstances of the service, location and/or business need. The agreements can include the following: manufacturing and product supply, logistics, customer service, support of financial processes, procurement, human resources, facilities management, data collection and information services. Most of these agreements extended for periods generally less than 24 months, but because of the inherent complexity of manufacturing processes and the risk of product flow disruption, some manufacturing and product supply agreements were extended to 36 months. Included in continuing operations for 2006 and 2007 were the following amounts associated with these transition service agreements that will no longer occur after the full transfer of activities to the new owner: for 2006, included in Revenues (\$172 million), Cost of Sales (\$162 million) and Selling, informational and administrative expenses (\$3 million) and for 2007, included in Revenues (\$219 million), Cost of Sales (\$194 million), Selling, informational and administrative expenses (\$15 million), and Other (income)/deductions—net (\$16 million income).

None of these agreements confers upon us the ability to influence the operating and/or financial policies of our former Consumer Healthcare business under its new ownership.

The following amounts, primarily related to our former Consumer Healthcare business, which was sold in December 2006 for \$16.6 billion, have been segregated from continuing operations and included in Discontinued operations—net of tax in the consolidated statements of income:

(MILLIONS OF DOLLARS)	YEAR ENDED DECEMBER 31,		
	2008	2007	2006
Revenues	\$ —	\$ —	\$ 4,054
Pre-tax income/(loss)	\$ (3)	\$ (5)	\$ 643
Benefit/(provision) for taxes ^(A)	1	2	(210)
Income/(loss) from operations of discontinued businesses—net of tax	(2)	(3)	433
Pre-tax gains/(losses) on sales of discontinued businesses	6	(166)	10,243
Benefit/(provision) for taxes ^(B)	74	102	(2,363)
Gains/(losses) on sales of discontinued businesses—net of tax	80	(66)	7,880
Discontinued operations—net of tax	\$ 78	\$ (69)	\$ 8,313

^(A)Includes a deferred tax expense of nil in 2008 and 2007 and \$24 million in 2006.

^(B)Includes a deferred tax benefit of nil in 2008 and 2007 and \$444 million in 2006.

Net cash flows of our discontinued operations from each of the categories of operating, investing and financing activities were not significant.

4. Certain Charges**A. Bextra and Certain Other Investigations**

In January 2009, we entered into an agreement in principle with the U.S. Department of Justice to resolve the previously reported investigation regarding allegations of past off-label promotional practices concerning Bextra, as well as certain other open investigations. In connection with these actions, in the fourth quarter of 2008, we recorded a charge of \$2.3 billion, pre-tax and after-tax, in Other (income)/deductions—net and such amount is included in Other current liabilities. (See Note 19D, Legal Proceedings and Contingencies: Government Investigations and Requests for Information.)

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

B. Certain Product Litigation—Celebrex and Bextra

In October 2008, we reached agreements in principle to resolve the pending U.S. consumer fraud purported class action cases and more than 90% of the known U.S. personal injury claims involving Celebrex and Bextra, and we reached agreements to resolve substantially all of the claims of state attorneys general primarily relating to alleged Bextra promotional practices. In connection with these actions, in the third quarter of 2008, we recorded pre-tax charges of approximately:

- \$745 million applicable to all known U.S. personal injury claims;
- \$89 million applicable to the pending U.S. consumer fraud purported class action cases; and
- \$60 million applicable to agreements to resolve civil claims brought by 33 states and the District of Columbia, primarily relating to alleged Bextra promotional practices. Under these agreements, we made a payment of \$60 million to the states and have adopted compliance measures that complement policies and procedures previously established by us.

These litigation-related charges were recorded in Other (income)/deductions—net. Virtually all of this amount is included in Other current liabilities. Although we believe that we have insurance coverage for a portion of the proposed personal injury settlements, no insurance recoveries have been recorded.

We believe that the charges of approximately \$745 million will be sufficient to resolve all known U.S. personal injury claims, including those not being settled at this time. However, additional charges may have to be taken in the future in connection with certain pending claims and unknown claims relating to Celebrex and Bextra. (See Note 19B, Legal Proceedings and Contingencies: Product Litigation.)

C. Adjustment of Prior Years' Liabilities for Product Returns

Revenues in 2008 include a reduction of \$217 million, pre-tax, to adjust our prior years' liabilities for product returns. After a detailed review in 2008 of our returns experience, we determined that our previous accounting methodology for product returns needed to be revised, as the lag time between product sale and return was actually longer than we had previously assumed. Although fully recorded in 2008, virtually all of the adjustment relates back several years.

We performed an evaluation of the impact of this error on prior years, as well the impact of correcting the error on a cumulative basis in 2008. As a result of that analysis, we determined that the cumulative correction was not material to our results for 2008 and the cumulative correction was recorded in 2008. We have also reviewed our expense calculations for the prior years and determined that the expense recorded in those years was not materially different from what would have been recorded under our revised approach.

D. Exubera

In the third quarter of 2007, after an assessment of the financial performance of Exubera, an inhalable form of insulin for the treatment of diabetes, as well as its lack of acceptance by patients, physicians and payers, we decided to exit the product.

In connection with these actions, we recorded total pre-tax charges of \$2.8 billion, virtually all of which were recorded in the third quarter of 2007. These charges were included primarily in Cost of sales (\$2.6 billion), Selling, informational and administrative expenses (\$85 million), and Research and development expenses (\$100 million). The charges comprised asset write-offs of \$2.2 billion (intangibles, inventory and fixed assets) and other exit costs, primarily severance, contract and other termination costs. The exit costs resulted in cash expenditures in 2007 and 2008. As of December 31, 2008, the remaining accrual for other exit costs is approximately \$152 million. Substantially all of this cash spending is expected to be completed in 2009.

5. Cost-Reduction Initiatives

In the first quarter of 2005, we launched cost-reduction and transformation initiatives to increase efficiency and streamline decision-making across the company. These initiatives, announced in April 2005, broadened in October 2006 and expanded in January 2007, followed the integration of Warner-Lambert and Pharmacia. In January 2009, we announced a new cost-reduction initiative, the implementation of which we expect will be completed by the end of 2010.

We incurred the following costs in connection with all of our cost-reduction initiatives:

(MILLIONS OF DOLLARS)	YEAR ENDED DECEMBER 31,		
	2008	2007	2006
Implementation costs ⁽¹⁾	\$ 1,605	\$ 1,389	\$ 788
Restructuring charges ⁽²⁾	2,626	2,523	1,296
Total costs related to our cost-reduction initiatives	\$ 4,231	\$ 3,912	\$ 2,084

⁽¹⁾For 2008, included in Cost of sales (\$745 million), Selling, informational and administrative expenses (\$413 million), Research and development expenses (\$433 million) and Other (income)/deductions—net (\$14 million). For 2007, included in Cost of sales (\$700 million), Selling, informational and administrative expenses (\$334 million), Research and development expenses (\$416 million), and Other (income)/deductions—net (\$61 million income). For 2006, included in Cost of sales (\$392 million), Selling, informational and administrative expenses (\$243 million), Research and development expenses (\$178 million), and Other (income)/deductions—net (\$23 million income).

⁽²⁾Included in Restructuring charges and acquisition-related costs.

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

From the beginning of the cost-reduction and transformation initiatives in 2005 through December 31, 2008, the restructuring charges primarily relate to our supply network transformation efforts and the restructuring of our worldwide marketing and research and development operations, and the implementation costs primarily relate to accelerated depreciation of certain assets, as well as system and process standardization and the expansion of shared services.

The components of restructuring charges associated with all of our cost-reduction initiatives follow:

(MILLIONS OF DOLLARS)	COSTS INCURRED				ACTIVITY THROUGH DECEMBER 31,	ACCRUAL AS OF DECEMBER 31,
	2008	2007	2006	2005-2008	2008 ⁽¹⁾	2008 ⁽²⁾
Employee termination costs	\$ 2,004	\$ 2,034	\$ 809	\$ 5,150	\$ 3,045	\$ 2,105
Asset impairments	543	260	368	1,293	1,293	—
Other	79	229	119	440	390	50
Total	\$ 2,626	\$ 2,523	\$ 1,296	\$ 6,883	\$ 4,728	\$ 2,155

⁽¹⁾ Includes adjustments for foreign currency translation.

⁽²⁾ Included in Other current liabilities (\$1.5 billion) and Other noncurrent liabilities (\$636 million).

From the beginning of the cost-reduction and transformation initiatives in 2005 through December 31, 2006, Employee termination costs represent the expected reduction of the workforce by approximately 30,700 employees, mainly in manufacturing, sales and research; and approximately 19,500 of these employees have been terminated. Employee termination costs are recorded when the actions are probable and estimable and include accrued severance benefits, pension and postretirement benefits. Asset impairments primarily include charges to write down property, plant and equipment. Other primarily includes costs to exit certain activities.

6. Other (Income)/Deductions—Net

The components of Other (Income)/Deductions—net follow:

(MILLIONS OF DOLLARS)	YEAR ENDED DECEMBER 31,		
	2008	2007	2006
Interest income	\$ (1,288)	\$ (1,496)	\$ (925)
Interest expense	562	440	517
Interest expense capitalized	(46)	(43)	(29)
Net interest income ⁽¹⁾	(772)	(1,099)	(437)
Royalty-related income ⁽²⁾	(673)	(224)	(390)
Net gains on asset disposals ⁽³⁾	(14)	(325)	(250)
Legal matters ⁽⁴⁾	3,300	46	(29)
Asset impairment charges ⁽⁵⁾	143	28	320
Other, net	48	(184)	(53)
Other (income)/deductions—net	\$ 2,032	\$ (1,756)	\$ (904)

⁽¹⁾ The decrease in net interest income in 2008 compared to 2007 is due primarily to lower net financial assets and lower interest rates during 2008 compared to 2007. The increase in net interest income in 2007 compared to 2006 is due primarily to higher net financial assets during 2007 compared to 2006, reflecting proceeds of \$16.6 billion from the sale of our Consumer Healthcare business in late December 2006, and higher interest rates.

⁽²⁾ In 2008, includes \$425 million related to the sale of certain royalty rights.

⁽³⁾ In 2007, includes a gain of \$211 million related to the sale of a building in Korea. In 2008, gross realized gains were \$20 million and gross realized losses were nil on sales of available-for-sale securities. In 2007, gross realized gains were \$8 million and gross realized losses were nil on sales of available-for-sale securities. In 2006, gross realized gains were \$50 million and gross realized losses were \$1 million on sales of available-for-sale securities. Proceeds from the sale of available-for-sale securities were \$2.2 billion in 2006, \$953 million in 2007 and \$79 million in 2008.

⁽⁴⁾ In 2008, primarily includes charges of \$2.3 billion resulting from an agreement in principle with the U.S. Department of Justice to resolve the previously reported investigation regarding allegations of post-off-label promotional practices concerning Bextra, as well as certain other open investigations, and charges of \$900 million related to our agreements and our agreements in principle to resolve certain litigation and claims involving our non-steroidal anti-inflammatory (NSAID) pain medicines. (See Note 4A, Certain Charges: Bextra and Certain Other Investigations and Note 4B, Certain Charges: Certain Product Litigation – Celebrex and Bextra.)

⁽⁵⁾ In 2006, we recorded a charge of \$320 million related to the impairment of our Depo-Provera intangible asset, for which amortization expense was included in Amortization of intangible assets.

7. Taxes on Income

A. Adoption of New Accounting Standard

As of January 1, 2007, we adopted the provisions of FIN 48, Accounting for Uncertainty in Income Taxes, an interpretation of SFAS 109, Accounting for Income Taxes, as supplemented by FASB FSP FIN 48-1, Definition of Settlement in FASB Interpretation No. 48, issued May 2, 2007. See Note 10, Significant Accounting Policies: Income Tax Contingencies for a full description of our accounting policy related to the accounting for income tax contingencies. As a result of the implementation of FIN 48, as amended, at the date of adoption, we reduced our existing liabilities for uncertain tax positions by approximately \$11 million, recorded as a direct adjustment to the opening balance of Retained earnings as of January 1, 2007, and changed the classification of virtually all

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

amounts associated with uncertain tax positions of approximately \$4.0 billion, including the associated accrued interest of approximately \$780 million, from current to noncurrent. (See Note 7E, Taxes on Income: Tax Contingencies.)

B. Taxes on Income

Income from continuing operations before provision for taxes on income, and minority interests consists of the following:

(MILLIONS OF DOLLARS)	YEAR ENDED DECEMBER 31,		
	2008	2007	2006
United States	\$ (1,760)	\$ 242	\$ 3,266
International	11,454	9,036	9,762
Total income from continuing operations before provision for taxes on income, and minority interests	\$ 9,694	\$ 9,278	\$ 13,028

The decrease in domestic income from continuing operations before taxes in 2008 compared to 2007 is due primarily to charges of \$2.3 billion resulting from an agreement in principle with the U.S. Department of Justice to resolve the previously reported investigation regarding allegations of past off-label promotional practices concerning Bextra, as well as certain other open investigations (see Note 4A, Certain Charges: Bextra and Certain Other Investigations), and charges of \$900 million related to our agreements and our agreements in principle to resolve certain litigation and claims involving our NSAID pain medicines (see Note 4B, Certain Charges: Certain Product Litigation—Celebrex and Bextra), and an increase in restructuring charges in 2008 compared to 2007, partially offset by the charges associated with Exubera in 2007 (see Note 4D, Certain Charges: Exubera). The increase in international income from continuing operations before taxes in 2008 compared to 2007 is due primarily to the charges associated with Exubera in 2007 (see Note 4D, Certain Charges: Exubera).

The decrease in domestic income from continuing operations before taxes in 2007 compared to 2006 is due primarily to the volume and geographic mix of product sales and restructuring charges in 2007 compared to 2006, as well as the impact of charges associated with Exubera, partially offset by lower IPR&D charges in 2007 of \$283 million, primarily related to our acquisitions of Bixorex and Embrex, compared to IPR&D charges in 2006 of \$835 million, primarily related to our acquisitions of Rinat and PowderMed.

Provision for taxes on income consists of the following:

(MILLIONS OF DOLLARS)	YEAR ENDED DECEMBER 31,		
	2008	2007	2006
United States:			
Taxes currently payable:			
Federal	\$ 707	\$ 1,393	\$ 1,399
State and local	164	243	205
Deferred income taxes	(30)	(1,986)	(1,371)
Total U.S. tax (benefit)/provision	841	(350)	233
International:			
Taxes currently payable	2,115	2,175	1,913
Deferred income taxes	(1,301)	(802)	(154)
Total international tax provision	814	1,373	1,759
Total provision for taxes on income ⁽¹⁾	\$ 1,645	\$ 1,023	\$ 1,992

⁽¹⁾Excludes federal, state and international expense of approximately \$4 million in 2008, \$1 million in 2007, and a benefit of \$119 million in 2006, primarily related to the resolution of certain tax positions related to Pharmacia, which were debited or credited to Goodwill, as appropriate.

In 2008, we effectively settled certain issues common among multinational corporations with various foreign tax authorities primarily relating to years 2000 through 2005. As a result, we recognized \$305 million in tax benefits. Also, in 2008, we sold one of our biopharmaceutical companies, Esperion Therapeutics, Inc. (Esperion), to a newly formed company that is majority-owned by a group of venture capital firms. The sale, for nominal consideration, resulted in a loss for tax purposes that reduced our tax expense by \$426 million. This tax benefit is a result of the significant initial investment in Esperion in 2004, primarily reported as an income statement charge for in-process research and development at acquisition date. 2008 also reflects the impact of the third-quarter 2008 provision for the proposed resolution of certain Bextra and Celebrex civil litigation and the impact of the fourth-quarter 2008 provision for the proposed resolution of certain investigations, which are either not deductible or deductible at lower tax rates.

In 2006, we were notified by the Internal Revenue Service (IRS) Appeals Division that a resolution had been reached on the matter that we were in the process of appealing related to the tax deductibility of an acquisition-related breakup fee paid by the Warner-Lambert Company in 2000. As a result, we recorded a tax benefit of approximately \$441 million related to the resolution of this issue (see Note 7E, Taxes on Income: Tax Contingencies). Also in 2006, we recorded a decrease to the 2005 estimated U.S. tax provision related to the repatriation of foreign earnings, due primarily to the receipt of information that raised our assessment of the likelihood of prevailing on the technical merits of a certain position, and we recognized a tax benefit of \$124 million. Additionally, in 2006, the IRS issued final regulations on Statutory Mergers and Consolidations, which impacted certain prior-period transactions, and we recorded a tax benefit of \$217 million, reflecting the total impact of these regulations.

Amounts reflected in the preceding tables are based on the location of the taxing authorities.

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

C. Tax Rate Reconciliation

Reconciliation of the U.S. statutory income tax rate to our effective tax rate for income from continuing operations follows:

	YEAR ENDED DECEMBER 31,		
	2008	2007	2006
U.S. statutory income tax rate	36.0%	36.0%	36.0%
Earnings taxed at other than U.S. statutory rate	(20.2)	(21.6)	(15.7)
Sale of biopharmaceutical company	(4.3)	—	—
Resolution of certain tax positions	(3.1)	—	(3.4)
U.S. research tax credit and manufacturing deduction	(1.2)	(1.5)	(0.5)
Proposed legal settlements	9.0	—	—
Acquired IPR&D	2.1	1.1	2.2
Tax legislation impact	—	—	(1.7)
Repatriation of foreign earnings	—	—	(1.0)
All other—net	(0.3)	(2.0)	0.4
Effective tax rate for income from continuing operations	17.9%	11.0%	15.3%

For earnings taxed at other than the U.S. rate, this rate impact reflects the fact that we operate manufacturing subsidiaries in Puerto Rico, Ireland and Singapore. We benefit from Puerto Rican incentive grants that expire between 2019 and 2029. Under the grants, we are partially exempt from income, property and municipal taxes. Under Section 936 of the U.S. Internal Revenue Code, Pfizer was a "grandfathered" entity and was entitled to the benefits under such statute until September 30, 2006. In Ireland, we benefit from an incentive tax rate effective through 2010 on income from manufacturing operations. In Singapore, we benefit from incentive tax rates effective through 2031 on income from manufacturing operations. This rate impact also reflects the jurisdictional location of earnings, realization of approximately \$711 million (tax effect) in net operating losses, as well as the costs of certain repatriation decisions.

For a discussion about the sale of the biopharmaceutical company, proposed legal settlements, the tax legislation impact and the repatriation of foreign earnings, see Note 7B: Taxes on Income: Taxes on Income. For a discussion about the resolution of certain tax positions, see Note 7E: Taxes on Income: Tax Contingencies. On October 3, 2008, the Tax Extenders and Alternative Minimum Tax Relief Act (the Extenders Act) extended the research and development tax credit from January 1, 2008, through December 31, 2009. The charges for acquired IPR&D in 2008, 2007 and 2006 are primarily not deductible.

D. Deferred Taxes

Deferred taxes arise as a result of basis differentials between financial statement accounting and tax amounts.

The tax effect of the major items recorded as deferred tax assets and liabilities, shown before jurisdictional netting, as of December 31, is as follows:

(MILLIONS OF DOLLARS)	2008 DEFERRED TAX		2007 DEFERRED TAX	
	ASSETS	(LIABILITIES)	ASSETS	(LIABILITIES)
Prepaid/deferred items	\$ 1,096	\$ (256)	\$ 1,315	\$ (431)
Intangibles	872	(5,727)	897	(6,737)
Property, plant and equipment	205	(996)	300	(957)
Employee benefits	3,414	(586)	2,552	(740)
Restructurings and other charges	1,449	(6)	717	(11)
Net operating loss/credit carryforwards	3,065	—	1,842	—
Unremitted earnings	—	(4,471)	—	(3,550)
State and local tax adjustments	585	—	529	—
All other	1,007	(432)	848	(37)
Subtotal	11,692	(12,472)	9,000	(12,483)
Valuation allowance	(194)	—	(158)	—
Total deferred taxes	\$ 11,498	\$ (12,472)	\$ 8,842	\$ (12,483)
Net deferred tax liability		\$ (\$74)		\$ (\$641)

The reduction in the net deferred tax liability position in 2008 compared to 2007 is primarily due to amortization of noncurrent deferred tax liabilities related to identifiable intangibles in connection with our acquisition of Pharmacia in 2003, an increase in the noncurrent deferred tax asset on employee benefits and net operating loss carryovers, and an increase in the current deferred tax asset on restructuring charges, partially offset by an increase in the current deferred tax liability on unremitted earnings.

We have carryforwards, primarily related to foreign tax credit carryovers and net operating loss carryovers, which are available to reduce future U.S. federal and state, as well as international, income with either an indefinite life or expiring at various times between 2009 and 2028. Certain of our U.S. net operating losses are subject to limitations under Internal Revenue Code Section 382.

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

Valuation allowances are provided when we believe that our deferred tax assets are not recoverable based on an assessment of estimated future taxable income that incorporates ongoing, prudent, feasible tax planning strategies.

As of December 31, 2008, we have not made a U.S. tax provision on approximately \$63.1 billion of unremitted earnings of our international subsidiaries. As of December 31, 2008, these earnings are intended to be permanently reinvested overseas; as such, it is not practical to compute the estimated deferred tax liability on these permanently reinvested earnings.

Deferred tax assets and liabilities in the preceding table, netted by taxing jurisdiction, are in the following captions in our consolidated balance sheets:

(MILLIONS OF DOLLARS)	AS OF DECEMBER 31,	
	2008	2007
Current deferred tax asset ⁽¹⁾	\$ 1,143	\$ 1,554
Noncurrent deferred tax asset ⁽²⁾	1,256	2,441
Current deferred tax liability ⁽¹⁾	(414)	(30)
Noncurrent deferred tax liability ⁽²⁾	(2,959)	(7,808)
Net deferred tax liability	\$ (974)	\$ (3,621)

⁽¹⁾ Included in Taxes and other current assets.

⁽²⁾ Included in Other assets, deferred taxes and deferred charges.

⁽³⁾ Included in Other current liabilities.

⁽⁴⁾ Included in Deferred taxes.

E. Tax Contingencies

We are subject to income tax in many jurisdictions and a certain degree of estimation is required in recording the assets and liabilities related to income taxes. For a description of our accounting policy associated with accounting for income tax contingencies, see Note 10. Significant Accounting Policies: Income Tax Contingencies. All of our tax positions are subject to audit by the local taxing authorities in each tax jurisdiction. Tax audits can involve complex issues and the resolution of issues may span multiple years, particularly if subject to negotiation or litigation.

The United States is one of our major tax jurisdictions. We are currently appealing two issues related to the IRS' audits of the Pfizer Inc. tax returns for the years 2002 through 2005. The 2006, 2007 and 2008 tax years are currently under audit as part of the IRS Compliance Assurance Process, a real-time audit process. All other tax years in the U.S. for Pfizer Inc. are closed under the statute of limitations. With respect to Pharmacia Corporation, the IRS is currently conducting an audit for the year 2003 through the date of merger with Pfizer (April 16, 2003). In addition to the open audit years in the U.S., we have open audit years in other major tax jurisdictions, such as Canada (1998-2000), Japan (2006-2008), Europe (1996-2008, primarily reflecting Ireland, the U.K., France, Italy, Spain and Germany) and Puerto Rico (2004-2008).

We regularly reevaluate our tax positions based on the results of audits of federal, state and foreign income tax filings, statute of limitations expirations, and changes in tax law that would either increase or decrease the technical merits of a position relative to the "more-likely-than-not" standard. We believe that our accruals for tax liabilities are adequate for all open years. Many factors are considered in making these evaluations, including past history, recent interpretations of tax law, and the specifics of each matter. Because tax laws and regulations are subject to interpretation and tax litigation is inherently uncertain, these evaluations can involve a series of complex judgments about future events and can rely heavily on estimates and assumptions (see Note 10. Significant Accounting Policies: Estimates and Assumptions). Our evaluations are based on estimates and assumptions that have been deemed reasonable by management. However, if our estimates and assumptions are not representative of actual outcomes, our results could be materially impacted.

In 2008, we effectively settled certain issues common among multinational corporations with various foreign tax authorities primarily relating to tax years 2000 to 2005. As a result, we recognized \$305 million in tax benefits.

Because tax law is complex and often subject to varied interpretations, it is uncertain whether some of our tax positions will be sustained upon audit. The amounts associated with uncertain tax positions in 2008 and 2007 are as follows:

(MILLIONS OF DOLLARS)	AS OF DECEMBER 31,	
	2008	2007
Noncurrent deferred tax assets ⁽¹⁾	\$ 589	\$ 529
Other tax assets ⁽¹⁾	899	850
Income taxes payable ⁽²⁾⁽³⁾	(129)	(408)
Other taxes payable ⁽³⁾	(6,960)	(6,246)
Total amounts associated with uncertain tax positions	\$ (5,299)	\$ (5,235)

⁽¹⁾Included in Other assets, deferred taxes and deferred charges.

⁽²⁾Includes gross accrued interest of \$1.3 billion as of December 31, 2008, and \$1.2 billion as of December 31, 2007. Accrued penalties are not significant.

⁽³⁾As of December 31, 2008, included in income taxes payable (\$85 million) and Taxes and other current assets (\$44 million). As of December 31, 2007, included in income taxes payable (\$358 million) and Taxes and other current assets (\$50 million).

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

Tax liabilities associated with uncertain tax positions represent unrecognized tax benefits, which arise when the estimated benefit recorded in our financial statements differs from the amounts taken or expected to be taken in a tax return because of the uncertainties described above. These unrecognized tax benefits relate primarily to issues common among multinational corporations. Substantially all of these unrecognized tax benefits, if recognized, would impact our effective income tax rate.

Tax assets associated with uncertain tax positions represent our estimate of the potential tax benefits in one tax jurisdiction that could result from the payment of income taxes in another tax jurisdiction. These potential benefits generally result from cooperative efforts among taxing authorities, as required by tax treaties to minimize double taxation, commonly referred to as the competent authority process. The recoverability of these assets, which we believe to be more likely than not, is dependent upon the actual payment of taxes in one tax jurisdiction and, in some cases, the successful petition for recovery in another tax jurisdiction.

A reconciliation of the beginning and ending amounts of gross unrecognized tax benefits and accrued interest is as follows:

(MILLIONS OF DOLLARS)	2008	2007
Balance, January 1	\$ (6,654)	\$ (5,009)
Decreases based on tax positions taken during a prior period ⁽⁴⁾	1,022	—
Increases based on tax positions taken during the current period ⁽²⁾	(990)	(1,069)
Increases in accrued interest due to the passage of time	(333)	(331)
Impact of foreign exchange	245	(191)
Other, net ⁽³⁾	13	(34)
Balance, December 31 ⁽⁵⁾	\$ (6,697)	\$ (6,654)

⁽⁴⁾ Decreases are primarily a result of effectively settling certain issues with various foreign tax authorities for a net benefit of \$305 million, reflecting the reversal of the related tax assets associated with the competent authority process (see Note 7B, Taxes on Income: Taxes on Income).

⁽³⁾ Primarily included in Provision for taxes on income.

⁽²⁾ Includes increases based on tax positions taken during a prior period, decreases due to settlements with taxing authorities and decreases as a result of a lapse of the applicable statute of limitations.

⁽⁵⁾ In 2008, included in Income taxes payable (\$55 million), Taxes and other current assets (\$44 million) and Other taxes payable (\$6.6 billion). In 2007, included in Income taxes payable (\$358 million), Taxes and other current assets (\$50 million) and Other taxes payable (\$6.2 billion).

If our estimates of unrecognized tax benefits and potential tax benefits are not representative of actual outcomes, our financial statements could be materially affected in the period of settlement or when the statutes of limitations expire, as we treat these events as discrete items in the period of resolution. Finalizing audits with the relevant taxing authorities can include formal administrative and legal proceedings and, as a result, it is difficult to estimate the timing and range of possible change related to our uncertain tax positions. However, any settlements or statute expirations would likely result in a significant decrease in our uncertain tax positions. We estimate that within the next 12 months, our gross uncertain tax positions could decrease by as much as \$200 million, as a result of settlements with taxing authorities or the expiration of the statute of limitations.

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

8. Other Comprehensive Income/(Expense)

Changes, net of tax, in accumulated other comprehensive income/(expense) follow:

(MILLIONS OF DOLLARS)	CURRENCY TRANSLATION ADJUSTMENT AND OTHER	NET UNREALIZED GAINS/(LOSSES)		BENEFIT PLANS			ACCUMULATED OTHER COMPREHENSIVE INCOME/ (EXPENSE)
		DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS	AVAILABLE- FOR-SALE SECURITIES	ACTUARIAL GAINS/ (LOSSES)	PRIOR SERVICE (COSTS)/ CREDITS AND OTHER	MINIMUM PENSION LIABILITY	
Balance, January 1, 2006	\$ 1,113	\$ (107)	\$ 63	\$ —	\$ —	\$ (610)	\$ 479
Other comprehensive income:							
Foreign currency translation adjustments	1,104	—	—	—	—	—	1,104
Unrealized holding gains	—	126	63	—	—	—	189
Reclassification adjustments to income ^(a)	(40)	5	(84)	—	—	—	(99)
Other	(3)	—	—	—	—	(16)	(19)
Income taxes	53	(50)	14	—	—	—	17
							<u>1,192</u>
Adoption of new accounting standard, net of tax ^(b)	—	—	—	(2,739)	(27)	626	(2,140)
Balance, December 31, 2006	2,227	(26)	96	(2,739)	(27)	—	(499)
Other comprehensive income:							
Foreign currency translation adjustments	1,422	—	—	—	—	—	1,422
Unrealized holding gains/(losses)	—	3	(43)	—	—	—	(40)
Reclassification adjustments to income ^(a)	(96)	3	(8)	—	—	—	(101)
Actuarial gains and other benefit plan items	—	—	—	1,374	11	—	1,385
Amortization of actuarial losses and other benefit plan items	—	—	—	248	7	—	255
Curtailments and settlements—net	—	—	—	268	(5)	—	263
Other	6	—	—	(52)	(5)	—	(62)
Income taxes	313	(12)	9	(656)	(8)	—	(354)
							<u>2,768</u>
Balance, December 31, 2007	3,872	(32)	54	(1,567)	(26)	—	2,299
Other comprehensive expense:							
Foreign currency translation adjustments	(5,898)	—	—	—	—	—	(5,898)
Unrealized holding gains/(losses)	—	69	(193)	—	—	—	(124)
Reclassification adjustments to income ^(a)	(2)	—	(20)	—	—	—	(22)
Actuarial gains/(losses) and other benefit plan items	—	—	—	(3,098)	22	—	(3,076)
Amortization of actuarial losses and other benefit plan items	—	—	—	130	3	—	133
Curtailments and settlements—net	—	—	—	280	3	—	283
Other	10	—	—	129	35	—	174
Income taxes	629	(8)	73	994	(25)	—	1,662
							<u>(5,898)</u>
Balance, December 31, 2008	\$ (1,389)	\$ 28	\$ (86)	\$ (3,132)	\$ 10	\$ —	\$ (4,569)

^(a) The currency translation adjustments reclassified to income result from the sale of businesses.

^(b) Includes pre-tax amounts for Actuarial losses of \$4.3 billion and Prior service costs/credits and other of \$27 million. See also Note 13A, Pension and Postretirement Benefit Plans and Defined Contribution Plans: Adoption of New Accounting Standard.

Income taxes are not provided for foreign currency translation relating to permanent investments in international subsidiaries.

As of December 31, 2008, we estimate that we will reclassify into 2009 income the following pre-tax amounts currently held in Accumulated other comprehensive income/(expense): virtually all of the unrealized holding gains on derivative financial instruments; \$302 million of actuarial losses related to benefit plan obligations and plan assets and other benefit plan items; and \$5 million of prior service credits related primarily to benefit plan amendments.

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

9. Financial Instruments

A. Investments in Debt and Equity Securities

Information about our investments as of December 31 follows:

(MILLIONS OF DOLLARS)	2008	2007
Trading investments ^(A)	\$ 190	\$ 256
Amortized cost and fair value of available-for-sale debt securities ^(B) :		
Western European and other government debt	14,639	10,848
Corporate debt	5,388	6,579
Western European and other government agency debt	5,040	4,277
Federal Home Loan Mortgage Corporation, Federal National Mortgage Association and Government National Mortgage Association asset-backed securities	2,398	—
Supranational debt	1,956	1,892
Other asset-backed securities	635	490
Certificates of deposit	17	117
Total available-for-sale debt securities	30,661	24,203
Amortized cost and fair value of held-to-maturity debt securities ^(B) :		
Certificates of deposit and other	2,348	2,609
Total held-to-maturity debt securities	2,348	2,609
Available-for-sale money market fund:		
Investing in U.S. government and its agencies' or instrumentalities' securities and reverse repurchase agreements involving the same investments held	398	297
Total available-for-sale money market funds	398	297
Cost of available-for-sale equity securities, excluding money market funds	341	302
Gross unrealized gains	17	127
Gross unrealized losses	(39)	(13)
Fair value of available-for-sale equity securities, excluding money market funds	319	316
Total fair value of available-for-sale equity securities	717	613
Total investments	\$ 33,317	\$ 27,681

^(A) Trading investments are held in trust for legacy Pharmacia severance benefits.

^(B) Gross unrealized gains and losses are not significant.

These investments are in the following captions in the consolidated balance sheets as of December 31:

(MILLIONS OF DOLLARS)	2008	2007
Cash and cash equivalents	\$ 1,860	\$ 2,467
Short-term investments	21,609	22,069
Long-term investments and loans	9,728	3,145
Total investments	\$ 33,317	\$ 27,681

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

The contractual maturities of the available-for-sale and held-to-maturity debt securities as of December 31, 2008, follow:

(MILLIONS OF DOLLARS)	YEARS				TOTAL
	WITHIN 1	OVER 1 TO 5	OVER 5 TO 10	OVER 10	
Available-for-sale debt securities:					
Western European and other government debt	\$ 12,729	\$ 1,821	\$ 89	\$ —	\$ 14,639
Corporate debt	2,414	2,974	—	—	5,388
Western European and other government agency debt	4,032	1,008	—	—	5,040
Federal Home Loan Mortgage Corporation, Federal National Mortgage Association and Government National Mortgage Association asset-backed securities	—	2,386	—	—	2,386
Supranational debt	1,328	628	—	—	1,956
Other asset-backed securities	336	299	—	—	635
Certificates of deposit	17	—	—	—	17
Held-to-maturity debt securities:					
Certificates of deposit and other	2,335	4	5	5	2,349
Total debt securities	\$ 23,191	\$ 9,120	\$ 94	\$ 5	\$ 32,410
Trading investments					190
Available-for-sale money market funds					396
Available-for-sale equity securities, excluding money market funds					319
Total investments					\$ 33,317

B. Short-Term Borrowings

Short-term borrowings include amounts for commercial paper of \$7.8 billion as of December 31, 2008, and \$4.4 billion as of December 31, 2007. The weighted-average effective interest rate on short-term borrowings outstanding was 1.9% as of December 31, 2008, and 3.4% as of December 31, 2007.

As of December 31, 2008, we had access to \$7.2 billion of lines of credit, of which \$5.1 billion expire within one year. Of these lines of credit, \$7.1 billion are unused, of which our lenders have committed to loan us \$5.1 billion at our request. \$5.0 billion of the unused lines of credit, of which \$4.0 billion expire in 2009 and \$2.0 billion expire in 2013, may be used to support our commercial paper borrowings.

C. Long-Term Debt

Information about our long-term debt as of December 31 follows:

(MILLIONS OF DOLLARS)	MATURITY DATE	2008	2007
Senior unsecured notes:			
4.55% euro	May 2017	\$ 1,312	\$ 1,291
4.75% euro	December 2014	1,311	1,296
6.50%	December 2028	1,015	784
4.50%	February 2014	836	753
1.21% Japanese yen	February 2011	662	530
1.30% Japanese yen	November 2011	662	—
6.50%	December 2018	624	527
1.85% Japanese yen	February 2016	606	484
4.65%	March 2018	367	300
6.75%	December 2027	309	233
5.63%	April 2009	—	612
3.30%	March 2009	—	297
Other:			
Debentures, notes, borrowings and mortgages		269	227
Total long-term debt		\$ 7,963	\$ 7,314
Current portion not included above		\$ 937	\$ 1,024

Long-term debt outstanding as of December 31, 2008, matures in the following years:

(MILLIONS OF DOLLARS)	2010	2011	2012	2013	AFTER 2013
Maturities	\$ 37	\$ 1,345	\$ 19	\$ 5	\$ 6,551

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

In March 2007, we filed a securities registration statement with the Securities and Exchange Commission. The registration statement was filed under the automatic shelf registration process available to "well-known seasoned issuers" and is effective for three years. We can issue securities of various types under that registration statement at any time, subject to approval by our Board of Directors in certain circumstances.

D. Derivative Financial Instruments and Hedging Activities

Foreign Exchange Risk—A significant portion of revenues, earnings and net investments in foreign affiliates is exposed to changes in foreign exchange rates. We seek to manage our foreign exchange risk in part through operational means, including managing expected same currency revenues in relation to same currency costs and same currency assets in relation to same currency liabilities. Depending on market conditions, foreign exchange risk is also managed through the use of derivative financial instruments and foreign currency debt. These financial instruments serve to protect net income and net investments against the impact of the translation into U.S. dollars of certain foreign exchange denominated transactions.

We entered into financial instruments to hedge, or offset by the same currency, an appropriate portion of the currency risk and the timing of the hedged or offset item. As of December 31, 2008 and 2007, the more significant financial instruments employed to manage foreign exchange risk follow:

INSTRUMENT ^(A)	PRIMARY BALANCE SHEET CAPTION ^(B)	HEDGE TYPE ^(C)	HEDGED OR OFFSET ITEM	NOTIONAL AMOUNT (MILLIONS OF DOLLARS)		MATURITY DATE 08/07
				2008	2007	
Forwards	OCL	—	Short-term foreign currency assets and liabilities ^(D)	\$ 13,381	\$ 10,572	2009/2008
Forwards	OCL	CF	Yen available-for-sale investments	4,224	2,898	2009/2008
Forwards	OCA	CF	Euro available-for-sale investments	2,558	—	2009
Forwards	OCL	CF	Swedish krona intercompany borrowing	2,153	—	2009
ST yen borrowings	STB	NI	Yen net investments	1,574	1,679	2009/2008
LT yen debt	LTD	NI	Yen net investments	1,325	530	2011
Swap	ONCL	—	Euro fixed rate debt	1,247	—	2014
Swap	OA	—	Euro fixed rate debt	1,247	1,321	2017
LT yen debt	LTD	NI	Yen net investments	718	574	After 2013
Swaps	OCL	NI	Swedish krona net investments ^(E)	—	8,288	2008
Forwards	OCL	CF	Euro available-for-sale investments	—	5,297	2008
Swaps	OCA	CF	Swedish krona intercompany loan	—	5,156	2008
Forwards	OCL	CF	U.K. pound available-for-sale investments	—	1,419	2008
Swap	OA	—	Euro fixed rate debt	—	1,321	2014
Swaps	OCA	NI	Euro net investments	—	916	2008
Swaps	OCL	NI	Yen net investments	—	686	2008
ST yen debt	STB	NI	Yen net investments	—	530	2008

^(A) Forwards = Forward-exchange contracts; ST yen borrowings = Short-term yen borrowings; ST yen debt = Short-term yen debt; LT yen debt = Long-term yen debt.

^(B) The primary consolidated balance sheet caption indicates the financial statement classification of the amount associated with the financial instrument used to hedge or offset foreign exchange risk. The abbreviations used are defined as follows: OCA = Taxes and other current assets; CA = Other assets, deferred taxes and deferred charges; STB = Short-term borrowings, including current portion of long-term debt; OCL = Other current liabilities; LTD = Long-term debt; and ONCL = Other noncurrent liabilities.

^(C) CF = Cash flow hedge; NI = Net investment hedge.

^(D) Forward-exchange contracts used to offset short-term foreign currency assets and liabilities were primarily for intercompany transactions in euros, Japanese yen, Swedish krona and U.K. pounds for both years ended December 31, 2008 and 2007.

^(E) In 2007, reflects an increase in Swedish krona net investments due to the receipt of proceeds related to the sale of our Consumer Healthcare business in Sweden in late 2006.

All derivative contracts used to manage foreign currency risk are measured at fair value and reported as assets or liabilities on the consolidated balance sheet. Changes in fair value are reported in earnings or deferred, depending on the nature and purpose of the financial instrument (offset or hedge relationship) and the effectiveness of the hedge relationships, as follows:

- We recognize the earnings impact of foreign currency swaps and foreign currency forward-exchange contracts designated as cash flow hedges in Other (income)/deductions—net upon the recognition of the foreign exchange gain or loss on the translation to U.S. dollars of the hedged items.
- We recognize the earnings impact of foreign currency swaps and forward-exchange contracts that are used to offset foreign currency assets or liabilities in Other (income)/deductions—net during the terms of the contracts, along with the earnings impact of the items they generally offset.
- We recognize the earnings impact of foreign currency swaps designated as a hedge of our net investments in Other (income)/deductions—net in three ways: over time for the periodic net swap payments; immediately to the extent of any change in the difference between the foreign exchange spot rate and forward rate; and upon sale or substantial liquidation of our net investments to the extent of change in the foreign exchange spot rates.

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

Any ineffectiveness in a hedging relationship is recognized immediately into earnings. There was no significant ineffectiveness in 2008, 2007 or 2006.

Interest Rate Risk—Our interest-bearing investments, loans and borrowings are subject to interest rate risk. We invest, loan and borrow primarily on a short-term or variable-rate basis. From time to time, depending on market conditions, we will fix interest rates either through entering into fixed-rate investments and borrowings or through the use of derivative financial instruments.

We entered into derivative financial instruments to hedge or offset the fixed interest rates on the hedged item, matching the amount and timing of the hedged item. As of December 31, 2008 and 2007, the more significant derivative financial instruments employed to manage interest rate risk follow:

INSTRUMENT	PRIMARY BALANCE SHEET CAPTION ^(a)	HEDGE TYPE ^(b)	HEDGED OR OFFSET ITEM	NOTIONAL AMOUNT (MILLIONS OF DOLLARS)		MATURITY DATE
				2008	2007	
Swaps	OA	—	U.S. dollar fixed rate debt	\$ 1,271	\$ 1,275	2018-2028
Swap	OA	FV	Euro fixed rate debt ^(c)	1,247	—	2014
Swap	OA	FV	Euro fixed rate debt ^(c)	1,247	—	2017
Swaps	OA	FV	U.S. dollar fixed rate debt ^(c)	1,060	1,050	2014-2018
Swaps	OCA	FV	U.S. dollar fixed rate debt ^(c)	900	—	2009
Swap	CNCL	FV	Euro fixed rate debt ^(c)	—	1,321	2014
Swap	CNCL	FV	Euro fixed rate debt ^(c)	—	1,321	2017
Swaps	CNCL	FV	U.S. dollar fixed rate debt ^(c)	—	900	2009
Swaps	OCL	FV	U.S. dollar fixed rate debt ^(c)	—	450	2006

^(a)The primary consolidated balance sheet caption indicates the financial statement classification of the fair value amount associated with the financial instrument used to hedge or offset interest rate risk. The abbreviations used are defined as follows: OCA = Taxes and other current assets; OCL = Other current liabilities; CNCL = Other noncurrent liabilities; and OA = Other assets, deferred taxes and deferred charges.

^(b)FV = Fair value hedge.

^(c)Serve to reduce exposure to long-term U.S. dollar and euro interest rates by effectively converting fixed rates associated with long-term debt obligations to floating rates (see also Note 9C, Financial Instruments: Long-Term Debt).

All derivative contracts used to manage interest rate risk are measured at fair value and reported as assets or liabilities on the consolidated balance sheet. Changes in fair value are reported in earnings, as follows:

- We recognize the earnings impact of interest rate swaps designated as fair value hedges in Other (income)/deductions—net upon the recognition of the change in fair value of the hedged risk.
- We recognize the earnings impact of interest rate swaps that serve as offsets immediately in Other (income)/deductions—net.

Any ineffectiveness in a hedging relationship is recognized immediately in earnings. There was no significant ineffectiveness in 2008, 2007 or 2006.

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

E. Fair Value

Information about certain of our financial assets and liabilities follows:

(MILLIONS OF DOLLARS)	AS OF DECEMBER 31, 2008	FAIR VALUE ^(a)		
		LEVEL 1	LEVEL 2	LEVEL 3
Financial assets carried at fair value:				
Trading securities ^(b)	\$ 190	\$ —	\$ 190	\$ —
Available-for-sale debt securities ^(c)	30,061	—	30,061	—
Available-for-sale money market funds ^(d)	398	—	398	—
Available-for-sale equity securities, excluding money market funds ^(e)	319	87	232	—
Derivative financial instruments ^(f)	1,259	—	1,259	—
Total	\$ 32,227	\$ 87	\$ 32,140	\$ —
Other financial assets:				
Held-to-maturity debt securities carried at amortized cost ^(g)	\$ 2,349			
Short-term loans carried at cost	824			
Long-term loans carried at cost ^(h)	1,568			
Non-traded equity securities carried at cost ⁽ⁱ⁾	182			
Total	\$ 4,923			
Financial liabilities carried at fair value:				
Derivative financial instruments ^(j)	\$ 1,243	\$ —	\$ 1,243	\$ —
Total	\$ 1,243	\$ —	\$ 1,243	\$ —
Financial liabilities carried at historical proceeds:				
Short-term borrowings	\$ 9,320			
Long-term debt, including adjustments for fair value hedges of interest rate risk	7,963			
Total	\$ 17,283			

^(a) Fair values are determined based on valuation techniques categorized as follows: Level 1 means the use of quoted prices for identical instruments in active markets; Level 2 means the use of quoted prices for similar instruments in active markets or quoted prices for identical or similar instruments in markets that are not active or are directly or indirectly observable; Level 3 means the use of unobservable inputs.

^(b) Included in Long-term investments and loans.

^(c) Included in Short-term investments (\$20.9 billion) and Long-term investments and loans (\$9.2 billion).

^(d) Included in Short-term investments. Virtually all of these money market funds participate in the U.S. Treasury Department's Temporary Guarantee Program for Money Market Funds.

^(e) Included in Taxes and other current assets (\$404 million) and Other assets, deferred taxes and deferred charges (\$855 million).

^(f) Included in Cash and cash equivalents (\$2.0 billion), Short-term investments (\$365 million) and Long-term investments and loans (\$14 million).

^(g) Included in Other current liabilities (\$1.1 billion) and Other noncurrent liabilities (\$124 million).

The differences between the estimated fair values and carrying values of our financial assets and liabilities not carried at fair value on a recurring basis were not significant as of December 31, 2008. See also Note 9A, Financial Instruments: Investments in Debt and Equity Securities.

As of December 31, 2008, the following methods and assumptions were used to estimate the fair value of our financial assets and liabilities:

- Trading securities—we use quoted market prices.
- Available-for-sale debt securities—we use a matrix-pricing model using observable market quotes and credit ratings.
- Available-for-sale money market funds—we use observable prices.
- Available-for-sale equity securities, excluding money market funds—we use pricing services that principally use a composite of observable prices.
- Derivative financial instruments (assets and liabilities)—we use a matrix-pricing model using observable market quotes and credit ratings.
- Held-to-maturity debt securities—we use a matrix-pricing model using observable market quotes and credit ratings.
- Short-term and long-term loans—we use discounted future cash flows using current rates at which similar loans would be made to borrowers with similar credit ratings and for the same remaining maturities.

Source: PFIZER INC, 10-K, February 27, 2009

- Non-traded equity securities—we apply the implied volatility associated with an observable biotech index to the carrying amount of our portfolio.
- Short-term borrowings and long-term debt—we use a matrix-pricing model using observable market quotes and our own credit rating.

In addition, we have long-term receivables where fair value uses discounted future cash flows, using current rates at which similar loans would be made to borrowers with similar credit ratings and for the same remaining maturities.

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

We regularly evaluate all of our financial assets for impairment. For investments in debt and equity securities, when a decline in fair value, if any, is determined to be other-than-temporary, an impairment charge is recorded and a new cost basis in the investment is established. For loans, an impairment charge is recorded if it is probable that we will not be able to collect all amounts due according to the loan agreement. There were no significant impairments recognized in 2008, 2007 or 2006.

F. Credit Risk

We regularly review the creditworthiness of counterparties to foreign exchange and interest rate agreements and do not expect to incur a significant loss from failure of any counterparties to perform under the agreements.

There are no significant concentrations of credit risk related to our financial instruments with any individual counterparty. As of December 31, 2008, we had \$3.8 billion due from a well-diversified, highly rated group (primarily Standard & Poor's rating of AA or better) of bank counterparties around the world.

In general, there is no requirement for collateral from customers. However, derivative financial instruments are executed under master netting agreements with financial institutions. These agreements contain provisions that provide for the ability for collateral payments, depending on levels of exposure, our credit rating and the credit rating of the counterparty. As of December 31, 2008, we advanced cash collateral of \$497 million and received cash collateral of \$510 million against various counterparties. The collateral primarily supports the approximate fair value of our derivative contracts. The collateral advanced receivables are reported in Short-term loans, and the collateral received obligations are reported in Short-term borrowings, including current portion of long-term debt.

10. Inventories

The components of inventories as of December 31 follow:

(MILLIONS OF DOLLARS)	2008	2007
Finished goods	\$ 2,924	\$ 2,064
Work-in-process	1,927	2,353
Raw materials and supplies	830	885
Total inventories ⁽¹⁾	\$ 4,381	\$ 5,302

⁽¹⁾ Certain amounts of inventories are in excess of one year's supply. There are no recoverability issues associated with these quantities and the amounts are not significant.

11. Property, Plant and Equipment

The major categories of property, plant and equipment as of December 31 follow:

(MILLIONS OF DOLLARS)	USEFUL LIVES (YEARS)	2008	2007
Land	—	\$ 616	\$ 718
Buildings	33 1/3-50	8,775	10,319
Machinery and equipment	8-20	9,883	10,441
Furniture, fixtures and other	3-12 1/2	4,350	4,887
Construction in progress	—	1,804	1,758
		26,128	28,103
Less: accumulated depreciation		11,841	12,369
Total property, plant and equipment		\$ 13,287	\$ 15,734

12. Goodwill and Other Intangible Assets**A. Goodwill**

The changes in the carrying amount of goodwill by segment for the years ended December 31, 2008 and 2007, follow:

(MILLIONS OF DOLLARS)	PHARMACEUTICAL	ANIMAL HEALTH	OTHER	TOTAL
Balance, January 1, 2007	\$20,798	\$ 61	\$ 17	\$ 20,876
Additions ⁽¹⁾	—	40	—	40
Other ⁽²⁾	458	7	1	466
Balance, December 31, 2007	21,256	108	18	21,382
Additions ⁽¹⁾	21	36	—	57
Other ⁽²⁾	40	(15)	—	25
Balance, December 31, 2008	\$21,317	\$ 129	\$ 18	\$ 21,464

⁽¹⁾In 2008, primarily related to our acquisitions of Celcy and a number of animal health product lines from Schering-Plough, as well as two smaller acquisitions also related to Animal Health. In 2007, primarily related to our acquisition of Embrax.

⁽²⁾In 2008, primarily relates to tax adjustments and the impact of foreign exchange. In 2007, primarily relates to the impact of foreign exchange.

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

B. Other Intangible Assets

The components of identifiable intangible assets, primarily included in our Pharmaceutical segment, as of December 31 follow:

(MILLIONS OF DOLLARS)	2008			2007		
	GROSS CARRYING AMOUNT	ACCUMULATED AMORTIZATION	IDENTIFIABLE INTANGIBLE ASSETS, LESS ACCUMULATED AMORTIZATION	GROSS CARRYING AMOUNT	ACCUMULATED AMORTIZATION	IDENTIFIABLE INTANGIBLE ASSETS, LESS ACCUMULATED AMORTIZATION
Finite-lived intangible assets:						
Developed technology rights:						
Brands	\$ 31,484	\$ (17,473)	\$ 13,811	\$ 32,433	\$ (15,830)	\$ 16,603
License agreements	1,016	(487)	529	1,017	(452)	565
Trademarks	246	(78)	168	212	(59)	153
Other ⁽¹⁾	118	(78)	40	128	(82)	46
	531	(291)	240	459	(264)	195
Total amortized finite-lived intangible assets	33,355	(18,607)	14,748	34,249	(16,587)	17,562
Indefinite-lived intangible assets:						
Brands	2,860	—	2,860	2,864	—	2,864
Trademarks	70	—	70	71	—	71
Other	3	—	3	1	—	1
Total indefinite-lived intangible assets	2,933	—	2,933	2,936	—	2,936
Total identifiable intangible assets	\$ 36,328	\$ (18,607)	\$ 17,721 ⁽²⁾	\$ 37,185	\$ (16,587)	\$ 20,498

⁽¹⁾ Includes patents, non-compete agreements, customer contracts and other intangible assets.

⁽²⁾ Decrease was primarily related to amortization and the impact of foreign exchange, partially offset by acquisitions.

Developed technology rights represent the amortized value associated with developed technology, which has been acquired from third parties and which can include the right to develop, use, market, sell and/or offer for sale the product, compounds and intellectual property that we have acquired with respect to products, compounds and/or processes that have been completed. We possess a well-diversified portfolio of hundreds of developed technology rights across therapeutic categories, primarily representing the commercialized products included in our Pharmaceutical segment that we acquired in connection with our Pharmacia acquisition in 2003. While the Arthritis and Pain therapeutic category represents about 25% of the total amortized value of developed technology rights as of December 31, 2008, the balance of the amortized value is distributed in a range of 5% to 15% across the following Pharmaceutical therapeutic product categories: Ophthalmology; Oncology; Urology; Infectious and Respiratory Diseases; Endocrine Disorders categories; and as a group, the Cardiovascular and Metabolic Diseases, Central Nervous System Disorders and All Other categories. The significant components include values determined for Celebrex, Detrol/Detrol LA, Xalatan, Genotropin and Zovox. Also included in this category are the post-approval milestone payments made under our alliance agreements for certain Pharmaceutical products, such as Robil and Spiriva. These rights are all subject to our review for impairment, explained in Note 1K, Significant Accounting Policies: Amortization of Intangible Assets, Depreciation and Certain Long-Lived Assets.

The weighted-average life of our total finite-lived intangible assets is approximately seven years, which includes developed technology rights at eight years. Total amortization expense for finite-lived intangible assets was \$2.8 billion in 2008, \$3.2 billion in 2007 and \$3.4 billion in 2006.

Brands represent the amortized value associated with tradenames, as the products themselves no longer receive patent protection. Most of these assets are associated with our Pharmaceutical segment and the significant components include values determined for Depo-Provera, Xanax and Medrol.

In 2007, we recorded charges of \$1.1 billion in Cost of sales and Selling, informational and administrative expenses related to the impairment of Exubera (included in our Pharmaceutical segment) (see Note 4D, Certain Charges: Exubera). In 2006, we recorded charges of \$320 million in Other (income)/deductions—not related to the impairment of our Depo-Provera brand, a contraceptive injection (included in our Pharmaceutical segment).

The annual amortization expense expected for the years 2009 through 2013 is as follows:

(MILLIONS OF DOLLARS)	2009	2010	2011	2012	2013
Amortization expense	\$ 2,459	\$ 2,446	\$ 2,421	\$ 2,077	\$ 1,727

Notes to Consolidated Financial Statements
Pfizer Inc and Subsidiary Companies**13. Pension and Postretirement Benefit Plans and Defined Contribution Plans**

We provide defined benefit pension plans and defined contribution plans for the majority of our employees worldwide. In the U.S., we have both qualified and supplemental (non-qualified) defined benefit plans. A qualified plan meets the requirements of certain sections of the Internal Revenue Code and, generally, contributions to qualified plans are tax deductible. A qualified plan typically provides benefits to a broad group of employees and may not discriminate in favor of highly compensated employees in its coverage, benefits or contributions. We also provide benefits through supplemental (non-qualified) retirement plans to certain employees. In addition, we provide medical and life insurance benefits to certain retirees and their eligible dependents through our postretirement plans.

We use a measurement date that coincides with our fiscal year-ends: December 31 for our U.S. pension and postretirement plans and November 30 for our international plans. During 2008, pursuant to the divestiture of our Consumer Healthcare business, certain defined benefit obligations and related plan assets, if applicable, were transferred to the purchaser of that business.

A. Adoption of New Accounting Standard

As of December 31, 2008, we adopted the provisions of SFAS No. 158, *Employers' Accounting for Defined Benefit Pension and Other Postretirement Plans* (an amendment of FASB Statements No. 87, 88, 106 and 132R), which requires us to recognize on our balance sheet the difference between our benefit obligations and any plan assets of our defined benefit plans. In addition, we are required to recognize as part of other comprehensive income/(expense), net of taxes, gains and losses due to differences between our actuarial assumptions and actual experience (actuarial gains and losses) and any effects on prior service due to plan amendments (prior service costs or credits) that arise during the period and are not being recognized as net periodic benefit costs. Upon adoption, SFAS 158 requires the recognition of previously unrecognized actuarial gains and losses, prior service costs and credits and net transition amounts within Accumulated other comprehensive income/(expense), net of tax. The incremental impact of applying SFAS 158 to our balance sheet as of December 31, 2008, was to reduce our total shareholders' equity by \$2.1 billion, primarily due to the recognition of previously unrecognized actuarial losses.

B. Components of Net Periodic Benefit Costs and Other Amounts Recognized in Other Comprehensive (Income)/Expense

The annual cost and other amounts recognized in other comprehensive (income)/expense of the U.S. qualified, U.S. supplemental (non-qualified) and international pension plans and postretirement plans for the years ended December 31, 2008, 2007 and 2006, follow:

	PENSION PLANS									POSTRETIREMENT PLANS		
	U.S. QUALIFIED			U.S. SUPPLEMENTAL (NON-QUALIFIED)			INTERNATIONAL					
(MILLIONS OF DOLLARS)	2008	2007	2006	2008	2007	2006	2008	2007	2006	2008	2007	2006
Service cost	\$ 236	\$ 282	\$ 308	\$ 23	\$ 27	\$ 43	\$ 249	\$ 292	\$ 303	\$ 39	\$ 42	\$ 47
Interest cost	459	447	444	38	55	60	388	349	307	141	137	127
Expected return on plan assets	(646)	(693)	(628)	—	—	—	(437)	(381)	(311)	(36)	(36)	(28)
Amortization of:												
Actuarial losses	32	65	119	29	45	45	43	96	106	28	42	36
Prior service costs/(credits)	3	6	9	(2)	(2)	(3)	1	—	2	1	1	1
Curtailments and settlements—net	32	58	117	120	5	(8)	3	(155)	(17)	10	5	6
Special termination benefits	30	16	17	—	—	—	25	29	14	17	17	12
Less: amounts included in discontinued operations	—	(27)	(81)	—	—	4	—	—	15	—	—	9
Net periodic benefit costs	146	156	385	208	130	141	272	230	419	201	206	210
Other changes recognized in other comprehensive (income)/expense ^(A)	2,273	(582)	—	(82)	(134)	12	415	(808)	4	(140)	(311)	—
Total recognized in net periodic benefit costs and other comprehensive (income)/expense	\$ 2,419	\$ (426)	\$ 385	\$ 156	\$ (4)	\$ 153	\$ 687	\$ (578)	\$ 423	\$ 61	\$ (103)	\$ 210

^(A) For details, see Note 8. Other Comprehensive Income/(Expense).

The decrease in the 2008 U.S. qualified pension plans' net periodic benefit cost compared to 2007 was largely driven by the increase in the discount rate and the impact of our cost-reduction initiatives. The decrease in the 2007 U.S. qualified pension plans' net periodic benefit cost compared to 2006 was largely driven by a higher 2006 actual investment return, the increase in the discount rate and the impact of our cost-reduction initiatives.

The increase in the 2008 U.S. supplemental (non-qualified) plans' net periodic benefit costs compared to 2007 was largely driven by settlement charges required to be recognized due to lump sum benefit payments made to certain of our former executive officers and other former executives in 2008.

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

The decrease in the 2007 international plans' net periodic benefit cost compared to 2006 was largely driven by a settlement gain at our Japanese affiliate. Japanese pension regulations permit employers with certain pension obligations to separate the social security benefits portion of those obligations and transfer it, along with related plan assets, to the Japanese government. During 2007, our Japanese affiliate completed this transfer and effectively received a subsidy from the Japanese government of approximately \$168 million. This subsidy was the result of the transfer of pension obligations of approximately \$309 million (excluding the effect of any future salary increases of approximately \$9 million) along with related plan assets of approximately \$141 million. This transfer resulted in a settlement gain of approximately \$108 million.

The following table presents the amount in Accumulated other comprehensive income(expense) expected to be amortized into 2009 net periodic benefit costs:

(MILLIONS OF DOLLARS)	PENSION PLANS			POSTRETIREMENT PLANS
	U.S. QUALIFIED	U.S. SUPPLEMENTAL (NON-QUALIFIED)	INTERNATIONAL	
Actuarial losses	\$ (228)	\$ (32)	\$ (24)	\$ (18)
Prior service (costs)/credits and other	(3)	2	3	4
Total	\$ (231)	\$ (30)	\$ (21)	\$ (14)

C. Actuarial Assumptions

The following table provides the weighted-average actuarial assumptions:

(PERCENTAGES)	2008	2007	2006
Weighted-average assumptions used to determine benefit obligations:			
Discount rate:			
U.S. qualified pension plans/non-qualified pension plans	6.4%	6.5%	5.9%
International pension plans	6.6	5.3	4.4
Postretirement plans	6.4	6.5	5.9
Rate of compensation increase:			
U.S. qualified pension plans/non-qualified pension plans	4.3	4.5	4.5
International pension plans	3.2	3.3	3.6
Weighted-average assumptions used to determine net periodic benefit cost:			
Discount rate:			
U.S. qualified pension plans/non-qualified pension plans	6.5	5.9	5.8
International pension plans	5.3	4.4	4.3
Postretirement plans	6.6	5.9	5.8
Expected return on plan assets:			
U.S. qualified pension plans	8.5	9.0	9.0
International pension plans	7.2	6.6	6.9
Postretirement plans	8.6	9.0	9.0
Rate of compensation increase:			
U.S. qualified pension plans/non-qualified pension plans	4.5	4.5	4.5
International pension plans	3.3	3.6	3.6

The assumptions above are used to develop the benefit obligations at fiscal year-end and to develop the net periodic benefit cost for the subsequent fiscal year. Therefore, the assumptions used to determine net periodic benefit cost for each year are established at the end of each previous year, while the assumptions used to determine benefit obligations were established at each year-end.

The net periodic benefit cost and the benefit obligations are based on actuarial assumptions that are reviewed on an annual basis. We revise these assumptions based on an annual evaluation of long-term trends, as well as market conditions that may have an impact on the cost of providing retirement benefits.

The expected rates of return on plan assets for our U.S. qualified, international and postretirement plans represent our long-term assessment of return expectations, which we may change based on shifts in economic and financial market conditions. The 2006 expected rates of return for these plans reflect our long-term outlook for a globally diversified portfolio, which is influenced by a combination of return expectations for individual asset classes, actual historical experience and our diversified investment strategy. The historical returns are one of the inputs used to provide context for the development of our expectations for future returns. Using this information, we develop ranges of returns for each asset class and a weighted-average expected return for our targeted portfolio, which includes the impact of portfolio diversification and active portfolio management.

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

The healthcare cost trend rate assumptions for our U.S. postretirement benefit plans are as follows:

(PERCENTAGES)	2008	2007
Healthcare cost trend rate assumed for next year	9.0%	9.9%
Rate to which the cost trend rate is assumed to decline	6.0	5.0
Year that the rate reaches the ultimate trend rate	2018	2015

A one-percentage-point increase or decrease in the healthcare cost trend rate assumed for postretirement benefits would have the following effects as of December 31, 2008:

(MILLIONS OF DOLLARS)	INCREASE	DECREASE
Effect on total service and interest cost components	\$ 17	\$ (14)
Effect on postretirement benefit obligation	135	(115)

D. Obligations and Funded Status

The following table presents an analysis of the changes in 2008 and 2007 in the benefit obligations, the plan assets and the accounting funded status of our U.S. qualified, U.S. supplemental (non-qualified) and international pension plans, and our postretirement plans:

	PENSION PLANS								POSTRETIREMENT PLANS	
	U.S. QUALIFIED		U.S. SUPPLEMENTAL (NON-QUALIFIED)		INTERNATIONAL					
(MILLION OF DOLLARS)	2008	2007	2008	2007	2008	2007	2008	2007		
Change in benefit obligation:										
Benefit obligation at beginning of year ^(A)	\$ 7,458	\$ 7,792	\$ 973	\$ 1,045	\$ 7,839	\$ 8,144	\$ 2,178	\$ 2,416		
Service cost	236	282	23	27	249	292	39	42		
Interest cost	459	447	38	55	388	349	141	137		
Employee contributions	—	—	—	—	21	21	39	34		
Plan amendments	(8)	(47)	(1)	(5)	18	40	(33)	1		
Increases/(decreases) arising primarily from changes in actuarial assumptions	172	(412)	102	(64)	(1,005)	(529)	(221)	(206)		
Foreign exchange impact	—	—	—	—	(1,234)	564	(11)	6		
Acquisitions	—	5	—	(5)	7	17	—	—		
Curtailments	(48)	(107)	(6)	(15)	(74)	(80)	11	5		
Settlements	(212)	(253)	(202)	(11)	(68)	(409)	—	—		
Special termination benefits	30	16	—	—	25	29	17	17		
Benefits paid	(304)	(267)	(51)	(54)	(325)	(299)	(194)	(191)		
Benefit obligation at end of year ^(A)	7,763	7,456	976	973	6,561	7,839	1,966	2,178		
Change in plan assets:										
Fair value of plan assets at beginning of year	7,989	7,816	—	—	6,579	5,680	413	396		
Actual (loss)/gain on plan assets	(1,576)	613	—	—	(1,249)	261	(107)	16		
Company contributions	—	106	253	65	471	499	152	158		
Employee contributions	—	—	—	—	21	21	39	34		
Foreign exchange impact	—	—	—	—	(1,048)	435	—	—		
Acquisitions	—	—	—	—	3	14	—	—		
Settlements	(212)	(279)	(202)	(11)	(68)	(232)	—	—		
Benefits paid	(304)	(267)	(51)	(54)	(325)	(299)	(194)	(191)		
Fair value of plan assets at end of year	6,397	7,939	—	—	4,394	6,579	303	413		
Funded status (plan assets greater than (less than) benefit obligation) at end of year	\$ (1,588)	\$ 533	\$ (876)	\$ (973)	\$ (1,467)	\$ (1,260)	\$ (1,663)	\$ (1,765)		

(a) For the U.S. and international pension plans, the benefit obligation is the projected benefit obligation. For the postretirement plans, the benefit obligation is the accumulated postretirement benefit obligation.

The unfavorable change in our U.S. qualified plans projected benefit obligations funded status from \$533 million overfunded in the aggregate as of December 31, 2007, to \$1.9 billion underfunded in the aggregate as of December 31, 2008, was largely driven by the reduction in plan assets due to investment losses and the 0.1 percentage-point reduction in discount rate. In 2008, contributions to our U.S. qualified plans were not significant. In 2007, we made required U.S. qualified plan contributions of \$6 million and voluntary tax-deductible contributions in excess of minimum requirements of \$100 million to certain of our U.S. qualified pension plans. In the aggregate, the U.S. qualified pension plans are underfunded on a projected benefit measurement basis and on an accumulated benefit obligation measurement basis as of December 31, 2008, and overfunded on a projected benefit measurement basis and on an accumulated benefit obligation measurement basis as of December 31, 2007.

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

The U.S. supplemental (non-qualified) pension plans are not generally funded, as there are no tax or other incentives that exist, and these obligations, which are substantially greater than the annual cash outlay for these liabilities, are paid from cash generated from operations.

The unfavorable change in our international plans projected benefit obligations funded status from \$1.3 billion underfunded in the aggregate as of December 31, 2007, to \$1.5 billion underfunded in the aggregate as of December 31, 2008, was largely driven by investments losses in the U.K., Japan and other European plans, somewhat offset by the strengthening of the U.S. dollar against the British pound and euro. Outside the U.S., in general, we fund our defined benefit plans to the extent that tax or other incentives exist and we have accrued liabilities on our consolidated balance sheets to reflect those plans that are not fully funded.

The favorable change in our postretirement plans projected benefit obligations funded status from \$1.8 billion underfunded in the aggregate as of December 31, 2007, to \$1.7 billion underfunded in the aggregate as of December 31, 2008, was largely driven by the impact of our cost-reduction initiatives, partially offset by the 0.1 percentage-point decrease in the discount rate.

The accumulated benefit obligations (ABO) for our U.S. qualified pension plans were \$7.0 billion in 2008 and \$6.8 billion in 2007. The ABO for our U.S. supplemental (non-qualified) pension plans was \$762 million in 2008 and \$849 million in 2007. The ABO for our international pension plans was \$5.3 billion in 2008 and \$6.8 billion in 2007.

The U.S. qualified pension plans loan securities to other companies. Such securities may be onward loaned, or sold, or pledged by the other companies, but they may be required to be returned in a short period of time. We also require cash collateral from these companies and a maintenance margin of 103% of the fair value of the collateral relative to the fair value of the loaned securities. As of December 31, 2008, the fair value of collateral received was \$572 million. The securities loaned continue to be included in the table above in Fair value of plan assets at end of year.

Amounts recognized in our consolidated balance sheet as of December 31 follow:

(MILLIONS OF DOLLARS)	PENSION PLANS								POSTRETIREMENT PLANS	
	U.S. QUALIFIED		U.S. SUPPLEMENTAL (NON-QUALIFIED)		INTERNATIONAL					
	2008	2007	2008	2007	2008	2007	2008	2007	2008	2007
Noncurrent assets ^(a)	\$ —	\$ 562	\$ —	\$ —	\$ 160	\$ 327	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —
Current liabilities ^(b)	—	—	(107)	(253)	(37)	(37)	(60)	(57)	(60)	(57)
Noncurrent liabilities ^(c)	(1,888)	(329)	(769)	(720)	(1,580)	(1,550)	(1,804)	(1,708)	(1,804)	(1,708)
Funded status	\$ (1,888)	\$ 533	\$ (876)	\$ (973)	\$ (1,457)	\$ (1,260)	\$ (1,864)	\$ (1,765)	\$ (1,864)	\$ (1,765)

(a) Included primarily in Other assets, deferred taxes and deferred charges.

(b) Included in Other current liabilities.

(c) Included in Pension benefit obligations and Postretirement benefit obligations, as appropriate.

Amounts recognized in Accumulated other comprehensive income/(expense) as of December 31 follow:

(MILLIONS OF DOLLARS)	PENSION PLANS								POSTRETIREMENT PLANS	
	U.S. QUALIFIED		U.S. SUPPLEMENTAL (NON-QUALIFIED)		INTERNATIONAL					
	2008	2007	2008	2007	2008	2007	2008	2007	2008	2007
Actuarial losses	\$ (3,173)	\$ (890)	\$ (433)	\$ (487)	\$ (1,231)	\$ (794)	\$ (204)	\$ (311)	\$ (204)	\$ (311)
Prior service (costs)/credits and other	14	4	23	26	(23)	(45)	29	(5)	29	(5)
Total	\$ (3,159)	\$ (886)	\$ (410)	\$ (461)	\$ (1,254)	\$ (839)	\$ (175)	\$ (316)	\$ (175)	\$ (316)

The actuarial losses primarily represent the cumulative difference between the actuarial assumptions and actual return on plan assets, changes in discount rates and plan experience. These actuarial losses are recognized in Accumulated other comprehensive income/(expense) and are amortized into net periodic pension costs over an average period of 10 years for our U.S. plans and an average period of 12.5 years for our international plans.

Information related to the U.S. qualified, U.S. supplemental (non-qualified) and international pension plans as of December 31 follows:

(MILLIONS OF DOLLARS)	PENSION PLANS					
	U.S. QUALIFIED		U.S. SUPPLEMENTAL (NON-QUALIFIED)		INTERNATIONAL	
	2008	2007	2008	2007	2008	2007
Pension plans with an accumulated benefit obligation in excess of plan assets:						
Fair value of plan assets	\$ 5,897	\$ 39	\$ —	\$ —	\$ 1,574	\$ 1,052
Accumulated benefit obligation	7,011	40	762	849	2,961	2,413
Pension plans with a projected benefit obligation in excess of plan assets:						
Fair value of plan assets	5,897	2,927	—	—	1,943	1,445
Projected benefit obligation	7,783	3,256	876	973	3,560	3,033

All of our U.S. plans are underfunded as of December 31, 2008.

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

E. Plan Assets

The following table presents the weighted-average long-term target asset allocations and the percentages of the fair value of plan assets for our U.S. qualified and international pension plans and postretirement plans by investment category as of December 31:

(PERCENTAGES)	TARGET ALLOCATION	PERCENTAGE OF PLAN ASSETS	
	2008	2008	2007
U.S. qualified pension plans:			
Global equity securities	55.0	40.6	61.4
Debt securities	35.0	41.2	23.6
Alternative investments ^(a)	10.0	15.9	10.9
Cash and cash equivalents	—	2.3	4.1
Total	100.0	100.0	100.0
International pension plans:			
Global equity securities	57.1	48.5	63.2
Debt securities	28.2	31.6	23.3
Alternative investments ^(a)	14.5	11.2	7.9
Cash and cash equivalents	0.2	8.7	5.6
Total	100.0	100.0	100.0
U.S. postretirement plans^{(a),(b)}:			
Global equity securities	69.4	57.9	72.3
Debt securities	27.8	37.0	23.8
Alternative investments ^(a)	2.8	4.5	2.8
Cash and cash equivalents	—	0.5	1.1
Total	100.0	100.0	100.0

(a) Private equity, venture capital, private debt and real estate.

(b) Real estate, insurance contracts and other investments.

(c) Reflects postretirement plan assets, which support a portion of our U.S. retiree medical plans.

All long-term asset allocation targets reflect our asset class return expectations and tolerance for investment risk within the context of the respective plans' long-term benefit obligations. The long-term asset allocation is supported by an analysis that incorporates historical and expected returns by asset class, as well as volatilities and correlations across asset classes and our liability profile. This analysis, referred to as an asset-liability analysis, also provides an estimate of expected returns on plan assets, as well as a forecast of potential future asset and liability balances. Due to market conditions and other factors, actual asset allocations may vary from the target allocation outlined above. For the U.S. qualified pension plans, in late 2007, we modified our strategic asset target allocation to reduce the volatility of our plan funded status and the probability of future contribution requirements. Our target allocations were revised to increase the debt securities allocation by 10% and to reduce the global equity securities allocation by a corresponding amount. The year-end 2008 cash allocations of 2.3% for U.S. qualified pensions plans and 8.7% for international pension plans were above the target allocation, primarily due to cash raised from the termination of certain investment strategies, which will be redeployed during 2009. The assets are periodically rebalanced back to the target allocation.

The U.S. qualified pension plans held no shares of our common stock as of December 31, 2008 and 2007. The plans received no dividends on shares of our common stock in 2008 and approximately \$12 million in dividends on shares of our common stock in 2007.

F. Cash Flows

It is our practice to fund amounts for our qualified pension plans that are at least sufficient to meet the minimum requirements set forth in applicable employee benefit laws and local tax laws.

The following table presents expected cash flow information:

FOR THE YEAR ENDED DECEMBER 31, (MILLIONS OF DOLLARS)	PENSION PLANS			POST- RETIREMENT PLANS
	U.S. QUALIFIED	U.S. SUPPLEMENTAL (NON-QUALIFIED)	INTERNATIONAL	
Employer contributions:				
2009 (estimated)	\$ 2	\$ 107	\$ 309	\$ 181
Expected benefit payments:				
2009	\$ 625	\$ 107	\$ 279	\$ 182
2010	453	65	283	185
2011	454	68	292	190
2012	477	67	306	192
2013	497	70	314	195
2014-2018	2,865	373	1,745	942

2008 Financial Report

75

Source: PFIZER INC, 10-K, February 27, 2009

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

The table reflects the total U.S. and international plan benefits projected to be paid from the plans or from our general assets under the current actuarial assumptions used for the calculation of the benefit obligation and, therefore, actual benefit payments may differ from projected benefit payments.

G. Defined Contribution Plans

We have savings and investment plans in several countries, including the U.S., Japan, Spain and the Netherlands. For the U.S. plans, employees may contribute a portion of their salaries and bonuses to the plans, and we match, largely in company stock, a portion of the employee contributions. In the U.S., the matching contributions in company stock are made through open market purchases and employees are permitted to subsequently diversify all or any portion of their company match contribution. The contribution match for certain legacy Pfizer U.S. participants is held in an employee stock ownership plan. We recorded charges related to our plans of \$198 million in 2008, \$203 million in 2007 and \$222 million in 2006.

14. Equity**A. Common Stock**

We purchase our common stock via privately negotiated transactions or in open market purchases as circumstances and prices warrant. Purchased shares under each of the share-purchase programs, which are authorized by our Board of Directors, are available for general corporate purposes.

A summary of common stock purchases follows:

FOR THE YEAR ENDED DECEMBER 31, (MILLIONS OF SHARES AND DOLLARS, EXCEPT PER-SHARE DATA)	SHARES OF COMMON STOCK PURCHASED	AVERAGE PER-SHARE PRICE PAID	TOTAL COST OF COMMON STOCK PURCHASED
2008: June 2006 program ^(A)	26	\$ 18.96	\$ 600
2007: June 2006 program ^(A)	395	\$ 25.27	\$ 9,994
2006: June 2006 program ^(A)	298	\$ 26.19	\$ 8,979

^(A) In June 2005, we announced a \$5 billion share-purchase program, which we increased in June 2006 to \$18 billion.

In January 2008, we announced a new \$5 billion share-purchase program, to be funded by operating cash flows, that may be utilized from time to time. On January 26, 2009, we announced that we have entered into a definitive merger agreement under which we will acquire Wyeth in a cash-and-stock transaction. (See Note 21, Subsequent Event.) The merger agreement limits our stock purchases to a maximum of \$500 million prior to the completion of the transaction without Wyeth's consent.

B. Preferred Stock

The Series A convertible perpetual preferred stock is held by an Employee Stock Ownership Plan ("Preferred ESOP") Trust and provides dividends at the rate of 6.25%, which are accumulated and paid quarterly. The per-share stated value is \$40,300 and the preferred stock ranks senior to our common stock as to dividends and liquidation rights. Each share is convertible, at the holder's option, into 2,574.87 shares of our common stock with equal voting rights. The conversion option is indexed to our common stock and requires share settlement, and therefore, is reported at the fair value at the date of issuance. We may redeem the preferred stock at any time or upon termination of the Preferred ESOP, at our option, in cash, in shares of common stock or a combination of both at a price of \$40,300 per share.

C. Employee Stock Ownership Plans

We have two employee stock ownership plans (collectively the "ESOPs"), a Preferred ESOP and another that holds common stock of the company (Common ESOP). As of January 1, 2008, the legacy Pharmacia U.S. savings plan was merged with the Pfizer Savings Plan. Prior to the merger, a portion of the matching contributions for legacy Pharmacia U.S. savings plan participants was funded through the ESOPs.

In January 2007, we paid the remaining balance of financing, which was outstanding prior to our acquisition of Pharmacia in 2003, relating to the Preferred ESOP. Compensation expense related to the ESOPs totaled approximately \$35 million in 2007 and \$37 million in 2006.

Allocated shares held by the Common ESOP are considered outstanding for the earnings per share (EPS) calculations and the eventual conversion of allocated preferred shares held by the Preferred ESOP is assumed in the diluted EPS calculation. As of December 31, 2008, the Preferred ESOP held preferred shares with a stated value of approximately \$73 million, convertible into approximately 5 million shares of our common stock. As of December 31, 2008, the Common ESOP held approximately 6 million shares of our common stock. As of December 31, 2008, all preferred and common shares held by the ESOPs have been allocated to the Pharmacia U.S. and certain Puerto Rico savings plan participants.

D. Employee Benefit Trust

The Pfizer Inc Employee Benefit Trust (EBT) was established in 1999 to fund our employee benefit plans through the use of its holdings of Pfizer Inc stock. Our consolidated balance sheets reflect the fair value of the shares owned by the EBT as a reduction of Shareholders' equity.

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

15. Share-Based Payments

Our compensation programs can include share-based payments. In 2008, 2007 and 2006, the primary share-based awards and their general terms and conditions are as follows:

- Stock options, which entitle the holder to purchase, after the end of a vesting term, a specified number of shares of Pfizer common stock at a price per share equal to the market price of Pfizer common stock on the date of grant.
- Restricted stock units (RSUs), which entitle the holder to receive, at the end of a vesting term, a specified number of shares of Pfizer common stock, including shares resulting from dividend equivalents paid on such RSUs.
- Performance share awards (PSAs) and performance-contingent share awards (PCSAs), which entitle the holder to receive, at the end of a vesting term, a number of shares of Pfizer common stock, within a range of shares from zero to a specified maximum, calculated using a non-discretionary formula that measures Pfizer's performance relative to an industry peer group. Dividend equivalents accumulate on PSAs and are paid at the end of the vesting term in respect to any shares that are paid.
- Short-term incentive awards, which entitle the holder to receive a specified dollar value on the first anniversary of the grant date, based upon performance. At the election of the holder, such specified dollar value is paid: (i) all in RSUs, or half in RSUs and half in cash, in the case of senior management; and (ii) all in RSUs, all in cash, or half in RSUs and half in cash, in the case of all other holders.
- Stock appreciation rights (SARs), which entitle the holder to receive, two years after the end of a vesting term, a number of shares of Pfizer common stock with a value equal to the difference between the defined settlement price and the closing market price of Pfizer common stock on the date of grant, plus accumulated dividend equivalents through the payment date.
- Restricted stock grants, which entitle the holder to receive, at the end of a vesting term, a specified number of shares of Pfizer common stock, and which also entitle the holder to receive dividends paid on such grants.

The Company's shareholders approved the Pfizer Inc. 2004 Stock Plan (the 2004 Plan) at the Annual Meeting of Shareholders held on April 22, 2004, and, effective upon that approval, new stock options and other share-based awards may be granted only under the 2004 Plan. The 2004 Plan allows a maximum of 3 million shares to be awarded to any employee per year and 475 million shares in total. RSUs, PSAs, PCSAs and restricted stock grants count as three shares, while stock options and SARs count as one share, under the 2004 Plan toward the maximum.

In the past, we had various employee stock and incentive plans under which stock options and other share-based awards were granted. Stock options and other share-based awards that were granted under prior plans and were outstanding on April 22, 2004, continue in accordance with the terms of the respective plans.

As of December 31, 2008, 159 million shares were available for award, which include two million shares available for award through February 13, 2010, under the Pharmacia 2001 Long-Term Incentive Plan (the "Pharmacia Plan"). Such amounts do not include 40 million shares previously issuable but no longer available for award under the Pharmacia Plan.

Although not required to do so, historically, we have used authorized and unissued shares and, to a lesser extent, shares held in our Employee Benefit Trust and treasury stock to satisfy our obligations under these programs.

A. Impact on Net Income

The components of share-based compensation expense and the associated tax benefit follow:

(MILLIONS OF DOLLARS)	YEAR ENDED DECEMBER 31,		
	2008	2007	2006
Stock option expense	\$ 194	\$ 286	\$ 410
Restricted stock unit expense	169	160	184
PSA and PCSA (expense reduction)/expense	(2)	(9)	61
Short-term incentive award expense	13		
SAR expense	10		
Share-based payment expense	384	437	655
Tax benefit for share-based compensation expense	(114)	(141)	(204)
Share-based payment expense, net of tax	\$ 270	\$ 296	\$ 451

Amounts capitalized as part of inventory cost were not significant. In 2008, 2007 and 2006, the impact of modifications under our cost-reduction initiatives to share-based awards was not significant. Generally, these modifications resulted in an acceleration of vesting, either in accordance with plan terms or at management's discretion.

B. Stock Options

Stock options, which entitle the holder to purchase, after the end of a vesting term, a specified number of shares of Pfizer common stock at a price per share equal to the market price of Pfizer common stock on the date of grant, are accounted for at fair value at the date of grant in the consolidated income statement. These fair values are generally amortized on an even basis over the vesting term into Cost of sales, Selling, informational and administrative expenses and Research and development expenses, as appropriate.

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

Prior to 2006, stock options were accounted for under APB No. 25, using the intrinsic value method in the consolidated income statement and fair value information was disclosed. In these disclosures of fair value, we allocated stock option compensation expense based on the nominal vesting period, rather than the expected time to achieve retirement eligibility. In 2006, we changed our method of allocating stock option compensation expense to a method based on the substantive vesting period for all new awards, while continuing to allocate outstanding nonvested awards not yet recognized as of December 31, 2006, under the nominal vesting period method. Specifically, under this prospective change in accounting policy, compensation expense related to stock options granted prior to 2006, that are subject to accelerated vesting upon retirement eligibility, is being recognized over the vesting term of the grant, even though the service period after retirement eligibility is not considered to be a substantive vesting requirement. The impact of this change was not significant.

All employees may receive stock option grants. Except for stock options awarded to two executive officers at the time they joined Pfizer, no stock options were awarded to senior and key management in 2006. In virtually all instances, stock options granted since 2005 vest after three years of continuous service from the grant date and have a contractual term of ten years. In all cases, even for stock options that are subject to accelerated vesting upon voluntary retirement, stock options must be held for at least one year from grant date before any vesting may occur. In the event of a divestiture or restructuring, options held by employees are immediately vested and are exercisable from three months to their remaining term, depending on various conditions.

The fair value of each stock option grant is estimated on the grant date using, for virtually all grants, the Black-Scholes-Merton option-pricing model, which incorporates a number of valuation assumptions noted in the following table, shown at their weighted-average values:

	YEAR ENDED DECEMBER 31,		
	2006	2007	2008
Expected dividend yield ^(a)	5.54%	4.49%	3.65%
Risk-free interest rate ^(b)	2.96%	4.69%	4.59%
Expected stock price volatility ^(c)	27.21%	21.28%	24.47%
Expected term ^(d) (years)	6.75	5.75	6.00

^(a) Determined using a constant dividend yield during the expected term of the option.

^(b) Determined using the extrapolated yield on U.S. Treasury zero-coupon issues.

^(c) Determined using implied volatility, after consideration of historical volatility.

^(d) Determined using historical exercise and post-vesting termination patterns.

The following table summarizes all stock option activity during 2008, 2007 and 2006:

	SHARES (THOUSANDS)	WEIGHTED-AVERAGE EXERCISE PRICE PER SHARE	WEIGHTED-AVERAGE REMAINING CONTRACTUAL TERM (YEARS)	AGGREGATE INTRINSIC VALUE ^(a) (\$ MILLIONS)
Outstanding, January 1, 2006	627,404	\$33.51		
Granted	69,300	26.20		
Exercised	(38,953)	16.09		
Forfeited	(9,370)	39.01		
Cancelled	(63,591)	32.51		
Outstanding, December 31, 2006	584,790	33.96		
Granted	51,215	25.84		
Exercised	(27,391)	19.88		
Forfeited	(8,152)	28.00		
Cancelled	(77,257)	34.47		
Outstanding, December 31, 2007	523,205	33.93		
Granted	49,522	22.49		
Exercised	(1,724)	16.61		
Forfeited	(7,648)	29.55		
Cancelled	(74,301)	34.16		
Outstanding, December 31, 2008	489,054	32.91	4.6	\$—
Vested and expected to vest ^(b) , December 31, 2008	482,340	33.02	4.6	\$—
Exercisable, December 31, 2008	347,164	36.16	3.2	\$—

^(a) Market price of underlying Pfizer common stock less exercise price.

^(b) The number of options expected to vest takes into account an estimate of expected forfeitures.

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

The following table provides data related to all stock option activity:

(MILLIONS OF DOLLARS, EXCEPT PER STOCK OPTION AMOUNTS AND YEARS)	YEAR ENDED DECEMBER 31,		
	2008	2007	2006
Weighted-average grant date fair value per stock option	\$ 3.30	\$ 4.11	\$ 5.42
Aggregate intrinsic value on exercise	\$ 9	\$ 173	\$ 380
Cash received upon exercise	\$ 29	\$ 532	\$ 622
Tax benefits realized related to exercise	\$ 3	\$ 54	\$ 114
Total compensation cost related to nonvested stock options not yet recognized, pre-tax	\$ 189	\$ 216	\$ 330
Weighted-average period in years over which stock option compensation cost is expected to be recognized	1.1	1.2	1.1

C. Restricted Stock Units

RSUs, which entitle the holder to receive, at the end of a vesting term, a specified number of shares of Pfizer common stock, including shares resulting from dividend equivalents paid on such RSUs, are accounted for at fair value at the date of grant. For RSUs granted in 2008 and 2007, in virtually all instances, the units vest after three years of continuous service from the grant date and the fair values are amortized on an even basis over the vesting term into Cost of sales, Selling, informational and administrative expenses and Research and development expenses, as appropriate. For RSUs granted in 2006, the units vest in substantially equal portions each year over five years of continuous service and the fair value related to each year's portion is then amortized evenly into Cost of sales, Selling, informational and administrative expenses and Research and development expenses, as appropriate. For certain members of senior and key management, vesting may occur after three years of continuous service.

The fair value of each RSU grant is estimated on the grant date. For RSUs granted in 2008 and 2007, the fair value is set using the closing price of Pfizer common stock on the date of grant. For RSUs granted in 2006, the fair value is set using the average price of Pfizer common stock on the date of grant.

The following table summarizes all RSU activity during 2008, 2007 and 2006:

	SHARES (THOUSANDS)	WEIGHTED- AVERAGE GRANT DATE FAIR VALUE PER SHARE
Nonvested, January 1, 2008	12,803	\$ 26.89
Granted	12,734	26.15
Vested	(3,573)	27.29
Reinvested dividend equivalents	700	25.42
Forfeited	(2,334)	26.17
Nonvested, December 31, 2008	20,330	26.56
Granted	10,459	25.77
Vested	(5,337)	27.29
Reinvested dividend equivalents	1,018	24.87
Forfeited	(3,534)	26.09
Nonvested, December 31, 2007	22,938	26.37
Granted	11,454	22.35
Vested	(4,559)	26.20
Reinvested dividend equivalents	1,783	19.36
Forfeited	(2,650)	25.30
Nonvested, December 31, 2006	28,964	24.47

The following table provides data related to all RSU activity:

(MILLIONS OF DOLLARS, EXCEPT YEARS)	YEAR ENDED DECEMBER 31,		
	2008	2007	2006
Total fair value of shares vested	\$ 119	\$ 146	\$ 98
Total compensation cost related to nonvested RSU awards not yet recognized, pre-tax	\$ 257	\$ 254	\$ 270
Weighted-average period in years over which RSU cost is expected to be recognized	1.5	2.1	3.8

D. Performance Share Awards (PSAs) and Performance-Contingent Share Awards (PCSAs)

PSAs in 2008, 2007 and 2006, and PCSAs in earlier years, entitle the holder to receive, at the end of a vesting term, a number of shares of our common stock, within a specified range of shares, calculated using a non-discretionary formula that measures our performance relative to an industry peer group. PSAs are accounted for at fair value at the date of grant in the consolidated income statement beginning with grants in 2008. Further, PSAs are generally amortized on an even basis over the vesting term into Cost of

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

sales, Selling, informational and administrative expenses and Research and development expenses, as appropriate. The PCSA grants awarded prior to 2006 are accounted for using the intrinsic value method in the consolidated income statement. Senior and other key members of management may receive PSA and PCSA grants. In most instances, PSA grants vest after three years and PCSA grants vest after five years of continuous service from the grant date. In certain instances, PCSA grants vest over two to four years of continuous service from the grant date. The vesting terms are equal to the contractual terms.

The 2004 Plan limitations on the maximum amount of share-based awards apply to all awards, including PCSA and PSA grants. In 2001, our shareholders approved the 2001 Performance-Contingent Share Award Plan (the 2001 Plan), allowing a maximum of 12.5 million shares to be awarded to all participants. This maximum was applied to awards for performance periods beginning after January 1, 2002 through 2004. The 2004 Plan is the only plan under which share-based awards may be granted in the future.

PSA grants made in 2008, 2007 and 2006 will vest and be paid based on a non-discretionary formula that measures our performance using relative total shareholder return over a performance period relative to an industry peer group. If our minimum performance in the measure is below the threshold level relative to the peer group, then no shares will be paid. PCSA grants made prior to 2006 will vest and be paid based on a non-discretionary formula, which measures our performance using relative total shareholder return and relative change in diluted EPS over a performance period relative to an industry peer group. If our minimum performance in the measures is below the threshold level relative to the peer group, then no shares will be paid.

We measure PSA grants at fair value, using a Monte Carlo simulation model, times the target number of shares. The target number of shares is determined by reference to the fair value of share-based awards to similar employees in the industry peer group. We measure PCSA grants at intrinsic value whereby the probable award was allocated over the term of the award, then the resultant shares are adjusted to the fair value of our common stock at each accounting period until the date of payment.

The weighted average assumptions used in the valuation of PSAs are as follows:

	YEAR ENDED DECEMBER 31,		
	2008	2007	2006
Risk-free interest rate	2.06%	4.68%	4.70%
Expected Pfizer stock price volatility	27.21%	21.28%	24.47%
Average peer stock price volatility	32.13%	18.85%	23.34%
Contractual term in years	3	3	3

The following table summarizes all PSA and PCSA activity during 2008, 2007 and 2006, with the shares granted representing the maximum award that could be achieved:

	SHARES (THOUSANDS)	WEIGHTED- AVERAGE GRANT DATE FAIR VALUE PER SHARE
Nonvested, January 1, 2008	15,979	\$23.32
Granted	1,728	34.84
Vested	(1,563)	26.20
Forfeited ^(A)	(2,388)	26.11
Nonvested, December 31, 2008	13,736	26.78
Granted	1,163	28.80
Vested	(1,768)	25.87
Forfeited ^(A)	(5,166)	26.44
Modifications ^(B)	2,192	26.66
Nonvested, December 31, 2007	10,157	24.76
Granted	1,529	30.93
Vested	(657)	22.55
Forfeited ^(A)	(3,591)	23.06
Modifications ^(B)	454	17.55
Nonvested, December 31, 2006	7,892	23.52

^(A)Forfeited includes all in 2008 and 2007, and 345 thousand shares in 2006 that were forfeited by retirees. At the discretion of the Compensation Committee of our Board of Directors, \$9 million in 2006 was paid in cash to such retirees, which was equivalent to the fair value of the forfeited shares pro rated for the portion of the performance period that was completed prior to retirement.

^(B)Modifications includes pro-ration of the awards for service to the date of termination for 15 former employees in 2008 and 34 employees and former employees in 2007. The modifications were made at the discretion of the Senior Vice President of Worldwide Human Resources, or her designee, for 2008, and the Board of Directors, the Executive Leadership Team or the Chairman and Chief Executive Officer for 2007. There was no incremental cost related to the modifications.

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

The following table provides data related to all PSA and PCSA activity:

(MILLIONS OF DOLLARS, EXCEPT YEARS)	FOR YEAR ENDED DECEMBER 31,		
	2008	2007	2006
Total intrinsic value of vested PCSA shares	\$ 15	\$ 46	\$ 51
Total compensation cost related to nonvested PSA grants not yet recognized, pre-tax	\$ 20	\$ 15	\$ 10
Weighted-average period in years over which PSA cost is expected to be recognized	2	2	2

We entered into forward-purchase contracts that partially offset the potential impact on net income of our obligation under the pre-2006 PCSAs. At settlement date, we would, at the option of the counterparty to each of the contracts, either receive our own stock or settle the contracts for cash. We had contracts for approximately 3 million shares of our stock at a per-share price of \$33.85 outstanding as of December 31, 2006. The contracts matured early in 2007. Changes in the fair value of these contracts were reported in Other (income)/deductions – net.

E. Stock Appreciation Rights (SARs)

SARs are awarded to senior and key management. SARs entitle the holders to receive, two years after the end of a vesting term, a number of shares of our common stock with a value equal to the difference between the defined settlement price and the grant price, plus the dividends accumulated during a five-year term. The settlement price is the average closing price of Pfizer common stock during the 20 trading days ending on the fifth anniversary of the grant; the grant price is the closing price of Pfizer common stock on the date of the grant.

The SARs are automatically settled on the fifth anniversary of the grant but vest on the third anniversary of the grant, after which time there is no longer a risk of forfeiture. SARs are accounted for at fair value at the date of grant in the consolidated income statement and generally amortized on an even basis over the vesting term into Cost of sales, Selling, informational and administrative expenses and Research and development expenses, as appropriate.

We calculate the fair value by using a Monte Carlo simulation model, using weighted-average assumptions similar to those used in the valuation of stock options, except using the risk-free rate of 2.77% and contractual five years as the expected term.

The following summarizes all SARs activity during 2008:

	SHARES (THOUSANDS)	WEIGHTED-AVERAGE GRANT DATE VALUE PER SHARE
Nonvested, January 1, 2008	—	\$ —
Granted	3,040	22.50
Vested	(35)	22.55
Forfeited	(249)	22.55
Nonvested, December 31, 2008	2,756	22.49

The following table provides data related to all SARs activity:

(MILLIONS OF DOLLARS, EXCEPT PER SARs AMOUNTS AND YEARS)	YEAR ENDED DECEMBER 31,	
	2008	2007
Weighted-average grant date fair value per SARs	\$5.54	\$5.54
Total compensation cost related to nonvested SARs grants not yet recognized, pre-tax	\$ 9	\$ 9
Weighted-average period in years over which SARs cost is expected to be recognized	2.2	2.2

F. Restricted Stock

Restricted stock grants, which entitle the holder to receive, at the end of a vesting term, a specified number of shares of our common stock, and which also entitle the holder to receive dividends paid on such grants, are accounted for at fair value at the date of grant.

Senior and key members of management received restricted stock awards prior to 2005. In most instances, restricted stock grants vest after three years of continuous service from the grant date. The vesting terms are equal to the contractual terms. These awards have not been significant.

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

16. Earnings per Common Share

Basic and diluted EPS were computed using the following common share data:

(MILLIONS OF DOLLARS)	YEAR ENDED DECEMBER 31,		
	2008	2007	2006
EPS Numerator—Basic:			
Income from continuing operations	\$ 8,026	\$ 8,213	\$ 11,024
Less: Preferred stock dividends—net of tax	3	4	5
Income available to common shareholders from continuing operations	8,023	8,209	11,019
Discontinued operations:			
Income(loss) from discontinued operations—net of tax	(2)	(3)	433
Gains(losses) on sales of discontinued operations—net of tax	80	(66)	7,880
Discontinued operations—net of tax	78	(69)	8,313
Net income available to common shareholders	\$ 8,101	\$ 8,140	\$ 19,332
EPS Denominator—Basic:			
Weighted-average number of common shares outstanding	6,727	6,917	7,242
EPS Numerator—Diluted:			
Income from continuing operations	\$ 8,026	\$ 8,213	\$ 11,024
Less: ESOP contribution—net of tax	—	2	3
Income available to common shareholders from continuing operations	8,026	8,211	11,021
Discontinued operations:			
Income(loss) from discontinued operations—net of tax	(2)	(3)	433
Gains(losses) on sales of discontinued operations—net of tax	80	(66)	7,880
Discontinued operations—net of tax	78	(69)	8,313
Net income available to common shareholders	\$ 8,104	\$ 8,142	\$ 19,334
EPS Denominator—Diluted:			
Weighted-average number of common shares outstanding	6,727	6,917	7,242
Common-share equivalents—stock options, stock issuable under employee compensation plans and convertible preferred stock	23	22	32
Weighted-average number of common shares outstanding and common-share equivalents	6,750	6,939	7,274
Stock options that had an exercise price greater than the average market price of our common stock issuable under employee compensation plans ^(a)	489	514	552

^(a)These common stock equivalents were outstanding during 2008, 2007 and 2006, but were not included in the computation of diluted EPS for those years because their inclusion would have had an anti-dilutive effect.

17. Lease Commitments

We lease properties and equipment for use in our operations. In addition to rent, the leases may require us to pay directly for taxes, insurance, maintenance and other operating expenses, or to pay higher rent when operating expenses increase. Rental expense, net of sublease income, was \$370 million in 2008, \$398 million in 2007 and \$420 million in 2006. This table shows future minimum rental commitments under noncancelable operating leases as of December 31 for the following years:

(MILLIONS OF DOLLARS)	2009	2010	2011	2012	2013	AFTER 2013
Lease commitments	\$ 205	\$ 172	\$ 121	\$ 96	\$ 85	\$ 854

18. Insurance

Our insurance coverage reflects market conditions (including cost and availability) existing at the time it is written, and our decision to obtain insurance coverage or to self-insure varies accordingly. Depending upon the cost and availability of insurance and the nature of the risk involved, the amount of self-insurance may be significant. The cost and availability of coverage have resulted in our decision to self-insure certain exposures, including product liability. If we incur substantial liabilities that are not covered by insurance or substantially exceed insurance coverage and that are in excess of existing accruals, there could be a material adverse effect on our results of operations in any particular period (see Note 19, Legal Proceedings and Contingencies).

Notes to Consolidated Financial Statements
Pfizer Inc and Subsidiary Companies

19. Legal Proceedings and Contingencies

We and certain of our subsidiaries are involved in various patent, product liability, consumer, commercial, securities, environmental and tax litigations and claims; government investigations; and other legal proceedings that arise from time to time in the ordinary course of our business. We do not believe any of them will have a material adverse effect on our financial position.

Beginning in 2007 upon the adoption of a new accounting standard, we record accruals for income tax contingencies to the extent that we conclude that a tax position is not sustainable under a "more-likely-than-not" standard and we record our estimate of the potential tax benefits in one tax jurisdiction that could result from the payment of income taxes in another tax jurisdiction when we conclude that the potential recovery is more likely than not. (See Note 1B. Significant Accounting Policies: New Accounting Standards and Note 7E. Taxes on Income: Tax Contingencies.) We record accruals for all other contingencies to the extent that we conclude their occurrence is probable and the related damages are estimable, and we record anticipated recoveries under existing insurance contracts when assured of recovery. If a range of liability is probable and estimable and some amount within the range appears to be a better estimate than any other amount within the range, we accrue that amount. If a range of liability is probable and estimable and no amount within the range appears to be a better estimate than any other amount within the range, we accrue the minimum of such probable range. Many claims involve highly complex issues relating to causation, label warnings, scientific evidence, actual damages and other matters. Often these issues are subject to substantial uncertainties and, therefore, the probability of loss and an estimation of damages are difficult to ascertain. Consequently, we cannot reasonably estimate the maximum potential exposure or the range of possible loss in excess of amounts accrued for these contingencies. These assessments can involve a series of complex judgments about future events and can rely heavily on estimates and assumptions (see Note 1C. Significant Accounting Policies: Estimates and Assumptions). Our assessments are based on estimates and assumptions that have been deemed reasonable by management. Litigation is inherently unpredictable, and excessive verdicts do occur. Although we believe we have substantial defenses in these matters, we could in the future incur judgments or enter into settlements of claims that could have a material adverse effect on our results of operations in any particular period.

Patent claims include challenges to the coverage and/or validity of our patents on various products or processes. Although we believe we have substantial defenses to these challenges with respect to all our material patents, there can be no assurance as to the outcome of these matters, and a loss in any of these cases could result in a loss of patent protection for the drug at issue, which could lead to a significant loss of sales of that drug and could materially affect future results of operations.

Among the principal matters pending to which we are a party are the following:

A. Patent Matters

We are involved in a number of suits relating to our patents, most of which involve claims by generic drug manufacturers that patents covering our products, processes or dosage forms are invalid and/or do not cover the product of the generic manufacturer. Challenges have been made by generic manufacturers to patents covering, among other products, Lipitor (atorvastatin), Norvasc (amlodipine), Celebrex (celecoxib), Detrol and Detrol LA (tolterodine), Vioxx (rofecoxib) and Avicort (ciclesonide hydrochloride). Also, counterclaims as well as various independent actions have been filed claiming that our assertions of, or attempts to enforce, our patent rights with respect to certain products constitute unfair competition and/or violations of the antitrust laws. In addition to the challenges to the U.S. patents on a number of our products that are discussed below, we note that the patent rights to certain of our products, including without limitation Lipitor and Celebrex, are being challenged in various other countries.

Lipitor (atorvastatin)

In April 2007, Teva Pharmaceuticals USA, Inc. (Teva) notified us that it had filed an abbreviated new drug application with the FDA seeking approval to market a generic version of Lipitor. Teva asserts the invalidity of our patent covering the enantiomer form of atorvastatin, which (including the six-month pediatric exclusivity period) expires in June 2011, and the non-infringement of certain later-expiring patents. Teva is not challenging our basic patent, which (including the six-month pediatric exclusivity period) expires in March 2010. In June 2007, we filed suit against Teva in the U.S. District Court for the District of Delaware asserting the validity and infringement of the enantiomer patent.

In November 2008, Apotex Inc. (Apotex) notified us that it had filed an abbreviated new drug application with the FDA seeking approval to market a generic version of Lipitor. Apotex asserts the invalidity of our enantiomer patent and the non-infringement of certain later-expiring patents. Apotex is not challenging our basic patent. In December 2008, we filed suit against Apotex in the U.S. District Court for the District of Delaware and the U.S. District Court for the Northern District of Illinois asserting the validity and infringement of the enantiomer patent.

In January 2007, we filed a reissue application with the U.S. Patent and Trademark Office (the Patent Office) seeking to correct a technical defect in our enantiomer patent. In January 2009, the Patent Office accepted our application for reissue of the enantiomer patent and issued a Notice of Allowance. Certain formalities must be completed before the reissue patent will be granted. The reissued patent will have the same force and effect and same June 2011 expiration date (including the six-month pediatric exclusivity period) as the original enantiomer patent.

In July 2008, we entered into an agreement to settle our litigation with Apotex with respect to certain of our patents for Lipitor in Canada, subject to certain conditions. Those conditions have been satisfied, and that litigation has been settled. The settlement does not apply to the aforementioned litigation against Apotex with respect to our Lipitor enantiomer patent in the U.S., which remains pending.

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

Norvasc (amlodipine)

Certain generic manufacturers are seeking to market their own generic amlodipine products in Canada and are challenging our Norvasc patent in that country, which expires in August 2010. In April 2008, the Canadian Federal Court in Toronto upheld the validity of our Norvasc patent in our action against Pharmascience Inc. (Pharmascience) and issued an order preventing approval of Pharmascience's generic product containing amlodipine besylate, which is the salt form used in Norvasc, until the expiration of our patent in August 2010. In May 2008, Pharmascience appealed the decision to the Federal Court of Appeal of Canada. In September 2008, Dr. Reddy's Laboratories Limited (Dr. Reddy's) filed an application with Health Canada also seeking to market a generic product containing amlodipine besylate, and in October 2008 we filed an action in the Canadian Federal Court in Toronto seeking to prevent approval of Dr. Reddy's generic product.

In addition, in February and April 2008, respectively, Pharmascience and Apotex notified us that they are alleging the non-infringement of our Norvasc patent in connection with their applications with Health Canada seeking to market in Canada products containing amlodipine salt forms that are different from amlodipine besylate. In April and June 2008, respectively, we filed actions against Pharmascience and Apotex in the Canadian Federal Court in Toronto asserting the infringement of our Norvasc patent.

Celebrex (celecoxib)

In March 2008, Mylan Pharmaceuticals, Inc. (Mylan) notified us that it had filed an abbreviated new drug application with the FDA challenging our patent for Celebrex covering use in the treatment of inflammation, which expires in December 2015. Mylan is seeking to market a product containing celecoxib upon the expiration in May 2014 of our two main patents covering the active ingredient and a pharmaceutical composition thereof.

In April 2008, Teva notified us that it had filed an amendment to its previously filed abbreviated new drug application with the FDA with respect to the 50 mg dose of Celebrex challenging our patent for Celebrex covering use in the treatment of inflammation. Teva is seeking to market a 50 mg product containing celecoxib upon the expiration of our two main patents in May 2014.

Neurontin (gabapentin)

In August 2005, the U.S. District Court for the District of New Jersey held that the generic gabapentin (Neurontin) products of a number of generic manufacturers did not infringe our gabapentin l-valactam patent, which expires in 2017, and it granted summary judgment in their favor. Several generic manufacturers launched their gabapentin products in 2004 and 2005. In September 2007, the U.S. Court of Appeals for the Federal Circuit reversed the District Court's summary judgment decision and remanded the case to the District Court for trial on the patent-infringement issue. If successful at trial, we intend to seek compensation from the generic manufacturers for damages resulting from their at-risk launches of generic gabapentin.

Detrol (tolterodine)

In March 2004, we brought a patent infringement suit in the U.S. District Court for the District of New Jersey against Teva, which had filed an abbreviated new drug application with the FDA seeking approval to market a generic version of Detrol. In January 2007, Teva withdrew its challenge to our patent, and the patent infringement suit was dismissed. At about the same time in January 2007, Ivax Pharmaceuticals, Inc. (Ivax), a wholly owned subsidiary of Teva, amended its previously filed abbreviated new drug application for tolterodine to challenge our basic patent for Detrol, and we brought a patent infringement action against Ivax in the U.S. District Court for the District of New Jersey. The basic patent (including the six-month pediatric exclusivity period) expires in September 2012.

Detrol LA (tolterodine)

In October 2007 and January 2008, respectively, Teva and Impax Laboratories, Inc. notified us that they had filed abbreviated new drug applications with the FDA challenging on various grounds four patents relating to Detrol LA, an extended-release formulation of Detrol (tolterodine), and seeking approval to market their generic versions of Detrol LA. We filed suit against each of them in the U.S. District Court for the Southern District of New York asserting the infringement of three of the patents relating to Detrol LA, which (including the six-month pediatric exclusivity period) expire between 2012 (the basic patent) and 2020. Each of these actions subsequently was transferred to the U.S. District Court for the District of New Jersey.

In March 2008, Sandoz Inc., a division of Novartis AG (Sandoz), also notified us that it had filed an abbreviated new drug application with the FDA seeking approval to market a generic version of Detrol LA. Sandoz is challenging three later-expiring patents, which (including the six-month pediatric exclusivity period) expire in 2020, but not our basic patent.

Vfend (voriconazole)

In July 2008, Matrix Laboratories Ltd. notified us that it had filed an abbreviated new drug application with the FDA challenging on various grounds four of our patents relating to Vfend, which expire between 2009 and 2016, and seeking approval to market a generic version of Vfend.

In November 2006, Sandoz notified us that it had filed an abbreviated new drug application with the FDA challenging on various grounds two of our patents relating to Vfend, which expire in 2016 and 2018, and seeking approval to market a generic version of Vfend for intravenous use.

Aricept (donepezil hydrochloride)

In October 2005, Teva notified Eisai Co., Ltd. (Eisai) that Teva had filed an abbreviated new drug application with the FDA challenging on various grounds Eisai's U.S. basic patent for Aricept, which expires in November 2010, and seeking approval to market a generic version of Aricept. In December 2005, Eisai filed suit against Teva in the U.S. District Court for the District of New Jersey asserting infringement of that patent. While Teva has received final approval from the FDA for its generic product, it is subject to a preliminary injunction prohibiting the marketing of its product pending the outcome of Eisai's patent infringement action. We co-promote Aricept with Eisai in the U.S. but are not a party to Eisai's patent infringement action.

Notes to Consolidated Financial StatementsPfizer Inc and Subsidiary Companies

B. Product Litigation

Like other pharmaceutical companies, we are defendants in numerous product liability cases, including but not limited to those discussed below, in which the plaintiffs seek relief for personal injuries and other purported damages allegedly caused by our drugs and other products.

Asbestos• **Quigley**

Quigley Company, Inc. (Quigley), a wholly owned subsidiary, was acquired by Pfizer in 1968 and sold small amounts of products containing asbestos until the early 1970s. In September 2004, Pfizer and Quigley took steps that were intended to resolve all pending and future claims against Pfizer and Quigley in which the claimants allege personal injury from exposure to Quigley products containing asbestos, silica or mixed dust. We recorded a charge of \$369 million before-tax (\$229 million after-tax) in the third quarter of 2004 in connection with these matters.

In September 2004, Quigley filed a petition in the U.S. Bankruptcy Court for the Southern District of New York seeking reorganization under Chapter 11 of the U.S. Bankruptcy Code. In March 2006, Quigley filed a reorganization plan in the Bankruptcy Court that needed the approval of both the Bankruptcy Court and the U.S. District Court for the Southern District of New York after receipt of the vote of 75% of the claimants. In connection with that filing, Pfizer entered into settlement agreements with lawyers representing more than 80% of the individuals with claims related to Quigley products against Quigley and Pfizer. The agreements provide for a total of \$430 million in payments, of which \$215 million became due in December 2005 and is being paid to claimants upon receipt by the Company of certain required documentation from each of the claimants. The reorganization plan provided for the establishment of a Trust (the Trust) for the payment of all remaining pending claims as well as any future claims alleging injury from exposure to Quigley products.

As certified by the balloting agent in May 2006, more than 75% of Quigley's claimants holding claims that represented more than two-thirds in value of claims against Quigley voted to accept Quigley's plan of reorganization. In August 2006, in reviewing the voting tabulation methodology, the Bankruptcy Court ruled that certain votes that accepted the plan were not predicated upon the actual value of the claim. As a result, the reorganization plan was not accepted.

In June 2007, Quigley filed an amended plan of reorganization that is intended to address the Bankruptcy Court's concerns regarding the voting tabulation methodology. In February 2008, the Bankruptcy Court authorized Quigley to solicit its amended reorganization plan for acceptance by claimants. According to the official report filed with the court by the balloting agent in July 2008, the requisite number of votes was cast in favor of the amended plan of reorganization. The Bankruptcy Court has scheduled a confirmation hearing to be held sometime after March 16, 2009 at which it will consider any objections to the plan's confirmation and determine whether to approve the plan. If approved by the claimants and the courts, the amended reorganization plan will result in a permanent injunction directing all pending and future claims alleging personal injury from exposure to Quigley products to the Trust.

Under the amended reorganization plan (as under the original reorganization plan), Pfizer will contribute to the Trust \$405 million through a note as well as approximately \$100 million in cash and insurance, and will forgive a \$30 million secured loan to Quigley. In addition, Pfizer entered into an agreement with the representative of future claimants that provides for the contribution to the Trust of an additional amount with a present value of \$88.4 million.

In a separately negotiated transaction with an insurance company in August 2004, we agreed to a settlement related to certain insurance coverage which provides for payments to us over a ten-year period of amounts totaling \$405 million.

• **Other Matters**

Between 1967 and 1982, Warner-Lambert owned American Optical Corporation, which manufactured and sold respiratory protective devices and asbestos safety clothing. In connection with the sale of American Optical in 1982, Warner-Lambert agreed to indemnify the purchaser for certain liabilities, including certain asbestos-related and other claims. As of December 31, 2008, approximately 104,000 claims naming American Optical and numerous other defendants were pending in various federal and state courts seeking damages for alleged personal injury from exposure to asbestos and other allegedly hazardous materials. We are actively engaged in the defense of, and will continue to explore various means to resolve, these claims. Several of the insurance carriers that provided coverage for the American Optical asbestos and other allegedly hazardous materials claims have denied coverage. We believe that these carriers' position is without merit and are pursuing legal proceedings against such carriers.

Numerous lawsuits are pending against Pfizer in various federal and state courts seeking damages for alleged personal injury from exposure to products containing asbestos and other allegedly hazardous materials sold by Gibsonburg Lime Products Company (Gibsonburg). Gibsonburg was acquired by Pfizer in the 1960s and sold small amounts of products containing asbestos until the early 1970s.

There also is a small number of lawsuits pending in various federal and state courts seeking damages for alleged exposure to asbestos in facilities owned or formerly owned by Pfizer or its subsidiaries.

Notes to Consolidated Financial StatementsPfizer Inc and Subsidiary Companies

Celebrex and Bextra• **Product Liability and Consumer Actions**

Product liability suits, including purported class actions, were filed against Pfizer in various U.S. federal and state courts and in certain other countries alleging personal injury as a result of the use of Celebrex and/or Bextra. In addition, purported class actions were filed against Pfizer in various U.S. federal and state courts and in certain other countries alleging consumer fraud as a result of alleged false advertising of Celebrex and Bextra and the withholding of information from the public regarding the alleged safety risks associated with Celebrex and Bextra. Subsequently, all of the U.S. federal product liability and consumer fraud actions were transferred for consolidated pre-trial proceedings to a Multi-District Litigation (*In re Celebrex and Bextra Marketing, Sales Practices and Product Liability Litigation* MDL-1699) in the U.S. District Court for the Northern District of California.

On October 17, 2006, the Company announced that it had reached agreements in principle to settle the pending U.S. consumer fraud purported class action cases and more than 90% of the known U.S. personal injury claims. The proposed settlements of the pending U.S. consumer fraud purported class action cases are subject to approval by the appropriate courts.

In connection with these agreements in principle, the Company recorded pre-tax charges in the third quarter of 2006 of approximately \$745 million for all known U.S. personal injury claims and approximately \$89 million for the pending U.S. consumer fraud purported class action cases. We believe that the charges of approximately \$745 million will be sufficient to resolve all known U.S. personal injury claims, including those not being settled at this time. However, additional charges may have to be taken in the future in connection with certain pending claims and unknown claims relating to Celebrex and Bextra.

The Company believes that it has insurance coverage for a portion of the proposed personal injury settlements and is seeking to recover payments to which it believes it is entitled under the applicable insurance policies.

The agreements in principle and the charges do not apply to the other actions relating to Celebrex and Bextra discussed immediately below.

• **Securities, Fiduciary Duty and ERISA Actions**

Beginning in late 2004, actions, including purported class and shareholder derivative actions, have been filed in various federal and state courts against Pfizer, Pharmacia Corporation (Pharmacia) and certain current and former officers, directors and employees of Pfizer and Pharmacia. These actions include: (i) purported class actions alleging that Pfizer and certain current and former officers of Pfizer violated federal securities laws by misrepresenting the safety of Celebrex and Bextra; (ii) purported shareholder derivative actions alleging that certain of Pfizer's current and former officers and directors breached fiduciary duties by causing Pfizer to misrepresent the safety of Celebrex and, in certain of the cases, Bextra; and (iii) purported class actions filed by persons who claim to be participants in the Pfizer or Pharmacia Savings Plan alleging that Pfizer and certain current and former officers, directors and employees of Pfizer or, where applicable, Pharmacia and certain former officers, directors and employees of Pharmacia, violated certain provisions of the Employee Retirement Income Security Act of 1974 (ERISA) by selecting and maintaining Pfizer stock as an investment alternative when it allegedly no longer was a suitable or prudent investment option. In June 2005, the federal securities, fiduciary duty and ERISA actions were transferred for consolidated pre-trial proceedings to a Multi-District Litigation (*In re Pfizer Inc. Securities, Derivative and "ERISA" Litigation* MDL-1688) in the U.S. District Court for the Southern District of New York.

In July 2007, the purported federal shareholder derivative action alleging breach of fiduciary duty was dismissed with prejudice by the court in the Multi-District Litigation. The plaintiffs appealed the decision to the U.S. Court of Appeals for the Second Circuit and, in January 2009, the Second Circuit affirmed the dismissal order. In March 2008, the purported shareholder derivative action in the Supreme Court of the State of New York, New York County, alleging breach of fiduciary duty also was dismissed with prejudice. In April 2008, the plaintiff filed a notice of appeal with the Appellate Division of the Supreme Court of the State of New York, First Department.

• **Securities Action in New Jersey**

In 2003, several purported class action complaints were filed in the U.S. District Court for the District of New Jersey against Pharmacia, Pfizer and certain former officers of Pharmacia. The complaints allege that the defendants violated federal securities laws by misrepresenting the data from a study concerning the gastrointestinal effects of Celebrex. These cases were consolidated for pre-trial proceedings in the District of New Jersey (*Alaska Electrical Pension Fund et al. v. Pharmacia Corporation et al.*). In January 2007, the court certified a class consisting of all persons who purchased Pharmacia securities from April 17, 2000 through February 5, 2001 and were damaged as a result of the decline in the price of Pharmacia's securities allegedly attributable to the misrepresentations. Plaintiffs seek damages in an unspecified amount. In October 2007, the court granted defendants' motion for summary judgment and dismissed the plaintiffs' claims. In November 2007, the plaintiffs appealed the decision to the U.S. Court of Appeals for the Third Circuit. On January 30, 2009, the Third Circuit vacated the District Court's grant of summary judgment in favor of defendants and remanded the case to the District Court for further proceedings. The Third Circuit also held that the District Court erred in determining that the class period ended on February 5, 2001, and directed that the class period end on August 5, 2001.

Trovan

In May 2007, the Attorney General of the Federation of Nigeria filed civil and criminal actions in the Federal High Court in Abuja against Pfizer, one of our Nigerian subsidiaries, and several current and former U.S. and Nigerian employees, including a current Pfizer director. Also in May 2007, the Attorney General of the State of Kano, Nigeria, filed substantially similar civil and criminal actions in the High Court of Kano State against substantially the same group of defendants. The federal civil action was voluntarily withdrawn by the federal authorities in July 2007, and a new federal civil complaint seeking substantially similar damages against substantially the same group of defendants was filed shortly thereafter.

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

All of these actions arise out of a 1996 pediatric clinical study of Trovan, an antibiotic then in late-stage development, that was conducted during a severe meningitis epidemic in Kano. The actions allege, among other things, that the study was conducted without proper government authorization and without the informed consent of the parents or guardians of the study participants and that it resulted in injury or death to a number of study participants. In the civil actions, the federal government is seeking more than \$6 billion in damages and the Kano state government is seeking \$2.075 billion in damages for, among other things, the costs incurred to provide treatment, compensation and support for the alleged victims and their families; the costs of unrelated health initiatives that failed, allegedly due to societal misgivings attributable to the Trovan study; and general damages. We believe that we have strong defenses in these actions.

The 1996 Trovan clinical study also has been the subject of two civil lawsuits filed against Pfizer in the U.S. District Court for the Southern District of New York on behalf of the study participants. Both of these actions assert that Pfizer violated the federal Alien Tort Statute, and one of the actions also asserts that Pfizer violated the Connecticut Unfair Trade Practices Act and the Connecticut Products Liability Act, in connection with the 1996 Trovan clinical study. The District Court dismissed both cases in 2005, and the plaintiffs appealed the decisions to the U.S. Court of Appeals for the Second Circuit. In January 2009, the Second Circuit reversed the District Court's dismissal of both actions, and remanded them to the District Court for further proceedings, on the ground that the District Court erred in holding that it did not have subject matter jurisdiction over the plaintiffs' claims under the Alien Tort Statute.

Hormone-Replacement Therapy

Pfizer and certain wholly owned subsidiaries and limited liability companies, along with several other pharmaceutical manufacturers, have been named as defendants in a number of lawsuits in various federal and state courts alleging personal injury resulting from the use of certain estrogen and progestin medications prescribed for women to treat the symptoms of menopause. Plaintiffs in these suits allege a variety of personal injuries, including breast cancer, stroke and heart disease. Certain co-defendants in some of these actions have asserted indemnification rights against Pfizer and its affiliated companies. The cases against Pfizer and its affiliated companies involve the products fembit (which Pfizer divested in 2003), Activella and Vagifem (which are Novo Nordisk products that were marketed by a Pfizer affiliate from 2000 to 2004), and Provera, Ogen, Depo-Estradiol, Estwing and generic MPA, all of which remain approved by the FDA for use in the treatment of menopause. The federal cases have been transferred for consolidated pre-trial proceedings to a Multi-District Litigation (*In re Prempro Products Liability Litigation* MDL-1507) in the U.S. District Court for the Eastern District of Arkansas.

This litigation originally included both individual actions as well as various purported nationwide and statewide class actions. However, as a result of the voluntary dismissal of certain purported class actions and the withdrawal of the class action allegations by the plaintiffs in certain other actions, this litigation now consists of individual actions and a few purported statewide class actions.

In November 2006, the State of Nevada filed an action against Pfizer, Pharmacia & Upjohn Company and Wyeth in state court in Nevada alleging that they had engaged in deceptive marketing of their respective hormone replacement therapy medications in Nevada in violation of the Nevada Deceptive Trade Practices Act. In January 2009, the action was removed to the U.S. District Court for the District of Nevada. The action seeks monetary relief, including civil penalties and treble damages.

Viagra

A number of lawsuits, including purported class actions, have been filed against us in various federal and state courts alleging that Viagra causes certain types of visual injuries. The plaintiffs in the purported class actions seek to represent nationwide and certain statewide classes of Viagra users. All of the actions seek damages for personal injury, and the purported class actions also seek medical monitoring. In January 2006, the federal cases were transferred for consolidated pre-trial proceedings to a Multi-District Litigation (*In re Viagra Products Liability Litigation* MDL-1724) in the U.S. District Court for the District of Minnesota.

Zoloft

A number of individual lawsuits have been filed against us in various federal and state courts alleging personal injury as a result of the purported ingesting of Zoloft.

Mirapex

A number of individual lawsuits seeking damages have been filed against us and Boehringer Ingelheim Pharmaceuticals, Inc. (BIP) in various U.S. federal and state courts and one purported class action has been filed in Canada alleging that Mirapex, a treatment for Parkinson's disease, causes certain impulse-control disorders. We co-promoted Mirapex with BIP until May 2005 but, as a result of the sale of our interests in this product to BIP, we no longer manufacture or sell Mirapex. In June 2007, all of the U.S. federal cases were transferred for consolidated pre-trial proceedings to a Multi-District Litigation (*In re Mirapex Products Liability Litigation* MDL-1436) in the U.S. District Court for the District of Minnesota. We and BIP have agreed to indemnify each other with respect to portions of certain of the claims in these actions. We and BIP have resolved or are in the process of resolving a majority of the lawsuits pending in the U.S. on terms we consider favorable to the Company.

Neurontin

A number of lawsuits, including purported class actions, have been filed against us in various federal and state courts alleging claims arising from the promotion and sale of Neurontin. The plaintiffs in the purported class actions seek to represent nationwide and certain statewide classes consisting of persons, including individuals, health insurers, employee benefit plans and other third-party payers, who purchased or reimbursed patients for the purchase of Neurontin that allegedly was used for indications other than those included in the product labeling approved by the FDA. In October 2004, many of the suits pending in federal courts, including individual actions as well as purported class actions, were transferred for consolidated pre-trial proceedings to a Multi-District Litigation (*In re Neurontin Marketing, Sales Practices and Product Liability Litigation* MDL-1629) in the U.S. District Court for the District of Massachusetts. Purported class actions also have been filed against us in various Canadian provincial courts alleging claims arising from the promotion and sale of Neurontin and generic gabapentin.

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

In the Multi-District Litigation, in August 2007, the court denied without prejudice plaintiffs' motion to certify a nationwide class of all consumers and third-party payers who allegedly purchased or reimbursed patients for the purchase of Neurontin for "off-label" uses from 1994 through 2004. In December 2007, plaintiffs filed a renewed motion for class certification.

In June 2007, a Pennsylvania state court certified a class of all individuals in Pennsylvania who allegedly purchased Neurontin for "off-label" uses from 1995 to the present. The court subsequently expanded the class to include purchasers of generic gabapentin. However, in February 2009, the court determined that class certification was not appropriate and entered an order decertifying the class. Plaintiffs are seeking certification of statewide classes of Neurontin purchasers in actions pending in California, Illinois, Indiana, Missouri and Oklahoma. State courts in New York and New Mexico have declined to certify statewide classes of Neurontin purchasers.

A number of individual lawsuits have been filed against us in various U.S. federal and state courts and in certain other countries alleging suicide, attempted suicide and other personal injuries as a result of the purported ingesting of Neurontin. Certain of the U.S. federal actions have been transferred for consolidated pre-trial proceedings to the same Multi-District Litigation referred to in the first paragraph of this section.

Lipitor

In March and April 2006, six purported class actions were filed against us in various federal courts alleging claims relating to the promotion of Lipitor. In May 2006, five of the actions were voluntarily dismissed without prejudice, and the plaintiffs in those actions were added as plaintiffs in the remaining action, which had been filed in the U.S. District Court for the Northern District of Illinois. In May 2008, on the Company's uncontested motion, the action was transferred to the U.S. District Court for the Southern District of New York. Plaintiffs, who are third-party payers, allege that, through patient and medical education programs and other actions, the Company promoted Lipitor for use by certain patients contrary to national cholesterol guidelines that plaintiffs claim are a part of the labeled indications for the product. In addition, in an amended complaint, plaintiffs allege that, primarily as the result of the Company's purported failure to fully disclose the risks of alleged side-effects of Lipitor, the prices that plaintiffs paid for Lipitor were higher than they otherwise would have been. The plaintiffs seek to represent nationwide and certain statewide classes consisting of health and welfare funds and other third-party payers that purchased Lipitor or reimbursed patients for the purchase of Lipitor since January 1, 2002. The plaintiffs allege, among other things, fraud, unjust enrichment and a violation of the federal Racketeer Influenced and Corrupt Organizations (RICO) Act and certain state consumer fraud statutes and seek monetary and injunctive relief, including treble damages.

In 2004, a former employee filed a "whistleblower" action against us in the U.S. District Court for the Eastern District of New York. The complaint remained under seal until September 2007, at which time the U.S. Attorney for the Eastern District of New York declined to intervene in the case. We were served with the complaint in December 2007. Plaintiff alleges that, through patient and medical education programs, written materials and other actions aimed at doctors, consumers, payers and investors, the Company promoted Lipitor for use by certain patients contrary to national cholesterol guidelines that plaintiff claims are a part of the labeled indications for the product. Plaintiff alleges violations of the Federal Civil False Claims Act and the false claims acts of certain states and seeks treble damages and civil penalties on behalf of the federal government and the specified states as the result their purchase, or reimbursement of patients for the purchase, of Lipitor allegedly for such "off-label" uses. Plaintiff also seeks compensation as a whistleblower under those federal and state statutes. In addition, plaintiff alleges that he was wrongfully terminated, in violation of the anti-retaliation provisions of the Federal Civil False Claims Act, the Civil Rights Act of 1964 and applicable New York law, for raising concerns about the alleged "off-label" promotion of Lipitor and about alleged instances of sexual harassment in the workplace, and he seeks damages and the reinstatement of his employment.

Chantix/Champix

In August 2008, an individual filed a purported nationwide class action against us in the U.S. District Court for the Southern District of Illinois alleging claims relating to the marketing of Chantix. In November 2008, the action was dismissed without prejudice by the court at the request of the plaintiff.

A number of individual lawsuits have been filed against us in various federal and state courts alleging suicide, attempted suicide and other personal injuries as a result of the purported ingesting of Chantix, as well as economic loss. Plaintiffs in these actions seek compensatory and punitive damages and the disgorgement of profits resulting from the sale of Chantix.

In December 2008, a purported class action was filed against us in the Ontario Superior Court of Justice (Toronto office) on behalf of all individuals and third-party payers in Canada who have purchased and ingested Champix or reimbursed patients for the purchase of Champix. This action asserts claims under Canadian product liability law, including with respect to the safety and efficacy of Champix, and, on behalf of the putative class, seeks monetary relief, including punitive damages.

C. Commercial and Other Matters

Merger Agreement Between Pfizer and Wyeth

In late January and early February 2009, four purported class action complaints were filed by Wyeth shareholders challenging Wyeth's proposed merger with Pfizer. (See Note 21, Subsequent Event.) The actions were filed in federal court in New Jersey and in state courts in New Jersey and Delaware. The complaints in all four actions name as defendants the members of Wyeth's board of directors and Wyeth. The complaints in three of the actions also name Pfizer as a defendant. The plaintiffs allege that (i) each of the members of Wyeth's board of directors breached his or her fiduciary duties to Wyeth and its shareholders by authorizing the sale of Wyeth to Pfizer for what plaintiffs deem "inadequate" consideration; (ii) Wyeth directly breached and/or aided and abetted the other defendants' alleged breaches of fiduciary duties; and (iii) in the three actions in which Pfizer is a defendant, that Pfizer aided and abetted the alleged breaches of fiduciary duties by Wyeth and its directors. The plaintiffs seek, among other things, to enjoin the defendants from consummating the merger on the agreed-upon terms.

Notes to Consolidated Financial StatementsPfizer Inc and Subsidiary Companies

Average Wholesale Price Litigation

A number of states as well as most counties in New York have sued Pharmacia, Pfizer and other pharmaceutical manufacturers alleging that they provided average wholesale price (AWP) information for certain of their products that was higher than the actual prices at which those products were sold. The AWP is used to determine reimbursement levels under Medicare Part B and Medicaid and in many private-sector insurance policies and medical plans. The plaintiffs claim that the alleged spread between the AWP's at which purchasers were reimbursed and the actual sale prices was promoted by the defendants as an incentive to purchase certain of their products. In addition to suing on their own behalf, many of the plaintiff states seek to recover on behalf of individual Medicare Part B co-payers and private-sector insurance companies and medical plans in their states. These various actions generally assert fraud claims as well as claims under state deceptive trade practice laws, and seek monetary and other relief, including civil penalties and treble damages. Several of the suits also allege that Pharmacia and/or Pfizer did not report to the states their best price for certain products under the Medicaid program.

In addition, Pharmacia, Pfizer and other pharmaceutical manufacturers are defendants in a number of purported class action suits in various federal and state courts brought by employee benefit plans and other third-party payers that assert claims similar to those in the state and county actions. These suits allege, among other things, fraud, unfair competition and unfair trade practices and seek monetary and other relief, including civil penalties and treble damages.

All of these state, county and purported class action suits were transferred for consolidated pre-trial proceedings to a Multi-District Litigation (*In re Pharmaceutical Industry Average Wholesale Price Litigation* MDL-1456) in the U.S. District Court for the District of Massachusetts. Certain of the state and private suits have been remanded to their respective state courts. In November 2006, the claims against Pfizer in the Multi-District Litigation were dismissed with prejudice; the claims against Pharmacia are still pending.

In April 2008, the court in the Multi-District Litigation granted preliminary approval with respect to the fairness of a proposed settlement of the claims against 11 defendants, including Pharmacia, for a total of \$125 million. The court has scheduled a hearing in March 2009 to consider final approval of the settlement. If the settlement is approved, Pharmacia's contribution would be immaterial.

Monsanto-Related Matters

In 1997, Monsanto Company (Former Monsanto) contributed certain chemical manufacturing operations and facilities to a newly formed corporation, Solutia Inc. (Solutia), and spun off the shares of Solutia. In 2000, Former Monsanto merged with Pharmacia & Upjohn Company to form Pharmacia Corporation (Pharmacia). Pharmacia then transferred its agricultural operations to a newly created subsidiary, named Monsanto Company (New Monsanto), which it spun off in a two-stage process that was completed in 2002. Pharmacia was acquired by Pfizer in 2003 and is now a wholly owned subsidiary of Pfizer.

In connection with its spin-off that was completed in 2002, New Monsanto assumed, and agreed to indemnify Pharmacia for, any liabilities related to Pharmacia's former agricultural business. New Monsanto is defending and indemnifying Pharmacia for various claims and litigation arising out of, or related to, the agricultural business.

In connection with its spin-off in 1997, Solutia assumed, and agreed to indemnify Pharmacia for, liabilities related to Former Monsanto's chemical businesses. As the result of its reorganization under Chapter 11 of the U.S. Bankruptcy Code, Solutia's indemnification obligations related to Former Monsanto's chemical businesses are limited to sites that Solutia has owned or operated. In addition, in connection with its spinoff that was completed in 2002, New Monsanto assumed, and agreed to indemnify Pharmacia for, any liabilities primarily related to Former Monsanto's chemical businesses, including, but not limited to, any such liabilities that Solutia assumed. Solutia's and New Monsanto's assumption of and agreement to indemnify Pharmacia for these liabilities apply to pending actions and any future actions related to Former Monsanto's chemical businesses in which Pharmacia is named as a defendant, including, without limitation, actions asserting environmental claims, including alleged exposure to polychlorinated biphenyls.

Pharmacia Cash Balance Pension Plan

In 2006, several current and former employees of Pharmacia Corporation filed a purported class action in the U.S. District Court for the Southern District of Illinois against the Pharmacia Cash Balance Pension Plan (the Plan), Pharmacia Corporation, Pharmacia & Upjohn Company and Pfizer Inc. Plaintiffs seek monetary and injunctive relief on behalf of a class consisting of certain current and former participants in the Plan who accrued a benefit in the Monsanto Company Pension Plan prior to its conversion to a cash balance plan in 1997. In January 2002, after various corporate reorganizations, certain of the assets and liabilities of the Monsanto Company Pension Plan were transferred to the Plan. Plaintiffs claim that the Plan violates the age discrimination provisions of the Employee Retirement Income Security Act of 1974 by providing certain credits to such participants only to age 55. This action has been consolidated in the U.S. District Court for the Southern District of Illinois (*Walker, et al., v. The Monsanto Company Pension Plan et al.*) with purported class actions pending in the same court that make largely similar claims against substantially similar cash balance plans sponsored by Monsanto Company and Solutia Inc., two former affiliates of Pharmacia. In May 2008, at the request of the parties, the court issued an order permitting the case to proceed as a class action.

Trade Secrets Action in California

In 2004, Ischemia Research and Education Foundation (IREF) and its chief executive officer brought an action in California Superior Court, Santa Clara County, against a former IREF employee and Pfizer. Plaintiffs allege that defendants conspired to misappropriate certain information from IREF's allegedly proprietary database in order to assist Pfizer in designing and executing a clinical study of a Pfizer drug. In December 2008, the jury returned a verdict for compensatory damages of approximately \$38.7 million. In February 2009, the judge held a hearing on plaintiffs' motions seeking punitive damages (which, under applicable law, may not exceed two times compensatory damages) as well as prejudgment interest from 2002 to the present. We are awaiting rulings on those motions. Separately, we will be filing motions for judgment notwithstanding the verdict and for a new trial.

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

Environmental Matters

In January 2009, we submitted a corrective measures study report to the U.S. Environmental Protection Agency with regard to Pharmacia Corporation's discontinued industrial chemical facility in North Haven, Connecticut.

We are a party to a number of other proceedings brought under the Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act of 1980, as amended (CERCLA or Superfund), and other state, local or foreign laws in which the primary relief sought is the cost of past and/or future remediation.

D. Government Investigations and Requests for Information

Like other pharmaceutical companies, we are subject to extensive regulation by national, state and local government agencies in the U.S., and in the other countries in which we operate. As a result, we have interactions with government agencies on an ongoing basis. Among the investigations and requests for information by government agencies are those discussed below. It is possible that criminal charges and substantial fines and/or civil penalties could result from pending government investigations, including but not limited to those discussed below.

In January 2009, the Company entered into an agreement in principle with the U.S. Department of Justice to resolve the previously reported investigation regarding allegations of past "off-label" promotional practices concerning Bextra as well as certain other open investigations. In connection with the agreement in principle, we recorded a pre-tax and after-tax charge of \$2.3 billion in the fourth quarter of 2008.

The Company has voluntarily provided the Department of Justice and the Securities and Exchange Commission with information concerning potentially improper payments made in connection with certain sales activities outside the U.S. Certain potentially improper payments and other matters are the subject of investigations by government authorities in certain foreign countries, including the following: In Germany, a wholly owned subsidiary of Pfizer is the subject of a civil and criminal investigation with respect to certain tax matters. In Italy, a wholly owned subsidiary of Pfizer is under criminal investigation by various government authorities with respect to gifts and payments allegedly provided to certain doctors operating within Italy's national healthcare system. The Pfizer subsidiaries are fully cooperating in these investigations. In November 2008, final court approval was granted to a plea bargain agreement between the prosecutor in Bari, Italy and a wholly owned subsidiary of Pfizer pursuant to which the subsidiary paid a total of 1.5 million euros, which included a criminal penalty of 80,000 euros, to resolve allegations of improper payments to certain doctors in the Puglia region of Italy, which includes Bari. Criminal investigations by various other government authorities in Italy of alleged improper payments to certain doctors are continuing.

E. Guarantees and Indemnifications

In the ordinary course of business and in connection with the sale of assets and businesses, we often indemnify our counterparties against certain liabilities that may arise in connection with the transaction or related to activities prior to the transaction. These indemnifications typically pertain to environmental, tax, employee and/or product-related matters and patent infringement claims. If the indemnified party were to make a successful claim pursuant to the terms of the indemnification, we would be required to reimburse the loss. These indemnifications are generally subject to threshold amounts, specified claim periods and other restrictions and limitations. Historically, we have not paid significant amounts under these provisions and, as of December 31, 2008, recorded amounts for the estimated fair value of these indemnifications were not significant.

20. Segment, Geographic and Revenue Information

Business Segments

We operate in the following business segments:

• Pharmaceutical

- The Pharmaceutical segment includes products that prevent and treat cardiovascular and metabolic diseases, central nervous system disorders, arthritis and pain, infectious and respiratory diseases, urogenital conditions, cancer, eye diseases and endocrine disorders, among others.

• Animal Health

- The Animal Health segment includes products that prevent and treat diseases in livestock and companion animals.

For our reportable operating segments (i.e., Pharmaceutical and Animal Health), segment profit(loss) is measured based on income from continuing operations before provision for taxes on income and minority interests. Certain costs, such as significant impacts of purchase accounting for acquisitions, acquisition-related costs and costs related to our cost-reduction initiatives and transition activity associated with our former Consumer Healthcare business, are included in Corporate/Other only. This methodology is utilized by management to evaluate our businesses.

Each segment is managed separately and offers different products requiring different marketing and distribution strategies.

We sell our products primarily to customers in the wholesale sector. In 2008, sales to our three largest U.S. wholesaler customers represented approximately 16%, 10% and 10% of total revenues and, collectively, represented approximately 16% of accounts receivable as of December 31, 2008. In 2007, sales to our three largest U.S. wholesaler customers represented approximately 16%, 12% and 10% of total revenues and, collectively, represented approximately 20% of accounts receivable as of December 31, 2007. These sales and related accounts receivable were concentrated in the Pharmaceutical segment.

Revenues exceeded \$500 million in each of 14 countries outside the U.S. in 2008 and in each of 12 countries outside the U.S. in 2007. The U.S. was the only country to contribute more than 10% of total revenues in each year.

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

The following tables present segment, geographic and revenue information:

Segment

(MILLIONS OF DOLLARS)	FOR/AS OF THE YEAR ENDED DECEMBER 31,		
	2008	2007	2006
Revenues			
Pharmaceutical	\$ 44,174	\$ 44,424	\$ 45,083
Animal Health	2,826	2,639	2,311
Corporate/Other ^(A)	1,297	1,355	977
Total revenues	\$ 48,296	\$ 48,418	\$ 48,371
Segment profit/(loss) ^(B)			
Pharmaceutical	\$ 21,786	\$ 20,740	\$ 21,615
Animal Health	772	620	455
Corporate/Other ^{(A)(C)}	(12,864)	(12,082)	(9,042)
Total profit/(loss)	\$ 9,694	\$ 9,278	\$ 13,028
Identifiable assets			
Pharmaceutical	\$ 60,591	\$ 67,431	\$ 72,497
Animal Health	2,075	2,043	1,951
Discontinued operations/Held for sale	148	114	82
Corporate/Other ^{(A)(D)}	48,334	45,680	41,036
Total identifiable assets	\$ 111,148	\$ 115,268	\$ 115,566
Property, plant and equipment additions ^(E)			
Pharmaceutical	\$ 1,351	\$ 1,608	\$ 1,681
Animal Health	183	70	51
Discontinued operations/Held for sale	—	—	162
Corporate/Other ^(A)	167	202	156
Total property, plant and equipment additions	\$ 1,701	\$ 1,880	\$ 2,050
Depreciation and amortization ^(F)			
Pharmaceutical	\$ 2,223	\$ 1,886	\$ 1,765
Animal Health	81	52	49
Discontinued operations/Held for sale	—	—	71
Corporate/Other ^{(A)(G)}	2,806	3,262	3,408
Total depreciation and amortization	\$ 5,090	\$ 5,200	\$ 5,293

^(A)Corporate/Other includes our gelatin capsules business, our contract manufacturing business and a bulk pharmaceutical chemicals business, and transition activity associated with our former Consumer Healthcare business (sold in December 2006). Corporate/Other under Segment profit/(loss) also includes interest income/(expense), corporate expenses (e.g., corporate administration costs), other income/(expense) (e.g., realized gains and losses attributable to our investments in debt and equity securities), certain performance-based and all share-based compensation expense, significant impacts of purchase accounting for acquisitions, acquisition-related costs, intangible asset impairments and costs related to our cost-reduction initiatives.

^(B)Segment profit/(loss) equals income from continuing operations before provision for taxes on income and minority interests. Certain costs, such as significant impacts of purchase accounting for acquisitions, acquisition-related costs and costs related to our cost-reduction initiatives and transition activity associated with our former Consumer Healthcare business, are included in Corporate/Other only. This methodology is utilized by management to evaluate our businesses.

^(C)In 2008, Corporate/Other includes: (i) restructuring charges and implementation costs associated with our cost-reduction initiatives of \$4.2 billion; (ii) significant impacts of purchase accounting for acquisitions of \$3.2 billion, including acquired in-process research and development, intangible asset amortization and other charges; (iii) changes of approximately \$2.3 billion resulting from an agreement in principle with the U.S. Department of Justice to resolve the previously reported investigation regarding allegations of past off-label promotional practices concerning Bextra, as well as certain other open investigations, and charges of approximately \$800 million associated with agreements and settlements in principle to resolve certain NSAID litigation and claims (see Note 44, Certain Charges: Bextra and Certain Other Investigations and Note 45, Certain Charges: Certain Product Litigation—Colobrex and Bextra); (iv) all share-based compensation expense; (v) net interest income of \$772 million; (vi) asset impairment charges of \$213 million; (vii) acquisition-related costs of \$49 million; and (viii) transition activity associated with our former Consumer Healthcare business of \$7 million in income.

In 2007, Corporate/Other includes: (i) restructuring charges and implementation costs associated with our cost-reduction initiatives of \$3.9 billion; (ii) significant impacts of purchase accounting for acquisitions of \$3.4 billion, including acquired in-process research and development, intangible asset amortization and other charges; (iii) \$2.8 billion of charges associated with Exubyne (see Note 40, Certain Charges: Exubyne); (iv) net interest income of \$1.1 billion; (v) all share-based compensation expense; (vi) gain on disposal of assets and other of \$174 million; (vii) transition activity associated with our former Consumer Healthcare business of \$26 million in income; and (viii) acquisition-related costs of \$11 million.

In 2006, Corporate/Other includes: (i) significant impacts of purchase accounting for acquisitions of \$4.1 billion, including acquired in-process research and development, intangible asset amortization and other charges; (ii) restructuring charges and implementation costs associated with our cost-reduction initiatives of \$2.1 billion; (iii) all share-based compensation expense; (iv) net interest income of \$437 million; (v) impairment of the Depo-Provera intangible asset of \$320 million; (vi) gain on disposals of investments and other of \$173 million; (vii) a research and development milestone due to us from serotri-events of approximately \$115 million; and (viii) acquisition-related costs of \$27 million.

^(D)Corporate assets are primarily cash and cash equivalents, short-term investments and long-term investments and loans.

^(E)Certain production facilities are shared by various segments. Property, plant and equipment, as well as capital additions and depreciation, are allocated based on estimates of physical production.

^(F)Corporate/Other includes non-cash charges associated with purchase accounting related to intangible asset amortization of \$2.5 billion in 2008, \$3.0 billion in 2007 and \$3.2 billion in 2006.

Notes to Consolidated Financial Statements

Pfizer Inc and Subsidiary Companies

Geographic

(MILLIONS OF DOLLARS)	FOR/AS OF THE YEAR ENDED DECEMBER 31,		
	2008	2007	2006
Revenues			
United States ^(a)	\$ 20,438	\$ 23,153	\$ 25,822
Europe ^(b)	14,990	13,647	12,213
Japan/Asia ^(c)	7,166	6,511	5,939
Canada/Latin America/APME ^(d)	6,716	5,107	4,397
Consolidated	\$ 48,296	\$ 48,418	\$ 48,371
Long-lived assets^(e)			
United States ^(a)	\$ 17,296	\$ 19,145	\$ 21,795
Europe ^(b)	12,220	15,416	17,455
Japan/Asia ^(c)	1,090	1,177	1,205
Canada/Latin America/APME ^(d)	412	494	494
Consolidated	\$ 31,008	\$ 36,232	\$ 40,949

(a) Includes operations in Puerto Rico.

(b) Includes France, Italy, Spain, Germany, the U.K., Ireland, Northern Europe and Central-South Europe.

(c) Includes Japan, Australia, Korea, China, Taiwan, Thailand, Singapore and India.

(d) Includes Canada, South America, Central America, Mexico, Africa and the Middle East.

(e) Long-lived assets include identifiable intangible assets (excluding goodwill) and property, plant and equipment.

Revenues by Therapeutic Area

(MILLIONS OF DOLLARS)	YEAR ENDED DECEMBER 31,		
	2008	2007	2006
Pharmaceutical			
Cardiovascular and metabolic diseases	\$ 17,922	\$ 18,853	\$ 19,871
Central nervous system disorders	6,005	5,152	6,038
Arthritis and pain	3,096	2,914	2,711
Infectious and respiratory diseases	3,931	3,552	3,474
Urology	3,204	3,010	2,809
Oncology	2,561	2,540	2,191
Ophthalmology	1,777	1,643	1,461
Endocrine disorders	1,153	1,052	955
All other	2,284	3,819	4,169
Alliance revenues	2,251	1,789	1,374
Total Pharmaceutical	44,174	44,424	45,083
Animal Health	2,826	2,639	2,311
Other	1,297	1,355	977
Total revenues	\$ 48,296	\$ 48,418	\$ 48,371

21. Subsequent Event

On January 26, 2006, we announced that we have entered into a definitive merger agreement under which we will acquire Wyeth in a cash-and-stock transaction valued on that date at \$50.19 per share, or a total of \$68 billion. The Boards of Directors of both Pfizer and Wyeth have approved the transaction. Under the terms of the merger agreement, each outstanding share of Wyeth common stock will be converted into the right to receive \$33 in cash and 0.985 of a share of Pfizer common stock, subject to adjustment as set forth in the merger agreement. Based on the closing price of our stock on January 23, 2009, the last trading day prior to our announcement on January 26, the stock component was valued at \$17.19 per share. We expect the transaction will close at the end of the third quarter or during the fourth quarter of 2009, subject to Wyeth shareholder approval, governmental and regulatory approvals, the satisfaction of the conditions related to the debt financing for the transaction, and other usual and customary closing conditions.

2【主な資産及び負債の内容】

添付の連結財務諸表注記参照。

3【その他】

(1) 決算日後の状況

ワイスとの最終合併契約を締結した。詳細は、「第3 事業の状況」の「5 経営上の重要な契約等」を参照のこと。

2009年3月24日、135億ドルの無担保上位債を発行した。

1933年証券法レギュレーションS（改正済）に従い、米国外の居住者に対し、58.5億ユーロ及び15億ポンドの無担保上位債の私募を行った。当該私募が完了した結果、2009年3月12日にファイザーが現在進行中のワイス買収の資金調達に関連して締結した364日ブリッジ・ターム・ローン信用契約が終了した。

(2) 訴訟等

本書の連結財務諸表注記19の「訴訟及び偶発事象」を参照のこと。

4【日米の会計慣行の相違】

添付の連結財務書類は、米国で一般に認められた会計原則及び会計慣行に基づいて作成されたものである。したがって、我が国において一般に認められた会計原則に基づいて作成されたものとは相違する部分もある。主な相違点の要約は、以下のとおりである。

(イ)会計処理の変更及び過年度の財務諸表の修正再表示

米国においては、特定の会計処理の変更を行った場合には、過年度の財務諸表を遡及して修正再表示することを求めている。また、財務諸表の表示方法の変更を行った場合には、当期の表示方法に合わせて、過年度の財務諸表を修正再表示しなければならない。

我が国においては、特定の会計処理の変更と表示方法の変更とを問わず、過年度の財務諸表の修正再表示を行うことを認めていない。

(ロ)支払利息の資産化

米国においては、自家用の資産の取得または製造に伴って発生した支払利息のうち一定の要件を満たしたものについては、これを資産化し、償却資産については耐用年数に応じて償却しなければならない。

我が国においては、利息の資産化は強制されていない。

(ハ)リース取引

米国においては、資産の所有に伴う全ての便益と危険を実質的に移転するリースは、賃借人側では、キャピタル・リースとしてリース資産を計上・償却し、対応する債務を認識する。

我が国においてもキャピタル・リース会計が適用されるが、所有権移転外リースについては注記事項とすることも認められていた。但し、2008年4月1日以降開始する事業年度においては、当該容認規定は認められない。

(ニ)退職年金（財務会計基準書第87号及び第158号）

米国においては、財務会計基準書第158号により、予測給付債務と年金資産の公正価額の差額を貸借対照表上において認識することを要求している。さらに、年金数理計算上の仮定と実績の差から生じる未認識数理債務及び制度変更から生じる未認識過去勤務債務のうち期間年金費用として認識されていない部分については税効果考慮後の金額でその他の包括利益として認識することを要求している。

財務会計基準書第158号は財務会計基準書第87号を修正しており、当社は財務会計基準書第158号を2006年12月31日に適用している。2006年12月31日以前においては、財務会計基準書第87号は、年金資産の公正価額を超える累積給付債務があれば、未積立累積給付債務を追加負債として計上し、未認識の過去勤務債務の範囲内で無形資産を計上することを要求していた。さらに、未認識の過去勤務債務を超える金額については、資本の部に、税効果考慮後の金額で独立した科目で掲記することを要求していた。

我が国においては、追加負債の計上は行われない。

(ホ) 雇用者の年金以外の退職後給付の会計（財務会計基準書第106号）と雇用者の雇用終了後の給付の会計（財務会計基準書第112号）

米国においては、財務会計基準書第106号により、退職者の健康管理及び生命保険にかかる費用を退職者の予測勤務期間中に費用計上することを求めている。それに加えて、財務会計基準書第112号は、退職者以外で従来従業員であったか、または休職中の従業員に対して行う雇用終了後の給付には、雇用終了後の給付を引当計上することを要求している。

我が国においては、退職者に対する給付は一般的に国の社会保険制度によって賄われているので、退職後及び雇用終了後の給付に係る類似の債務はない。

(ヘ) 非継続事業

米国においては、ある事業が非継続事業となったときは、財務会計基準書第144号により、その事業は開示されている財務諸表の全ての期間に渡って非継続事業として表示される。

我が国においては、非継続事業としての独立掲記は要求されておらず、過年度の財務諸表の修正再表示は認められていない。

(ト) 株式を基礎とした報酬(ストックオプション等)の会計処理(財務会計基準書第123号（改訂）)

米国においては、財務会計基準書第123号（改訂）により、財務会計基準書第123号（改訂）適用後に付与もしくは修正された全てのストックオプションの公正価値は損益計算書に計上され、未確定の報酬に係る総報酬費用もまた、財務会計基準書第123号で本来規定されていたように、損益計算書上認識されなければならない。なお、当社は2006年1月1日より財務会計基準書第123号（改訂）を適用している。財務会計基準第123号は財務会計基準第123号（改訂）により取って代わられた。財務会計基準書第123号は、従業員に対するストックオプションについては、会計原則審議会意見書第25号の継続適用も認めていた。この場合、財務会計基準書第123号を適用したときの見積もりの情報を開示しなければならない。会計原則審議会意見書第25号ではストックオプション等の付与日における株式の市場価格が、従業員が株式を取得するために支払う金額を超過する部分はストックオプション等による報酬費用として認識される。

我が国においては、1997年の商法改正によりストックオプション制度が導入されたが、日本の現在の会計慣行ではストックオプション等による報酬費用は認識されなかった。しかし、2005年12月にストックオプション等に関する新しい会計基準が公布され、2006年5月以後に付与されるストックオプション等については報酬費用が認識されている。

(チ) 企業結合(財務会計基準書第141号)

米国においては、財務会計基準書第141号により2001年6月30日後に行なわれる企業結合について持分プーリング法による会計処理が廃止されている。

我が国においては、2003年10月に企業結合に関する会計基準が公布されており、当該会計基準は2006年4月1日以降開始する事業年度より適用されている。当該会計基準によれば、企業結合は以下の限定された状況、すなわち(1)企業結合が議決権に影響される場合、(2)企業結合後の両社株主の議決権の変化が5%以内である場合、(3)支配が変更される状況が存在しない場合等、が存在する場合にのみ持分プーリング法により会計処理することが要求されている。企業結合がそれらの条件に合致しない場合にはパーチェス法により会計処理を行なうことが要求される。但し、当該会計基準は2008年12月に改正されており、2010年4月1日以後実施される企業結合について、持分プーリング法により会計処理することは認められず、パーチェス法により会計処理を行うことが要求される。

(リ)のれん及び無形資産(財務会計基準書第142号)

米国においては、財務会計基準書第142号によりのれんは償却せず、最低限年度ごとに減損テストを実施することが要求されている。また、財務会計基準書第142号は各々の見積有効期間にわたり償却を行なう無形固定資産につき、財務会計基準書第144号に基づいて減損が生じているか否かを検討することを要求している。有効期間の不明確な無形固定資産については償却を行わず、各年度で減損テストが実施される。

我が国においては、のれんは20年以内の年数にわたり償却することが求められている。但し、2008年12月に改正された企業結合に関する会計基準により、2010年4月1日以後実施される企業結合から生じた負ののれんについては、当該負ののれんが生じた事業年度の利益として会計処理を行うことが要求される。

(ヌ)資産除去債務(財務会計基準書第143号)

米国においては、財務会計基準書第143号により、有形固定資産の購入、建設、開発及び通常の使用の結果もたらされる将来の除去に関連し、法的義務が生じた場合には当該会計期間において資産除去債務の公正価値を負債として計上することが規定されている。また、資産除去債務計上額は関連する長期性資産の帳簿価額として計上され、当該長期性資産の耐用年数にわたり減価償却される。負債は各会計期間末において時の経過、当初測定時点における予想将来キャッシュ・フローの変動の影響を受けて修正される。また、当社が2005年12月31日より適用している米国財務会計基準審議会解釈指針(「解釈指針」)第47号により、条件付債務の公正価値が合理的に見積もり可能である場合、財務会計基準書第143号に規定されている資産除去債務の定義を充足しており、資産除去債務を認識することが明確にされている。

我が国においては、これまで資産除去債務に関する特定の会計基準はなく、一般に、資産除去に関連する費用は実際に当該資産が除去された時点で認識されている。但し、2008年3月に資産除去債務に関する会計基準が公布され、2010年4月1日以後開始する事業年度より、資産除去債務を発生時に負債計上し、同額を関連する有形固定資産の帳簿価額に加えることが要求される。

(ル)株式配当と一株当たり数値

米国においては、株式配当を、追加発行株式の公正価額で、利益剰余金から永久資本の区分(資本金勘定及び株式払込剰余金勘定で表示)に振替処理することを要求している。但し、株式配当として発行された追加発行株式数が多大なため、株式の市場価格を著しく引き下げる場合を除く。また、株式配当及び株式分割により発行済普通株式数が増加した場合、資本構成の変更を反映するよう一株当たり数値を表示する全期間に遡及して再計算する。

我が国においては、株式配当は会社法上認められていない。また、過年度に公表した数値の遡及変更も認められない。

(ヲ)包括利益の報告(財務会計基準書第130号)

米国においては、財務会計基準書第130号により、包括利益とその構成項目を報告及び開示することを求めている。包括利益は、株主取引以外から生ずる一切の持分変動であり、「当期純利益」に加え、「その他の包括利益(損失)」を含む。

我が国においては、そのような包括利益の報告及び開示は求められていない。

(ワ)収益の認識

米国においては、米国証券取引委員会により公表された職員会計公報（「SAB」）第101号「財務諸表における収益の認識」（SAB第104号により改訂）に従い、収益は、所有権の移転を含む取引を裏付ける説得力のある証拠が存在すること、製品等の引渡し、またはサービスの提供がなされていること、売価が確定し、または確定しうるものであること、そして代金の回収可能性が確からしいことの全ての要件を満たされた場合に認識される。

我が国においては、出荷基準及び検収基準等の収益認識基準はあるが、上記に該当する明確な基準は存在しない。

(カ)売手が買手に与えた対価（販売促進費等）

米国においては、売手が買手に与えた対価のうち、一定の要件を満たすもの以外は、売手の損益計算書売上控除項目として処理することを求めている。

我が国においては、販売促進費等は一般に販売費及び一般管理費として処理される。

(ヨ)法人所得税の不確実性

米国においては、米国財務会計基準審議会解釈指針（「解釈指針」）第48号により、財務諸表におけるタックス・ポジションの認識及び測定について規定されている。解釈指針第48号に則ったタックス・ポジションの評価は、2段階のプロセスを有している。1段階目は、認識に関するものである。会社は、テクニカル・メリットに基づき、タックス・ポジションが税務調査において「50%を超える可能性」で維持されるかどうかを判断する。当該判断の際には、タックス・ポジションが全ての関連情報について十分な知識を有している税務当局により調査されることを前提としている。2段階目は、測定に関するものである。認識基準である「50%を超える可能性」を満たしたタックス・ポジションは、財務諸表における計上額を決定する必要がある。タックス・ポジションは、最終的に解決された場合に50%を超える可能性で認識される最大の税務上の便益の金額にて測定される。当社は、2007年1月1日より、解釈指針第48号を適用している。

我が国においては、法人所得税の不確実性に関する特定の会計基準はない。

(タ)公正価値による測定（財務会計基準書第157号）

米国においては、財務会計基準書第157号により、金融資産・負債及び財務諸表上定期的（少なくとも年次）に公正価値により測定・開示される非金融資産・負債について、公正価値の定義、公正価値の測定フレームワークの構築及び公正価値による測定の開示方法が規定されている。当社は、2008年1月1日より、財務会計基準書第157号を適用している。

我が国においては、公正価値による測定に関して、包括的に規定する会計基準はない。また、公正価値に関する階層は存在しない。

第 7 【外国為替相場の推移】

日本円と米ドルとの為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度及び最近6月間において掲載されているので、本項の記載を省略する。

第8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1. 株主名簿への登録

新株式は、その株主の名義（または株主の委託者の氏名）で当社の株主名簿に登録される。

2. 株式の移転の手続

株式は、当社の株主名簿上の名義書換を行うことによって、これを譲渡することができる。名義書換には、株主本人またはその適法に指名された代理人が、適法に裏書された株券を提出することを要する。

3. 株主への通知

当社の株主宛ての通知は、株主名簿に記載された住所宛てに送付することによって行う。

4. 議決権行使に関する手続

株主総会において議決権を行使できる株主は登録された株式毎に1議決権を本人または代理人により行使できる。全ての議決は、法令または定款もしくは附属定款に定めのある場合を除き、出席株主の過半数によってなされる。

5. 配当支払の手続及び基準日

当社は、株主に対して、取締役会の決議により配当を支払うことができる。配当支払のための基準日は取締役会がこれを定め、その基準日現在の株主名簿上の株主に対して配当が支払われる。

6. 提出会社の未発行株式または自己株式を他の株主に優先して買取りまたは引受ける権利の行使に関する手続き

該当なし

7. 名義書換取扱場所及び株主名簿管理人

当社は、当社株式に関する名義書換取扱場所及び株主名簿管理人を日本に置かない。

8. 決算期

毎年12月31日

9. 公告

日本において新株式に関する公告は行わない。

10. 株式の譲渡制限

なし

11. 本邦における課税上の取扱い

本邦における課税上の取扱いの概要は、以下のとおりである。

() 配当

(イ) 日本の居住者たる個人株主

日本の居住者たる個人株主に対して直接海外の証券会社等（国外における支払の取扱者）より支払われる外国上場株式の配当金については、日本の源泉徴収は行われない。この場合、かかる個人は、確定申告をする際に、配当額合計を配当所得として所得に含めることを要し、これを含めた課税総所得金額に基づいて税金を納付しなければならない（総合課税）。ただし、日本の居住者たる個人株主のうち年間の給与収入金額が2,000万円以下であり、かつ当該年度の所定の給与所得等以外の所得の金額（米国の源泉徴収額を控除した後の配当金の額を含む。）が20万円以下の者は、確定申告をすることを要しない。また、平成21年1月1日以降に支払われる外国上場株式に係る配当金については、通常の方法の他に20%の税率による申告分離課税（平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間は10%の税率）により申告することも可能である。

一方、日本の居住者たる個人株主が日本国内における配当の支払の取扱者から外国上場株式に係る配当の支払を受ける場合には、その支払われる配当金について日本の源泉徴収が行われる。平成23年12月31日までに支払われる配当については10%の軽減税率が適用され、平成24年1月1日以降に支払われる配当については20%の税率が適用される。この場合、日本の居住者たる個人株主については、選択により、総合課税による確定申告は行わずに源泉徴収だけで配当の課税関係が完結することも可能である（申告不要制度）。平成21年1月1日以降に支払われる外国上場株式に係る配当金については、通常の方法の他に20%の税率による申告分離課税（平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間は10%の税率）により申告することも可能である。

(ロ) 内国法人である株主

内国法人である株主に対して直接海外の証券会社等（国外における支払の取扱者）より支払われる外国上場株式の配当金については、日本の源泉徴収は行われない。当該配当金は、益金として内国法人の課税所得に算入される。

一方、内国法人である株主が日本国内における配当の支払の取扱者から外国上場株式に係る配当の支払を受ける場合には、その支払われる株式の配当金について日本の源泉徴収が行われる。日本の法人に対しては、平成23年12月31日までに支払われる配当については7%の軽減税率が適用され、平成24年1月1日以降に支払われる配当については、15%の税率が適用される。当該配当金は、益金として内国法人の課税所得に算入され、日本の源泉税の全部又は一部は法人税額から控除される。

(ハ) 日本の居住者たる個人が受領する配当で総合課税又は申告分離課税の対象となるもの及び日本の法人が受領する配当について課される米国の源泉徴収税額の全部又は一部について外国税額控除の適用を受けることができる。

() 譲渡損益

(イ) 日本の居住者たる個人株主

日本の居住者たる個人株主の外国上場株式の譲渡益については、国内の証券会社等を経由した売買の場合には、内国法人株式の譲渡益と同様の課税取扱いを受けることができるが、国内の証券会社等を経由しない場合には、譲渡益に係る優遇税率（優遇税率は平成23年12月31日をもって10%の軽減税率が廃止され、平成24年1月1日以降は20%となる。）の適用はない。

(ロ) 内国法人である株主

内国法人である株主の外国上場株式の譲渡益については、内国法人の課税所得に算入される。

() 相続税

(イ) 日本国の居住者が株式を相続した場合、当該株式は日本国の相続税の対象となる。

(ロ) この場合、株式が同時に米国の遺産相続税の対象となることがあるが、米国で徴収されたこれらの租税については、一定の場合日本国の相続税法上外国税額控除が認められている。

第9 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

該当なし。

2 【その他の参考情報】

当社は、当事業年度の開始日から本有価証券報告書提出日までの間において、次の書類を提出している。

- | | | |
|-----|---|---------------------|
| (1) | 有価証券届出書（様式7 - 2）及び添付書類 | 平成20年2月19日関東財務局長に提出 |
| (2) | 2007年度有価証券報告書（自2007年1月1日至同年12月31日）及び添付書類 | 平成20年6月27日関東財務局長に提出 |
| (3) | 2008年度半期報告書（自2008年1月1日至同年7月1日）及び添付書類 | 平成20年9月29日関東財務局長に提出 |
| (4) | 有価証券届出書（様式7 - 2）及び添付書類 | 平成21年2月17日関東財務局長に提出 |
| (5) | 有価証券届出書（上記(4)）の訂正届出書 | 平成21年2月18日関東財務局長に提出 |
| (6) | 金融証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6の2号に基づく臨時報告書（様式10-2）及び添付書類 | 平成21年3月23日関東財務局長に提出 |
| (7) | 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に基づく臨時報告書（様式10-2）及び添付書類 | 平成21年4月22日関東財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の同意書

ファイザー社株主及び取締役会 御中

私どもは、ファイザー社及び子会社の2008年及び2007年12月31日現在の連結貸借対照表、並びに2008年12月31日を以って終了した3年間の各事業年度の連結損益計算書、連結株主持分計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書についての2009年2月27日付の私どもの監査報告書を本有価証券報告書に含め、また、「第6 経理の状況」の冒頭において私どもに言及することを承諾する。

ケーピーエムジー・エルエルピー

2009年6月9日

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

ファイザー社株主及び取締役会 御中

私どもは、添付のファイザー社及び子会社の2008年及び2007年12月31日現在の連結貸借対照表並びに2008年12月31日を以って終了した3年間の各事業年度の連結損益計算書、連結株主持分計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書について監査を行った。これらの連結財務諸表の作成責任は、会社の経営者にあり、私どもの責任は、私どもの監査に基づいて、これらの連結財務諸表について意見を表明することにある。

私どもは、米国において一般に認められた監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査基準は、財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し実施することを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、連結財務諸表に記載されている金額及び開示事項を立証する証拠の検証を含んでいる。監査はまた、会社の経営者が採用した会計方針及び経営者によって行われた重要な見積もりの妥当性の検討も含め、全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私どもは、私どもの監査が、監査意見表明のための合理的な基礎を提供しているものと確信している。

私どもの意見によれば、上記の連結財務諸表は、米国において一般に認められた会計原則に準拠して、ファイザー社及び子会社の2008年及び2007年12月31日現在の財政状態並びに2008年12月31日を以って終了した3年間の各事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示している。

ケーピーエムジー・エルエルピー

2009年2月27日

[次へ](#)

INDEPENDENT ACCOUNTANTS' CONSENT

To the Shareholders and Board of Directors of Pfizer Inc:

We agree to the inclusions of our report dated February 27, 2009, relating to the consolidated financial statements of Pfizer Inc. and Subsidiary Companies as of December 31, 2008 and 2007, and for each of the years in the three year period ended December 31, 2008, and to the reference to our firm under the heading “Section VI – FINANCIAL CONDITIONS” in the Japanese Securities Report filed by Pfizer Inc. with the Ministry of Finance in Japan.

KPMG LLP

June 9, 2009

[前へ](#) [次へ](#)

Independent Auditors' Report

To the Board of Directors and Shareholders of Pfizer Inc:

We have audited the accompanying consolidated balance sheets of Pfizer Inc and Subsidiary Companies as of December 31, 2008 and 2007, and the related consolidated statements of income, shareholders' equity, and cash flows for each of the years in the three-year period ended December 31, 2008. These consolidated financial statements are the responsibility of the Company's management. Our responsibility is to express an opinion on these consolidated financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. An audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Pfizer Inc and Subsidiary Companies as of December 31, 2008 and 2007, and the results of their operations and their cash flows for each of the years in the three-year period ended December 31, 2008, in conformity with generally accepted accounting principles in the United States of America.

KPMG LLP

February 27, 2009

[前へ](#)